

総務文教委員会

令和5年6月26日(月)
10時00分～時分
全員協議会室

【委員】 永見委員長、三浦副委員長、
肥後委員、大谷委員、芦谷委員、佐々木委員、西田委員

【議長・委員外議員】

【執行部】 砂川副市長

(総務部) 坂田総務部長、猪狩総務課長、森脇防災安全課長、琴野防災安全課危機管理監、
山根人事課長、湯浅行財政改革推進課長、小林財政課長

(地域政策部) 田中地域政策部長、岸本政策企画課長、川合定住関係人口推進課長、
末岡地域活動支援課長、永田まちづくり社会教育課長、
濱見人権同和教育啓発センター所長

(三隅支所) 久佐三隅支所長、石原防災自治課長

(教育委員会) 岡田教育長、草刈教育部長、猪木迫教育部幼児教育担当部長、
松山教育総務課幼児教育担当課長、山口学校教育課長

(消防本部) 田中消防長、伏田予防課長、大橋警防課長、宇津通信指令課長

【事務局】 松井書記

【議題】

1 請願審査

(1) 請願第6号 浜田市立原井幼稚園跡地払い下げに関する請願について

2 陳情審査

- (1) 陳情第84号 職員、元職員こそ、まちづくりに積極参加をという陳情について
- (2) 陳情第86号 救急車の停車位置は無頓着でいいのかという陳情について
- (3) 陳情第87号 再配置計画からズレズレ、計画に忠実な執行を求める陳情について
- (4) 陳情第88号 再配置計画、総合振興計画に「ないものはない」という考えも加えたらどうかという陳情について
- (5) 陳情第89号 石見まちづくりセンター長沢サブセンターの中止を求める陳情について
- (6) 陳情第90号 出張中も災害があった時所在が分からないでは困るという陳情について
- (7) 陳情第94号 本当に「困った」との声が議会や市に届いてないのかという陳情について
- (8) 陳情第96号 早期退職の多さが異常、原因を精査すべし、異常なものについては説明が必要という陳情について
- (9) 陳情第97号 公的施設の賃料なら同居他者と比較して借りる必要があるのではという陳情について
- (10) 陳情第98号 浜田市の公共施設等総合管理計画について現状と今後の考え方の説明を求める陳情について
- (11) 陳情第99号 公共施設状況調査(総務省)の経年比較表の数値と浜田市のホームページの数値の違いについて、分かりやすい説明を求める陳情について

(裏面あり)

- (12) 陳情第 100 号 中期財政計画の投資的経費や普通建設事業費が、毎年度予定していた額を大幅に上回り続けている理由と今後の対策について、分かりやすい説明を求める陳情について

- 3 議案第 33 号 浜田市人権を尊重するまちづくり条例の制定について
- 4 議案第 38 号 浜田市火災予防条例の一部を改正する条例について
- 5 議案第 39 号 財産の取得について（生活路線バス）
- 6 議案第 40 号 財産の取得について（高規格救急自動車）
- 7 議案第 41 号 財産の取得について（高機能消防指令センターシステム）

- 8 執行部報告事項
 - (1) 令和 6 年度国県重点要望事項について 【該当課】
 - (2) 防災行政無線高城山中継局の修繕について 【防災安全課・三隅支所防災自治課】
 - (3) 地域おこし協力隊による若者移住事業に係る業務内容の変更について 【定住関係人口推進課・教育総務課】
 - (4) 令和 5 年度第 1 回「地域の日」について 【地域活動支援課】
 - (5) 石見交通路線バス有福線廃止に伴う地元説明会の開催について 【地域活動支援課】
 - (6) 石見まちづくりセンター（仮称）長沢サブセンター建設整備計画について 【まちづくり社会教育課】
 - (7) 浜田市人権を尊重するまちづくり条例について 【人権同和教育啓発センター】
 - (8) その他
(配布物)
・令和 4 年度統計はまだ 【総務課】

- 9 その他

- 10 ぎかいポストに寄せられた意見等への対応協議について（委員間で協議）
- 11 地域井戸端会に寄せられた意見等への対応協議について（委員間で協議）
- 12 常任委員会が所管する事項の見直しについて（委員間で協議）

令和4年12月15日

浜田市市議会議長
笹田 卓 様

浜田市東所

請願者 社会福祉法人 浜田ひかり保育所

理事長

竹山 勝彦

浜田ひかり保育所新園舎建設準備委員会

委員長

野藤 薫

紹介議員

岡本 正友

浜田市立原井幼稚園跡地払い下げに関する請願書

【請願の要旨】

浜田市立原井幼稚園跡地の払い下げについて（お願い）

【理 由】

浜田ひかり保育所は、「一人ひとりの子どもの幸福と利益を考慮し、家庭や地域との連携を図り、共に育ちあうためのふさわしい保育の場を目指す」。を保育理念に掲げ、昭和25年4月1日開設し、昭和40年1月19日法人認可を得て現在まで数多くの子どもたちを小学校へと送り出しております。

以前より、園庭の狭さや幹線道路9号線に隣接している関係上、保護者による送迎時の接触事故が懸念される問題を抱えながらの経営をしてまいりました。

加えて、近年園舎の老朽化に伴う耐震問題や給食室の狭さによる職員の負担増が発生しており、その改善が喫緊の課題となっている状況です。

この老朽化耐震化と保育環境問題を解決すべく、平成31年4月新園舎新築検討委員会を立ち上げ、会計事務所と設計事務所を交えて6回の会合を重ねました。

その結果、現所在地での建て替えは、保育士と園児が同一目線の理想的平屋構造（延べ床875㎡）は敷地面積不足があり、実現不能です。併せて、保育士たちが望む自園の園庭での運動会などは望むことはできません。更に前述の保護者による送迎時発生が懸念される車の接触事故を回避する方法の難しさを勘案すれば、新園舎新築検討委員会は現在地での建て替えを諦め、新たに広い用地を取得して、進入路の安全確保とのびのびとした園庭と広い遊戯室やランチルームを持ちオープンキッチン給食室を備えることにより、今以



上に充実した食育教育が可能になると考えています。

そして、普段は保育の場や地域の方々との交流の場として、災害時には食育機能を活かした一時避難所としての提供を考えております。

特に、浜田市立原井幼稚園跡地周辺は旧市内であり、近隣に公民館等の施設が無い状況の中で、炊き出しもできる浜田ひかり保育所進出は又とない好機と捉えて頂きたいと存じます。

過日、同種の請願書を提出した折の回答（令和2年11月時点）は、現時点での跡地については白紙の状態であり、令和5年度には跡地についての方向性を示すことができる旨の回答をいただいております。

もしも、原井幼稚園跡地の払い下げを検討されておられれば、原井幼稚園は幼児教育の場であった所です。営利目的の不動産業者や宅地開発業者等への払い下げよりは保育園や老人保健施設など公共性の高い団体や社会福祉法人への払い下げを切に希望いたします。

浜田市市議会におかれましては、上記趣旨にご理解いただき、特段のご配慮をお願い申し上げます。

付帯書類 新園舎計画平面図

陳情番号	84
付託先委員会	総務文教委員会
審査結果	

浜田市議会議長笹田卓様

2023年6月1日

浜田市日脚町

森谷公昭

職員、元職員こそ、まちづくりに積極参加をという陳情

職員教育のボタンの掛け違いはないか？

市役所退職者は、かなり頼りになるはず。

その人が、井戸端会議や町内会に参加しないということは職員教育にも問題があるのではないか？

支所長経験者も井戸端会議にほとんどが不参加

人的資源としてももったいないと思う。

検討したうえで、できれば前向きに動いていただきたい。



陳情番号	86
付託先委員会	総務文教委員会
審査結果	

浜田市議会議長笹田卓様

2023年6月1日

浜田市日脚町

森谷公昭

救急車の停車位置は無頓着でいいのかという陳情

救急車 (ambulance) の停車位置の考えはどうなっているのか？

あまりにも無頓着な止め方を目撃する

節度を持った止め方をすべきだと思うが、検討していただきたい。



陳情番号	87
付託先委員会	総務文教委員会
審査結果	

浜田市議会議長笹田卓様

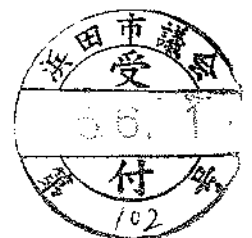
2023年6月1日

浜田市日脚町

森谷公昭

再配置計画からズレズレ、計画に忠実な執行を求める陳情

スクラップアンドビルドというのに
いまだに、まちづくりセンターを5億円で
三桜後2億円で買い、何億円かで作ろうとしている
SDG'Sの観点から直して使うという方針も示したらどうか？



陳情番号	88
付託先委員会	総務文教委員会
審査結果	

浜田市議会議長笹田卓様

2023年6月1日

浜田市日脚町

森谷公昭

再配置計画、総合振興計画に「ないものはない」という 考えも加えたらどうかという陳情

あれがないから これが無いから 作ろうでは
小さな町にすべて用意することにもなりかねない
人口減少中で、大変なことになる
ないものはないという前提で魅力を考える
SDG'S
金がいくらあっても足りない



陳情番号	89
付託先委員会	総務文教委員会
審査結果	

浜田市議会議長笹田卓様

2023年6月1日

浜田市日脚町

森谷公昭

石見まちづくりセンター長沢サブセンターの中止を 求める陳情

石見まちづくりセンターは地元の要求でできたのではない
 地元の要求は、自治公民館の要求だった
 サブセンターの話が出たときも
 住民の話では、「これは話が違う」という意見もあった
 人口減少のなかで5億円もかけて
 ハコモノが抑制されている中で
 建設してはならない



陳情番号	90
付託先委員会	総務文教委員会
審査結果	

浜田市議会議長笹田卓様

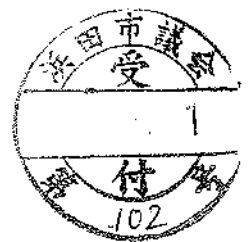
2023年6月1日

浜田市日脚町

森谷公昭

出張中も災害があった時所在が分からないでは困るとい
う陳情

出張の際の万一の時のために宿泊場所がわかるようにすべきだと思うが
なされていない
宿泊情報の共有を検討してください



陳情番号	94
付託先委員会	総務文教委員会
審査結果	

浜田市議会議員長笹田卓様

2023年6月1日

浜田市日脚町

森谷公昭

本当に「困った」との声が議会や市に届いてないのかという陳情

録画録音禁止の理由が「切り取りアップで市民が混乱することを防ぐため」という理由だそうです。

市民は自分のために録画録音をするのであり、切り取りアップするために録画録音するのではない。

自動車事故は起きますし、死亡事故もありますが車は販売されています。

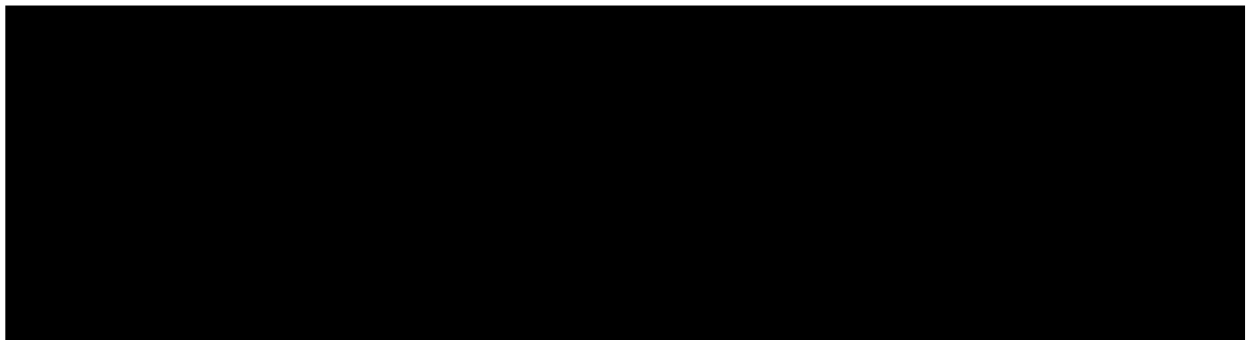
包丁で切られた人がいる、殺された人もいますが、包丁は売られています。

実際に今までなかった「切り取りによる混乱」を想像推測して、多くの市民の利便性を犠牲にして良いものかどうか検討してほしい。

私には、多くの方から「困る」という声があります。

せめて職員の判断に任せるとするのが落としどころではないかと思います。

参考です



陳情番号	96
付託先委員会	総務文教委員会
審査結果	

浜田市議会議長笹田卓様

2023年6月1日

浜田市日脚町

森谷公昭

早期退職の多さが異常、原因を精査すべし 異常なものについては説明が必要という陳情

早期退職に際して、過去10年間（約100人）で課長起案は2人。

他は、係長起案又は合議である。

平成30年12月と平成31年2月の2人について当時の西川人事課長の起案であるが、12月はほとんどが黒塗りで4ページも黒塗りである。

通常は黒塗り部分は2行から3行である。

特殊事情があったと思われるが、どのような場合に枚数が増え、黒塗りになるのか？
教えていただきたい。

また執行部に概要を説明するよう働きかけていただきたい。

なお、この退職者は、12月17日に退職届を提出し12月31日に退職している。



陳情番号	97
付託先委員会	総務文教委員会
審査結果	

浜田市議会議長笹田卓様

2023年6月1日

浜田市日脚町

森谷公昭

公的施設の賃料なら同居他者と比較して借りの必要があるのではという陳情

商工会議所1階を坪単価7000円で浜田市が借りようとしている。

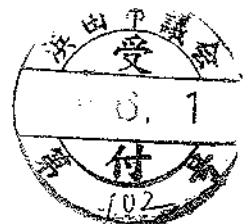
公益性のある方向会議所の公共スペースであるので

賃料については、かなり慎重に決めるべきではないかと思う。

同居する、保険会社やテイクアウト業者の賃料も明らかにし、そんな色のない単価で借りるべきではないか？

高すぎても安すぎてもいけないと思います。

検討してください。



陳 情 番 号	98
付託先委員会	総務文教委員会
審 査 結 果	

浜田市議会議長様

浜田市の公共施設等総合管理計画について現状と今後の考え方の説明を求める陳情

浜田市では公共施設等総合管理計画や公共施設再配置実施計画を策定し、公共施設の統廃合や再配置に取り組んでいます。計画策定時に比べ、浜田市の公共施設の数には減っていますが、新規整備や取得によって、ハコモノの延床面積は増えています。浜田市の公共施設等総合管理計画では、行政財産の施設数と面積、普通財産の施設数と面積を合わせてハコモノとして管理しており、行政財産だけがハコモノという訳ではありません。平成25年に6.86㎡と計算した住民1人あたりの公共施設保有量は、人口が減少して面積が増えているため、令和5年5月現在は、約9㎡に増え、類似団体平均と比べ2.5倍、全国でもトップクラスになっているのではないかと考えられます。

また、浜田市の公共施設等総合管理計画では、構造別に更新単価を想定していますが、直近の市の公共施設の建設工事の実勢価格は、計画に示された単価の2倍を超えてきています。具体的には、鉄骨造の更新単価は㎡あたり16万7千円、木造は19万5千円と計画されていますが、直近の工事単価は約2倍～2.5倍になっています。

公共施設に関する計画策定時、40年後には面積で7割しか維持更新できないという試算でしたが、仮に公共施設の更新等に使える予算が想定どおりで、公共施設の多くを占める鉄骨造と木造の更新単価が2倍になった場合は、維持更新できるのは7割ではなく3割5分ということになり、非常に深刻な状態だと思います。

既に実行した統合や計画上の新規整備についても計画している更新費用の約1.5倍～4倍の費用がかかっている現状があります。

実際には、有利な起債ができる期間が計画策定時の想定より延長されているというプラス材料はあるとしても、今後も続く保証はありません。工事単価の上昇というマイナス材料の影響が計画の信頼性、実効性を損ねるレベルに達しているならば、実勢価格以上の更新単価で計算し、計画を修正する必要があると考えます。

公共施設再配置実施計画は令和3年度に第2期計画（計画期間は令和4年度～令和7年度）を策定していますが、この際にもすでに実勢価格と大きく乖離した第1期計画の更新単価（昭和59年度～平成19年度の分析値）をそのまま引き継いでいます。

市長は4月27日付の新聞記事の中で、石見神楽伝承館の設置や美又温泉に日帰り入浴施設整備の検討に触れ、記者からの「新たなハコモノ整備は、市民の理解が得られるか」との問いに「市では公共施設再配置実施計画を策定し、施設の更新や統廃合を計画的に行っている。」と答えていらっしゃいますが、工事の実勢価格が計画で想定している工事単価の2倍を超えてきている例も多いことや、浜田市のハコモノの総量が増え、計画通り進んでおらず深刻な状態である、といった報告を受けていらっしゃらなかったに違いないと思います。

公共施設等総合管理計画や公共施設再配置実施計画を策定し、「喫緊の課題」として削減や統廃合に取り組んできても、両計画に共通の更新単価と実勢価格との差により、市の計画上充てられる予算では計画通りの量を削減できていないために、ベースが鈍い面もあると考えます。工事の実勢価格が高騰していること自体は浜田市に責めがある訳ではありませんし、行財政改革推進課は市長や議会、市民に正しく情報共有し、財政課や建築住宅課とも協力して、急いで必要な修正を行う必要があると考えます。これにより、市長も議会も市民も、みんなが市の公共施設について「市のハコモノの量やそれにかかっている費用はどのくらいなのか」、「本当に必要不可欠なものなのか」、「その施設を作ること、残すことで市民が得られる効果はどうか」、「自分たちの世代の一時の利便性や満足度のために、縮小していく子や孫の世代の市の予算の自由度を奪う（将来出ていく費用を増やしていく）ことになっても良いか」を、危機感を持って考え易くなると思います。

有利な起債を使える期間が伸びて、それらを利用し計画を前倒して統廃合を進めているならば、市のハコモノの総量は減るはずですが、逆に増えているということは、有利な起債も使いながら新たにハコモノを作ったり取得している方が多いということになります。毎年示される中期財政計画では、普通建設事業費は2年後、3年後には階段状に10億円単位で減ると示されていますが、実際には2年後、3年後には、減らないどころか増えていたりします。「作ることや取得することは決めるが、増やすことでその後何十年もかかる維持費、人件費や、大規模修繕、更新、廃止の費用の増加は将来世代でなんとかすればよい。」と考えるならば、これは、子や孫の世代にツケを回している状態でしかなく、このままでは「住みたい、住んでよかった浜田市」にはならないと思います。

誰もが市のハコモノの新設や更新の可否について、正確な情報を基に考えたり判断できるよう、「浜田市の公共施設の総量や住民一人当たりの保有量の推移」、「公共施設関係の計画で、現実と乖離している更新単価についてどうする必要があると考えるか」「公共施設再配置実施計画は大幅に遅れているが、計画期間内に削減するペースを加速するのか」、「ハコモノの総量が増えていることをどう考えるか」について、執行部から分かりやすい説明を行っていただけるように働きかけて下さいます様、お願い申し上げます。

2023年6月1日

浜田市国分町

三島淳寛



陳 情 番 号	99
付託先委員会	総務文教委員会
審 査 結 果	

浜田市議会議長様

公共施設状況調査（総務省）の経年比較表の数値と浜田市のホームページの数値の違いについて、分かりやすい説明を求める陳情

総務省では、全国の自治体の様々な数値についての報告をもとに、それらをまとめたものを公表しています。この中に、公共施設状況調査というものがあり、各自治体のハコモノの総量を毎年載せています。

浜田市でも毎年度、公共施設のうち、一般会計における行政財産について推移を公表しています。

浜田市の公表している数値は一般会計における行政財産だけなので、総務省への報告とぴったり一致しないことに不思議はありませんが、総務省への報告のうちの行政財産の増減高とは高い相関関係にあるはずではないかと思えます。

しかし例えば令和2年度、総務省への報告は行政財産の建物が18,034㎡減ったと報告していますが、市の公共施設等総合管理計画での公表内容から計算すると、1,334㎡の減少です。調査の時期が10月1日か3月末かの違いがあっても、次の期には反映しなければならないため、不自然です。また、令和2年度には高度衛生管理型7号荷捌所が完成しており、これだけでも約8,100㎡の増加があったはずですが、一般会計における行政財産（指定管理で運用）なのに面積計算に入っているように見えません。

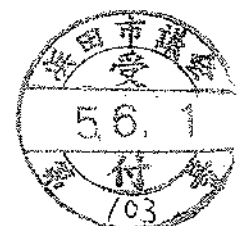
令和4年度以降、4号荷捌所、ゆうひパーク浜田も取得しており、浜田市のハコモノ総量は、さらに10,000㎡以上増えていると考えられます。前年度末の数値を総務省が秋には公表するため、年度が変われば市として取りまとめた数値を報告なさっているはずで、遅くとも6月か7月には前年度に何がどれだけ増えたり減ったりしたのかを把握し、市の計画とも照らしてチェックなさっていると思えます。

毎年度、行政財産の推移について総務省への報告内容と市の公表している内容の差がかなりありますが、この理由について、わかりやすい説明を行っていただけるよう働きかけてくださるようお願い申し上げます。

2023年6月1日

浜田市国分町

三島淳寛



陳情番号	100
付託先委員会	総務文教委員会
審査結果	

浜田市議会議長様

中期財政計画の投資的経費や普通建設事業費が、毎年度予定していた額を大幅に上回り続けている理由と今後の対策について、分かりやすい説明を求める陳情

浜田市では毎年度中期財政計画を策定し、向う10年の歳入と歳出について計画値を示しています。この中で、投資的経費や普通建設事業費について、毎年度、2年後3年後には数十億円減らしますという計画を立てています。しかし、実際に翌年度の計画、翌々年度の計画を見ると、その通り減らずに激増していたりします。

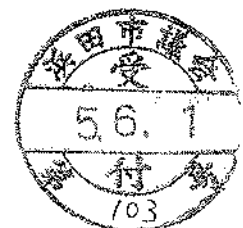
災害復旧等、予期しない部分が増えるのは仕方ない面があると思いますが、普通建設事業費はサマーレビュー等を積み上げて、計画的に予算化されていると説明を受けました。これが例えば令和元年の計画では令和2年には35億、令和3年には23億に減らすとしていたものが、翌年の計画では令和2年56億、令和3年34億に増えています。また、同様に令和2年度の計画では令和3年度は34億に、令和4年度は36億に減らすとしていますが、実際には令和3年度になれば56億、令和4年度には66億を計上しており、2年後3年後に30億や40億増えたりしています。中期財政計画なので5年程度先まではある程度高い確度で見通すという目的があるはずですが、少なくとも投資的経費や普通建設事業費については2年後についてすら見通せていない状態です。正確に先を見通すことはとても難しいため、計画どおりにいかないことも多いのは理解できますが、ハコモノやインフラの計画的な整備についての計画もあるため、それが当年度や前年度に何十億円も激増するというのは、どういう理由なのかがわかりませんし、信頼度、実効性が低いとも言えます。去年言っていたのと全然違う場合、理由の説明や検証も必要なのではないかと思えます。

毎年度かなりの増額になっている理由と、この計画の信頼度、実効性向上のために行うべきことについて、市の考え方をわかりやすく説明していただけるよう、執行部に働きかけて下さいます様、お願い申し上げます。

2023年6月1日

浜田市国分町

三島淳寛



**令和5年6月浜田市議会定例会議
条例議案新旧対照表**

（総務文教委員会）

新旧対照表の見方

1 最上部に一部改正する条例の名称及び条例番号を表記しています。

2 新旧対照表の表記は、次のとおりです。

- (1) 左欄の「現行」が改正前、右欄の「改正後（案）」が改正後の内容
- (2) 改正のある条のみ表記
- (3) 改正のある条の中の改正のない項及び号は「〔略〕」で表記
- (4) 変更のある箇所を下線で表記

〔新旧対照表例〕

浜田市●●●条例（平成●●年浜田市条例第●●号）新旧対照表 （下線部分が改正箇所）

現行	改正後（案）
(見出し) 第●条 市長は、○○○○○○○○、●●●●とする。 2 〔略〕	(見出し) 第●条 市長は、○○○○○○○○、 <u>▲▲▲▲</u> とする。 2 〔略〕

目 次

議案第33号	浜田市人権を尊重するまちづくり条例の制定について	…	1ページ
議案第38号	浜田市火災予防条例の一部を改正する条例について	…	2ページ

【附則】 浜田市特別職の職員で非常勤のものものの報酬及び費用弁償に関する条例（平成20年浜田市条例第37号）新旧対照表

（下線部分が改正箇所）

現行		改正後（案）	
別表（第2条関係）		別表（第2条関係）	
区分	報酬額	区分	報酬額
〔略〕		〔略〕	
浜田市国民保護協議会委員	〃 6,000円	浜田市国民保護協議会委員	〃 6,000円
浜田市男女共同参画推進委員会委員	〃 6,000円	<u>浜田市人権尊重推進委員会委員</u>	〃 6,000円
〔略〕		浜田市男女共同参画推進委員会委員	〃 6,000円
		〔略〕	

現行	改正後（案）
<p>（急速充電設備）</p> <p>第11条の2 急速充電設備（電気を設備内部で変圧して、電気自動車等（電気を動力源とする自動車等（道路交通法（昭和35年法律第105号）第2条第1項第9号に規定する自動車又は同項第10号に規定する原動機付自転車をいう。第12号において同じ。）をいう。以下この条において同じ。）に充電する設備（全出力20キロワット以下のもの及び全出力200キロワットを超えるものを除く。）をいう）</p> <hr/> <p>以下同じ。）の位置、構造及び管理は、次に掲げる基準によらなければならない。</p> <p>(1) 急速充電設備（全出力50キロワット以下のもの及び消防長が認める延焼を防止するための措置が講じられているものを除く。）を屋外に設ける場合にあつては、建築物から3メートル以上の距離を保つこと。ただし、不燃材料で造り、又は覆われた外壁で開口部のないものに面するときは、この限りでない。</p> <p>〔新設〕</p> <p>〔新設〕</p> <p>(2) その筐^{きょう}体は不燃性の金属材料で造ること。_____</p> <hr/> <p>(3)～(5) 〔略〕</p> <p>(6) 急速充電設備と電気自動車等が確実に接続されていない場合</p>	<p>（急速充電設備）</p> <p>第11条の2 急速充電設備（電気を設備内部で変圧して、電気自動車等（電気を動力源とする自動車、原動機付自転車、船舶、航空機その他これらに類するものをいう。以下同じ。）にコネクター（充電用ケーブルを電気自動車等に接続するためのものをいう。以下同じ。）を用いて_____充電する設備（全出力20キロワット以下のものを除く。）をいい、分離型のもの（変圧する機能を有する設備本体及び充電ポスト（コネクター及び充電用ケーブルを収納する設備で、変圧する機能を有しないものをいう。以下同じ。）により構成されるものをいう。以下同じ。）にあつては、充電ポストを含む。以下同じ。）の位置、構造及び管理は、次に掲げる基準によらなければならない。</p> <p>(1) 急速充電設備（全出力50キロワット以下のもの及び消防長が認める延焼を防止するための措置が講じられているものを除く。）を屋外に設ける場合にあつては、建築物から3メートル以上の距離を保つこと。ただし、次に掲げるものにあつては_____、この限りでない。</p> <p>ア 不燃材料で造り、又は覆われた外壁で開口部のないものに面するもの</p> <p>イ 分離型のものにあつては、充電ポスト</p> <p>(2) その筐^{きょう}体は不燃性の金属材料で造ること。ただし、分離型のものの充電ポストにあつては、この限りではない。</p> <p>(3)～(5) 〔略〕</p> <p>(6) コネクターと電気自動車等が確実に接続されていない場合</p>

現行	改正後（案）
<p>には、充電を開始しない措置を講ずること。</p> <p>(7) 急速充電設備と電気自動車等の接続部に電圧が印加されている場合には、当該接続部が外れないようにする措置を講ずること。</p> <p>(8)～(10) [略]</p> <p>(11) 急速充電設備を手動で緊急停止させることができる措置を講ずること。</p> <p>(12) 自動車等の衝突を防止する措置を講ずること。</p> <p>(13) コネクター（充電用ケーブルを電気自動車等に接続するための部分をいう。以下この号において同じ。）について、操作に伴う不時の落下を防止する措置を講ずること。ただし、コネクターに十分な強度を有するものにあつては、この限りでない。</p> <p>(14)・(15) [略]</p> <p>(16) 急速充電設備のうち蓄電池を内蔵しているものにあつては、当該蓄電池について次に掲げる措置を講ずること。</p> <p>ア～エ [略]</p> <p>[新設]</p> <p>(17) [略]</p> <p>(18) [略]</p> <p>2 [略]</p> <p>(避雷設備)</p>	<p>には、充電を開始しない措置を講ずること。</p> <p>(7) コネクターが電気自動車等に接続され、電圧が印加されている場合には、当該コネクターが当該電気自動車等から外れないようにする措置を講ずること。</p> <p>(8)～(10) [略]</p> <p>(11) 急速充電設備を手動で緊急に停止することができる装置を、当該急速充電設備の利用者が異常を認めたとときに、速やかに操作することができる箇所に設けること。</p> <p>(12) 急速充電設備と電気自動車等の衝突を防止する措置を講ずること。</p> <p>(13) コネクターについて、操作に伴う不時の落下を防止する措置を講ずること。ただし、コネクターに十分な強度を有するものにあつては、この限りでない。</p> <p>(14)・(15) [略]</p> <p>(16) 急速充電設備のうち蓄電池を内蔵しているものにあつては、当該蓄電池（主として保安のために設けるものを除く。）について次に掲げる措置を講ずること。</p> <p>ア～エ [略]</p> <p>(17) 急速充電設備のうち分離型のものにあつては、充電ポストに蓄電池（主として保安のために設けるものを除く。）を内蔵しないこと。</p> <p>(18) [略]</p> <p>(19) [略]</p> <p>2 [略]</p> <p>(避雷設備)</p>



現行	改正後（案）
<p>第16条 避雷設備の位置及び構造は、消防長が指定する日本産業規格（産業標準化法（昭和24年法律第185号）第20条第1項の日本産業規格をいう_____。）に適合するものとしなければならない。</p>	<p>第16条 避雷設備の位置及び構造は、消防長が指定する日本産業規格（産業標準化法（昭和24年法律第185号）第20条第1項の日本産業規格をいう。以下同じ。）に適合するものとしなければならない。</p>
<p>2 〔略〕 （喫煙等）</p>	<p>2 〔略〕 （喫煙等）</p>
<p>第23条 〔略〕</p>	<p>第23条 〔略〕</p>
<p>2 〔略〕</p>	<p>2 〔略〕</p>
<p>3 前項の場合において、併せて図記号による標識を設けるときは、別表第7に定めるものとしなければならない。</p>	<p>〔削る〕</p>
<p>4 第1項の消防長が指定する場所（同項第3号に掲げる場所を除く。）を有する防火対象物の関係者は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次の各号に定める措置を講じなければならない。</p>	<p>3 第1項の消防長が指定する場所（同項第3号に掲げる場所を除く。）を有する防火対象物の関係者は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次の各号に定める措置を講じなければならない。</p>
<p>(1) 〔略〕</p>	<p>(1) 〔略〕</p>
<p>(2) 前号に掲げる場合以外の場合 適当な数の吸殻容器を設けた喫煙所の設置及び当該喫煙所における「喫煙所」と表示した標識の設置（併せて図記号による標識を設けるときは、別表第7に定めるものとしなければならない。）</p>	<p>(2) 前号に掲げる場合以外の場合 適当な数の吸殻容器を設けた喫煙所の設置及び当該喫煙所における「喫煙所」と表示した標識の設置（健康増進法（平成14年法律第103号）第33条第2項に規定する喫煙専用室標識を設ける場合においてはこの限りでない。）</p>
<p>〔新設〕</p>	<p>4 第2項又は前項第2号に規定する標識と併せて図記号による標識を設けるときは、「禁煙」又は「火気厳禁」と表示した標識と併せて設ける図記号にあっては、国際標準化機構が定めた規格第7010号又は日本産業規格Z8210に適合するものとし、「喫煙所」と表示した標識と併せて設ける図記号にあっては、国際標準化機構が定めた規格第7001号又は日本産業規格Z8210に適合するものとしなければならない。</p>
<p>5 前項第2号に掲げる場合において、劇場等の喫煙所は、階ごとに客席及び廊下（通行の用に供しない部分を除く。）以外の場所に設け</p>	<p>5 第3項第2号に掲げる場合において、劇場等の喫煙所は、階ごとに客席及び廊下（通行の用に供しない部分を除く。）以外の場所に設</p>

現行

なければならない。ただし、劇場等の一部の階において全面的に喫煙が禁止されている旨の標識の設置その他の当該階における全面的な喫煙の禁止を確保するために消防長が火災予防上必要と認める措置を講じた場合は、当該階において喫煙所を設けないことができる。

6・7 [略]

別表第7（第23条関係）


表示の種類	図記号	色
禁煙である旨の表示		記号は黒、斜めの帯及び枠は赤、地は白
火気厳禁である旨の表示		記号は黒、斜めの帯及び枠は赤、地は白

改正後（案）

なければならない。ただし、劇場等の一部の階において全面的に喫煙が禁止されている旨の標識の設置その他の当該階における全面的な喫煙の禁止を確保するために消防長が火災予防上必要と認める措置を講じた場合は、当該階において喫煙所を設けないことができる。

6・7 [略]

別表第7 削除

現行			改正後（案）
喫煙所である旨 の表示		記号は黒、地は白	

令和6年度国県重点要望事項 総括表(県知事要望分)

部	No.	要望項目
総務部	1	浜田港への海上自衛隊艦艇の物資補給基地誘致に向けた支援について
	2	浜田港の利活用促進の一環として、浜田海上保安部の機能強化について【新規】
	3	米軍機による低空飛行訓練の中止について
健康福祉部	4	医師・看護師等医療従事者確保対策について
産業経済部 都市建設部	5	重要港湾浜田港について
都市建設部	6	高規格道路の整備促進について
	7	矢原川ダムの事業推進について
教育部	8	学校ICT機器更新等に係る財政支援について
合計		県知事要望 8件

総括表(部長以下要望分)

部	No.	要望項目	備考 (知事要望の有無)
総務部	9	浜田港への海上自衛隊艦艇の物資補給基地誘致に向けた支援について	○
	10	浜田港の利活用促進の一環として、浜田海上保安部の機能強化について【新規】	○
	11	米軍機による低空飛行訓練の中止について	○
地域政策部	12	地域公共交通の確保に対する支援について	
健康福祉部	13	医師・看護師等医療従事者確保対策について	○
都市建設部 ※一部産業経済部	14	重要港湾浜田港について	○
		(1) 岸壁整備等港湾機能の強化について	○
		(2) 荷役業務の安全確保について	○
		(3) 貿易振興に対する支援について	○
		①浜田港国際定期コンテナ航路の維持について	○
		②浜田港振興会の運営支援について	
		③大型基幹貨物を取り扱う企業の誘致の推進について	
		(4) 浜田港の曳船(タグボート)の確保について	
(5) 浜田港港湾施設の使用料減免の拡充と継続について			
都市建設部	15	高規格道路の整備促進について	○
	16	矢原川ダムの事業推進について	○
	17	周布川の防災対策について	
		(1) 周布川の堤防嵩上げについて	
	18	本庁・支所間を20分で連絡する道路整備について	
		(1) 主要地方道弥栄旭インター線(小坂Ⅲ工区)	
		【継続事業分】	
		(1) 主要地方道	
		①弥栄旭インター線(小坂Ⅱ工区)	
		(2) 林道	
	①林道金城弥栄線		
	19	まちづくりを支援する県道の幹線道路ネットワークの早期完成と生活関連道路の整備について	
		(1) 主要地方道浜田八重可部線の改良について	
		(2) 主要地方道田所国府線の改良について	
		①本郷工区(浜田作木線交差点～木田境)	
		②戸川工区(新戸川橋～栃谷橋)	
		(3) 主要地方道浜田美都線の改良について	
		【継続事業分】	
		(1) 主要地方道	
		①主要地方道田所国府線 入野工区、上府工区	
②主要地方道浜田八重可部線 後野工区、今市2工区、都川2工区、今福工区			
③主要地方道浜田美都線 木都賀工区			
④主要地方道桜江金城線 追原C工区			
⑤主要地方道三隅美都線 河内工区			

部	No.	要 望 項 目	備 考 (知事要望の有無)
都市建設部	20	地域を支える道路網の整備について	
		(1) 一般国道186号(上来原～波佐地内)の路肩拡幅整備について	
		(2) 一般県道今福芸北線(久佐～小国)の改良について	
		(3) 一般県道一の瀬折居線(周布地～櫛田原)の改良について	
		(4) 一般県道浜田商港線(起点側～青川バス停)の交差点改良について	
		【継続事業分】	
		(1) 一般国道186号	
		①小国1工区(新笹ヶ峠トンネル)	
		②小国2工区(新犬戻りトンネル)	
		③上来原工区(歩道整備)	
		④長田2工区(雪寒対策)	
		(2) 県営農道整備事業(農村地域防災減災事業)	
		①新開佐野地区(緊急避難路整備)	
		②横山地区(緊急避難路整備)	
		(3) 一般県道等	
		①一般県道黒沢安城浜田線 長見工区	
		②一般県道三隅井野長浜線 通学路危険区域(牛谷地区～旧美川幼稚園付近)、三隅工区、井野工区	
		③一般県道美川周布線 穂出工区	
	④一般県道波佐芸北線 波佐工区		
	⑤一般県道益田種三隅線 西河内工区		
	⑥一般県道一の瀬折居線 室谷工区		
	21	安全で安心して暮らせる県土を創る治水対策の推進について	
		【継続事業分】	
		(1) 周布川	
		①河口周辺	
		②その他	
		(2) 下府川	
		(3) 唐鐘川	
		(4) 久代川	
	(5) 三隅川		
(6) 小国川			
	県民の生命や財産を守る砂防事業等の推進について		
	(1) 外ノ浦谷川砂防事業		
	(2) 黒川町の急傾斜地崩壊対策について【新規】		
	【継続事業分】		
	(1) 急傾斜地崩壊対策事業について		
	①港町A地区		
②高佐町A地区			

部	No.	要望項目	備考 (知事要望の有無)
都市建設部	22	(2) 砂防事業について	
		①潰谷川	
		②本郷川	
		③治和川	
		④西旗竿谷川	
		⑤仲屋川 (柳C)	
		⑥岡見団地A川	
		(3) 地すべり対策事業について	
	①高野地区地すべり対策事業		
	②浜田第四期地区地すべり対策事業		
23	海岸保全事業の促進について		
	【継続事業分】		
	三隅港海岸 (湊浦地区)		
教育部	24	学校ICT機器更新等に係る財政支援について	○
合計		部長以下要望16件 (知事要望8件を含む)	

令和 6 年度国県重点要望事項

1 浜田港への海上自衛隊艦艇の物資補給基地誘致に向けた支援について

【要望先：防災部】

浜田港につきましては、国指定の重要港湾として整備され、官民一体となって利用促進に取り組んでいるところです。

日頃の海上自衛隊艦艇の公開や災害時における隊員の迅速かつ献身的な救助活動により、自衛隊に対する信頼感が高まってきており、海上自衛隊艦艇の浜田港寄港は、市民にとって大きな安心につながるものと思っております。また、地元経済にとりましても、海上自衛隊艦艇の物資の補給など、非常に大きな効果があるものと考えております。

つきましては、海上自衛隊艦艇の物資補給基地の誘致に向けてご支援を賜りますよう格別のご高配をお願いします。

2 浜田港の利活用促進の一環として、浜田海上保安部の機能強化について【新規】

【要望先：防災部】

島根県におかれましては、重要港湾浜田港の整備に取り組んでいただき、深く感謝申し上げます。浜田市としましても、官民一体となって利活用促進に取り組んでいるところです。

浜田港には、現在、海上保安庁の浜田海上保安部が設置され、1,000t 型巡視船などが配備されております。

海上保安庁におきましては、海上保安体制の強化を掲げておられ、今後、日本海側の海上監視体制の強化にも取り組まれる予定であります。

つきましては、浜田港の更なる利活用促進のため、是非とも、巡視船等の増強など、浜田海上保安部の機能強化に向けてご支援を賜りますよう格別のご高配をお願いします。

3 米軍機による低空飛行訓練の中止について

【要望先：防災部】

知事におかれましては、米軍機の低空飛行訓練による騒音問題につきまして、米軍機騒音等対策協議会とともに外務省、防衛省に要望活動を行っていただき、深く感謝を申し上げます。

しかしながら、米軍機の低空飛行訓練による住民への耐え難い騒音被害は引き続き発生しており、事故への不安に悩まされるなど、日常生活に様々な悪影響を与え続けています。この現状に鑑み、低空飛行訓練が行われないよう、米軍関係当局に対し、更なる強力な対応をしてもらおうよう、国への働きかけをお願いします。

また、騒音被害が解消されるまでの間、国が責任を持って騒音や安全性に対する住民の不安を軽減するための措置をとることについても、引き続き働きかけをお願いします。

4 医師・看護師等医療従事者確保対策について

【要望先：健康福祉部】

医師をはじめとする医療従事者につきまして、奨学金制度や島根大学との連携、しまね地域医療支援センターのキャリア支援など、様々な取組を行っていただいております。深く感謝を申し上げます。

浜田圏域の医師の充足率においても、令和 3 年度の 84%から令和 4 年度には 83.8%へと維持をしております。

しかしながら、当市では、依然として中核病院における診療科の偏在が顕著であり、常勤医のいない診療科もあり、住民の不安は払拭されておられません。加えて、地域の医療を支える開業医の高齢化も進み、身近な医療機関の減少が危惧されております。

浜田医療センター附属看護学校については、国立病院機構本部の意向により運営の見直しが検討されており、当市としては、看護学校に通う学生に対する奨学金制度の創設や附属看護学校存続のための支援を行い、学生の確保に努めているところであります。

地域の特性を踏まえた医師確保計画が着実に実行されることをお願いするとともに、医療従事者の確保や診療科の偏在の解消につきまして、引き続きご支援を賜りますよう格別のご高配をお願いいたします。

5 重要港湾浜田港について

【要望先：土木部（一部商工労働部）】

日本海側拠点港の浜田港は、県内唯一の国際貿易港として重要な役割を担っております。更なる物流機能の向上に格別のご高配をお願いいたします。

(1) 岸壁整備等港湾機能の強化について

浜田港の岸壁は、近年の急速なコンテナ船の大型化に対応できていない状況となっており、コンテナ船社からは1,000TEU積みコンテナ船の寄港を可能とする施設整備が求められています。

つきましては、船舶大型化に対応するため、できるだけ早期に岸壁整備等港湾機能の強化を促進していただきますようお願いいたします。

(2) 荷役業務の安全確保について

新北防波堤の整備促進について、引き続きのご支援をお願いいたします。

(3) 貿易振興に対する支援について **【要望先：商工労働部】**

浜田港は島根県内唯一の国際貿易港であり、平成13年3月に国際定期コンテナ航路が開設されたことにより、石見地域、島根県の経済活性化に大きく貢献しているものと認識しております。しかしながら、令和3年度からは新型コロナウイルス感染拡大の影響により、定期コンテナ船の運航不順、運賃高騰が続き、コンテナ貨物量が2年連続で減少となりました。

今後、運航正常化に向かう中、浜田港国際定期コンテナ航路の信頼回復と取扱貨物の確保に向けた取組を進めることが急務になっており、地域経済を支える物流拠点として、更なるご支援をよろしくお願いいたします。

6 高規格道路の整備促進について

【要望先：土木部】

島根県におかれましては、浜田自動車道の4車線化および三隅益田道路の事業推進に多大なるご支援をいただき感謝申し上げます。

(1) 浜田自動車道4車線化の事業推進について

令和4年度から事業化となった浜田自動車道(大朝IC～旭IC間)の一部区間につきまして、事業推進に格別のご高配をお願いいたします。

また、優先整備区間に選定されている他区間につきましても、円滑な移動や大雪時の確実な通行を確保するため、早期事業採択に向けて引き続きご支援いただきますようお願いいたします。

(2) 三隅益田道路の事業推進について

三隅益田道路につきまして、浜田益田間の移動時間短縮と物流の効率化を実現するため、事業推進に格別のご高配をお願いいたします。

7 矢原川ダムの事業推進について

【要望先：土木部】

矢原川ダム事業につきましては、用地交渉が鋭意進められ、令和3年度から付替え道路の整備工事が進められていることに感謝申し上げます。引き続き、事業の推進に格別のご高配をお願いします。

8 学校 ICT 機器更新等に係る財政支援について

【要望先：教育庁】

文部科学省が示す「GIGA スクール構想」の推進に伴い整備した端末やネットワーク環境について、今後に控えた更新に係る費用の財源確保に苦慮しております。

つきましては、整備した環境を維持し児童生徒の学びが確保できるよう、更新等に対する財政支援について、国への働きかけのご支援を賜りますよう格別のご高配をお願いいたします。

《以上県知事要望分》

《ここから部長以下要望分》

9 浜田港への海上自衛隊艦艇の物資補給基地誘致に向けた支援について

【要望先：防災部】

※知事要望に同じ

10 浜田港の利活用促進の一環として、浜田海上保安部の機能強化について【新規】

【要望先：防災部】

※知事要望に同じ

11 米軍機による低空飛行訓練の中止について

【要望先：防災部】

※知事要望に同じ

12 地域公共交通の確保に対する支援について

【要望先：地域振興部】

浜田市においては、一般旅客運送事業者による乗合運行や市町村による有償運送、予約型乗合タクシーの運行を行っており、その経費については、「島根県生活交通確保対策交付金」を交付していただき、交通手段の確保に努めています。

中山間地域において、持続可能な公共交通体系を維持するためには、ドア・トゥ・ドアで移動できるタクシーは、高齢者や障がい者などの重要な移動手段として、年々需要が高まっており、当市においても、タクシー利用に関する支援事業を実施するとともに、引き続き事業検討を行っております。

生活交通の利用者が減少していく中で、行政と沿線住民、事業者が一体となって地域住民の日常生活に必要な生活交通を確保するため、市町村が取り組むタクシー利用に関する支援策の着実な実行のために、交付対象要件の弾力的な運用及び交付金予算総額の拡充をお願いいたします。

13 医師・看護師等医療従事者確保対策について

【要望先：健康福祉部】

※知事要望に同じ

14 重要港湾浜田港について

【要望先：土木部（一部商工労働部）】

日本海側拠点港の浜田港は、県内唯一の国際貿易港として重要な役割を担っております。更なる物流機能の向上に格別のご高配をお願いします。

(1) 岸壁整備等港湾機能の強化について

※知事要望に同じ

(2) 荷役業務の安全確保について

※知事要望に同じ

(3) 貿易振興に対する支援について 【要望先：商工労働部】

島根県内唯一の国際貿易港である浜田港の利用促進のため、次の点につきまして、ご支援賜りますよう格別のご高配をお願いします。

① 浜田港国際定期コンテナ航路の維持について

浜田港は島根県内唯一の国際貿易港であり、平成13年3月に国際定期コンテナ航路が開設されたことにより、石見地域、島根県の経済活性化に大きく貢献しているものと認識しております。更に、働き方改革による2024年問題とモーダルシフト、カーボンニュ

ートラルの実現など多くの課題が山積する中、浜田港は物流問題解決に向け重要な役割を果たすものと期待しています。

しかしながら、新型コロナウイルス感染拡大の影響により、定期コンテナ船の運航不順、運賃高騰が続き、令和3年度からはコンテナ貨物量が2年連続で減少となりました。

今後、運航正常化に向かう中、浜田港国際定期コンテナ航路の信頼回復と取扱貨物の確保に向けた取組を進めることが急務になっており、地域経済を支える物流拠点として、更なるご支援をよろしくお願いいたします。

② 浜田港振興会の運営支援について

事業者のニーズを踏まえた集荷対策には、効果的なポートセールス体制の整備を行い、航路の維持及び安定運航を確保することが必要です。また、浜田港港湾計画の実現には、取扱貨物量の増加に向けた取組が不可欠であり、その中心となる浜田港振興会の活動は重要性を増しています。

さらに、コロナ禍により途絶えてしまったクルーズ客船について、寄港再開に向けた誘致活動に、石見圏域の関係者と一緒になって、重点的に取り組む必要があります。

つきましては、浜田港振興会の役割にご理解をいただき、引き続き運営に対する人的・財政的ご支援をお願いします。

③ 大型基幹貨物を取り扱う企業の誘致の推進について

平成29年に改訂された浜田港港湾計画では、長浜地区、福井地区の新規岸壁の造成等が示されています。この計画の実現により、大型船の入港が可能となり、国際定期コンテナ航路の週復便化など荷主に対する利便性を向上するため、より多くの貨物の取扱いが必要となります。

つきましては、県西部地域において、大型基幹貨物（ベースカーゴ）を取り扱っていただける企業の誘致を推進していただきますようお願いいたします。

(4) 浜田港の曳船（タグボート）の確保について

近年、船舶の大型化が進み、大型貨物船やクルーズ船が接岸する際、基本的に2隻の曳船を必要としますが、現在の浜田港は1隻のみのため、三隅港を中心に応援を要請し対応されているところです。

昨年の中国電力株式会社三隅火力発電所2号機の稼働に伴い、入出港する石炭船が倍増する中、今まで以上に他港からの応援の要請が求められており、引き続き、曳船の確保について実情に応じた支援をお願いいたします。

(5) 浜田港港湾施設の使用料減免の拡充と継続について

浜田港の港湾施設使用料は、利用促進のため各種減免措置を講じていただいておりますが、原木等の国内移出入貨物については従来どおりの使用料であり、県外他港と比較し高い状況です。輸出入と同様に国内移出入貨物の使用料についても減免をご検討いただきますようお願いいたします。

また、昨年は浜田港福井第2上屋が完成し、令和6年度まで減免を行うことを決定していただき感謝申し上げます。今後、更新整備されますリーチスタッカーについても減免のご検討をいただきますようお願いいたします。

県外他港との競争力を高め、取扱貨物量の増加と港の利用促進を図るため、更なるご配慮を賜りますようお願いいたします。

15 高規格道路の整備促進について

【要望先：土木部】

※知事要望に同じ

16 矢原川ダムの事業推進について

【要望先：土木部】

※知事要望に同じ

17 周布川の防災対策について

【要望先：土木部】

昨年は、周布川の避難基準の設定水位の見直しにご支援いただき、感謝申し上げます。

水害から住民の生命財産を守り、安全で安心して暮らせるまちづくりのためには、ハード整備とソフト対策の両面から総合的な治水対策を進めることが重要です。

周布川流域では、近年、氾濫危険水位を超過する事態が頻発していることから、流域住民の安全・安心のための治水対策の推進に格別のご高配をお願いします。

(1) 周布川の堤防嵩上げについて【浜田】

周布川においては、一部で堤防の低い箇所が存在しており、近隣の住民からは不安の声が上がっています。沿川住民の不安を解消するため、堤防が低い箇所における部分的な嵩上げ等の対策を検討していただきますようお願いいたします。

18 本庁・支所間を20分で連絡する道路整備について

【要望先：土木部】

島根県におかれましては、国道、主要地方道及び一般県道等の幹線道路整備を継続的に実施していただき厚くお礼を申し上げます。

地域間交流の活性化を図るため、次の区間の整備について、格別のご高配をお願いします。

(1) 主要地方道弥栄旭インター線（小坂Ⅲ工区）【弥栄】

高内～弥栄大橋間について、トンネルによる計画策定をお願いします。

【継続事業分】

次の区間について事業の促進をお願いします。

(1) 主要地方道

①弥栄旭インター線（小坂Ⅱ工区）【金城・弥栄】

(2) 林道

①林道金城弥栄線【金城・弥栄】

19 まちづくりを支援する県道の幹線道路ネットワークの早期完成と生活関連道路の整備について

【要望先：土木部】

幹線道路は、市民生活や経済活動を営む上で重要な役割を担う道路です。農林道と連結した幹線道路ネットワークの早期完成と生活関連道路の効率的な整備について、格別のご高配をお願いします。

(1) 主要地方道浜田八重可部線の改良について【旭】

岩畳工区の完了に伴い、赤谷工区（畑喰谷工区から改良済区間まで約1km）の改良整備について、事業化の検討をお願いします。

(2) 主要地方道田所国府線の改良について

次の区間の改良整備について、事業化の検討をお願いします。

①本郷工区（浜田作木線交差点～木田境）【旭】

②戸川工区（新戸川橋～栃谷橋）【旭】

(3) 主要地方道浜田美都線の改良について【弥栄】

木都賀地内から市境までの改良整備について、格別のご高配をお願いします。

【継続事業分】

次の区間について事業の促進をお願いします。

(1) 主要地方道

①主要地方道田所国府線

・入野工区【金城】

・上府工区（吉原橋付近～府城センター付近）【浜田】

- ②主要地方道浜田八重可部線
 - ・後野工区（佐野～国道 186 号）【浜田】
 - ・今市 2 工区（丸原地区～今市地区）【旭】
 - ・都川 2 工区【旭】
 - ・今福工区（久佐川橋付近）【金城】
- ③主要地方道浜田美都線 木都賀工区【弥栄】
- ④主要地方道桜江金城線 追原 C 工区【金城】
- ⑤主要地方道三隅美都線 河内工区【三隅】

20 地域を支える道路網の整備について

【要望先：土木部】

安全で安心して暮らせるまちづくりの実現に向けた道路網整備について、格別のご高配をお願いします。

(1) 一般国道 186 号（上来原～波佐地内）の路肩拡幅整備について【金城】

当区間は路肩幅員が狭いため、降雪時に大型車両同士の離合に注意を要する場面が多く発生します。また、道路側溝が路面よりも低い位置にあるため、車両の脱輪や路外逸脱の危険性が高い箇所でもあります。安全通行のための改善策として、現在施行中の上来原工区に引き続き、広島方面にむけ市道取付までの約 350mにつきまして、歩道を整備していただきますようお願いします。

(2) 一般県道今福芸北線（久佐～小国）の改良について【金城】

本路線は小国地区の生活道路であり、今福地区と小国地区を結ぶ幹線道路です。幅員狭小区間と落石危険箇所が多く通行に支障があるため、局部改良も踏まえた対応について検討をお願いします。

(3) 一般県道一の瀬折居線（周布地～櫛田原）の改良について【三隅】

当区間は、狭小で交通難所となっているため、この区間のトンネルによる整備について検討をお願いします。

(4) 一般県道浜田商港線（起点側～青川バス停）の交差点改良について【浜田】

本路線の起点側交差点部分（国道 9 号合流部）は、それまでの 2 車線から 1 車線へ幅員が狭くなっているため、車両の離合が困難な状況となっています。特に大型車が通行する際は、対向車が交差点に進入できず、交通の流れが阻害される場面が多発しています。つきましては、交差点の改良に向けた検討をお願いします。

【継続事業分】

次の区間について事業の促進をお願いします。

(1) 一般国道 186 号

- ①小国 1 工区（新笹ヶ峠トンネル）【金城】
- ②小国 2 工区（新犬戻りトンネル）【金城】
- ③上来原工区（歩道整備）【金城】
- ④長田 2 工区（雪寒対策）【金城】

(2) 県営農道整備事業（農村地域防災減災事業）

- ①新開佐野地区（緊急避難路整備）【浜田・金城】
- ②横山地区（緊急避難路整備）【浜田】

(3) 一般県道等

- ①一般県道黒沢安城浜田線 長見工区（名古田橋～新福永橋）【浜田】
- ②一般県道三隅井野長浜線

- ・通学路危険区域（牛谷地区～旧美川幼稚園付近）【浜田】

当区間については、美川小学校に通学する児童の安全を確保するため、通学路安全対策として緊急対応整備を検討していただきますようお願いします。

- ・三隅工区（三隅美都線～三隅神社～浄蓮寺峠）【三隅】

- ・井野工区（下今明～小原）【三隅】
- ③一般県道美川周布線 穂出工区【浜田】
- ④一般県道波佐芸北線 波佐工区【金城】
- ⑤一般県道益田種三隅線 西河内工区【三隅】
- ⑥一般県道一の瀬折居線 室谷工区【三隅】

21 安全で安心して暮らせる県土を創る治水対策の推進について

【要望先：土木部】

【継続事業分】

河口堆積土砂等の浚渫について適時適切な実施をお願いします。

(1) 周布川【浜田】

①河口周辺

冬場の波浪による、導流堤から右岸側への堆砂を原因として、係留施設への出入りの障害や水位上昇に伴う小河川の氾濫が発生するため、定期的な浚渫による河口閉塞の解消をお願いします。

②その他

近年、氾濫危険水位を超過することが頻発しています。地域住民の安全・安心の確保のため、引き続き河川内の樹木伐採や河道掘削を進めていただくようお願いします。

(2) 下府川【浜田】

掘込河道で計画された下府川下流部は、海浜部からの流砂により河口埋塞の恐れがあります。定期的な浚渫をお願いします。

(3) 唐鐘川【浜田】

波浪により河口が閉塞し流水停滞が多発するため、定期的な浚渫をお願いします。

(4) 久代川【浜田】

久代川の河口法線（海浜部）は大きく東側へ蛇行している上に、流砂による埋塞のため、豪雨時には排水不良による床下浸水が発生しています。定期的な浚渫による河積断面の確保をお願いします。

(5) 三隅川【三隅】

三隅川河口部は、波浪による海浜部からの流砂により河口閉塞の恐れがあります。定期的な浚渫による河積断面の確保をお願いします。

(6) 小国川【金城】

令和5年度から谷口橋の架け替えにかかる詳細設計に着手しており、架け替えにあわせて小国川の護岸を嵩上げする必要があります。既設護岸は石積の箇所もあり、架け替えに合わせて石積護岸を改修する箇所がありましたら、補修等の検討をしていただきますようお願いいたします。

22 県民の生命や財産を守る砂防事業等の推進について

【要望先：土木部】

浜田市は、海・山の豊かな自然環境に恵まれている反面、市域の大部分が山地であり、住家の多くが山際や谷あいの狭い平地に密集しているため、土砂災害危険箇所が多く点在しています。

住環境の安全と県民の生命、財産を守る砂防事業及び急傾斜地崩壊対策事業の促進をお願いします。

(1) 外ノ浦谷川砂防事業【浜田】

早期の事業着手をお願いします。

(2) 黒川町の急傾斜地崩壊対策について【浜田】【新規】

早期の事業化をお願いします。

【継続事業分】

引き続き事業の促進をお願いします。

(1) 急傾斜地崩壊対策事業について【浜田】

①港町 A 地区 ②高佐町 A 地区

(2) 砂防事業について【浜田・旭・三隅】

①潰谷川 ②本郷川 ③治和川 ④西旗竿谷川 ⑤仲屋川（柳 C）⑥岡見団地 A 川

(3) 地すべり対策事業について【浜田・三隅・弥栄】

①高野地区地すべり対策事業

②浜田第四期地区地すべり対策事業

23 海岸保全事業の促進について

【要望先：土木部】

島根県におかれましては、継続的に海岸保全事業を実施していただきありがとうございます。

【継続事業分】

引き続き事業の推進をお願いします。

三隅港海岸（湊浦地区）

24 学校 ICT 機器更新等に係る財政支援について

【要望先：教育庁】

※知事要望に同じ

防災行政無線高城山中継局の修繕について

令和4年12月に落雷により被災した防災行政無線高城山中継局における直流電源装置の修繕について、以下のとおり報告します。

1 中継局の修繕状況

防災行政無線高城山中継局の修繕（直流電源装置交換）とモノレール仮設・撤去を分離発注し、以下のとおり修繕作業を完了しました。

(1) 防災行政無線高城山中継局の修繕（直流電源装置交換）

- ・契約年月日 令和5年3月9日
- ・着工日 令和5年3月10日
- ・完了日 令和5年5月1日
- ・検査日 令和5年5月12日



(2) モノレール仮設・撤去

- ・契約年月日 令和5年3月8日
- ・着工日 令和5年3月9日
- ・完了日 令和5年5月8日
- ・検査日 令和5年5月18日



2 事業費の内訳

- (1) 予算額 8,965,000円（令和4年度2月補正予算）
- (2) 事業費 5,876,200円（令和5年度繰越）
 - ・防災行政無線高城山中継局修繕 3,388,000円
 - ・モノレール仮設・撤去 2,488,200円

地域おこし協力隊による若者移住事業に係る業務内容の変更について

産業、文化、スポーツ分野等で活躍する人材を、地域おこし協力隊として受入れる取組を進めています。

このたび、本事業に係る業務内容の変更について、報告します。

1 弥栄地域における地域おこし協力隊の活用について（追加）

(1) 背景

弥栄地域においては、有機農業の推進等、将来を見据えた取組が主産業である農業を核として進められているが、実施に伴い中山間地域特有の課題も生じている。結果的にモデル的な取組を行っても地域内で規模拡大、産地化が困難な状況が想定され、これらの課題を解決する手段が求められている。

- ・高齢化や後継者不足によって地域住民の雇用が困難となっている。
- ・農業のみでは通年雇用が困難であるため、求人を出しても応募がない。
- ・外国人労働者も日本での農業従事希望者が減少している。
- ・農家（企業）の減少に伴い、遊休農地や耕作放棄地の増加が懸念される。

(2) 目的

弥栄地域で課題となっている「地域の担い手の確保」を地域おこし協力隊が中心となり「特定地域づくり事業協同組合」を設立・運営することによって、新たな人材の確保及び地域の活性化を図る。

(3) 募集人員

1名（委嘱期間3年）

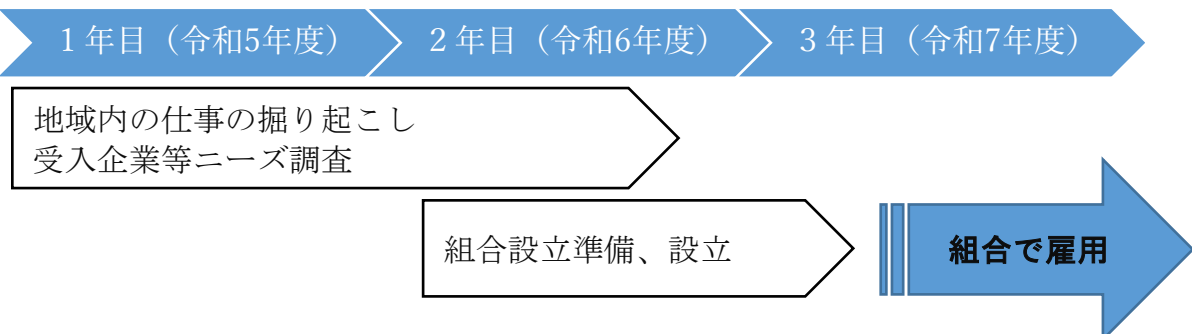
(4) 雇用形態及び受け入れ先

雇用形態：民間企業等の従業員（企業支援型）

雇用先：弥栄のみらい創造会議

(5) 主な活動内容

- ア 地域内の仕事の掘り起こし
- イ 受入企業等ニーズ調査
- ウ 特定地域づくり事業協同組合の事業計画（案）の作成
- エ 特定地域づくり事業協同組合設立の認可手続き



（裏面あり）

(6) 今年度のスケジュール（予定）

令和5年7月初旬 募集開始
7月下旬 面接・委嘱準備
8月1日 委嘱・協力隊活動開始

2 郷土資料整理業務について（増員）

(1) 変更内容

採用人数を1名増とし、2名とする。

(2) 事由

当初、1名採用で募集を行い、2名の応募があった。面接を実施したところ、両者ともそれぞれに熱意と業務に活かせる経験を持っていたため、地域おこし協力隊として2名を任用したい。

これにより、図書館所蔵の行政文書、郷土資料等の整理、調査の促進が期待される。

(3) 今後の予定

令和5年8月 地域おこし協力隊委嘱・会計年度事務員として採用

3 まちなか交流プラザ運営業務について（減員）

市会計年度任用職員として採用したため、本事業での募集は行わない。

《参考：地域おこし協力隊による若者移住事業（概要）》

	業務	採用人数 (変更前)	採用状況	担当課
1	地域おこし協力隊サポート業務	1名	募集中	定住関係人口推進課
2	まちなか交流プラザ運営業務（減員）	0名 (1名)	募集中止	定住関係人口推進課
3	弥栄地域特定地域づくり事業協同組合 設立準備業務（追加）	1名 (0名)	調整中	弥栄支所産業建設課
4	ふるさと寄附関係業務	1名	募集中	ふるさと寄附推進室
5	農村RMO(農村型地域運営組織)関係業務	1名	選考中	農林振興課
6	郷土資料整理業務（増員）	2名 (1名)	選考中	教育総務課
7	ベルガロッソいわみ選手の活用	3名	調整中	定住関係人口推進課
	合計	9名 (8名)		

令和5年6月1日現在

※予算措置については、現行の予算内で対応する。

令和 5 年度第 1 回「地域の日」について

令和 5 年度第 1 回「地域の日」として、次のとおり市長が各地域の地区まちづくり推進委員会と意見交換を行います。

1 開催日時等

日時・場所	地域	団体数	参加人数	担当課
7 月 26 日(水) 18:30 ~20:00 市役所本庁舎 4 階 講堂	浜田	20 団体	20 人程度 各委員会から 1 人程度 (会長、副会長)	地域政策部 地域活動支援課
7 月 28 日(金) 18:30 ~20:00 みどりかいかん 大集会室	金城	6 団体	12 人程度 各委員会から 2 人程度 (会長、副会長)	金城支所 防災自治課
7 月 31 日(月) 19:00 ~20:30 旭支所 3 階 大会議室	旭	5 団体	10 人程度 各委員会から 2 人程度 (会長、副会長)	旭支所 防災自治課
8 月 7 日(月) 19:00 ~20:30 弥栄会館 2 階 大研修室	弥栄	1 団体	10 人程度 (会長・副会長・ 役員)	弥栄支所 防災自治課
8 月 10 日(木) 18:30 ~20:00 三隅支所 3 階 集会室	三隅	6 団体	12 人程度 各委員会から 2 人程度 (会長、副会長)	三隅支所 防災自治課

2 内容

- (1) 協働のまちづくりに関する市の取組説明(市長)
- (2) 地区まちづくり推進委員会との意見交換

石見交道路線バス有福線廃止に伴う地元説明会の開催について

石見交通株式会社から「有福線」の路線廃止の申入れに伴い、次のとおり同社とともに地元説明会を開催しました。

今回の説明会で頂いた意見等を整理し、石見交通株式会社に対して再度、路線の存続要望や、やむを得ず、路線を廃止する場合における廃止時期の延期等について、引き続き協議を行います。

1 説明会日程、参加者数及び主な意見

地区	日時・会場・参加者	主な意見
上府町	上条 三重 5月29日(月) 19:00~20:00 府城センター 21人	<ul style="list-style-type: none"> ・将来を見据えて路線を維持してほしい。 ・周布江津線を上府まで乗り入れてほしい。 ・代替交通は、車両の小型化や運行時間を考慮してほしい。
	伊甘 山根郷 5月30日(火) 19:00~19:40 伊甘集会所 21人	<ul style="list-style-type: none"> ・代替交通では、民間競合であっても浜田駅まで運行してほしい。 ・意見を地区で集約したい。市は検討案を示してほしい。
	三宅 久畑 天神 5月31日(水) 19:00~20:00 上府自治公民館 38人	<ul style="list-style-type: none"> ・高齢者のためにも存続してほしい。定時定路線は安心できる。 ・「乗務員不足」は、企業の責任であり、利用者にとって廃止の理由にならない。 ・唐突に全線廃止ではなく、減便などの対応をしてほしい。
宇野町 上府町荒相	6月6日(火) 18:00~20:00 宇野分館 35人	<ul style="list-style-type: none"> ・今後、免許証返納者の増加に伴い、バスの需要も増加する。長期的に考えてほしい。 ・利用者の減少は地元にも原因があるが、減便に向けた見直しをしてほしい。 ・乗降調査を再度実施してほしい。
下有福町 大金町	6月14日(水) 18:30~20:15 有福分館 43人	<ul style="list-style-type: none"> ・減便して存続などの工夫を考えてほしい。 ・運行時間、運賃など、利用者の実情にあった運行をしてほしい。 ・今後の検討に当たり、地域住民の声をしっかり吸い上げてほしい。

2 江津市、石見交通株式会社との三者協議の状況について

今後の対応について、江津市と連携し、石見交通株式会社と協議を行っています。

- (1) 減便での継続運行の可能性について
- (2) やむを得ず、路線を廃止する場合における路線廃止時期の延期について

3 沿線自治会等からの地元要望について

沿線自治会等から石見交通株式会社に対し、要望活動が行われました。

- (1) 日時・場所 6月5日(月) 16:00～16:50 石見交通株式会社浜田営業所
- (2) 内容
 - ア 有福線の路線存続について
 - イ やむを得ず、路線を廃止する場合における路線廃止時期の延期について
 - ウ 地元説明会の開催について

石見まちづくりセンター（仮称）長沢サブセンター建設整備計画について

標記計画に係るパブリックコメントの結果等について次のとおり報告します。

1 パブリックコメントの実施と結果について

(1) 意見の募集期間

令和5年3月20日（月）～4月20日（木）

(2) 意見提出件数について

提出者1名 16件

意見及び市の考えは、**資料1**のとおり

(3) 意見の計画への反映について

1件

意見による反映一覧は、**資料2**のとおり

2 これまでの議会への報告状況等

年月日	主な報告内容
令和4年 1月26日（水）	総務文教委員会へ報告 ・浜田教育センター敷地内への整備方針表明
6月23日（木）	総務文教委員会へ報告 ・令和4年度浜田市一般会計予算に対する附帯決議を踏まえて、キヌヤ長沢店敷地内での整備が可能か相手方と協議中
9月9日（金）	総務文教委員会へ報告 ・株式会社キヌヤ側の社会地域貢献の意向、地元陳情等にもあった立地条件等を総合的に鑑み、キヌヤ長沢店の敷地内での新規整備の方向で具体的に検討を進めていくことを表明
令和5年 3月6日（月）	総務文教委員会へ報告 ・株式会社キヌヤとの補償経費に係る協議、事業費（見込）、今後のパブリックコメント及び整備スケジュールを示す
3月20日（月）～ 4月20日（木）	パブリックコメント実施

石見まちづくりセンター（仮称）長沢サブセンター建設整備計画

Ⅰ 背景及び経緯等

本市では、令和3年4月に浜田市協働のまちづくり推進条例を施行し、新たなまちづくりを進めるため、これまでの社会教育・生涯学習の拠点である公民館に、協働のまちづくりを推進する役割を加え、その活動拠点として施設の整備及び充実を図るものとしている。

今回の（仮称）長沢サブセンターの新規整備に関し、これまでの間、長沢地域における公民館の焼失や団地開発による人口急増等に対応するため、平成3年9月以降、長沢公民館の建設について合計4回の地元陳情等をいただいていた。

また、平成25年度の社会教育委員の会の提言「浜田市の公民館のあり方、めざす姿について」において、石見公民館管轄区域に、公民館本館の設置が2館程度は必要と示されたことにより、「長沢地域において公民館は必要な施設である」、「全体の公民館配置やコミュニティセンター化も含めた方向性を検討していく」という市の方針に至った。

これにより、平成29年度には、中期財政計画上に、長沢公民館整備事業を新規で計上するとともに、建設場所、施設概要、整備手法等といった施設整備に係る詳細についての調査検討を重ね、令和4年度から当該整備事業を本格的に実施するため、令和4年3月定例会議において「浜田教育センター」敷地内での新規整備に係る予算上程を行った。

しかしながら、令和4年度浜田市一般会計予算に対する附帯決議（まちづくりセンター及びそれに付随する施設は、その機能が十分に発揮されるものでなければならない。最小の経費で最大の効果が生まれるよう、原案を基本に捉えつつも、より最適な立地を再考すること。）を受けたことから、予算審議において提案のあったキヌヤ長沢店の敷地内での建設の可否について、株式会社キヌヤとの協議とともに、これまでの建設候補地であった「浜田教育センター」及び「陶芸の里」などの事業費や改修案についての比較検討を行ってきた。

そうした中、令和4年8月17日に、長沢町まちづくり推進委員会会長及び長沢公民館館長の連名による陳情書「（仮称）長沢サブセンター建設に係る陳情について」が新たに提出された。

【陳情概要】

「地元として地域住民の利便性及び災害避難場所としての安全性等を十分に考慮した立地場所として、キヌヤ長沢店敷地内への新規建設を求める」

こうしたことから、地元陳情等にもある住民の利便性、災害避難場所としての安全性、交通アクセスの良さなどといった立地条件等や、これまでの建設候補地

の事業費や改修案に係る比較検討結果のほか、株式会社キヌヤとして社会・地域貢献の観点から本市に協力したい強い思いを持たれていることなどを総合的に鑑み、キヌヤ長沢店の敷地内での新規整備の方向で具体的に検討を進めていくことを令和4年9月及び令和5年3月定例会議の総務文教委員会において報告した。

2 関連する主な条例・計画・提言の抜粋等

(1) 条例

ア 浜田市協働のまちづくり推進条例 第22条（令和3年4月1日施行）

市は、社会教育・生涯学習の推進の拠点である公民館に、協働のまちづくりを推進する役割を加え、その活動拠点として、施設の整備及び充実に努めるものとする。〔一部抜粋〕

(2) 計画

ア 第2次浜田市総合振興計画（後期基本計画：令和4年度～令和7年度）

まちづくりセンターが協働のまちづくりの活動拠点となるとともに、公民館としてこれまで培ってきた社会教育の手法を活かし、地域の人材育成を図ります。合わせて、まちづくりセンターの改修や整備を行います。〔一部抜粋〕

イ 浜田市協働のまちづくり推進計画（令和4年2月策定）

石見地区において、地域活動や市民活動等のまちづくり活動の拠点施設として、石見まちづくりセンター（仮称）長沢サブセンターの整備を図ります。〔一部抜粋〕

ウ 浜田市社会教育推進計画（令和2年2月策定）

地域の拠点施設は、これまでの公民館機能をより充実させるとともに、これからの持続可能な地域づくりの拠点として整備する必要がある。〔一部抜粋〕

エ 中期財政計画（平成29年度～令和4年度の各年度）

平成29年度以降、長沢公民館整備事業（現 石見まちづくりセンター（仮称）長沢サブセンター整備事業）として主要事業に掲載。

(3) 提言

ア 平成30年度の社会教育委員の会の公民館のコミュニティセンター化に対する緊急提言「社会教育を基盤とするコミュニティセンターに向けて」

浜田自治区ではひとつの公民館エリアに複数のまちづくり委員会ができていく。これは人口規模や面積、学校数等からして、公民館が適正配置されていないという問題とも関係している。旧浜田市内の対象地域の公民

館では、まちづくり委員会について、今一度、公民館1館につき、まちづくり委員会が1つ置かれるかたちで再検討してはどうかという考えが示される。

イ 平成25年度の社会教育委員の会の提言「浜田市の公民館のあり方、めざす姿について」

石見公民館（現石見まちづくりセンター）管轄区域に、公民館本館の設置が2館程度は必要と示される。

3 施設整備の目的等

今回の施設整備にあたっては、過去から地域住民より拠点施設の整備を強く望む声や社会教育委員の会からの提言を受けるなど、人口や世帯数が多く、管轄面積も広い石見地区の協働のまちづくり（地区まちづくり推進委員会などによる地域課題の解決に向けた取組や地域の特色を活かしたまちづくり）の推進においては、拠点機能の拡充が必要であるため、既存の石見まちづくりセンターを補完するとともに、地域住民の利便性や安全性等を十分に考慮した防災拠点として整備を行う。

【機能・役割】

- ① 社会教育の推進
- ② まちづくりに資する人づくりの推進
- ③ 防災拠点・まちづくり拠点
- ④ 地域の実情に応じた活動の支援

まちづくりセンターは協働のまちづくりを推進するとともに、人材を育成する社会教育・生涯学習を推進することにより、誰もが幸せに暮らせる魅力ある地域社会を実現することが目的であることから、市民が普段から気軽に集える場所づくりに努める。

4 施設概要

(1) 整備予定地

キヌヤ長沢店敷地内（長沢町3068番地 外）

※店舗を一部解体後、敷地面積約2,100㎡を株式会社キヌヤから取得

(2) 建物

軽量鉄骨造平屋建

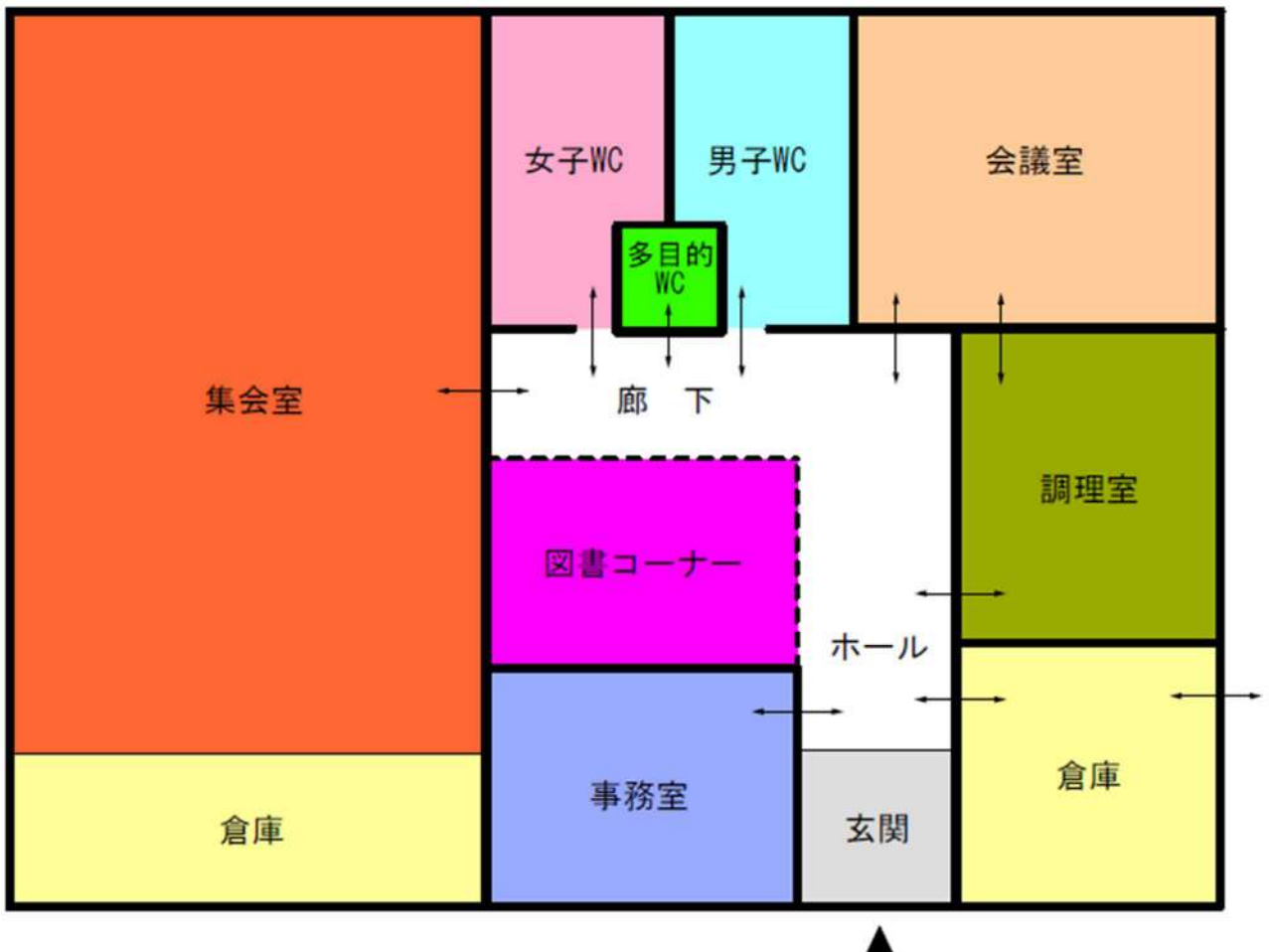
床面積約400㎡（集会室、会議室、調理室、事務室、トイレ等）

●石見まちづくりセンターとの各部屋概算面積等比較

(単位：m²)

部屋	長沢	石見	備考
集会室	133	150	多人数での会議、教室、作業等のスペース
会議室	49	58	少人数での会議や打ち合わせ等のスペース
調理室	30	58	
図書室	—	38	長沢は図書コーナーを予定
その他	188	273	事務室、玄関、トイレ、廊下、ホール等
合計	400	577	
駐車場	20台程度	18台	

●施設平面図 (イメージ)



●整備予定地等のイメージ



5 職員配置（予定）

石見まちづくりセンターを補完する施設のため、センター長及び主事については、石見まちづくりセンター職員が兼務で対応する。それに伴い、石見まちづくりセンター職員を増員（主事1名、パート事務員1名）する。

6 事業費（概算額）

(1) 施設整備関係

473,403 千円

[内訳]

- | | |
|-----------------------|------------|
| ・用地取得及び建物設計等経費 | 112,941 千円 |
| ・建物工事費等経費（外構工事等も含む） | 260,462 千円 |
| ・補償経費（店舗一部解体及びテナント移転） | 100,000 千円 |

(2) 施設運営費

6,000 千円／年（人件費、光熱水費、施設管理に係る点検委託料等）

7 今後のスケジュール(予定)

令和5年6月	令和5年度6月補正予算案上程
令和5年7月以降	不動産鑑定・用地取得・実施設計 補償(店舗一部解体及びテナント移転)
令和6年3月	令和6年度当初予算案上程(建物及び外構工事関係等)
令和6～7年度	建物及び外構工事
令和7年度中	完成・供用開始

【石見まちづくりセンター（仮称）長沢サブセンター建設整備計画（案）】の
パブリックコメントに係る意見と浜田市の考え方

No	頁	項目	意見	浜田市の考え方
①	3	施設整備の 目的等	<p>P.1「1.背景および経緯」を読んで、長沢地区の住民から、過去に公民館の建設を要望する陳情書が提出されていることから、そうした要望があることは理解できます。また、平成25年に社会教育委員の会からの提言があったことも、この計画案策定の動機となっていることも理解できます。しかし、一方で時が流れ、浜田市の人口も市の予測を上回るペースで減少しており、長沢町の人口も減り始めています。そして、平成26年度には、「市の公共施設は、40年後には当時の保有量（約40万㎡）の7割しか維持更新できない」という試算が出て、計画的に公共施設を廃止、統合、再配置を行う必要から「浜田市公共施設再配置方針・浜田市第1期公共施設再配置実施計画」を策定し、削減、再配置に取り組んできました。本計画案はこの公共施設再配置に影響を及ぼす内容でありながら、「このサブセンターを建設しなければ行うことができないまちづくり活動とは何か」について十分な説明がありません。P.3にある社</p>	<p>石見まちづくりセンター（仮称）長沢サブセンターの新規整備につきましては、平成3年9月以降の地元陳情等に対し、当初の方針としては、公設公営の建設計画はないものとしておりました。</p> <p>しかしながら、これまでの地元からの複数回にわたる陳情や要望、平成25年度の社会教育委員の会の提言、市内で最大規模となる石見地区の人口や面積等を総合的に考慮し、平成29年度以降、中期財政計画に計上することとなりました。</p> <p>また、こうした経過を踏まえ、令和3年度から建設に向けた内部検討を進め、将来にわたる財政負担等の観点から、施設規模や人員配置の縮小といった見直しも図ってきたところです。</p> <p>石見まちづくりセンター（仮称）長沢サブセンターは、職員が常駐し、貸館や市民の方を対象とした教育や文化活動等を行うとともに、地域の防災拠点としての機能を持つほか、地域住民が主体となって行う、芸能発表や敬老会等の</p>

		<p>会教育の推進、まちづくりに資する人づくりの推進、防災拠点・まちづくり拠点、地域の実情に応じた活動の支援は、それぞれ浜田市各地域の「まちづくりセンター以外の施設」においても、各地域の自治会単位で集会所等を拠点として既におこなわれており、これらが新規整備が必要不可欠な要素にはなりません。長沢地域に既存の集会所や石見まちづくりセンター（本計画の建設予定地から2km）の利用では、長沢町の住民が行うことができないまちづくり活動とは何かを具体的に示して下さい。</p>	<p>地域に密着した活動を行う拠点として活用する計画です。</p> <p>整備後は、施設の整備目的に沿った活動が進むよう、適切な運営に努めてまいります。</p>	
②	全体	計画全体	<p>P.1「背景および経緯等」について、本計画案では浜田市が『「ハコ＝サービス（機能）」の固定観念を捨て、「ハコ」に依存せずに「機能」を重視した考え方に発想を転換する』とした、公共施設再配置方針の考え方に、自ら反してハコを作ろうという計画案になっています。①について担当課長からは「各種教室やサークル等の生涯学習活動ではないか」という回答がありましたが、こうした活動は、まちづくりセンターから距離のある地域においても、現在自治会の総会等を行っている集会所や自治公民館等で行うことが可能で、実際に生涯学習活動や自</p>	<p>地域によっては、集会所を拠点に生涯学習活動や自主防災活動等について、集会所を管理する町内の方を対象とした活動を実施されていることは承知しております。</p> <p>今回の石見まちづくりセンター（仮称）長沢サブセンターの新規整備につきましては、「石見まちづくりセンター（仮称）長沢サブセンター建設整備計画（案）」に記載をしております経緯や施設整備の目的を踏まえ、内部検討を進め、将来にわたる財政負担等の観点から、施設規模や人員配置の縮小といった見直しも図りつつ、広く市民の方を対象とした教育、文化活</p>

			<p>主防災活動も、まちづくりセンター以外の施設を使って市内各地で行われています。石見まちづくりセンターでの教室等へ長沢地域の方の参加希望者が多すぎて参加できない等であれば、そうした生涯学習活動について、一定の需要要件等を定め、講師の派遣に係る費用等をソフト事業として市が補助することで、既存の施設でこれまでに増して充実した生涯学習活動等を行うことは可能になります。こうした「ハコ」に依存せずに「機能」を重視した考え方に発想を転換するという、公共施設再配置方針の考え方にもとづき、長沢地域をはじめ市内各地域へのまちづくり活動支援の拡充によって、長沢地域の方もより充実したまちづくり活動が可能になります。「ハコ」を建てずに課題を解決する方法について、担当課では未検討とのことでしたが、施設の新設が必要不可欠かどうかにも関わると考えます。ソフト事業への支援拡充で対応する検討は必要と考えるか否かとその理由を説明してください。</p>	<p>動の実施や長沢町をはじめ近隣町内のまちづくり活動の拠点として整備するものです。</p> <p>ご提案いただいたソフト事業への支援につきましては、まちづくり活動等への財政的支援を行っており、まちづくり振興基金の活用や令和5年度から若者支援ファンドを創設し、支援の拡充を行っているところです。</p> <p>市といたしましては、引き続きまちづくり活動等の活動を推進するため支援等を行ってまいります。</p>
③	1	背景及び経緯等	<p>P.1に陳情書そのものではなく、陳情概要として2行だけ載せており、市が本計画案の策定に当たって重視した陳情書を市民が読むこ</p>	<p>「石見まちづくりセンター（仮称）長沢サブセンター建設整備計画（案）」の「1 背景及び経緯等」に記載をしております陳情概要につき</p>

			とができないことは問題があると考えます。陳情者は公表されることに同意の上で議会へも陳情なさっており、陳情書の内容を公表することはこうした計画案の説明や、市民が理解や判断を行うためには必要だと考えます。陳情書の内容はどのくらいの文字数なのかや、その内容を資料として公表していない理由を説明してください。	ましては、令和4年8月17日付で、長沢町まちづくり推進委員会会長及び長沢公民館館長の連名により市長へ提出された陳情書（内容で概ね700文字程度）から、簡潔にその陳情内容が伝わるよう願意の部分を記載いたしました。
④	2	関連する主な条例・計画・提言の抜粋等	P.2「関連する主な条例・計画・提言の抜粋等」について、浜田市公共施設再配置実施計画の対象施設のはずですが、なぜ本計画案では「関連する主な計画」に「公共施設再配置実施計画」が含まれていないのかを説明してください。	「石見まちづくりセンター（仮称）長沢サブセンター建設整備計画（案）」の「2 関連する主な条例・計画・提言の抜粋等」につきましては、建設整備の方針へと至る要因となったもの、拠点施設の必要性や整備などに関する記述のある条例、計画、提言を掲載いたしました。 ご指摘のとおり、石見まちづくりセンター（仮称）長沢サブセンターは、浜田市公共施設再配置実施計画の対象施設であり、公共施設の総量や老朽化といった課題は、本市の今後の財政運営に極めて大きな影響を及ぼす問題と考えておりますので、「浜田市公共施設等総合管理計画」や「浜田市公共施設再配置実施計画」等との整合性を図りながら、施設の適正な整備や運営等に努めてまいります。

⑤	2	関連する主な条例・計画・提言の抜粋等	P.2「関連する主な条例・計画・提言の抜粋等」について、公共施設再配置方針には、「政策判断で新規施設整備を行う場合は、長期的に新規施設と同等の既存施設を削減し、公共施設総量の増加を抑制します。」とあります。本計画案の策定にあたり、長沢サブセンターと同等規模の既存施設の削減について、どの施設をいつ頃を目途に削減することになるのかを説明してください。	既存施設の削減につきましては、「浜田市第2期公共施設再配置実施計画」において、令和8年度以降に施設の複合化等を検討し、面積を削減することとしており、具体的な施設及びその詳細については、各施設の状況や地元の意向等も踏まえ検討してまいります。
⑥	2	関連する主な条例・計画・提言の抜粋等	⑤について削減する施設や時期が決まっていない場合、増やすことだけ決めることで、人口減少が加速する中で、同じ機能の公共施設が2kmしか離れていない場所に増加することになり、浜田市の言う「未来へつげを回した状態」になりますが、問題が無いと考えるか否かとその理由を説明してください。	令和3年度から建設に向けた内部検討を進め、将来にわたる財政負担等の観点から、施設規模や人員配置の縮小といった見直しも図っており問題ないと考えております。 石見まちづくりセンター（仮称）長沢サブセンターの新規整備につきましては、平成3年9月以降の地元陳情等に対し、当初の方針としては、公設公営の建設計画はないものとしておりました。 しかしながら、これまでの地元からの複数回にわたる陳情や要望、平成25年度の社会教育委員の会の提言、市内で最大規模となる石見地区の人口や面積等を総合的に考慮し、平成29

				<p>年度以降、中期財政計画に計上することとなりました。</p> <p>引き続き公共施設の適正な配置及び整備等に努めるとともに、本整備事業が、協働のまちづくりの推進や将来にわたっての持続可能な地域づくり等に繋がる施策の一つとなるよう取り組んでまいります。</p>
⑦	2	関連する主な条例・計画・提言の抜粋等	<p>P.2「関連する主な条例・計画・提言の抜粋等」について、公共施設再配置実施計画も載って然るべきですが、公共施設再配置実施計画で使われている工事単価について、現在は同計画策定時の約2倍になっているという事実を、本計画案策定時、まちづくり社会教育課は認識していませんでしたが、地域政策部長、副市長、市長もまた認識していなかったのではないかと考えます。工事単価の実勢価格が計画対比2倍以上になっていると認識した上で、市として長沢サブセンターを新設する意思決定を行ったのかどうか説明してください。</p>	<p>石見まちづくりセンター（仮称）長沢サブセンターの新規整備につきましては、「石見まちづくりセンター（仮称）長沢サブセンター建設整備計画（案）」に記載をしております経緯等を踏まえ、内部検討を進めてまいりました。</p> <p>公共施設再配置実施計画で用いられている工事単価と実施段階における工事単価の差はありますが、かねてからの背景や経緯等、施設整備の必要性、本市の財政状況等も踏まえて総合的に判断いたしました。</p>
⑧	1	背景及び経緯等	<p>P.1「背景および経緯等」には公共施設再配置がどういう状況なのかが考慮された形跡がありません。浜田市公共施設再配置実施計画で</p>	<p>「浜田市公共施設再配置方針」、「浜田市公共施設等総合管理計画」及び「浜田市公共施設再配置実施計画」等の趣旨等を鑑み、「将来世代</p>

は構造別に更新単価を載せており、平成 28 年度から 40 年間変わらずにこの工事単価で更新を行うことができた場合、策定時（約 40 万㎡）の約 7 割のハコモノしか維持できないという試算になっています。しかし、直近の浜田市の公共施設の建設工事について確認すると、工事の実勢単価は鉄骨造が 30 万円～40 万円/㎡（計画では 16 万 7 千円/㎡）、木造も 36 万円～50 万円（計画では 19 万 5 千円）となっており、計画策定時の 2 倍を既に超えてきています。こうしたことについて、本計画案策定時に担当課は行財政改革推進課から情報提供を受けていませんでしたが、令和 5 年 3 月現在はこうした現状について認識なさっています。公共施設再配置実施計画策定時に、7 割維持できるとしていた公共施設は、実際に必要な工事単価が計画が想定した単価の 2 倍になり、市の投資的経費に充てられる予算が増えないならば、計算上は 7 割ではなく 3 割 5 分しか維持更新できない可能性が高いことを、現在は理解できているはずですが。これからの浜田市民にしわ寄せがいくことは確実であり、ハコを増やしている場合ではないように感じますが、それでも本計画案のおおりにハコモノを新設することは問題ないと考え

への負担のつけ回し」とならないよう、公共施設の整備に際しては、慎重に検討を行うことは重要であると考えております。

石見まちづくりセンター（仮称）長沢サブセンターの新規整備につきましては、平成 3 年 9 月以降の地元陳情等に対し、当初の方針としては、公設公営の建設計画はないものとしておりました。

しかしながら、これまでの地元からの複数回にわたる陳情や要望、平成 25 年度の社会教育委員の会の提言、市内で最大規模となる石見地区の人口や面積等を総合的に考慮し、平成 29 年度以降、中期財政計画に計上することとなりました。

また、こうした経過を踏まえ、令和 3 年度から建設に向けた内部検討を進め、将来にわたる財政負担等の観点から、施設規模や人員配置の縮小といった見直しも図ってきたところです。

当該施設の新規整備にあたっては、公共施設再配置実施計画で用いられている工事単価と実施段階における工事単価の差はありますが、かねてからの背景や経緯等、施設整備の必要性、本市の財政状況等も踏まえて総合的に判断いたしました。

			るか否かとその理由を説明してください。	
⑨	3	施設整備の目的等	<p>P.3「施設整備の目的」について、担当課は本施設について利用の要望調査を行っていないとのことでした。施設についてどのような利用の需要がどの程度あるのかを示せない現状は、もしかしたら作ってもあまり利用されない可能性があるということであり、本当にこの施設が必要なのかについて、重要な判断材料が欠けていると考えます。浜田市まちなか交流プラザの整備案にあるような、施設の利用需要の調査（利用内容や想定される利用者等）や利用見込みが示されておらず、また石見まちづくりセンターや浜田まちづくりセンターの利用への影響も調査や検討していない状態ですが、計画策定にあたり、これらの調査や検討は必要ないと考えたのか否かとその理由を説明してください。</p>	<p>地元からの複数回にわたる陳情や要望、平成25年度の社会教育委員の会の提言、市内で最大規模となる石見地区の人口や面積など、施設の新規整備に至るこれまでの背景や経緯等を踏まえて、施設の利用需要はあるものと考えており、本整備事業が、協働のまちづくりの推進や将来にわたっての持続可能な地域づくり等に繋がる施策の一つとなるよう引き続き取り組んでまいります。</p>
⑩	全体	計画全体	<p>P.2「関連する主な計画」に中期財政計画を挙げており、中期財政計画では長沢公民館整備事業を平成29年度に3億5000万円で載せています。中期財政計画では市の投資的経費についても、向こう10年の数字を毎年載せています</p>	<p>まず1点目の「中期財政計画の投資的経費は実勢価格×施設規模によって算出されているのか」についてです。中期財政計画における投資的経費の額は、毎年実施しているサマーレビューにおけるハコモノ整備やインフラ整備、災</p>

が、これはハコモノやインフラの更新、整備に必要な費用を各課からの要求を積み上げて載せているものです。しかし、毎年度のように2年先では半減し3年先ではさらに半減していくというような計画を示し、実際には2年後には示した額から倍増し3年後には3倍に増えるといったことが繰り返し起きています。これは、中期財政計画という名前でありながら、短期と言える2年先3年先の数字が数十億（市の一般会計予算の1割以上）のレベルで違っているということであり、「将来に責任ある財政計画」と呼べるのか疑問です。この原因の一つに先ほどの公共施設再配置実施計画の工事単価の問題がある可能性があります。つまり各課がサマーレビューで数年先の所管の公共施設の整備に係る投資的経費を要求する際、公共施設再配置実施計画を使って概算費用を要求していた場合、いざ計画年度に近づき実勢価格で設計、予算要求する際、必要な金額が2倍以上になるということを繰り返している可能性があるからです。中期財政計画に示されている投資的経費は、公共施設再配置と直結しており、工事単価が実勢価格をもって積み上げられない場合、示された数値は不正確なものとなっ

害復旧事業などの査定結果を積み上げたものとなっていますが、サマーレビューにおいては、ハコモノ整備の場合、「浜田市公共施設再配置実施計画」における構造別更新単価表に記載されている工事単価ではなく、各担当課が徴取した参考見積書や、近年の本市の施工実績に基づく工事単価等をもとに計画書が作成されております。従いまして、物価や労務単価の上昇、施設規模や設備を見直す中での金額の上振れは想定されますが、ご指摘のような構造別更新単価から実勢単価への置き換えによるものではありません。

2点目の「2年先3年先で投資的経費が数倍に増えるのは何故か」につきましては、ご指摘のとおり増額傾向にあるのは事実であると受け止めております。この原因としては、1点目でお答えした物価や労務単価の上昇、施設規模や設備を見直す中での金額の上振れに加え、突発的に新規の事業が追加されることや、後年度に予定していた事業の前倒しなどが考えられます。ただし、中期財政計画及び見通しにおいて、投資的経費年平均額（ただし、災害復旧事業費は除く）で見た場合、毎年度大きな乖離はないことから、ご意見にあります「中期財政

			てしまいます。まちづくり社会教育課は本計画案の担当課として、財政課に対し「中期財政計画の投資的経費は実勢価格×施設規模によって算出されているのかどうか」や「2年先3年先で投資的経費が数倍に増えるのは何故か?」を確認し、中期財政計画の示す将来の投資的経費が毎年のように大きく上振れることが、本計画案を含め今後の浜田市の社会教育施設の整備や維持更新にどのような影響があるのか説明してください。	計画の示す将来の投資的経費が毎年のように大きく上振れること」について、当該計画上財政運営への影響は少ないものと認識しています。なお、社会教育施設に限った影響については説明が難しいところですが、計画している他の施設整備等に影響が出ないように、引き続き経費等の見直しに努めてまいります。
⑪	5	事業費（概算額）	P.5「事業費」において、本計画案では、施設面積は400㎡、施設は鉄骨造で、建設工事費は2億8000万円とされています。これは、㎡単価が70万円ということになりますが、外構工事を含めても直近の市の同様の公共施設の工事实勢価格は㎡単価40万円程度です。本計画案は明らかに高すぎる工事費を示していますが、この金額は、平成29年に中期財政計画に3億5000万円で載せ、令和3年度に増額した3億9400万円から、必ずかかる設計費用や土地の取得にかかると想定される金額、保障費用等を引き算した金額だと伺いました。公共施設再配置実施計画が難しい課題を抱える中、政	ご指摘のとおり、建設整備にかかる費用についても、できるかぎり正確に試算して議会や市民の皆様へお示しすることは、重要であると考えております。 「石見まちづくりセンター（仮称）長沢サブセンター建設整備計画（案）」の「6 事業費（概算額）」に記載をしております、建物工事費等経費（外構工事等も含む）の2億8,056万円につきましては、令和6年度から令和7年度にかけての工事予定であり、物価上昇等の影響により変動する可能性はありますが、直近の工事实績等を参考の上、精査して予算計上いたします。

			<p>策的に公共施設の新規整備が必要であるとするならば、施設の利用需要に関する見込みはもちろん、建設や整備にかかる費用についてもできるかぎり正確に試算して議会や市民に示すべきですが、そうはなっていません。仮に建築住宅課が試算すれば、直近の類似施設等の実勢価格を利用して試算すると考えられるため、外構工事を含め 1 億 5000 万円程度になるのではないかと考えますが、こうした方法をとらずに、意味のない引き算で建設工事にかかる費用を示されている現状について、改善が必要と考えるか否かとその理由を説明してください。</p>	
⑫	5	事業費（概算額）	<p>P.5「事業費」について、令和 4 年度版の浜田市第 2 期公共施設再配置実施計画には、今回の長沢サブセンターの将来更新投資額を 400 m² で 6,680 万円と載せています。40 年後に 6,680 万円建替えできるとしている施設の建設に、なぜ今 2 億 8000 万円必要なのかが分かりません。同時期に発表された市の計画で、建設工事費に 4 倍以上の開きがあり、まったく信頼できない金額です。なぜこのようになっているのか、どちらかが正しいのか、どちらも正しくないのか、説明して下さい。</p>	<p>前述のとおり、「石見まちづくりセンター（仮称）長沢サブセンター建設整備計画（案）」の「6 事業費（概算額）」に記載をしております建物工事費等経費（外構工事等を含む）の 2 億 8,056 万円につきましては、直近の工事実績等を参考の上、精査して予算計上いたします。</p> <p>また、「浜田市第 2 期公共施設再配置実施計画」内において、構造別更新単価表に記載されている工事単価については、『『建築着工統計』工事費予定額の分析 昭和 59 年度～平成 19 年度の個票分析』（一財）建設物価調査会総合研</p>

				<p>究所の数値を参考にしたものとなっております。</p> <p>両者の費用の違いは、主に用いる建築単価の相違によるものですが、直近の工事实績等を参考の上、精査してお示しする建物工事費が、実際に想定される将来更新投資額により近いものと考えております。</p>
⑬	全体	計画全体	<p>P.1「背景及び経緯等」に、本計画案の策定の動機として地元（長沢地域）住民からの要望や陳情が挙げられています。しかし、この要望や陳情をしている方々は、浜田市の公共施設の現状や再配置実施計画上の課題について十分に理解せずに要望なさっているに違いないと考えます。なぜなら、公共施設再配置実施計画が想定した「40年間変わらないと考えた工事単価」は8年も経たないのに市の想定の2倍を超えており、「平成27年当時の7割維持更新できると考えた公共施設が、実はその半分しか維持更新できない可能性がある」と知っていれば、「自分たちの一時的な利便性や幸福度の向上のためには、子や孫が、傷んでも修繕できないようなインフラや公共施設を使わなければならないとか、インフラや公共施設の修繕や維持</p>	<p>石見まちづくりセンター（仮称）長沢サブセンターの新規整備につきましては、平成3年9月以降の地元陳情等に対し、当初の方針としては、公設公営の建設計画はないものとしておりました。</p> <p>しかしながら、これまでの地元からの複数回にわたる陳情や要望、平成25年度の社会教育委員の会の提言、市内で最大規模となる石見地区の人口や面積等を総合的に考慮し、平成29年度以降、中期財政計画に計上することとなりました。</p> <p>また、こうした経過を踏まえ、令和3年度から建設に向けた内部検討を進め、将来にわたる財政負担等の観点から、施設規模や人員配置の縮小といった見直しも図ってきたところです。</p> <p>この他、令和4年度浜田市一般会計予算に対</p>

		<p>運営によって財政が硬直化し、子や孫のために本当に必要な事業は行うことができないといった事態になっても構わない」と考えるはずがないからです。皆さん子や孫がかわいいはずです。浜田市が将来を見通して策定した公共施設再配置実施計画が、事実上すでに破綻しているならば、この長沢サブセンターにかぎらず、「本当に必要不可欠な場合以外は公共施設を増やすべきではない」とか「既存の施設を使って活動を行う方法を考えた方が良い」ということは、誰が考えても明らかかなはずです。本施設の建設を要望し陳情なさった方々に、浜田市の公共施設は、計画に沿って削減した面積よりも新設や取得した面積（お魚市場、4号と7号荷捌所、ゆうひパーク他）が多いため、平成27年度の延床面積と比べると、実は増えていることや、更新や大規模修繕にかかる工事単価が市の想定の2倍以上になっていることを説明し、「要望があることはわかるけれど、子や孫のためには既存の集会所や、石見まちづくりセンター、浜田まちづくりセンターを利用しながらまちづくり活動を充実させる方法を協議できないだろうか」といった提案をまず行うべきと考えます。その必要性があると考えるか否かとその</p>	<p>する附帯決議への対応や市議会への報告等といった過程を踏まえ検討し現在に至っており、あらためて整備内容の大幅な変更を伴う提案等は難しいものと考えております。</p> <p>いただいたご意見につきましては真摯に受け止め、本整備事業が「将来世代への負担のつけ回し」ではなく、協働のまちづくりの推進に資するとともに、将来にわたっての持続可能な地域づくり等に繋がる施策となるよう取り組んでまいります。</p>
--	--	---	--

			理由を説明してください。	
⑭	全体	計画全体	<p>市議会においてもサブセンターの建設ありきで執行部の説明が行われています。市議会に対し、行財政改革推進課とともに、浜田市の公共施設が実は増加していることや、公共施設再配置実施計画が想定する工事単価に対し直近の実勢価格がすでに2倍を超えていること等を説明した上で、本計画案を提案するならばフェアなやり方だと思いますが、そうした説明は無く、判断に必要な重要な事実が示されておらず、議会は「浜田市の公共施設再配置は順調に進んでいる」と誤解している可能性が高いと考えます。まちづくり社会教育課は担当課として、行財政改革推進課や財政課と情報共有、協議し、こうした事実があってもなお、政策的に必要なだとするならば、今後の公共施設再配置実施計画をどう修正するのかや、本当に要望者や陳情者の子や孫が困らないのかの説明とセットで、公共施設の新設を提案すべきと考えます。本計画の策定や実施にあたり、市議会や市民に対し、市の持っている公共施設の再配置に関する情報を正しく提供した上で本計画案を提案する必要があると考えるか否かとその</p>	<p>「浜田市公共施設再配置実施計画」につきましては、毎年度進捗管理等を行うとともに、議会等への報告や浜田市ホームページ等でその内容などを適宜公開しております。</p> <p>石見まちづくりセンター（仮称）長沢サブセンターの新規整備につきましては、平成3年9月以降の地元陳情等に対し、当初の方針としては、公設公営の建設計画はないものとしておりました。</p> <p>しかしながら、これまでの地元からの複数回にわたる陳情や要望、平成25年度の社会教育委員の会の提言、市内で最大規模となる石見地区の人口や面積等を総合的に考慮し、平成29年度以降、中期財政計画に計上することとなりました。また、こうした経過を踏まえ、令和3年度から建設に向けた内部検討を進め、将来にわたる財政負担等の観点から、施設規模や人員配置の縮小といった見直しも図ってきたところです。</p> <p>この他、令和4年度浜田市一般会計予算に対する附帯決議への対応や市議会への報告等といった過程を踏まえ検討し現在に至っており、</p>

			理由をわかりやすく説明して下さい。	適切に対応しているものと考えております。
⑮	全体	計画全体	<p>P.3「施設整備の目的等」に「まちづくりセンターは協働のまちづくりを推進するとともに、人材を育成する社会教育・生涯学習を推進することにより、誰もが幸せに暮らせる魅力ある地域社会を実現することが目的であることから、市民が普段から気軽に集える場所づくりに努める」とあります。既存のまちづくりセンターについても、その地域に住んでいても年に1度も利用しない方が多いため、多くの地域住民は自分が日常的に集うための場所としてまちづくりセンターを望んでいるわけではないと考えるのが自然です。防災拠点といっても、災害時に避難場所として収容できるのは50人程度と考えられ、ほとんどの住民は災害時に避難所として利用できません。まちづくりセンターが近くに無い地区では、集会所等を拠点にまちづくり計画に取りこんでおり、集会所等で行うことができないのは「図書コーナー」の設置や利用くらいです。しかしそれも、立派な市立図書館があることや、インターネット、スマートフォン の普及を考えると、図書コーナー自体の利用はますます減ると考えられます。コミュ</p>	<p>まちづくりセンターに一度も行ったことや利用したことのない市民の方がおられることは承知しており、そうした市民の方にできるだけ、まちづくりセンターに関わってもらえるよう取組を進める必要があることや、防災拠点としての機能や役割について、市民の方に周知していく必要があると考えております。</p> <p>また、数値目標は掲げておりませんが、浜田市協働のまちづくり推進計画において、まちづくりセンターの利用や事業の参加のほか、まちづくりセンターの取組や情報の入手等について、今後も「協働のまちづくり」に関する市民アンケートを実施する予定もあることから、こうした情報を基に必要なに応じて検証等を行いたいと考えております。</p>

			<p>ニティターの作り方、コミュニケーションの手段の変化を考えると、建設について必要不可欠な理由が見当たりません。新規整備によって市が見込む効果について、数値目標の設定も行っておられません。莫大な費用をかけて行うことに対し、効果の検証が行えないばかりか、メリットがはっきりしませんので、新設によって市がめざすことについて、いくつかの意味のある数値目標の設定が必要と考えますが、どのような項目について数値目標を設定すべきと考えるか、数値目標の設定自体必要ないと考えるか、説明して下さい。</p>	
⑩	全体	計画全体	<p>本計画案には、以上のように多くの疑問や課題が山積しており、公平性や計画策定プロセスに関し透明性に問題があると考えます。施設の新規整備が必要不可欠であるとするならば、様々な課題の解決策とセットで提案される必要があると考えます。多くの課題には触れず、新規整備ありきで進めてしまうことは、それらの課題を子や孫に解決せよと言っているようなもので、非常に無責任です。要望した住民も、長沢地域以外の市民も、市議会も市の職員も、市長も、こうした無責任な決定をしてはいけな</p>	<p>石見まちづくりセンター（仮称）長沢サブセンターの新規整備につきましては、平成 3 年 9 月以降の地元陳情等に対し、当初の方針としては、公設公営の建設計画はないものとしておりました。</p> <p>しかしながら、これまでの地元からの複数回にわたる陳情や要望、平成 25 年度の社会教育委員の会の提言、石見地区の人口規模や面積等を総合的に考慮し、市教育委員会としての政策的判断で方針を修正し、平成 29 年度以降、中期財政計画に計上することとなりました。</p>

		<p>いと考えます。ぜひ、新規整備以外の方法による、地域住民のまちづくり活動の充実の可能性について調査や協議を行い、これからの世代にツケを回さない方法を再度考えてください。市の職員を含む、これから浜田市に住み続ける人すべてに関わることです。本計画案通りに建設が行われるようであれば、「住みたくない、住まなければよかった、魅力は無い、元気のない浜田」へとどんどん進んでいくことになりません。市はそれでも良いと考えるのか、そうはならないと考える根拠があるならば、わかりやすく説明してください。</p>	<p>また、こうした経過を踏まえ、令和3年度から建設に向けた内部検討を進め、将来にわたる財政負担等の観点から、施設規模や人員配置の縮小といった見直しも図ってきたところです。</p> <p>この他、令和4年度浜田市一般会計予算に対する附帯決議への対応や市議会への報告等といった過程を踏まえ検討し現在に至っております。</p> <p>本整備事業の大幅な変更は困難ですが、ただいたご意見等も参考に、将来にわたっての持続可能な地域づくり等に繋がる施策となるよう取り組んでまいります。</p>
--	--	--	---

上記のほかにご意見はありませんでした。

【石見まちづくりセンター（仮称）長沢サブセンター建設整備計画（案）】の
パブリックコメントに係る意見による反映一覧

No	変更前		変更後		備考
	頁	内容	頁	内容	
1	5	6 事業費（概算額） （1）施設整備関係 493,515 千円 [内訳] ・用地取得及び建物設計等経費 112,955 千円 ・建物工事費等経費（外構工事等も含む） 280,560 千円 ・補償経費（一部解体及びテナント移転） 100,000 千円	5	6 事業費（概算額） （1）施設整備関係 473,403 千円 [内訳] ・用地取得及び建物設計等経費 112,941 千円 ・建物工事費等経費（外構工事等も含む） 260,462 千円 ・補償経費（一部解体及びテナント移転） 100,000 千円	

浜田市人権を尊重するまちづくり条例について

令和5年6月定例会議で提案しております標記条例のパブリックコメントの結果及び提案までの経過について報告します。

1 パブリックコメントの実施と結果について

(1) 意見の募集期間

令和5年2月1日～3月2日

(2) 意見提出件数について

12件(3人)

意見及び市の考えは、**資料1**のとおり

(3) 意見の条例への反映について

1件

意見による反映一覧は、**資料2**のとおり

2 提案までの経過について

年月日	主な内容
令和4年 9月9日(金)	総務文教委員会へ報告 ・(仮称)浜田市人権尊重のまちづくり条例の制定について
9月30日(金)	第1回検討委員会
10月17日(月)	第2回検討委員会
11月11日(金)	浜田市議会(総務文教委員会)から提言書提出 多様性社会の推進について ～(仮称)浜田市人権尊重のまちづくり条例に対する提言～
12月22日(木)	第3回検討委員会
令和5年 1月18日(水)	第4回検討委員会
1月25日(水)	総務文教委員会へ報告 ・(仮称)浜田市人権を尊重するまちづくり条例(案)の 検討状況及び骨子について
2月1日(水)～ 3月2日(木)	パブリックコメント実施
3月24日(金)	第5回検討委員会
6月16日(金)	提案

【浜田市人権を尊重するまちづくり条例】のパブリックコメントに係る意見と浜田市の考え方

No	頁	項目	意見	浜田市の考え方
1	1	(前文)	<p>「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律、本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組みの推進に関する法律、部落差別の解消の推進に関する法律等…」</p> <p>◆正式名称だけ記載してあり、通称名がないため、正式名称名と通称名が違う法律であるように受け取ったので、併記して欲しい。</p>	<p>条例では正式名称での表記とし、解説や周知の際に用いる資料等では通称名を併記して広報に取り組んでまいります。</p>
2	1	(前文)	<p>「浜田市は、近世以降、日本海交易の中心地の一つとして、他の地域と結びつき、多くの人々との交流を通して多様な文化を取り入れながら発展してきた都市です。」</p> <p>◆この記述ならば、浜田地域での〈多くの人々との交流を通じて多様な文化を取り入れながら〉という特質が、近世以降に発生したとの印象を与えている。記述するならば、古代には石見国国衙の存在し、他地域、あるいは他国からの産物（陶器や）が発掘されており、また、中世においては周布氏による日本海交通の存在に触れることも必要だと思える。</p> <p>◆この記述は、解説にあるように外の浦などが日本遺産として登録されている事柄を強調するために用いられているように見え、それならば、この条例案に必要なことであるかどうかは判断に苦しむ。</p>	<p>ご意見とおり、当市の特質が近世以降に発生した印象を与えるため、「近世以降、」の部分を削除します。</p> <p>浜田市の歴史において、地域外との交流は非常に重要です。これまで重ねた特質を踏まえて用いております。</p>

【浜田市人権を尊重するまちづくり条例】のパブリックコメントに係る意見と浜田市の考え方

No	頁	項目	意見	対応（案）
3	1	（前文）	<p>性の多様性など幅広い視点から人権尊重のまちづくりの条例ができたことはよいことと思います。条例に至る背景の記述のなかで、子どもが権利の主体として、人権を尊重されてこなかったこともできれば入れていただきたいと思いました。すべての市民を対象としている、今回のパブコメ募集は子どもたちにも伝わっているでしょうか。子どもの意見を聴くことを怠っていませんか。とりわけ子ども時代は、成人とは異なり成長発達過程にあることを踏まえるといじめはやめようという指導的な表現にとどまらない、権利を守る立場として、自治体や大人の応答責任、説明責任、そして子どもの声を聴く力の必要性を感じているからです。</p>	<p>条例に至る背景では、浜田市市民意識調査で特に関心が増えている近年新たに生まれた人権課題を記載しております。</p> <p>また、パブリックコメントの募集が子どもたちに伝わっているかという点については特段の把握を行っておりませんが、パブリックコメントの実施に当たり、子どもたちが日常出入りする浜田市立中央図書館に資料を設置しておりました。</p>

【浜田市人権を尊重するまちづくり条例】のパブリックコメントに係る意見と浜田市の考え方

No	頁	項目	意見	対応（案）
4	2	(第3条) 基本理念	<p>第3条</p> <p>「全ての人は等しく基本的人権を享有する個人として尊重されるものであるという考えの下、一人ひとりの個性を尊重し、多様性を認め合い、<u>共に支えあう心の醸成</u>に努めることにより行わなければならない。」</p> <p>◆この記述の中で、下線部に〈思いやりや心がけ〉的な発想、すなわち心の問題として捉えられているように感じます。多様性を認めたり、他人の個性を尊重するためには、認めたり尊重する主体の変革を必要とします。これは、主体が今まで培ってきた考え方及び生き方の変革を迫ってくるものです。これには主体の心だけでなく行動あるいは考え方の醸成まで及んでくると思っています。それゆえ〈共に支えあうこころの醸成〉という言葉が、意識の表層だけを指しているように思われます。</p>	<p>本条では人権尊重のまちづくりを推進するための基本理念として共に支えあう心の醸成に努めることを規定しております。この理念にのっとり第6～8条で「市」「市民」「事業者」の責務を規定し、人権施策の実施や協力に努めること等を定め行動や考え方に触れております。</p>
5	2	(第4条) 差別及び人権を侵害する行為の禁止	<p>第4条</p> <p>「…次に掲げる行為をしてはならない。」</p> <p>◆理念法を具体的な対策につなげていく今後の推進計画の提示を望みますが、この条文にある禁止行為を行った場合のその後の対応についてはどうなっているのでしょうか。</p>	<p>差別的行為や人権を侵害する行為は多様です。発生した事案に応じて関係機関と連携し、対応を行います。被害を受けた方には適切な支援を行います。また、発生した原因を分析し以後同様の事案が発生しないよう啓発を行います。</p>

【浜田市人権を尊重するまちづくり条例】のパブリックコメントに係る意見と浜田市の考え方

No	頁	項目	意見	対応（案）
6	3	（第 9 条） 人権施策の推進 （第 10 条） 相談体制の充実 （第 11 条） 浜田市人権尊重推進委員会の設置 （第 12 条） 委員会の委員	<p>この条例は全般的に理念条例的なもので、9 条から 12 条にかけて、基本計画や浜田市人権尊重推進委員会の設置などの記述にあるように、この理念を実現するための、更なる戦略と評価検証が不可欠でしょう。検証は基本計画に基づきつつ、より具体的な推進計画にアウトプット、アウトカムを設けて行うべきものと考えます。</p> <p>私ども子どもの権利の実現に向けて動いている団体としては、本条例に紐づく基本計画に包含して終わるのでなく、国連児童の権利に関する条約や今年 4 月から開始されるこども家庭庁、こども基本法、そして今後提出されるこども大綱にのっとり、子どもの意見を聴き、こどもの権利条例の策定と推進計画、検証のしくみづくりを強く望んでいます。今回の条例で子どもに関してのみ詳細に触れることは求めませんが、この条例に紐づき、網羅的な基本計画をつくるだけではなく、子どもについては別途条例をつくり、計画検証を重ねることを強く望みます。</p> <p>また、浜田市人権尊重推進委員会の設置もこどもの権利庇護委員会を包含するのではなく、別途設置が必須と考えています。</p>	<p>制定後は現在の浜田市人権教育・啓発推進基本計画を基本計画として人権施策を推進します。この計画は定期的に改訂しております。次回策定時では、浜田市人権尊重推進委員会においてアウトプット、アウトカムの導入を検討したいと思います。</p> <p>なお、ご提案のこどもの権利条例の策定等については、市民団体による動きのほか、市議会議員で組織される議員連盟も発足しておりますのでその動きを注視してまいりたいと思います。</p> <p>市としましても、子どもの権利を保障することは大切であると認識しており、条例制定は、市の考え方を広く市民に周知する有効な手段の一つであると思いますので制定の是非について研究する必要があると考えています。</p> <p>（用語説明）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・アウトプット 事業の具体的な活動量や活動実績を語る指標。 ・アウトカム 事業の成果を語る指標。（事業実施による効果や効用、行動変容）

【浜田市人権を尊重するまちづくり条例】のパブリックコメントに係る意見と浜田市の考え方

No	頁	項目	意見	対応（案）
7	3	（第9条） 人権施策の推進 （第10条） 相談体制の充実 （第11条） 浜田市人権尊重推進委員会の設置 （第12条） 委員会の委員	<p>またこれまで、浜田市人権尊重推進委員会に類似した委員の設置と実態はどうでしたでしょうか。市長から委員に対してどのような諮問を受けてきましたでしょうか。また、委員自らが、今回の条例 11 条 2 項にあるような基本計画を検証し、及び評価し、市長に意見を述べる機会をもってこられたでしょうか。あて職的な委員会はややもすると形骸化しやすい面もあり、実態が気になることもあります。（個別の人権相談には尽力されていると想像しておりますが、実績に触れる時間が取れませんでしたので、誤った認識であればお許してください。）</p> <p>人権尊重のまちづくりは、スローガンだけでは実現しません。子どもも大人もすべての人が当事者となって、たゆまない努力が必要です。そのためにも学びがとても大事です。ことに子どもの権利の普及、実現をどうかよろしく願いいたします。</p>	<p>これまで浜田市人権尊重推進委員会に類似した委員の設置として浜田市人権教育・啓発推進基本計画策定委員会が設置されておりました。これは、浜田市人権教育・啓発推進基本計画の策定に関して、広く市民の意見を聴取するために設置しておりましたが諮問機関ではなく、諮問・答申はされておられません。また、基本計画の検証、評価、市長への意見を述べることはありませんでした。</p> <p>条例案でお示しした浜田市人権尊重推進委員会は、基本計画にかかる諮問、検証、評価及び市長への意見を述べることのできる規定をしております。</p>

【浜田市人権を尊重するまちづくり条例】のパブリックコメントに係る意見と浜田市の考え方

No	頁	項目	意見	対応（案）
8	3	（第 9 条） 人権施策の推進 （第 10 条） 相談体制の充実 （第 11 条） 浜田市人権尊重推進委員会の設置 （第 12 条） 委員会の委員	<p>多様性を尊重する社会の流れのなか、全ての人に等しく尊重される基本理念のもと人権のまちづくり条例ができたことは良いことと思います。理念条例に終わることなく、第 9 条以降の基本計画～浜田市人権尊重推進委員会の設置については、より具体的な推進計画と評価の仕組みが欲しいと思います。人権尊重推進委員の選任も人権に関する有識者だけでなく多様な人材を巻き込み、有識者と市民と行政が協働した人権を尊重するまちづくりを行なって頂きたいと思います。</p>	<p>推進計画と評価の仕組みについては、浜田市人権尊重推進委員会と検討したいと思います。</p> <p>また、今回設置する浜田市人権尊重推進委員会の委員は「人権施策に関し識見を有する者その他市長が必要と認める者」としており、人権課題に関する各分野に造詣のある方を構成員に選定します。</p> <p>併せて、ご意見をいただきましたとおりに協働した人権を尊重するまちづくりに努めます。</p>

【浜田市人権を尊重するまちづくり条例】のパブリックコメントに係る意見と浜田市の考え方

No	頁	項目	意見	対応（案）
9	3	（第 9 条） 人権施策の推進 （第 10 条） 相談体制の充実 （第 11 条） 浜田市人権尊重推進委員会の設置 （第 12 条） 委員会の委員	<p>全ての人という言葉には子どもも含まれているわけですが、私は子どもについては子どもに特化した『子どもの権利条例』が必要と考えています。国連の子どもの権利条約や日本の各自治体においての子どもの権利条例については、人権に関わる行政機関の皆さまはご存知の事と思います。4 月からこども家庭庁が開始され、こども基本法そしてこども大綱に基づき、こどもや家庭に関わる様々な取り組みが自治体単位で展開されていきます。子どもは最も権利が侵害されやすい存在であることは今日の日本においても同じです。浜田においてもよそ事ではありません。国のこども基本法があるからよい…ではなく、現場である自治体のこども施策のあり方が重要だと考えます。この度の人権を尊重するまちづくり条例に続いて、子どもの権利条例が浜田にも作られ、その条例に基づいて市民と行政、子どもに関わる機関の人々が繋がり子どもに関わり、こどもにやさしいまち浜田＝すべての人にやさしいまち浜田となることを強く望みます。</p>	<p>こどもの権利条例の策定等については、市民団体による動きのほか、市議会議員で組織される議員連盟も発足しておりますのでその動きを注視してまいりたいと思います。</p> <p>市としましても、子どもの権利を保障することは大切であると認識しており、条例制定は、市の考え方を広く市民に周知する有効な手段の一つであると思いますので制定の是非について研究する必要があると考えています。</p>

【浜田市人権を尊重するまちづくり条例】のパブリックコメントに係る意見と浜田市の考え方

No	頁	項目	意見	対応（案）
10	3	<p>(第 11 条)</p> <p>浜田市人権尊重推進委員会の設置</p>	<p>第 11 条</p> <p>「…浜田市人権尊重推進委員会を置く。」</p> <p>◆第 12 条 2 項に委員の資格が記載されていますが、この中に人権を侵害されている当事者を入れて頂きたいし、委員資格の中にその人数を明記して頂きたい。</p> <p>(「浜田市人権教育・啓発推進基本計画策定委員会」と、「浜田市人権尊重推進委員会」とは別組織だと思っています。)</p> <p>〈差別する人がいるから差別がある。〉ならば、差別されている当事者でないと、差別は分からない。差別した人の言い訳として「差別するつもりはなかった。」「悪意はなかった。」という文言を聞く。やはり、差別は無意識（悪意ではなく）に発生し、差別事象は差別された人が判断します。言動に差別があるかないかということは、差別されている人々から指摘されて気づくことが多いというのは、経験としてあるはずです。それゆえ、障害を持つ人、本邦外出身者の人、性的マイノリティの人、女性、被差別部落の人などの社会的マイノリティの方を委員として参加していただき、差別とは具体的に何か、それを解消していくための手立てが考えられた文言をこの条例に入れて頂きたい。</p>	<p>当事者の意見を施策に推進することは有意義なことと考えます。今回設置する浜田市人権尊重推進委員会の委員は「人権施策に関し識見を有する者その他市長が必要と認める者」としており、人権課題に関する各分野に造詣のある方を構成員に選定します。</p> <p>委員資格の人数の明記は、委員の選定時の情勢を踏まえた検討が必要であるため委員の総数を既定し、個別の人数は記載しません。</p> <p>委員の構成は規則で定めますが、委員会で委員外の者を会議に出席いただき、意見を聴く体制を整備したいと考えております。</p>

【浜田市人権を尊重するまちづくり条例】のパブリックコメントに係る意見と浜田市の考え方

No	頁	項目	意見	対応（案）
11	-	条例全般	<p>◆浜田市の人権問題を解決していく条例ならば、浜田市の人権状況の分析が必要でないでしょうか。この現状分析という作業が行われていると思うけれど、総ての人権課題を解決していくことは、何も解決しないことと同じである。それゆえ、現状の浜田市で特に力を入れる人権課題を解決していく方が、現実的ではないだろうか。これが現状分析を行う理由の一つであると思う。</p>	<p>令和2年度に「人権問題に関する市民意識調査」を行いました。この調査では、平成27年度と比較すると「今の社会は人権が尊重されていると思いますか」という問いに対し「どちらかといえばそうは思わない」という回答が増えました。また、関心のある人権課題として「インターネットやSNSなどによる人権侵害」が最も多く選択されました。今後も市民意識調査による現状分析を行い、市として力を入れて取り組む人権課題を設定したいと思います。</p>
12	-	その他	<p>資料2の解説について</p> <p>◆この解説は分かりやすいので、ぜひ本文と一緒に掲示して頂きたい。その際、専門用語や難解な語句は平易で理解しやすい表現した文章でお願いします。</p>	<p>解説について評価いただきありがとうございます。ご意見を踏まえ、周知の際には条例と合わせて提示したいと思います。</p>

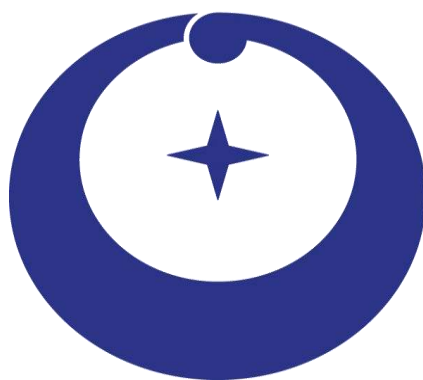
【浜田市人権を尊重するまちづくり条例】のパブリックコメントに係る意見による反映一覧

No	変更前		変更後		備考
	頁	内容	頁	内容	
1	1	(3段落目) 浜田市は、近世以降、日本海交易の中心地の一つとして、他の地域と結びつき、多くの人との交流を通して多様な文化を取り入れながら発展してきた都市です。	1	(3段落目) 浜田市は、_____日本海交易の中心地の一つとして、他の地域と結びつき、多くの人との交流を通して多様な文化を取り入れながら発展してきた都市です。	文言の一部削除



統計はまだ

令和4年度



島根県浜田市

刊 行 に あ た っ て

令和4年度 統計はまだを刊行します。

本書は、浜田市の人口、産業、経済、社会、文化等の各分野にわたる統計資料を総合的に収録し、市勢の現状及びその推移を明らかにしようとするものです。

国勢調査をはじめ、各種国基幹統計調査の結果やそのほか関係機関から提供していただいたデータをわかりやすく編集することを心がけて作成しました。国基幹統計調査については、周期調査は5年毎に実施となっておりますので、最新の数値が数年前のものとなる場合があります。

また、国基幹統計調査によって集計された数値以外にも、各分野における登録や届出、業務記録などにより集計されたデータを収集し、まとめております。

市民の皆様をはじめ、各方面の方々の参考資料として広くご覧いただきたいと思っております。浜田市ホームページにも掲載しておりますのでご活用ください。

なお、終わりに、本書の編集にあたり、貴重な資料を提供していただきました関係者の皆様並びに平素より各種統計調査にご協力をいただいている皆様に対し、心から感謝申し上げます。

令和5年6月

浜田市長 久保田 章市

利用されるにあたって

- 1 資料は、できるだけ最近の資料を掲げるように努めました。
- 2 統計表の年次は暦年（1月1日～12月31日）、年度は（4月1日～翌年3月31日）を示したものです。
- 3 数字の単位未満は、四捨五入を原則としました。このため総数と内訳の計とが一致しない場合があります。
- 4 統計表の符号の用法は、次のとおりです。
 - 「－」 皆無又は該当数字なし
 - 「…」 資料なし
 - 「0」 単位未満
 - 「X」 秘密保持のため発表を差し控えたもの
 - 「△」、「－」 数値の前に付し、減又はマイナスを示す
- 5 本市は、平成17年10月1日に、浜田市、金城町、旭町、弥栄村、三隅町が合併し誕生しました。平成17年、平成17年度においては、合併の関係上、旧市町村の数値の合計を掲載しています。また、次のとおり統計表を記しているものもあります。

(統計表)

浜田市	-----	新市名
浜田	-----	旧浜田市
金城	-----	旧金城町
旭	-----	旧旭町
弥栄	-----	旧弥栄村
三隅	-----	旧三隅町

- 6 本書に収録した統計資料について、疑義又はさらに詳細な資料を必要とされる場合には、本市総務課に照会してください。

目 次

1 自 然

1 位置	1
2 主要山岳	2
3 主要河川	2
4 面積	2
5 地目別総評価面積（民有地）	3
6 気象状況	
(1) 気温など	4
(2) 他都市との比較（気温、降水量、湿度）	5
(3) 雪	7
(4) 地震の発生（震度1以上）	8

2 人 口

1 国勢調査からみる人口	
(1) 令和2年国勢調査	
浜田市の人口・世帯数	9
(2) 人口・世帯数の推移	
ア 浜田市全体の推移	9
イ 地区別人口の推移	10
ウ 地区別世帯数の推移	10
(3) 労働力人口の推移	13
(4) 昼間人口・夜間人口	14
2 住民基本台帳からみる人口	
(1) 地区別人口・世帯数の推移	15
(2) 年齢階級別人口	16
(3) 地区別高齢化率	17
3 将来推計人口	
(1) 島根県、浜田市の将来推計人口	18
(2) 年齢別将来推計人口割合	18

3 財 政

1 一般会計決算額	
(1) 歳入	19
(2) 歳出	20

2 令和3年度決算の状況 （広報はまだR4年10月号掲載内容）	21
3 予算の状況	23
4 地方財政状況調査（決算統計）	
(1) 歳入	24
(2) 目的別歳出	25
(3) 性質別歳出	26
5 市税	27

4 議 会

1 議会の活動状況	28
2 議案の審議結果	28
3 請願の審議結果	28
4 陳情の審査結果（委員会）	28

5 選 挙

1 選挙調	29
2 選挙人名簿登録者数	29

6 事 業 所

1 事業所数	30
2 産業別事業所数	30
3 従業者数	31
4 産業別従業者数	31
5 男女別従業者数	32
6 従業者規模別事業所数、従業者数	33

7 農 林 業

1 総農家数	35
2 専兼業・主副業別農家数（販売農家）	36
3 農家の世帯員数（販売農家）	37
4 農業従事者・基幹的農業従事者の平均年齢 （販売農家）	38

5	経営耕地面積（販売農家）	38
6	耕作放棄地（販売農家）	39
7	保有山林面積規模別林家数	39

8 漁・水産業

1	2018年漁業センサスの結果	
(1)	経営組織別経営体数	40
(2)	年齢別漁業就業者数	41
(3)	漁船隻数	42
(4)	主とする漁業種類別経営体数	43
(5)	販売金額別経営体数	43
2	水揚高	44
3	魚種別水揚量	45
4	漁法別水揚量	46

9 工業

1	製造業事業所数、 従業者数及び製造品出荷額等の推移	47
(1)	事業所数の推移（グラフ）	48
(2)	従業者数の推移（グラフ）	48
(3)	製造品出荷額等の推移（グラフ）	48
(4)	現金給与総額の推移（グラフ）	49
(5)	原材料使用額の推移（グラフ）	49
(6)	付加価値額の推移（グラフ）	49
2	産業別製造業事業所数、 従業者数及び製造出荷額等	50

10 商業

1	商業事業所数、従業者数	51
2	商品販売額	51
3	事業所数、従業者数の推移	
(1)	事業所数の推移	52
(2)	従業者数の推移	52
4	業種別商業事業所数、従業者数	53
5	売り場面積	53

11 観光

1	観光客入り込み客数	54
	（令和4年 月別内訳）	55
2	宿泊客数	57

12 運輸

1	道路の状況	58
2	車種別保有自動車台数	58
3	駅別乗客人員数等	59
4	浜田港 出入船舶及び貨物取扱状況	
(1)	入港船舶	59
(2)	輸移出・輸移入貨物	60

13 社会福祉

1	老人福祉実施状況	
(1)	高齢者クラブ連合会	61
(2)	老人福祉施設	61
(3)	その他高齢者向け施設	61
(4)	介護医療院	61
2	保育所（園）・認定子ども園数及び 在所者数	62
3	放課後児童クラブ数及び登録児童数	63
4	就学前児童数と保育所入所者数の比較	64
5	生活保護法による保護状況	
(1)	保護世帯数、人口	65
(2)	保護費	65
6	国民健康保険加入状況	65
7	国民年金の状況	66
8	国民健康保険の医療費状況	66
9	介護保険被保険者数及び認定状況	67
10	介護保険給付費状況	67

14 教育・文化

1	幼稚園の状況	68
2	小学校の状況	68

3	中学校の状況	68
4	高校卒業後の状況	
	(1) 進路別卒業生数	69
	(2) 就職先別県外就職者数	69
5	図書館の利用状況	70
6	指定文化財	70
7	市指定文化財	71
8	国登録文化財	71

15 衛 生

1	ごみ排出量	72
2	ごみ処理の内訳と資源化率	73

16 住 宅

1	県営住宅	74
2	市営住宅	74
3	新設住宅着工戸数	75

17 交通・公安

1	運転免許保有者数	76
2	犯罪発生件数	76
3	違反種別別人身交通事故発生件数	77
4	事故当事者の年齢別状況	77
5	道路別人身交通事故発生状況	77

18 労 働

1	一般職業紹介状況	78
2	雇用保険一般求職者給付状況	79

19 海上保安

1	海事関係違反、検挙件数	80
2	海難事故発生状況	80

20 司 法

1	地方裁判所の事件取扱状況	81
2	家庭裁判所の事件取扱状況	81
3	簡易裁判所の事件取扱状況	82

21 消 防

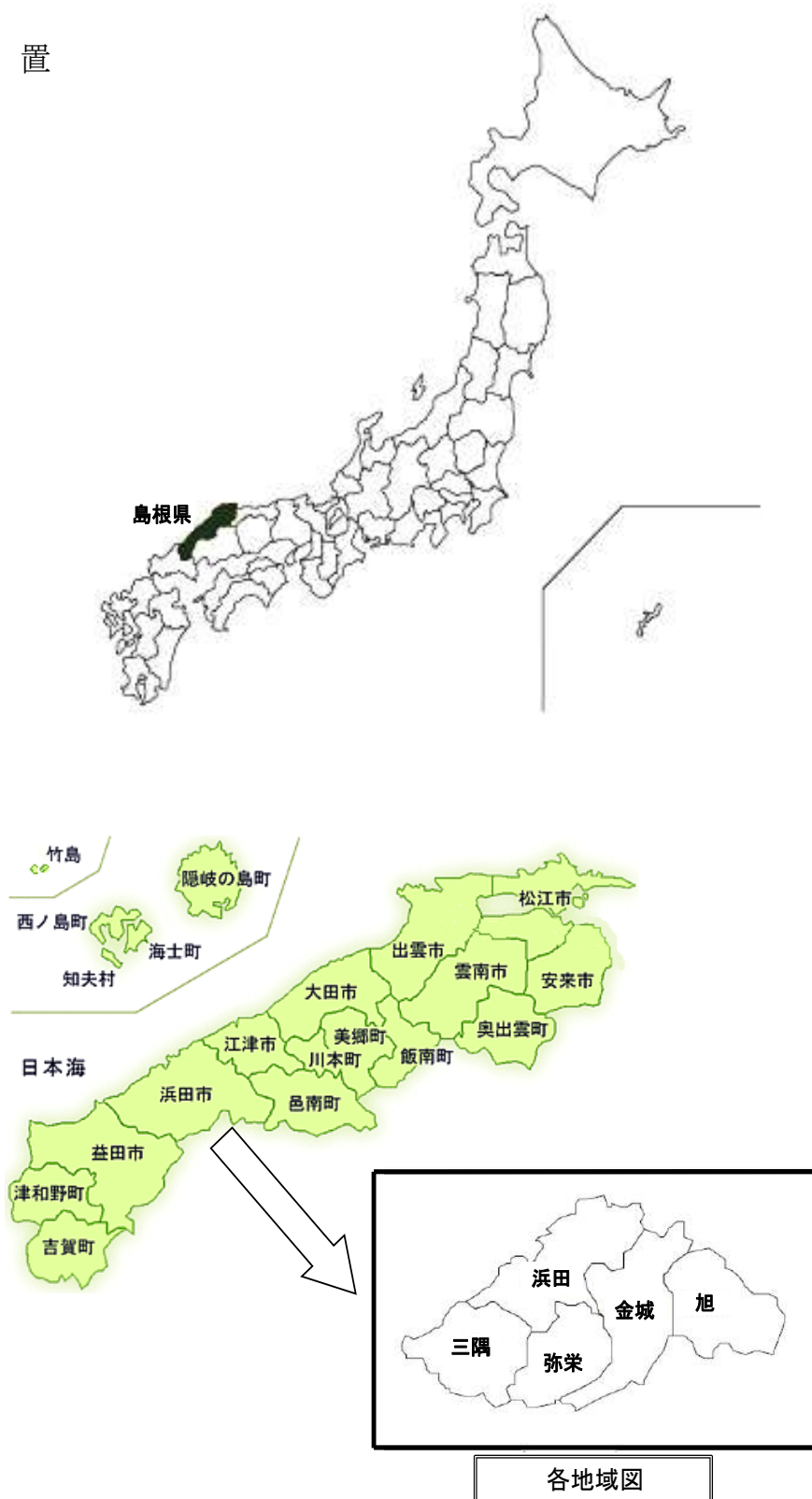
1	火災の発生状況	83
2	原因別火災発生件数	83
3	消防施設	84
4	救急車出動件数	84

付 録

	浜田市の1日	86
	市内官公署・その他の機関	87
	令和2年国勢調査結果の概要	95

1 自然

1 位置



経度	緯度	東西	南北
東経 132° 04' 48"	北緯 34° 53' 57"	45.7 km	29.1 km
浜田市殿町 1番地	浜田市役所(本庁)		

資料：国土地理院

2 主要山岳

(単位：m)

	所在地	標高
てんぐいしやま 天狗石山	旭町	1,192
おおきやま 大佐山	金城町	1,069

(注) 1,000m以上の山岳を掲載。

資料：島根県統計書

3 主要河川

(単位：km)

	上流端	下流端	河川延長
下府川	金城町	日本海	22.1
浜田川	金城町	日本海	19.5
周布川	金城町	日本海	44.6
三隅川	弥栄町	日本海	40.9
いがわがわ 井川川	三隅町	三隅川	14.4
かこやがわ 家古屋川	旭町	八戸川	14.5

(注) この表は、河川延長10km以上のものを掲載。

資料：島根県統計書

河川延長については、各河川の幹川（本川）の延長を掲げている。

4 面積

(単位：km²)

	面積	摘要	
平成17年10月1日	689.52	旧浜田市	162.60
		旧金城町	164.30
		旧旭町	128.57
		旧弥栄村	105.50
		旧三隅町	128.55
平成19年10月1日	689.60	H19.6.20 埋立地編入 瀬戸ヶ島町	0.067
		H19.6.20 埋立地編入 下府町	0.005
平成26年10月1日	690.66	H26.9.1 埋立地編入 松原町	0.003
平成27年10月1日	690.66	H27.11.30 埋立地編入 三隅町	0.0007
平成29年10月1日	690.68	面積計測の基となる電子国土基本図更新による	0.02

資料：国土地理院

(注) 面積は、国土地理院が電子国土基本図（地図情報）を基に公表している数値（各年10月1日現在）を掲載。埋め立て面積と前年面積の合計は、必ずしも一致していない。

5 地目別総評価面積(民有地) ※国有地、公有地、非課税地を除く

(単位：km²)

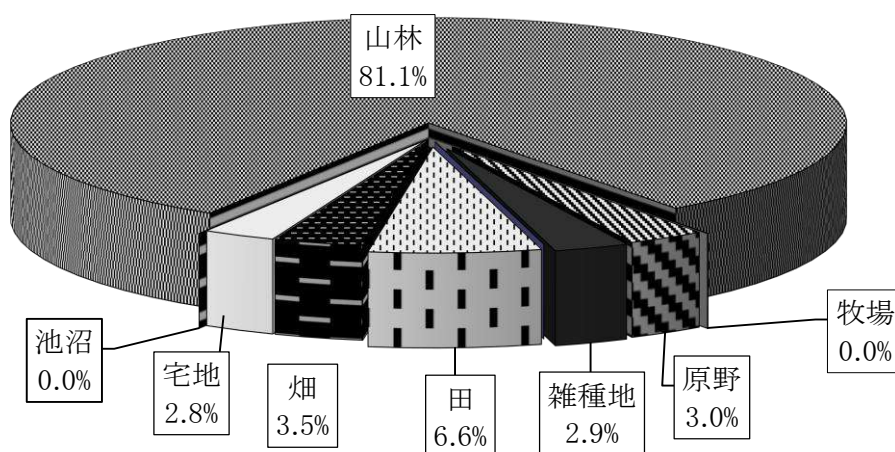
	総数	田	畑	宅地	池沼	山林	牧場	原野	雑種地
平成30年	386.62	26.40	13.62	10.64	0.01	313.49	0.10	11.43	10.93
令和元年	385.71	26.20	13.57	10.76	0.01	312.72	0.10	11.38	10.97
令和2年	385.84	26.03	13.48	10.79	0.01	313.05	0.10	11.40	10.98
令和3年	385.13	25.86	13.42	10.81	0.01	312.47	0.10	11.40	11.06
令和4年	385.28	25.60	13.32	10.81	0.01	312.84	0.10	11.46	11.11

(注) 土地評価の単位(m²)を(km²)に変換。小数点第3位四捨五入。
各数値は1月1日現在のもの

資料：市資産税課

地目別総評価面積(民有地)の割合

※国有地、公有地、非課税地を除く



6 気象状況

(1) 気温など

観測地点：浜田市大辻町 浜田特別地域気象観測所

	気 温 (°C)					湿度 (%)	風速 (m/s)	降水量 (mm)	雪現象日数 (日) ※1	日照時間 (時間)
	年平均	年最高値	日最高平均	年最低値	日最低平均	年平均	年平均	年合計	年合計	年合計
平成30年	16.0	37.7	20.1	-3.5	12.3	73	3.5	1,969.0	51	1,957.2
令和元年	16.4	35.5	20.5	1.0	12.6	73	3.4	1,353.5	26	1,888.9
令和2年	16.3	37.3	20.2	0.0	12.6	73	3.6	1,867.5	10	1,871.2
令和3年	16.4	34.2	20.6	-4.1	12.6	73	3.7	1,914.0	30	1,895.1
令和4年	16.3	36.0	20.4	-2.3	12.5	72	3.5	1,220.5	34	1,991.6
令和4年月別内訳	月平均	平年 ※2	月最高値 (起日)	月最低値 (起日)	月平均	月平均	月合計	月合計	月合計	月合計
1月	6.2	6.2	13.0 (1/8)	1.1 (1/12)	63	3.9	27.0	11	95.0	
2月	5.1	6.5	14.7 (2/28)	-2.3 (2/17)	64	4.4	40.5	15	90.1	
3月	10.8	9.0	24.5 (3/26)	0.7 (3/6)	71	3.8	105.0	0	155.5	
4月	14.2	13.5	25.4 (4/25)	1.1 (4/2)	71	3.2	142.0	0	231.8	
5月	18.3	17.9	27.8 (5/29)	7.7 (5/1)	70	2.8	48.0	0	254.9	
6月	23.0	21.4	33.8 (6/23)	13.9 (6/14)	77	3.1	90.0	0	202.7	
7月	26.8	25.6	34.2 (7/29)	21.7 (7/12)	81	2.7	237.5	0)	160.7	
8月	27.9	26.8	36.0 (8/1)	18.5 (8/28)	78	3.7	170.0	0	198.5	
9月	23.6	22.8	33.5 (9/4)	14.6 (9/27)	81	3.1	148.5	0	146.2	
10月	17.3	17.7	30.2 (10/3)	8.0 (10/25)	75	3.5	102.5	0	204.5	
11月	14.5	13.1	26.6 (11/29)	7.5 (11/30)	73	3.0	40.0	0	180.2	
12月	7.4	8.5	16.3 (12/9)	-1.2 (12/23)	65	4.7	69.5	9	71.5	

(注) 起日＝その月の最高値・最低値を示した日

資料：気象庁「気象統計情報」

※1 雪現象日数＝10月から3月の間に降雪の観測された日数

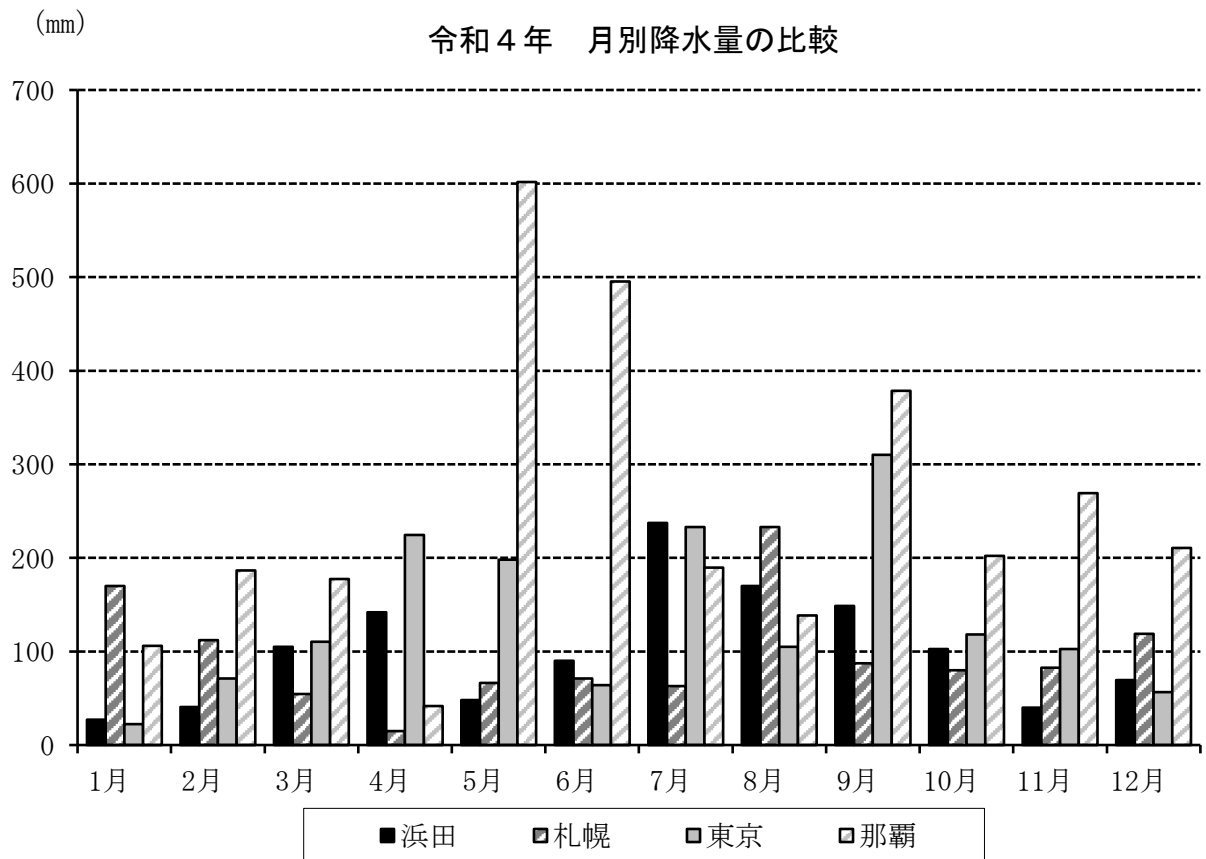
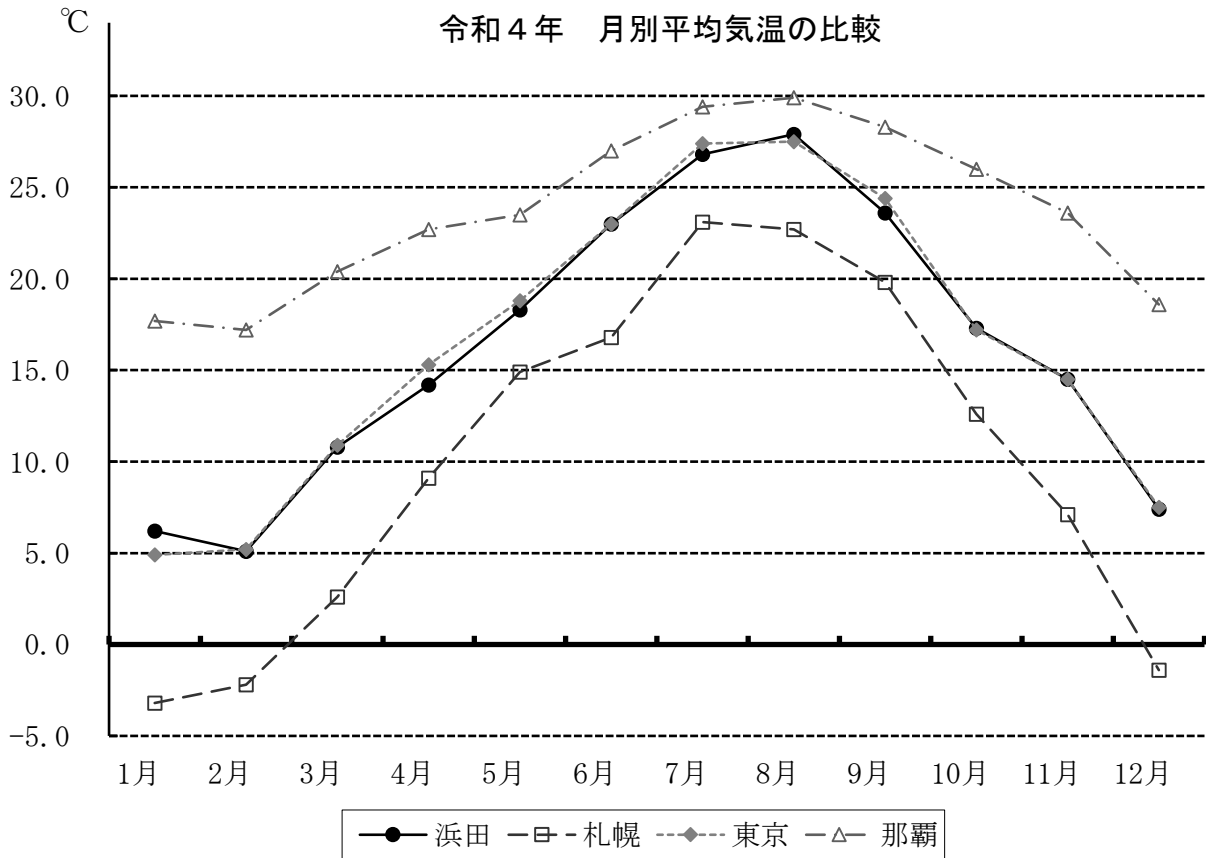
*：極値が2つ以上ある場合。起日は新しい方を示す。

※2 平年＝1991年から2020年の30年間の観測値の平均をもとに算出した気温

記号の見方

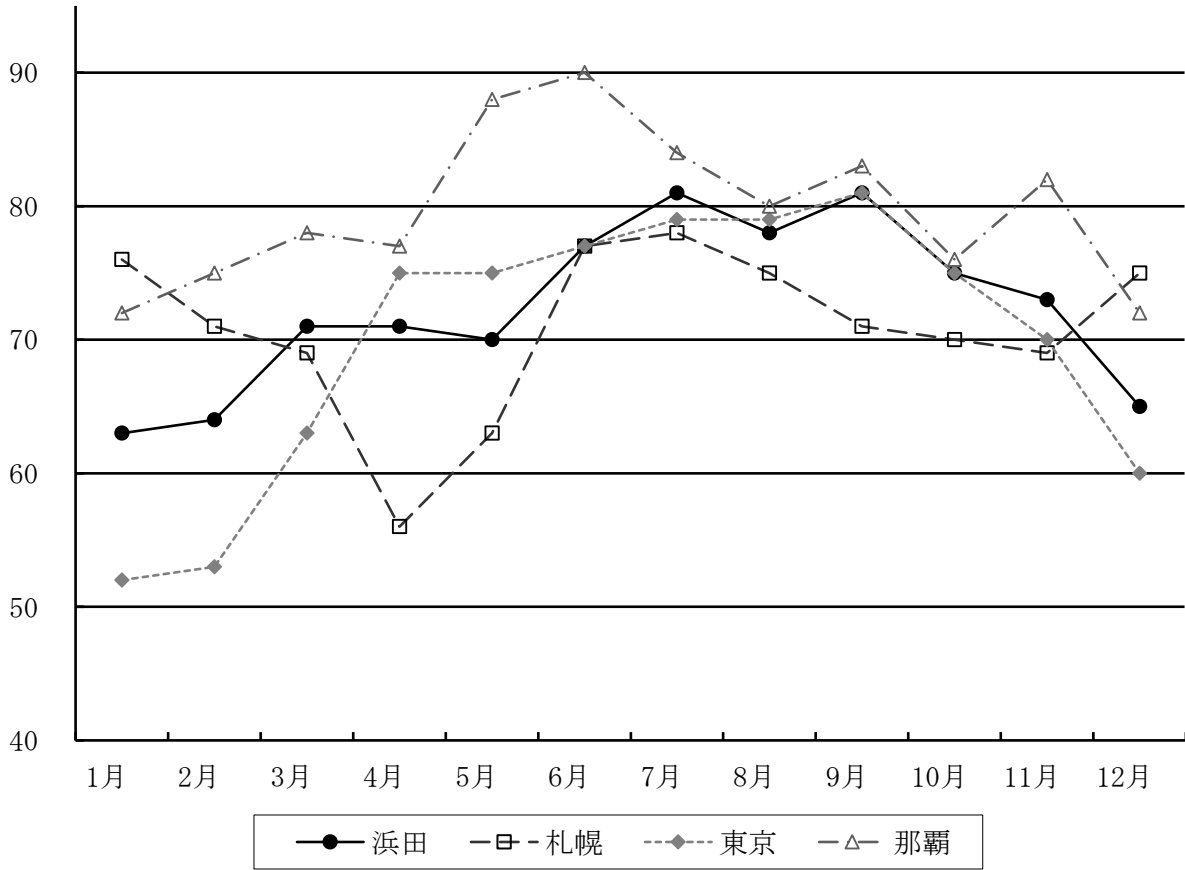
)：準正常値。統計を行う対象資料が許容範囲で欠けるが、上位の統計を用いる際は一部の例外を除いて正常値（資料が欠けていない）と同等に扱うもの。

(2) 他都市との比較



(%)

令和4年 月別平均湿度の比較



(3) 雪

観測地点：浜田市弥栄町 アメダス

(単位：c m)

		1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月
降雪の 合計 ※1	平成29年	101	58	30	-	-	-	-	-	-	0]	0)	27
	平成30年	150	102	-	-	-	-	-	-	-	-	-	31
	令和元年	41	-	11	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	令和2年	-	43	5	-	-	-	-	-	-	-	-	11
	令和3年	160	30	-	-	-	-	-	-	-	-	-	24
	令和4年	28	90	1	-	-	-	-	-	-	-	-	53
日降雪の 最大 ※2	平成29年	20	14	22	-	-	-	-	-	-	0]	0)	10
	平成30年	50	26	-	-	-	-	-	-	-	-	-	26
	令和元年	23	-	11	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	令和2年	-	13	4	-	-	-	-	-	-	-	-	9
	令和3年	23	17	-	-	-	-	-	-	-	-	-	10
	令和4年	8	16	1	-	-	-	-	-	-	-	-	16
最深 積雪	平成29年	48	27	14	-	-	-	-	-	-	0]	0)	10
	平成30年	64	57	-	-	-	-	-	-	-	-	-	23
	令和元年	20	-	10	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	令和2年	-	20	3	-	-	-	-	-	-	-	-	7
	令和3年	44	17	-	-	-	-	-	-	-	-	-	7
	令和4年	7	17	1	-	-	-	-	-	-	-	-	22

※1 降雪＝雪が降ってくる現象

資料：気象庁「気象統計情報」

※2 積雪＝雪が地面に積もっている状態

)＝ 統計を行う対象資料が許容範囲で欠けていますが、上位の統計を用いる際は一部の例外を除いて正常値（資料が欠けていない）と同等に扱います（準正常値）。必要な資料数は、要素または現象、統計方法により若干異なりますが、全体数の80%を基準とする。

]＝ 統計を行う対象資料が許容範囲を超えて欠けています（資料不足値）。値そのものを信用することはできず、通常は上位の統計に用いませんが、極値、合計、度数等の統計ではその値以上（以下）であることが確実である、といった性質を利用して統計に利用できる場合がある。

(4) 地震の発生 (震度1以上)

発震日 (令和4年)	震度	観測点	震央地名	マグニチュード
1月7日	1	大辻町、野原町*、殿町*、金城町下来原* 三隅町三隅*、旭町今市*	島根県西部	3.2
1月22日	3	殿町*、三隅町三隅*	日向灘	6.6
	2	野原町*		
	1	大辻町、金城町下来原*、旭町今市* 弥栄町長安本郷*		
3月17日	1	三隅町三隅*	島根県西部	2.8
4月23日	1	三隅町三隅*	山口県中部	4.2
6月7日	1	三隅町三隅*	山口県東部	3.8
8月16日	1	大辻町、三隅町三隅*、旭町今市*	島根県西部	3.4
9月19日	1	三隅町三隅*	山口県北西沖	4.4
9月26日	1	三隅町三隅*、旭町今市*	島根県西部	3.5
10月2日	2	殿町*	大隅半島東方沖	5.9

資料：松江地方気象台「島根県の地震」

(注) * = 地方公共団体または国立研究開発法人防災科学技術研究所の震度観測点



明治5年 浜田地震の記念碑(牛市町)

2 人 口

1 国勢調査からみる人口

(1) 令和2年国勢調査 浜田市の人口・世帯数

	令和2年10月1日		平成27年10月1日		増 減		
	人口 (人)	世帯数 (世帯)	人口 (人)	世帯数 (世帯)	人口増減 (人)	増減率 (%)	世帯増減 (世帯)
浜田市	54,592	24,370	58,105	24,498	▲ 3,513	▲ 6.0	▲ 128
浜 田	39,370	17,970	41,777	18,399	▲ 2,407	▲ 5.8	▲ 429
金 城	4,088	1,536	4,426	1,641	▲ 338	▲ 7.6	▲ 105
旭	3,510	1,131	4,243	1,215	▲ 733	▲ 17.3	▲ 84
弥 栄	1,168	493	1,343	531	▲ 175	▲ 13.0	▲ 38
三 隅	6,456	3,240	6,316	2,712	140	2.2	528

資料：国勢調査（総務省）

(2) 人口・世帯数の推移（昭和35年～令和2年）

ア 浜田市全体の推移

（単位：人、%、世帯）

	区 分	総 数	0歳～14歳	15歳 ～64歳	うち15歳～ 29歳 (a)	65歳以上 (b)	若年者比率 (a)／総数	高齢者比率 (b)／総数	総世帯数
昭和35年	実数	89,472	27,042	55,121	19,772	7,309	22.1	8.2	21,262
昭和40年	実数 増減	79,822 △ 10.8	20,586 △ 23.9	51,516 △ 6.5	16,449 △ 16.8	7,720 5.6	20.6	9.7	20,917 △ 1.6
昭和45年	実数 増減	73,592 △ 7.8	16,722 △ 18.8	48,575 △ 5.7	14,050 △ 14.6	8,295 7.4	19.1	11.3	21,040 0.6
昭和50年	実数 増減	72,253 △ 1.8	15,683 △ 6.2	47,608 △ 2.0	13,300 △ 5.3	8,959 8.0	18.4	12.4	21,742 3.3
昭和55年	実数 増減	72,130 △ 0.2	15,190 △ 3.1	46,863 △ 1.6	11,675 △ 12.2	10,077 12.5	16.2	14.0	22,440 3.2
昭和60年	実数 増減	72,529 0.6	14,508 △ 4.5	46,759 △ 0.2	10,893 △ 6.7	11,262 11.8	15.0	15.5	23,470 4.6
平成2年	実数 増減	69,411 △ 4.3	12,444 △ 14.2	43,826 △ 6.3	9,950 △ 8.7	13,104 16.4	14.3	18.9	23,134 △ 1.4
平成7年	実数 増減	68,103 △ 1.9	10,793 △ 13.3	41,966 △ 4.2	9,899 △ 0.5	15,321 16.9	14.5	22.5	24,328 5.2
平成12年	実数 増減	65,463 △ 3.9	9,206 △ 14.7	39,015 △ 7.0	9,734 △ 1.7	17,237 12.5	14.9	26.3	24,724 1.6
平成17年	実数 増減	63,046 △ 3.7	8,053 △ 12.5	36,851 △ 5.5	8,795 △ 9.6	18,061 4.8	14.0	28.6	25,023 1.2
平成22年	実数 増減	61,713 △ 2.1	7,144 △ 11.3	35,943 △ 2.5	7,878 △ 10.4	18,450 2.2	12.8	29.9	24,972 △ 0.2
平成27年	実数 増減	58,105 △ 5.8	6,565 △ 8.1	31,580 △ 12.1	7,099 △ 9.9	19,430 5.3	12.2	33.4	24,498 △ 1.9
令和2年	実数 増減	54,592 △ 6.0	5,948 △ 9.4	29,125 △ 7.8	7,014 △ 1.2	19,519 0.5	12.8	35.8	24,370 △ 0.5

資料：国勢調査（総務省）

（注）総数と年齢別内訳の計との差は年齢不詳分

（注）平成12年以前の数値は、旧市町村の数値を合算したもの

（注）平成22年以降は島根あさひ社会復帰促進センター入所者、世帯を含む。

（注）若年者比率、高齢者比率は年齢不詳分を含んだ総数で算出している。

イ 地区別人口の推移

(単位：人)

	総数					
	浜田	金城	旭	弥栄	三隅	
昭和35年	89,472	54,491	8,231	7,051	5,288	14,411
昭和40年	79,822	51,483	6,624	6,055	3,446	12,214
昭和45年	73,592	49,407	5,628	4,832	2,853	10,872
昭和50年	72,253	50,316	5,217	4,336	2,375	10,009
昭和55年	72,130	50,799	5,329	4,058	2,179	9,765
昭和60年	72,529	51,071	5,800	3,954	2,075	9,629
平成2年	69,411	49,135	5,666	3,840	1,869	8,901
平成7年	68,103	48,515	5,508	3,354	1,845	8,881
平成12年	65,463	47,187	5,216	3,198	1,789	8,073
平成17年	63,046	45,910	4,976	2,978	1,612	7,570
平成22年	61,713	43,905	4,622	4,888	1,494	6,804
平成27年	58,105	41,777	4,426	4,243	1,343	6,316
令和2年	54,592	39,370	4,088	3,510	1,168	6,456

資料：国勢調査（総務省）

ウ 地区別世帯数の推移

(単位：世帯)

	総数					
	浜田	金城	旭	弥栄	三隅	
昭和35年	21,262	13,420	1,805	1,617	1,176	3,244
昭和40年	20,917	13,780	1,631	1,531	910	3,065
昭和45年	21,040	14,387	1,526	1,355	825	2,947
昭和50年	21,742	15,290	1,479	1,311	765	2,897
昭和55年	22,440	16,029	1,524	1,263	720	2,904
昭和60年	23,470	16,584	1,735	1,314	733	3,104
平成2年	23,134	16,587	1,659	1,385	648	2,855
平成7年	24,328	17,441	1,691	1,177	695	3,324
平成12年	24,724	18,155	1,663	1,170	708	3,028
平成17年	25,023	18,554	1,685	1,107	634	3,043
平成22年	24,972	18,584	1,704	1,314	591	2,779
平成27年	24,498	18,399	1,641	1,215	531	2,712
令和2年	24,370	17,970	1,536	1,131	493	3,240

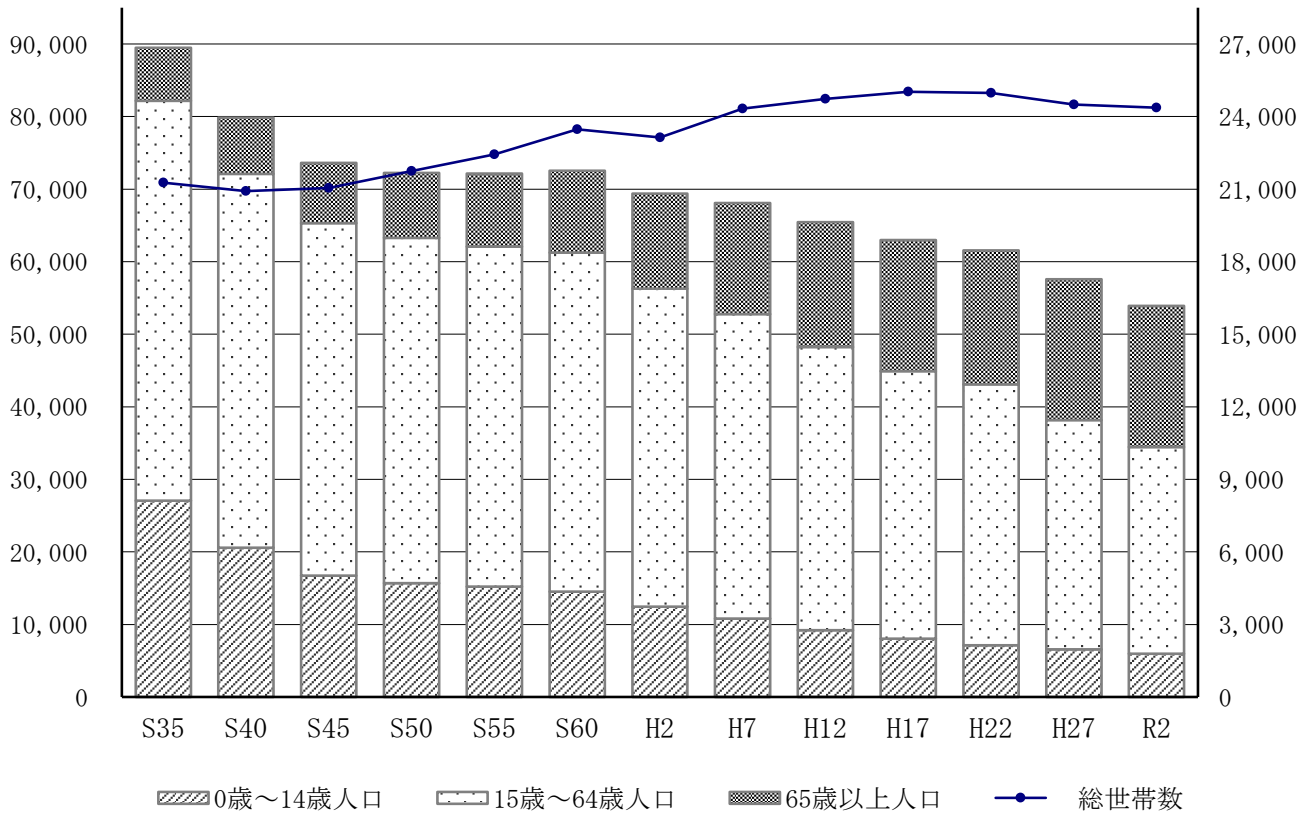
(注) 施設等の世帯を含む。

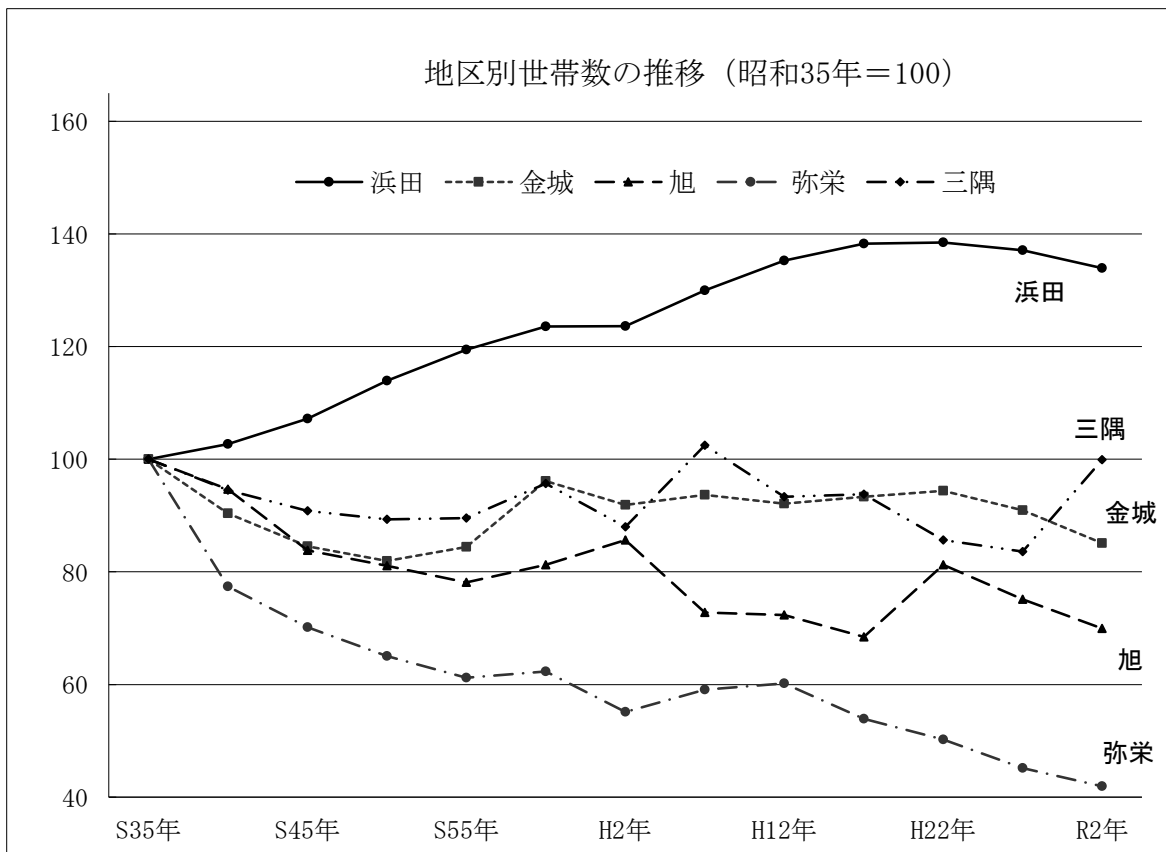
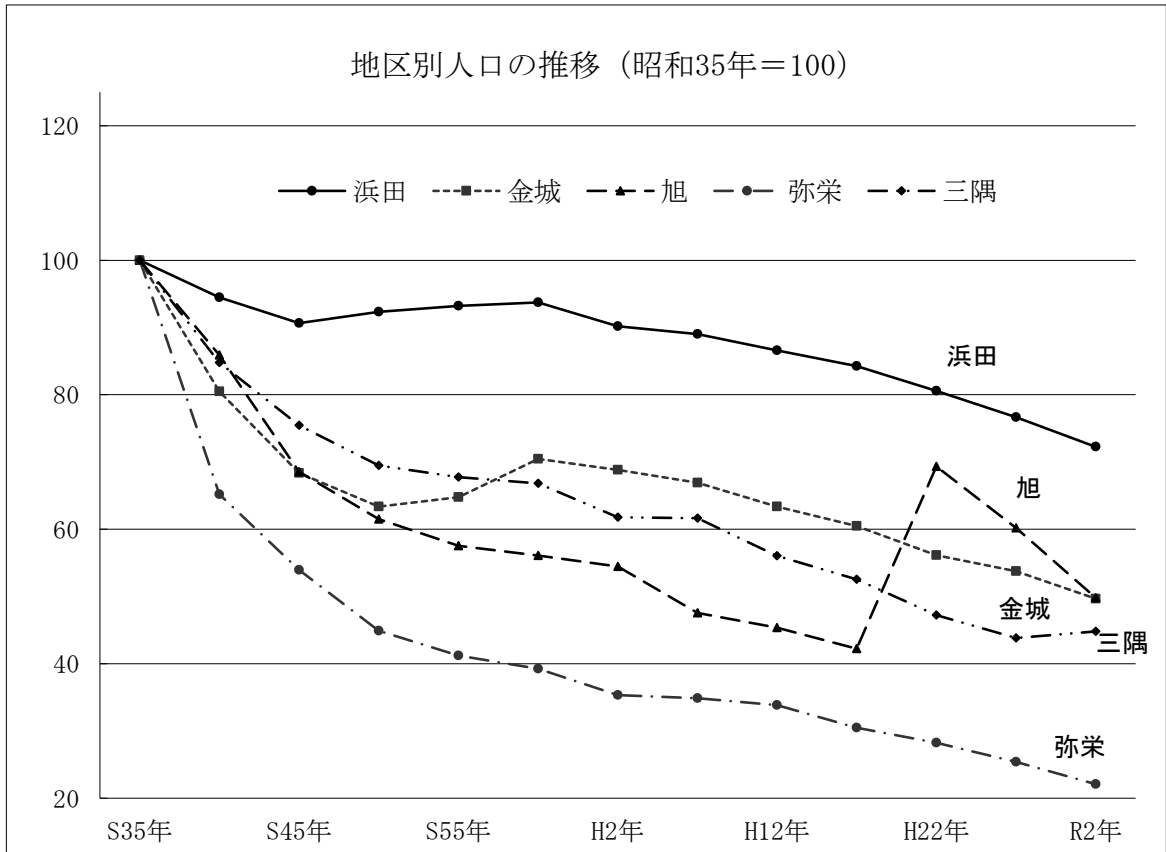
資料：国勢調査（総務省）

年齢（3区分）別人口及び世帯数の推移（浜田市全体）

（世帯）

（人）





(3) 労働力人口の推移

(単位：人、%)

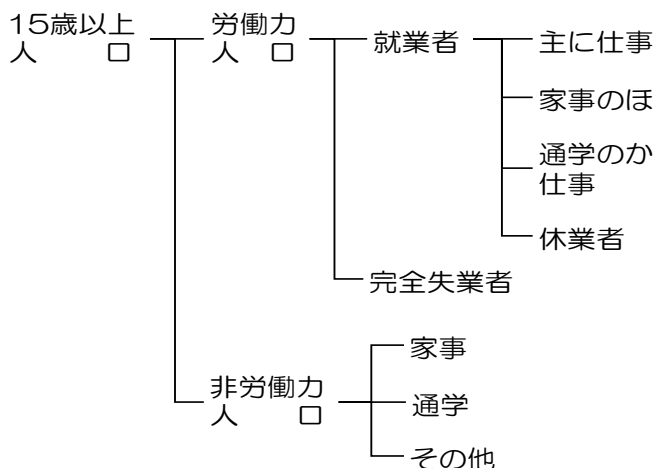
	15歳以上人口総数 (1)	労働力人口						非労働力人口
		総数	就業者			完全失業者		
			総数 (2)	第1次産業 (構成比)	第2次産業 (構成比)		第3次産業 (構成比)	
昭和35年	62,430	47,063	46,808	23,050 (49.2)	8,829 (18.9)	14,929 (31.9)	255 (0.5)	15,359
昭和40年	59,236	42,083	41,641	18,125 (43.5)	7,801 (18.7)	15,715 (37.7)	442 (1.1)	17,146
昭和45年	56,870	41,651	41,184	15,561 (37.8)	8,342 (20.3)	17,281 (42.0)	467 (1.1)	15,217
昭和50年	56,567	39,941	39,247	10,847 (27.6)	10,118 (25.8)	18,207 (46.4)	694 (1.7)	16,626
昭和55年	56,940	39,781	39,003	8,139 (20.9)	11,208 (28.7)	19,642 (50.4)	778 (2.0)	17,076
昭和60年	58,021	39,521	38,407	6,605 (17.2)	11,799 (30.7)	19,994 (52.1)	1,114 (2.8)	18,473
平成2年	56,930	36,694	35,767	4,795 (13.4)	11,473 (32.1)	19,479 (54.5)	927 (2.5)	20,192
平成7年	57,287	37,470	36,447	4,326 (11.9)	11,167 (30.6)	20,915 (57.4)	1,023 (2.7)	19,708
平成12年	56,252	35,191	34,046	3,360 (9.9)	9,483 (27.9)	21,093 (62.0)	1,145 (3.3)	20,883
平成17年	54,912	33,054	31,534	2,973 (9.4)	7,508 (23.8)	20,968 (66.5)	1,520 (4.6)	21,640
平成22年	54,393	30,689	29,146	2,165 (7.4)	6,235 (21.4)	20,338 (69.8)	1,543 (5.0)	22,688
平成27年	51,010	29,217	28,257	2,013 (7.1)	5,830 (20.6)	20,446 (70.9)	960 (3.3)	21,355
令和2年	47,969	27,919	27,156	1,588 (5.8)	5,809 (21.4)	19,329 (71.2)	763 (2.7)	18,892

(注) (1) の総数は労働力状態「不詳」を含む。
 (2) の総数は「分類不能の産業」を含む。

資料：国勢調査（総務省）

労働力状態

国勢調査における労働力人口は、15歳以上の者について、調査期日前1週間（9月24日～30日まで）に仕事をしたかどうかで、以下のとおり区分される。



◆労働力人口

就業者と完全失業者を合わせたもの

◆就業者

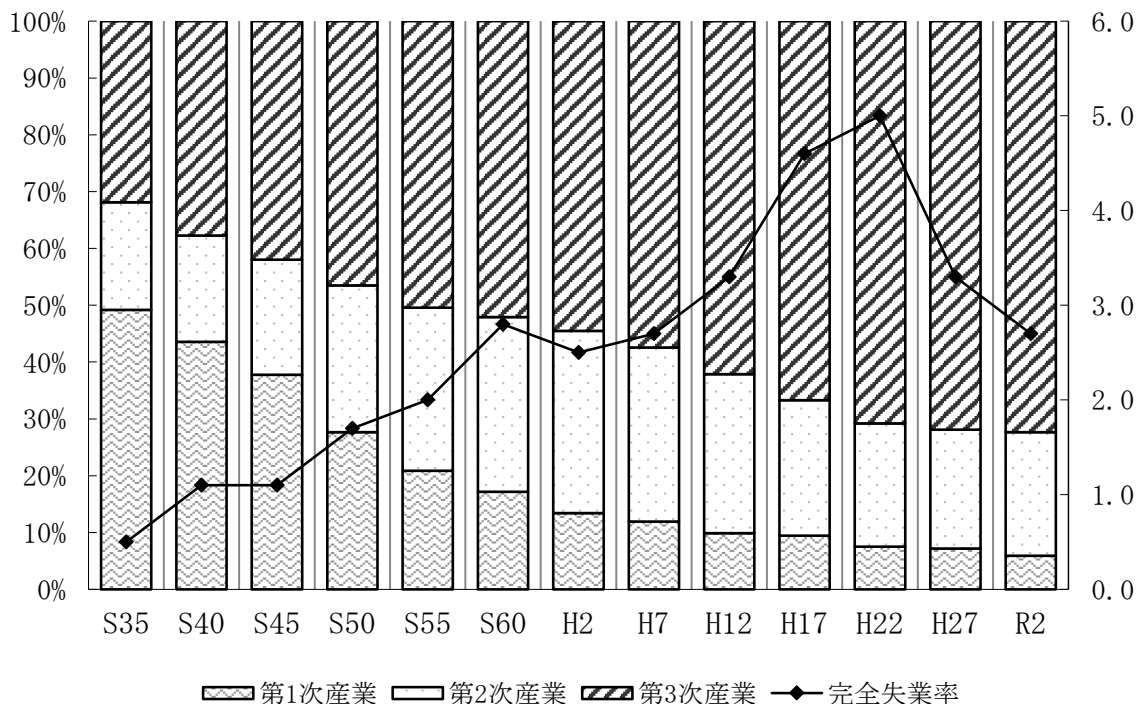
調査期間中、賃金、給料、諸手当、営業収益、手数料、内職収入など収入(現物収入を含む。)になる仕事を少しもした人

◆完全失業者

調査期間中収入になる仕事を少しもしなかった人のうち、仕事に就くことが可能であって、かつ公共職業安定所に申し込むなどして積極的に仕事を探していた人

◆非労働力人口

調査期間中、収入になる仕事を少しもしなかった人のうち、休業者及び完全失業者以外の(労働力状態「不詳」を除く)



- ※ 完全失業率＝完全失業者数を労働力人口で割ったもの
- ※ 第一次産業＝農業、林業、漁業
- ※ 第二次産業＝鉱業、採石業、砂利採取業、建設業、製造業
- ※ 第三次産業＝電気・ガス・熱供給・水道業、情報通信業、運輸業、郵便業、卸売業、小売業、金融業、保険業、不動産業、物品賃貸業、学術研究、専門・技術サービス業、宿泊業、飲食サービス業、生活関連サービス業、娯楽業、教育、学習支援業、医療、福祉、複合サービス事業、サービス業(他に分類されないもの)、公務(他に分類されるものを除く)

(4) 昼間人口・夜間人口

(単位：人、%)

	浜田市を常住地とする人口 ※1 総数 (夜間人口) (A)	浜田市を従業地・通学地とする人口 ※2 総数 (昼間人口) (B)	昼 夜 間 差 (B)-(A)	昼夜間人口比率 ※3 (B)/(A)	浜田市からの流出人口 ※4	浜田市への流入人口 ※5
平成27年	58,105	59,574	1,469	102.5	2,795	4,264
令和2年	54,592	55,882	1,290	102.4	2,836	4,126

資料：国勢調査（総務省）

- ※1 常住地とする人口(夜間人口)＝調査時(10月1日午前零時)に調査の地域(浜田市)に常住している人口
- ※2 従業地・通学地とする人口(昼間人口)＝就業者または通学者が従業・通学している従業地・通学地による人口であり、従業地・通学地集計の結果から下記により算出された人口
● 浜田市の昼間人口＝(浜田市の夜間人口)－(浜田市からの流出人口)＋(浜田市への流入人口)
- ※3 昼夜間人口比率＝夜間人口(常住人口)100人当たりの昼間人口の割合であり、100を超えている時は通勤・通学人口の流入超過、100を下回っているときは流出超過を示している
- ※4 流出人口＝浜田市を常住地としており、他市区町村で従業・通学している人口
- ※5 流入人口＝他市区町村を常住地としており、浜田市で従業・通学している人口

2 住民基本台帳からみる人口

(1) 地区別人口・世帯数の推移

(単位：人、世帯)

		平成30年		令和元年		令和2年		令和3年		令和4年	
		人口	世帯数	人口	世帯数	人口	世帯数	人口	世帯数	人口	世帯数
総計 (うち外国人)		54,505 (618)	26,448 (412)	53,582 (631)	26,249 (425)	52,738 (639)	26,114 (428)	51,804 (592)	25,911 (404)	50,816 (587)	25,634 (402)
浜田	地区計	40,183	19,673	39,565	19,551	38,951	19,408	38,297	19,257	37,691	19,101
	浜田	8,937	4,712	8,767	4,633	8,638	4,597	8,533	4,581	8,392	4,537
	石見	12,999	6,417	12,771	6,383	12,548	6,326	12,251	6,260	12,019	6,192
	長浜	5,255	2,561	5,207	2,562	5,163	2,546	5,070	2,519	4,962	2,489
	周布	5,365	2,435	5,305	2,444	5,201	2,434	5,109	2,407	5,080	2,413
	美川	1,771	856	1,726	845	1,694	840	1,680	832	1,636	821
	国府	5,856	2,692	5,789	2,684	5,707	2,665	5,654	2,658	5,602	2,649
金城	地区計	4,239	1,892	4,162	1,882	4,107	1,878	4,005	1,871	3,936	1,856
	久佐	342	153	333	150	320	144	310	152	300	149
	今福	519	221	504	219	508	225	497	221	492	219
	美又	286	138	277	136	278	140	272	140	269	143
	雲城	2,444	1,068	2,425	1,066	2,389	1,059	2,322	1,048	2,295	1,047
	波佐	468	226	451	224	440	223	435	223	417	212
	小国	180	86	172	87	172	87	169	87	163	86
旭	地区計	2,748	1,338	2,690	1,325	2,672	1,353	2,611	1,316	2,520	1,289
	今市	1,492	706	1,472	704	1,483	736	1,450	713	1,406	703
	木田	260	122	252	123	253	125	246	123	238	123
	和田	492	241	491	240	478	239	475	240	456	231
	都川	256	140	236	130	224	124	212	117	199	112
	市木	248	129	239	128	234	129	228	123	221	120
弥栄	地区計	1,295	675	1,255	671	1,214	662	1,171	650	1,141	637
	安城	742	380	712	373	691	374	665	371	652	366
	杵束	553	295	543	298	523	288	506	279	489	271
三隅	地区計	6,040	2,870	5,910	2,820	5,794	2,813	5,720	2,817	5,528	2,751
	岡見	1,207	577	1,165	564	1,187	597	1,173	592	1,131	581
	三保	1,674	783	1,670	780	1,649	794	1,633	800	1,581	767
	白砂	280	123	270	118	267	117	265	118	256	115
	三隅	1,892	899	1,878	894	1,796	850	1,772	851	1,735	842
	黒沢	286	129	259	123	247	120	238	119	220	115
	井野	701	359	668	341	648	335	639	337	605	331

(注) 数値は各年9月末現在

資料：市総合窓口課

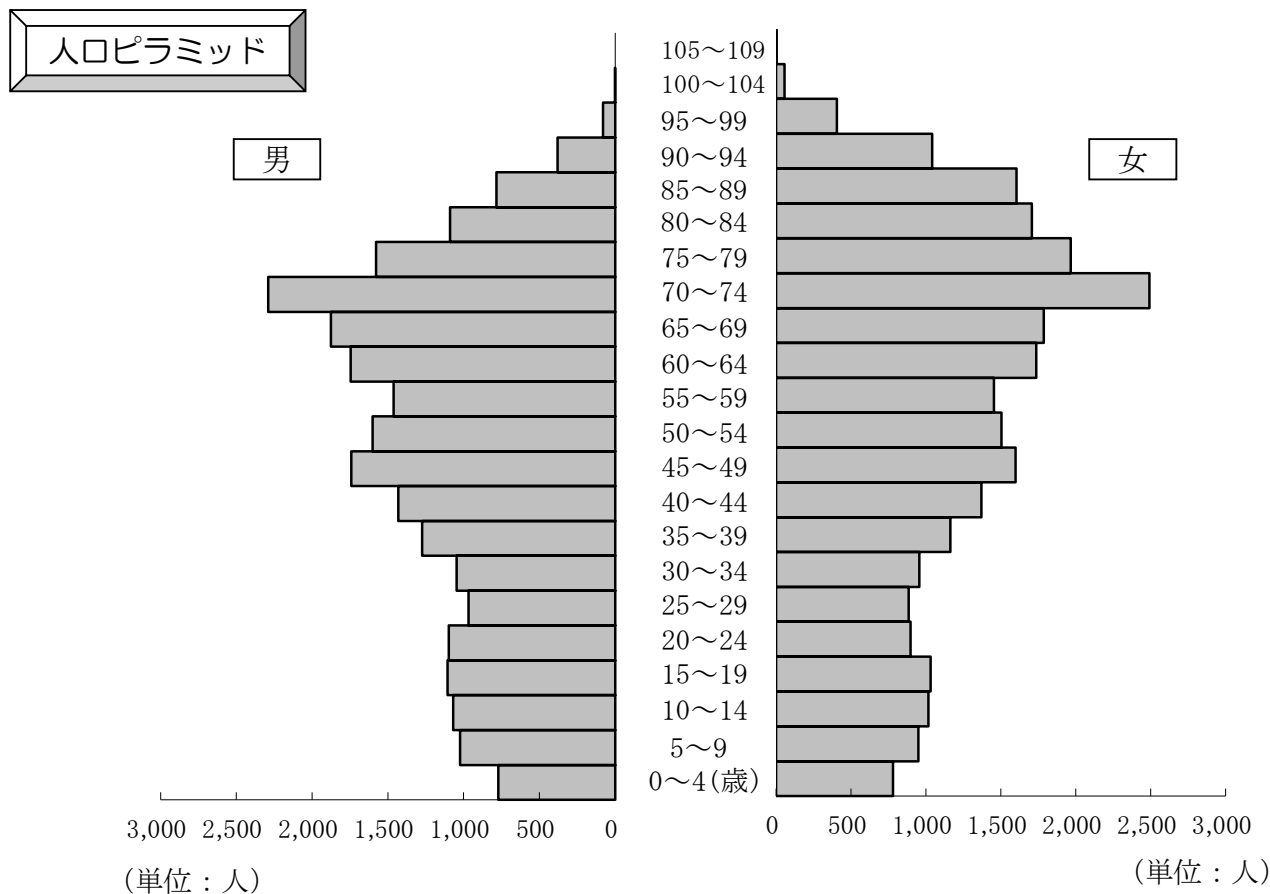
(注) 外国人を含む。

(注) 平成27年の集計から、原井町と笠柄町を「石見地区」から「浜田地区」へ変更している。

(2) 年齢階級別人口 (令和4年9月末現在) (単位：人)

	総数		
	男	女	
総数	50,816	24,419	26,397
0～4歳	1,551	771	780
5～9歳	1,972	1,023	949
10～14歳	2,087	1,070	1,017
15～19歳	2,137	1,106	1,031
20～24歳	1,997	1,099	898
25～29歳	1,852	968	884
30～34歳	2,002	1,047	955
35～39歳	2,437	1,274	1,163
40～44歳	2,801	1,431	1,370
45～49歳	3,340	1,742	1,598
50～54歳	3,104	1,601	1,503
55～59歳	2,915	1,462	1,453
60～64歳	3,481	1,745	1,736
65～69歳	3,662	1,875	1,787
70～74歳	4,781	2,290	2,491
75～79歳	3,545	1,579	1,966
80歳以上	7,152	2,336	4,816

資料：市総合窓口課



(3) 地区別高齢化率 (令和4年9月末現在)

(単位:人、%)

		65歳未満		65歳以上		総計	高齢化率		
		男	女	男	女				
総計		31,676	16,339	15,337	19,140	8,080	11,060	50,816	37.7
浜田	地区計	24,387	12,474	11,913	13,304	5,572	7,732	37,691	35.3
	浜田	5,301	2,727	2,574	3,091	1,273	1,818	8,392	36.8
	石見	8,139	4,142	3,997	3,880	1,631	2,249	12,019	32.3
	長浜	3,076	1,577	1,499	1,886	791	1,095	4,962	38.0
	周布	3,363	1,683	1,680	1,717	759	958	5,080	33.8
	美川	896	482	414	740	294	446	1,636	45.2
	国府	3,612	1,863	1,749	1,990	824	1,166	5,602	35.5
金城	地区計	2,244	1,166	1,078	1,692	723	969	3,936	43.0
	久佐	151	67	84	149	65	84	300	49.7
	今福	269	148	121	223	101	122	492	45.3
	美又	117	61	56	152	66	86	269	56.5
	雲城	1,464	754	710	831	349	482	2,295	36.2
	波佐	189	106	83	228	94	134	417	54.7
	小国	54	30	24	109	48	61	163	66.9
旭	地区計	1,428	804	624	1,092	465	627	2,520	43.3
	今市	972	552	420	434	183	251	1,406	30.9
	木田	111	60	51	127	56	71	238	53.4
	和田	203	116	87	253	108	145	456	55.5
	都川	52	28	24	147	65	82	199	73.9
	市木	90	48	42	131	53	78	221	59.3
弥栄	地区計	560	287	273	581	256	325	1,141	50.9
	安城	316	161	155	336	151	185	652	51.5
	杵束	244	126	118	245	105	140	489	50.1
三隅	地区計	3,057	1,608	1,449	2,471	1,064	1,407	5,528	44.7
	岡見	650	357	293	481	208	273	1,131	42.5
	三保	861	450	411	720	310	410	1,581	45.5
	白砂	155	89	66	101	43	58	256	39.5
	三隅	1,067	540	527	668	289	379	1,735	38.5
	黒沢	86	44	42	134	54	80	220	60.9
	井野	238	128	110	367	160	207	605	60.7

資料:市総合窓口課

3 将来推計人口

(1) 島根県、浜田市の将来推計人口（平成30（2018）年3月推計）

（単位：人、％）

	総人口							指数	
	2015年	2020年	2025年	2030年	2035年	2040年	2045年	2030年	2045年
島根県	694,352	669,797	642,787	615,424	587,556	558,290	528,988	88.6	76.2
浜田市	58,105	55,098	52,030	49,002	46,003	42,997	40,140	84.3	69.1

資料：国立社会保障・人口問題研究所

（注）数値は2015年（平成27年）10月1日現在の総人口を基準（指数：2010年＝100）として算出。

(2) 年齢別将来推計人口割合（平成30（2018）年3月推計）

（単位：％）

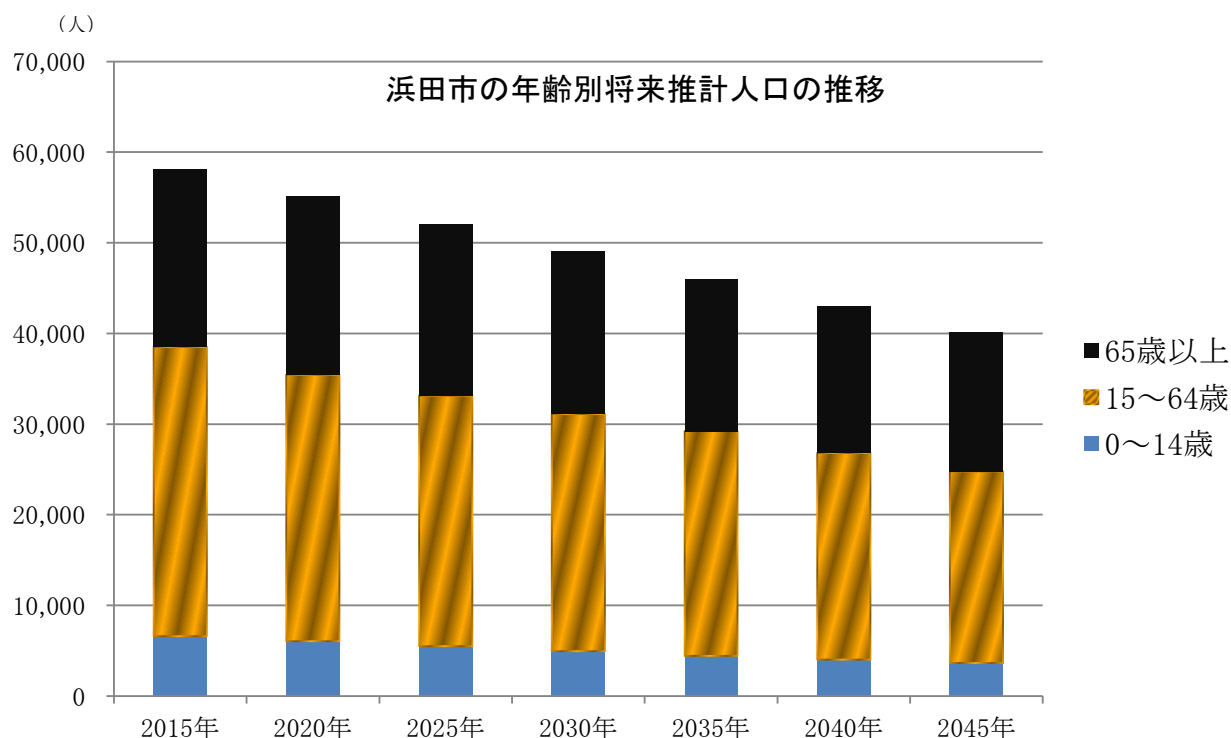
	年少人口(0-14歳)割合			生産年齢人口(15-64歳)割合			老年人口(65歳以上)割合			75歳以上人口割合		
	2015年	2030年	2045年	2015年	2030年	2045年	2015年	2030年	2045年	2015年	2030年	2045年
島根県	12.5	11.5	11.2	55.1	51.9	49.2	32.5	36.6	39.5	17.7	23.4	23.9
浜田市	11.3	10.1	9.1	54.9	53.4	52.6	33.7	36.5	38.3	18.4	23.4	22.9

資料：国立社会保障・人口問題研究所

（注）数値は2015年（平成27年）10月1日現在の総人口を基準として算出。

日本の総人口の減少は長期に渡って続くと推計されている。

2045年には、年少人口割合が10%未満の市区町村は、全市区町村の5割を超えると推計され、また、老年人口割合が50%以上の市区町村は全市区町村の3割近くになると推計されている。



3 財 政

1 一般会計決算額

(1) 歳 入

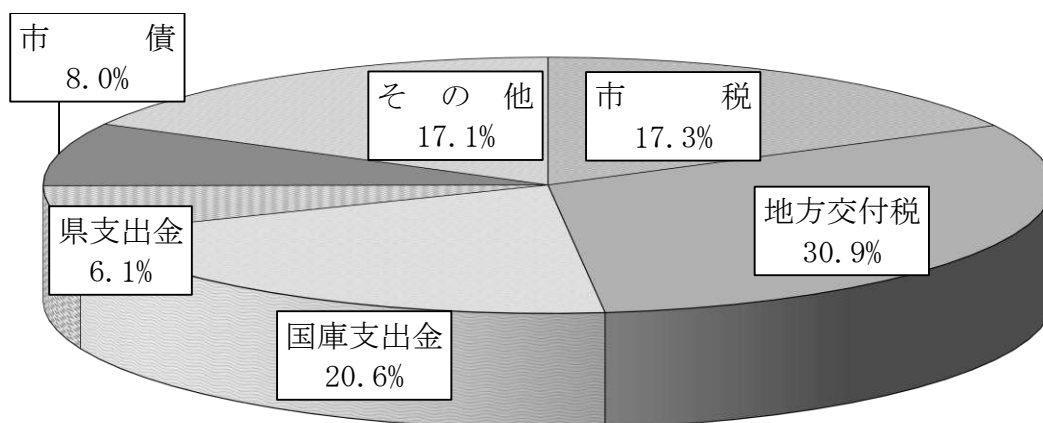
(単位：千円)

	令和元年度	令和2年度	令和3年度
総 額	39,810,824	44,108,023	42,373,476
市 税	7,456,057	7,387,990	7,327,947
地 方 譲 与 税	369,384	386,975	393,574
利 子 割 交 付 金	7,826	8,205	7,471
配 当 割 交 付 金	21,737	18,041	28,125
株式等譲渡所得割交付金	10,477	19,265	25,980
法 人 事 業 税 交 付 金	-	49,441	90,427
地 方 消 費 税 交 付 金	1,030,876	1,252,355	1,350,988
ゴルフ場利用税交付金	13,832	13,536	15,188
自動車取得税交付金	32,214	-	-
環境性能割交付金	7,756	18,144	16,499
地 方 特 例 交 付 金	86,881	43,505	116,542
地 方 交 付 税	12,231,837	12,333,246	13,110,036
交通安全対策特別交付金	6,263	6,736	6,342
分 担 金 及 び 負 担 金	345,330	267,003	237,421
使 用 料	347,798	334,366	415,326
手 数 料	177,630	179,804	182,499
国 庫 支 出 金	5,896,106	10,918,938	8,705,607
県 支 出 金	2,515,655	2,723,111	2,597,119
財 産 収 入	222,681	129,496	126,062
寄 附 金	1,343,006	1,203,986	1,248,648
繰 入 金	1,508,723	1,986,778	1,246,919
繰 越 金	587,564	591,956	754,567
諸 収 入	1,101,094	1,092,937	961,476
市 債	4,490,097	3,142,209	3,408,713

(注)借換債を含む。

資料：市財政課

令和3年度一般会計決算額 (歳入) 42,373,476千円



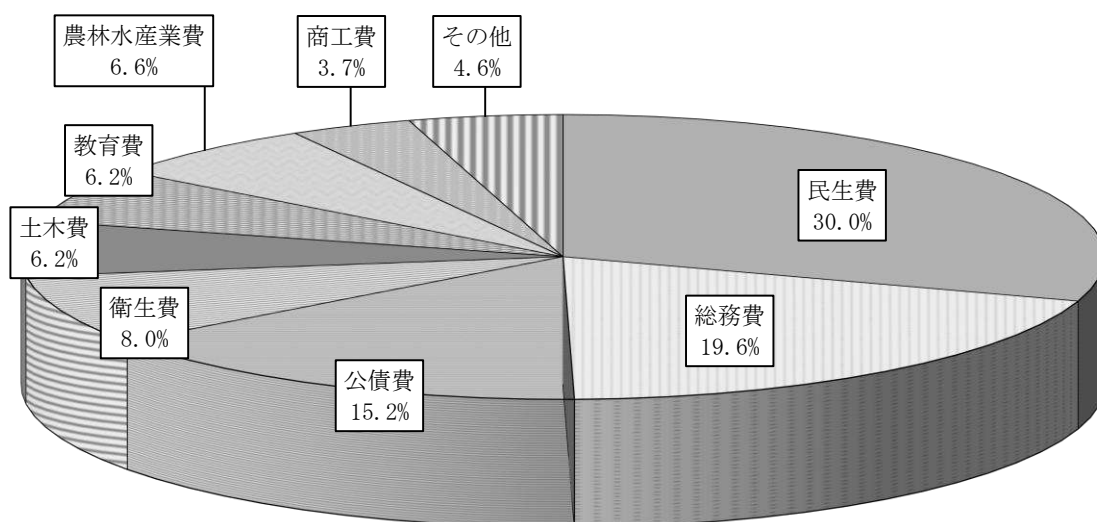
(2) 歳 出

(単位：千円)

	令和元年度	令和2年度	令和3年度
総 額	39,218,868	43,353,456	40,964,020
議 会 費	252,719	267,664	243,065
総 務 費	5,484,914	12,420,545	8,036,645
民 生 費	10,857,671	11,009,274	12,307,677
衛 生 費	3,219,484	3,118,672	3,256,745
労 働 費	28,732	29,877	23,358
農 林 水 産 業 費	4,239,284	2,427,903	2,688,938
商 工 費	854,307	1,167,023	1,496,872
土 木 費	3,149,537	2,720,056	2,549,704
消 防 費	1,288,772	1,285,655	1,229,238
教 育 費	3,098,716	3,230,722	2,525,746
災 害 復 旧 費	609,410	203,018	387,180
公 債 費	6,135,322	5,473,047	6,218,852

資料：市財政課

令和3年度一般会計決算額 (歳出) 40,964,020千円

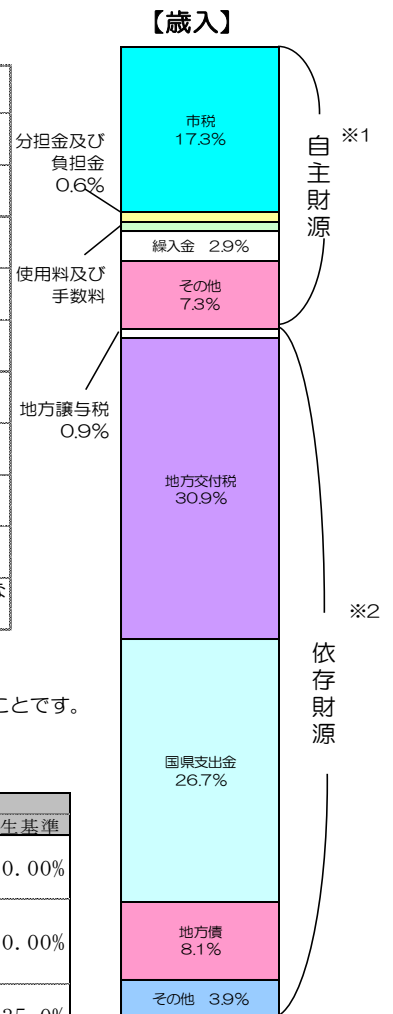


2 令和3年度決算の状況（広報はまだR4年10月号掲載内容）

令和3年度の一般会計決算状況は、歳入決算額が423億7,348万円（対前年度比3.9%減）、歳出決算額が409億6,402万円（対前年度比5.5%減）、翌年度へ繰り越す財源3億2,368万円を除いた実質収支で10億8,578万円の剰余金が生じました。

歳入総額 423億7,348万円

区分		具体的な内容
決算額		
自主財源	市税	皆さんが納めた税金です。市民税・固定資産税・軽自動車税・たばこ税・入湯税があります。
	73億2,795万円	
	分担金及び負担金	特定のサービスを受ける人に負担してもらったお金です。保育料・福祉施設入所負担金などがあります。
	2億3,742万円	
	使用料及び手数料	市の施設の使用料や、住民票の発行手数料などです。
	5億9,782万円	
依存財源	繰入金	基金（市の預金）を取り崩したり、特別会計（下段参照）から移し入れたお金です。
	12億4,692万円	
	その他	預金利子や市の貸付けの返済金・事業受託収入・寄附金などがあります。
	30億9,076万円	
	地方譲与税	国が徴収した揮発油税や自動車重量税などのうち、一定基準が市に配分されます。
3億9,357万円		
地方交付税	市税収入の少ない市でも、市民に一定水準のサービスが行えるよう、国から交付されるお金です。所得税や法人税・消費税・酒税などを配分しています。	
131億1,004万円		
国県支出金	市が行う事業に対し、国や県が補助したり負担するお金です。	
113億2,737万円		
地方債	多額の経費がかかる事業（道路改修や災害復旧など）を行うために、国や銀行から借りたお金です。	
34億8,717万円		
その他	地方消費税交付金・交通安全対策特別交付金・地方特例交付金・配当割交付金などがあります。	
16億5,756万円		



※1自主財源：浜田市が自らの権限で調達できる収入のことです。

※2依存財源：国や県により交付されたり、割り当てられたりする収入や、政府・銀行などから借り入れた収入のことです。

浜田市の財政指数

指数名	内容	令和3年度 算定結果	財政健全化法	
			早期健全化基準	財政再生基準
実質赤字率	1年間の標準的な収入と比較した、一般会計の赤字額の割合です。	—	12.40%	20.00%
連結実質赤字率	1年間の標準的な収入と比較した、特別会計や公営企業会計を含む全ての会計を合算した赤字額の割合です。	—	17.40%	30.00%
実質公債費率 (3か年平均)	1年間の標準的な収入と比較した、一般会計が負担する借金などの返済額の割合です。	10.9%	25.0%	35.0%
将来負担率	1年間の標準的な収入と比較した、将来一般会計が返済する借金などの負担割合です。	29.4%	350.0%	—

■特別会計 (単位：千円)

会計名	歳入	歳出	
国民健康保険	事業勘定	6,183,163	6,137,474
	直診勘定	242,217	242,217
駐車場事業	25,417	25,417	
農業集落排水事業	609,747	609,693	
漁業集落排水事業	42,280	42,276	
生活排水処理事業	49,640	49,640	
後期高齢者医療	946,392	926,214	

■公営企業会計 (単位：千円)

会計名	歳入	歳出	
水道事業	収益的収支	2,060,667	1,822,880
	資本的収支	1,016,394	1,756,863
工業用水道事業	収益的収支	95,478	102,690
	資本的収支	4,366	9,474
公共下水道事業	収益的収支	532,584	524,011
	資本的収支	420,767	603,480

浜田市の会計には、一般会計のほか、特定の収入で支出を賄う特別会計が6つあります。
また、地方公営企業法の適用を受け、独立採算制を原則とした水道事業、工業用水道事業、公共下水道事業の公営企業会計があります。

歳入歳出差引額 14億946万円

【内訳】

- ・翌年度繰越金 3億2,368万円…令和4年度に延長して行う事業に充てられます。
- ・剰余金 10億8,578万円…「財政調整基金」に積み立てるほか翌年度の自主財源として活用します。

歳出総額 409億6,402万円

【歳出】

総務費 19.6%
民生費 30.0%
衛生費 7.9%
農林水産業費 6.6%
商工費 3.7%
土木費 6.2%
消防費 3.0%
教育費 6.2%
公債費 15.2%
その他 1.6%

区 分 決 算 額	具体的な内容
総 務 費 80億3,665万円	庁舎の管理、徴税、地域振興、まちづくりセンターの管理などに使いました。
民 生 費 123億768万円	子育て支援、高齢者や障がいのある人への支援、生活保護などに使いました。
衛 生 費 32億5,674万円	ごみ処理や火葬場の運営、病気の予防、環境保全などに使いました。
農林水産業費 26億8,894万円	農業・林業・漁業の振興などに使いました。
商 工 費 14億9,687万円	商業・工業・観光の振興、企業誘致などに使いました。
土 木 費 25億4,970万円	道路・河川・公園・住宅の整備などに使いました。
消 防 費 12億2,924万円	消火活動、救急救命などに使いました。
教 育 費 25億2,575万円	小中学校・幼稚園の運営、文化財保護、社会教育などに使いました。
公 債 費 62億1,885万円	借金の返済に使いました。
そ の 他 6億5,360万円	議会の運営、災害復旧などに使いました。

令和3年度に実施した事業



子育て世代包括支援センター整備事業
(令和3年度事業費 3億804万円)



休日診療所整備事業、病児・病後児保育室整備

浜田さん家の1ヶ月分の家計簿を見てみましょう!!

※決算額（一般会計）を1万分の1に縮小し、さらに12分の1にして1か月分の家計簿風にしてみると…

支 出			収 入		
	市の性質別区分	金 額		市の性質別区分	金 額
食 費	人件費	5万円	給料	市 税	6万1千円
光熱水費・日用雑貨代	物件費	3万7千円	家賃収入	使用料及び手数料など	3万3千円
医療費・保育料など	扶助費	6万8千円	預金の取崩し	繰入金	1万円
ローンの返済金	公債費	5万2千円	親からの援助	地方交付税・地方譲与税など	12万6千円
子どもへの仕送り	繰出金	2万7千円	兄弟からの援助	国県支出金	9万4千円
家の増築費・新車購入	普通建設費・災害復旧費	4万6千円	借金	地方債	2万9千円
町内会費・ご祝儀など	補助費など	4万円			
定期預金	積立金	1万4千円			
家や車の修理代・友人へ貸したお金	維持補修費・貸付金・投資及び出資金	7千円			
支 出 合 計		34万1千円	収 入 合 計		35万3千円

収入合計から支出合計を差し引いた金額は、毎月約1万2千円、1年で約14万1千円となりました。そのうち、約3万2千円を翌年度に持っていき、残った約10万9千円を銀行などに預金しました（財政調整基金）。

資料：市財政課

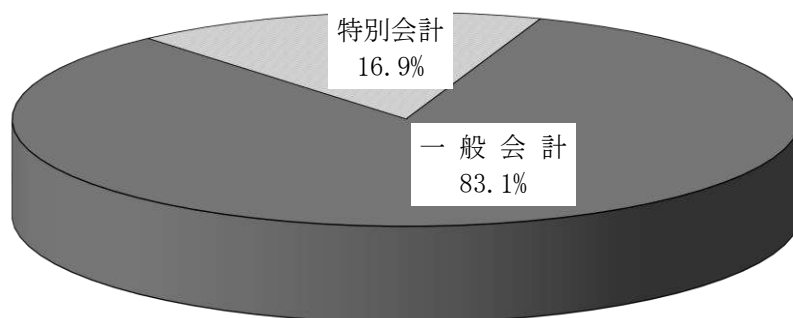
3 予算の状況

(単位：千円)

		令和2年度	令和3年度	令和4年度	
一	一般会計	35,720,000	37,230,000	38,910,000	
特別会計	国民健康保険	6,733,594	6,572,161	6,217,758	
	内訳	事業勘定	6,489,922	6,308,143	5,948,714
		直営診療施設勘定	243,672	264,018	269,044
	駐車場事業	32,622	30,747	24,684	
	公設水産物仲買売場	66,002	-	-	
	農業集落排水事業	708,982	611,508	649,835	
	漁業集落排水事業	48,639	47,942	34,024	
	生活排水処理事業	55,143	54,060	57,777	
	後期高齢者医療	942,918	929,638	954,231	
	合計		44,307,900	45,476,056	46,848,309

資料：市財政課

令和4年度 予算の状況



4 地方財政状況調査（決算統計）

(1) 歳入

(単位：千円、%)

歳入	令和2年度	令和3年度		
	決算額 (構成比)	決算額 (構成比)	増減額	増減率
歳入合計	44,026,902 (100.0)	42,372,365 (100.0)	△ 1,654,537	△ 3.8
地方税	7,387,990 (16.8)	7,327,947 (17.3)	△ 60,043	△ 0.8
地方譲与税	386,974 (0.9)	393,574 (0.9)	6,600	1.7
利子割交付金	8,205 (0.0)	7,471 (0.0)	△ 734	△ 8.9
配当割交付金	18,041 (0.0)	28,125 (0.1)	10,084	55.9
株式譲渡所得割交付金	19,265 (0.0)	25,980 (0.1)	6,715	34.9
地方特例交付金	43,505 (0.1)	116,542 (0.3)	73,037	167.9
地方交付税	12,333,246 (28.0)	13,110,036 (30.9)	776,790	6.3
うち 普通交付税	10,826,810 (24.6)	11,470,623 (27.1)	643,813	5.9
うち 特別交付税	1,506,436 (3.4)	1,639,413 (3.9)	132,977	8.8
分担金・負担金	267,004 (0.6)	237,421 (0.6)	△ 29,583	△ 11.1
国庫支出金	10,918,938 (24.8)	8,705,607 (20.5)	△ 2,213,331	△ 20.3
県支出金	2,723,111 (6.2)	2,597,119 (6.1)	△ 125,992	△ 4.6
財産収入	129,496 (0.3)	126,062 (0.3)	△ 3,434	△ 2.7
繰入金	1,906,778 (4.3)	1,246,919 (2.9)	△ 659,859	△ 34.6
諸収入	1,091,816 (2.5)	960,365 (2.3)	△ 131,451	△ 12.0
地方債	3,142,209 (7.1)	3,408,713 (8.0)	266,504	8.5
その他	3,650,324 (8.3)	4,080,484 (9.6)	430,160	11.8
経常一般財源	20,183,186 (45.8)	20,943,238 (49.4)	760,052	3.8

(注) 数値は普通会計の決算額

資料：市財政課

普通会計…地方財政統計上統一的に用いられる会計区分

(浜田市の場合、平成24年度決算から一般会計のみが対象)

(2) 目的別歳出

(単位：千円、%)

	令和2年度	令和3年度		
	決算額 (構成比)	決算額 (構成比)	増減額	増減率
歳出合計	43,272,335 (100.0)	40,962,909 (100.0)	△ 2,309,426	△ 5.3
議会費	267,664 (0.6)	243,065 (0.6)	△ 24,599	△ 9.2
総務費	12,194,397 (28.2)	7,727,455 (18.9)	△ 4,466,942	△ 36.6
民生費	11,231,439 (26.0)	12,651,028 (30.9)	1,419,589	12.6
衛生費	3,119,402 (7.2)	3,260,468 (8.0)	141,066	4.5
労働費	40,355 (0.1)	33,752 (0.1)	△ 6,603	△ 16.4
農林水産業費	2,428,008 (5.6)	2,689,170 (6.6)	261,162	10.8
商工費	1,193,910 (2.8)	1,489,987 (3.6)	296,077	24.8
土木費	2,641,559 (6.1)	2,439,297 (6.0)	△ 202,262	△ 7.7
消防費	1,315,749 (3.0)	1,255,226 (3.1)	△ 60,523	△ 4.6
教育費	3,243,787 (7.5)	2,527,309 (6.2)	△ 716,478	△ 22.1
災害復旧費	203,018 (0.5)	427,300 (1.0)	224,282	110.5
公債費	5,393,047 (12.5)	6,218,852 (15.2)	825,805	15.3

資料：市財政課

(3) 性質別歳出

(単位：千円、%)

	令和2年度	令和3年度		
	決算額 (構成比)	決算額 (構成比)	増減額	増減率
歳出合計	43,272,335 (100.0)	40,962,909 (100.0)	△ 2,309,426	△ 5.3
義務的経費	18,666,210 (43.1)	20,445,906 (49.9)	1,779,696	9.5
人件費	6,014,554 (13.9)	6,025,073 (14.7)	10,519	0.2
扶助費	7,258,687 (16.8)	8,201,981 (20.0)	943,294	13.0
公債費	5,392,969 (12.5)	6,218,852 (15.2)	825,883	15.3
投資的経費	3,667,442 (8.5)	5,503,938 (13.4)	1,836,496	50.1
普通建設事業費	3,464,424 (8.0)	5,076,638 (12.4)	1,612,214	46.5
補助事業費	1,214,673 (2.8)	3,152,612 (7.7)	1,937,939	159.5
単独事業費	2,032,774 (4.7)	1,762,824 (4.3)	△ 269,950	△ 13.3
県事業負担金	216,977 (0.5)	161,202 (0.4)	△ 55,775	△ 25.7
災害復旧事業	203,018 (0.5)	427,300 (1.0)	224,282	110.5
物件費	4,237,216 (9.8)	4,427,347 (10.8)	190,131	4.5
維持修繕費	458,973 (1.1)	385,603 (0.9)	△ 73,370	△ 16.0
補助費等	9,957,427 (23.0)	4,845,922 (11.8)	△ 5,111,505	△ 51.3
積立金	2,798,774 (6.5)	1,625,151 (4.0)	△ 1,173,623	△ 41.9
投資・出資・貸付金	231,299 (0.5)	439,693 (1.1)	208,394	90.1
繰出金	3,254,994 (7.5)	3,289,349 (8.0)	34,355	1.1
經常一般財源	19,123,690 (44.2)	19,430,869 (47.4)	307,179	1.6

資料：市財政課

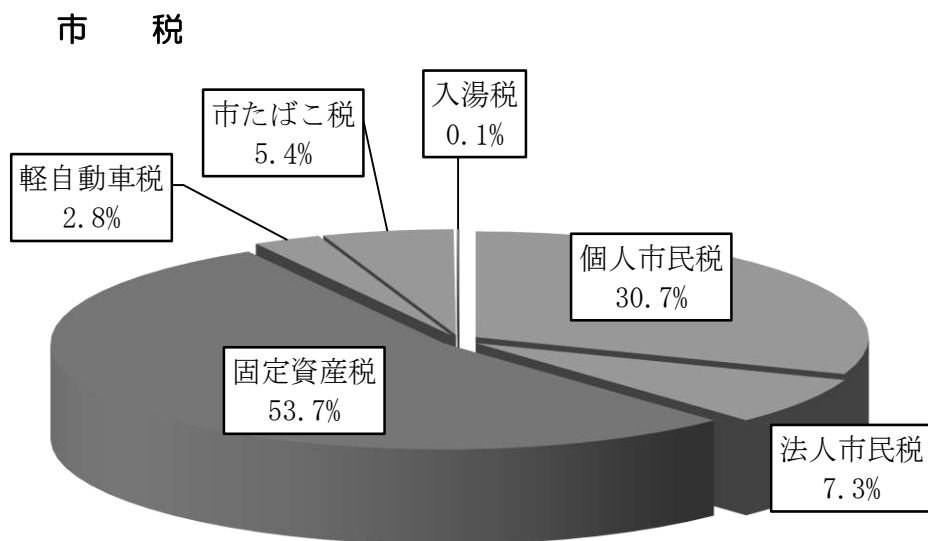
5 市 税

(単位：円)

		令和元年度	令和2年度	令和3年度
総 額		7,658,396,019	7,679,360,010	7,494,906,777
市民税	個人市民税	2,341,672,035	2,322,531,129	2,302,533,208
	法人市民税	579,483,525	587,943,045	545,506,015
固定資産税		4,170,582,057	4,192,396,275	4,028,921,393
軽自動車税		201,424,585	209,033,591	212,856,842
市たばこ税		358,631,167	363,644,820	401,143,869
入湯税		6,602,650	3,811,150	3,945,450

資料：市税務課

(注) 調定額による。固定資産税については交付金を含む。



4 議 会

1 議会の活動状況

(単位：回、日、件)

	定例会議・臨時会議			委員会・全員協議会	
	開催回数	日数	議案等件数	開催回数	議案等件数
令和元年度	5	87	206	179	641
令和2年度	8	84	159	179	627
令和3年度	8	91	187	161	722
令和4年度	8	90	168	147	623

資料：市議会事務局

2 議案の審議結果

(単位：件)

	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
可 決	125	118	124	116
否 決	2	-	-	-
修正議決	-	-	-	-
承 認	2	-	-	-
許 可	2	-	2	1
同 意	10	7	7	3
認 定	11	11	11	10
動 議	2	-	-	-
選 挙	3	-	6	1
選 任	3	-	4	2
報 告	39	18	18	24
審議未了・撤回・その他	7	5	15	11

資料：市議会事務局

3 請願の審議結果

(単位：件)

	総 数	採択(一部を含む)	不採択	取り下げ	審議未了	(継 続)
令和元年度	8	7	1	-	-	-
令和2年度	9	7	1	1	-	-
令和3年度	5	3	-	-	1	(2)
令和4年度	3	2	1	-	-	(2)

資料：市議会事務局

4 陳情の審査結果 (委員会)

(単位：件)

	総 数	採択(一部を含む)	不採択	取り下げ	審議未了	議長預り その他	(継 続)
令和元年度	52	5	40	-	-	7	-
令和2年度	44	31	9	-	-	4	-
令和3年度	84	55	23	1	1	4	(2)
令和4年度	48	27	19	-	-	2	-

資料：市議会事務局

5 選挙

1 選挙調

(単位：人、%)

選挙名	執行年月日	有権者数	投票者数	投票率
島根県知事選挙	平成27年4月12日	46,722	21,340	45.67
島根県議会議員一般選挙	平成27年4月12日	無投票		
参議院議員通常選挙	平成28年7月10日	47,893	29,383	61.35
浜田市長選挙	平成29年10月15日	46,763	31,827	68.06
浜田市議会議員一般選挙	平成29年10月15日	46,763	31,823	68.05
衆議院議員総選挙	平成29年10月22日	47,002	28,139	59.87
最高裁判所裁判官国民審査	平成29年10月22日	46,970	28,049	59.72
島根県知事選挙	平成31年4月7日	44,969	26,510	58.95
島根県議会議員一般選挙	平成31年4月7日	44,964	26,298	58.49
参議院議員通常選挙	令和元年7月21日	46,105	24,463	53.06
浜田市長選挙	令和3年10月17日	43,940	29,459	67.04
浜田市議会議員一般選挙	令和3年10月17日	43,940	29,461	67.05
衆議院議員総選挙	令和3年10月31日	44,208	25,756	58.26
最高裁判所裁判官国民審査	令和3年10月31日	44,179	25,583	57.91
参議院議員通常選挙	令和4年7月10日	43,733	24,367	55.72

資料：市選挙管理委員会

2 選挙人名簿登録者数

(単位：人)

	浜田市計					
	浜田	金城	旭	弥栄	三隅	
令和2年3月	45,313	33,204	3,566	2,304	1,105	5,134
6月	45,126	33,090	3,546	2,283	1,101	5,106
9月	44,878	32,916	3,533	2,266	1,093	5,070
12月	44,804	32,848	3,516	2,309	1,085	5,046
令和3年3月	44,689	32,775	3,500	2,295	1,079	5,040
6月	44,599	32,733	3,480	2,288	1,066	5,032
9月	44,309	32,533	3,443	2,275	1,048	5,010
12月	44,141	32,423	3,436	2,254	1,044	4,984
令和4年3月	43,928	32,290	3,422	2,231	1,027	4,958
6月	43,814	32,258	3,409	2,213	1,017	4,917
9月	43,557	32,090	3,387	2,198	1,018	4,864
12月	43,423	31,998	3,398	2,179	1,014	4,834

(注) 数値は各月1日現在

資料：市選挙管理委員会

6 事業所

1 事業所数

(単位：事業所)

	事業所数					
	浜田市	浜田	金城	旭	弥栄	三隅
平成21年7月1日 (経済センサス-基礎調査)	3,811	2,799	279	204	123	406
平成26年7月1日 (経済センサス-基礎調査)	3,495	2,620	241	173	97	364
令和元年6月1日 (経済センサス-基礎調査)	3,433	令和元年度より地域別事業所数は公表されておりません				
平成24年2月1日 (経済センサス-活動調査)	3,359	2,515	234	167	89	354
平成28年6月1日 (経済センサス-活動調査)	3,188	2,407	208	161	83	329
令和3年6月1日 (経済センサス-活動調査)	3,085	地域別事業所数は作成時において未公表				

資料：経済センサス-基礎調査、経済センサス-活動調査（総務省）

- ※ 経済センサス-基礎調査：事業所・企業の基本的構造を明らかにする調査（公務を含む）
- 経済センサス-活動調査：事業所・企業の経済活動の状況を明らかにする調査
- ※ 経済センサスでは農業・林業・漁業に属する個人経営の事業所は除かれている

2 産業別事業所数

(単位：事業所)

産業大分類	平成26年7月1日 (経済センサス-基礎調査)		平成28年 6月1日※ (経済センサス-活動調査)	令和3年6月1日 (経済センサス-活動調査)	
	数	民営事業所		数	民営事業所
総	3,495	3,312	3,188	3,188	2,913
(第1次産業)	45	44	54	54	53
農 林 漁 業	45	44	54	54	53
(第2次産業)	547	547	515	515	467
鉱業、採石業、砂利採取業	1	1	2	2	1
建 設 業	327	327	309	309	290
製 造 業	219	219	204	204	176
(第3次産業)	2,903	2,721	2,619	2,619	2,393
電気・ガス・熱供給・水道業	10	6	6	6	13
情 報 通 信 業	20	19	19	19	19
運 輸 業、 郵 便 業	92	91	92	92	90
卸 売 業、 小 売 業	918	918	844	844	691
金 融 業、 保 険 業	71	71	69	69	66
不 動 産 業、 物 品 賃 貸 業	177	175	163	163	143
学 術 研 究、 専 門・ 技 術 サ ー ビ ス 業	106	98	111	111	109
宿 泊 業、 飲 食 サ ー ビ ス 業	380	377	350	350	286
生 活 関 連 サ ー ビ ス 業、 娯 楽 業	316	315	325	325	297
教 育、 学 習 支 援 業	149	77	71	71	65
医 療、 福 祉	268	257	266	266	282
複 合 サ ー ビ ス 事 業	56	56	55	55	58
サ ー ビ ス 業 (他 に 分 類 さ れ な い も の)	267	261	248	248	274
公 務 (他 に 分 類 さ れ な い も の)	73	-	-	-	-

資料：経済センサス-基礎調査、経済センサス-活動調査（総務省）

- ※ 平成28年経済センサス-活動調査では、民営事業所のみが調査対象となっている。
- ※ 経済センサス-基礎調査は令和元年度より公表される調査結果が新規事業所に係る数値のみとなったため新たな比較掲載を行っていない。
- ※ 令和3年経済センサス-活動調査の数値は令和4年5月に公表された速報値。速報集計結果は作成時において未公表。

3 従業者数

(単位：人)

	従業者数					
	浜田市	浜田	金城	旭	弥栄	三隅
平成21年7月1日※ (経済センサス-基礎調査)	31,216	24,158	2,160	1,474	643	2,781
平成26年7月1日※ (経済センサス-基礎調査)	29,328	22,903	1,937	1,222	540	2,726
平成24年2月1日 (経済センサス-活動調査)	26,301	20,686	1,739	964	472	2,440
平成28年6月1日 (経済センサス-活動調査)	25,674	19,987	1,795	932	503	2,457
令和3年6月1日 (経済センサス-活動調査)	27,982	地域別事業所数は作成時において未公表				

資料：経済センサス-基礎調査、経済センサス-活動調査（総務省）

- ※ 経済センサス-基礎調査では公務を含んでいるため、活動調査とは分けて掲載する。
- ※ 経済センサス-基礎調査は令和元年度より公表される調査結果が新規事業所に関する数値のみとなったため新たな比較掲載を行っていない。

4 産業別従業者数

(単位：人)

産業大分類	数	平成26年7月1日 (経済センサス-基礎調査)	平成28年 6月1日※ (経済センサス-活動調査)	令和3年6月1日 (経済センサス-活動調査)		
		民営事業所	民営事業所	民営事業所	民営事業所	
総	数	29,328	26,126	25,674	27,982	24,798
(第1次産業)		624	621	707	676	676
農 林 漁 業		624	621	707	676	676
(第2次産業)		6,036	6,036	5,482	5,403	5,403
鉱業、採石業、砂利採取業		9	9	34	9	9
建設業		2,336	2,336	2,189	2,321	2,321
製造業		3,691	3,691	3,259	3,073	3,073
(第3次産業)		22,668	19,469	19,485	21,903	18,719
電気・ガス・熱供給・水道業		292	240	231	279	231
情報通信業		124	117	115	141	139
運輸業、郵便業		1,518	1,508	1,406	1,461	1,448
卸売業、小売業		5,307	5,307	5,247	4,627	4,627
金融業、保険業		551	551	625	729	729
不動産業、物品賃貸業		427	424	426	367	363
学術研究、専門・技術サービス業		771	487	606	950	685
宿泊業、飲食サービス業		2,270	2,254	2,112	1,682	1,682
生活関連サービス業、娯楽業		1,354	1,347	1,422	1,283	1,274
教育、学習支援業		1,553	456	502	1,547	508
医療、福祉		4,782	4,643	4,846	5,305	5,095
複合サービス事業		607	607	424	377	377
サービス業（他に分類されないもの）		1,552	1,528	1,523	1,577	1,561
公務（他に分類されないもの）		1,560	-	-	1,578	-

資料：経済センサス-基礎調査、経済センサス-活動調査（総務省）

- ※ 平成28年経済センサス-活動調査では、民営事業所のみが調査対象となっている。
- ※ 経済センサス-基礎調査は令和元年度より公表される調査結果が新規事業所に関する数値のみとなったため新たな比較掲載を行っていない。
- ※ 令和3年経済センサス-活動調査の数値は令和4年5月に公表された速報値。確報集計結果は作成時において未公表。

5 男女別従業者数

男女の合計には男女の別「不詳」を含む

(単位：人)

産業大分類	平成26年7月1日 (経済センサス-基礎調査)						平成28年6月1日※1 (経済センサス-活動調査)			令和3年6月1日 (経済センサス-活動調査)					
			うち民営事業所								うち民営事業所				
	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	
総数	29,328 (24,468)	16,237 (13,219)	13,066 (11,224)	26,126 (21,304)	14,228 (11,236)	11,873 (10,043)	25,674 (21,559)	13,818 (11,254)	11,800 (10,250)	27,982	15,563	12,010	24,798	13,616	10,773
第1次産業	624 (404)	517 (336)	107 (68)	621 (403)	514 (335)	107 (68)	707 (546)	519 (413)	178 (123)	676	506	170	676	506	170
農林漁業	624 (404)	517 (336)	107 (68)	621 (403)	514 (335)	107 (68)	707 (546)	519 (413)	178 (123)	676	506	170	676	506	170
第2次産業	6,036 (4,921)	4,213 (3,388)	1,823 (1,533)	6,036 (4,921)	4,213 (3,388)	1,823 (1,533)	5,482 (4,630)	3,851 (3,225)	1,631 (1,405)	5,403	3,735	1,639	5,403	3,735	1,639
鉱業、採石業、 砂利採取業	9 (7)	7 (5)	2 (2)	9 (7)	7 (5)	2 (2)	34 (32)	32 (30)	2 (2)	9	7	2	9	7	2
建設業	2,336 (1,773)	1,979 (1,535)	357 (238)	2,336 (1,773)	1,979 (1,535)	357 (238)	2,189 (1,707)	1,858 (1,485)	331 (222)	2,321	1,938	354	2,321	1,938	354
製造業	3,691 (3,141)	2,227 (1,848)	1,464 (1,293)	3,691 (3,141)	2,227 (1,848)	1,464 (1,293)	3,259 (2,891)	1,961 (1,710)	1,298 (1,181)	3,073	1,790	1,283	3,073	1,790	1,283
第3次産業	22,668 (19,143)	11,507 (9,495)	11,136 (9,623)	19,469 (15,980)	9,501 (7,513)	9,943 (8,442)	19,485 (16,383)	9,448 (7,616)	9,991 (8,722)	21,903	11,322	10,201	18,719	9,375	8,964
電気・ガス・熱供給 ・水道業	292 (275)	259 (242)	33 (33)	240 (227)	221 (208)	19 (19)	231 (219)	210 (198)	21 (21)	279	253	26	231	215	16
情報通信業	124 (106)	89 (71)	35 (35)	117 (99)	86 (68)	31 (31)	115 (105)	82 (72)	33 (33)	141	95	46	139	95	44
運輸業、郵便業	1,518 (1,353)	1,351 (1,214)	167 (139)	1,508 (1,343)	1,346 (1,209)	162 (134)	1,406 (1,310)	1,239 (1,164)	167 (146)	1,461	1,294	167	1,448	1,284	164
卸売業、小売業	5,307 (4,302)	2,835 (2,204)	2,468 (2,094)	5,307 (4,302)	2,835 (2,204)	2,468 (2,094)	5,247 (4,241)	2,865 (2,245)	2,380 (1,994)	4,627	2,484	1,841	4,627	2,484	1,841
金融業、保険業	551 (517)	249 (222)	302 (295)	551 (517)	249 (222)	302 (295)	625 (594)	252 (228)	373 (366)	729	282	403	729	282	403
不動産業、物品賃貸業	427 (199)	235 (108)	192 (91)	424 (196)	233 (106)	191 (90)	426 (215)	222 (99)	204 (116)	367	220	147	363	217	146
学術研究、専門・技 術サービス業	771 (653)	581 (492)	190 (161)	487 (373)	332 (244)	155 (129)	606 (484)	393 (308)	213 (176)	950	724	226	685	509	176
宿泊業、飲食サービ ス業	2,270 (1,635)	865 (567)	1,384 (1,047)	2,254 (1,619)	861 (563)	1,372 (1,035)	2,112 (1,639)	798 (572)	1,308 (1,062)	1,682	675	1,006	1,682	675	1,006
生活関連サービス 業、娯楽業	1,354 (950)	560 (385)	794 (565)	1,347 (948)	557 (384)	790 (564)	1,422 (963)	641 (434)	781 (529)	1,283	555	728	1,274	551	723
教育、学習支援業	1,553 (1,409)	689 (622)	864 (787)	456 (327)	215 (159)	241 (168)	502 (372)	239 (162)	263 (210)	1,547	717	830	508	248	260
医療、福祉	4,782 (4,352)	1,214 (1,024)	3,568 (3,328)	4,643 (4,214)	1,169 (979)	3,474 (3,235)	4,846 (4,543)	1,235 (1,043)	3,611 (3,500)	5,305	1,599	3,706	5,095	1,533	3,562
複合サービス事業	607 (565)	394 (363)	213 (202)	607 (565)	394 (363)	213 (202)	424 (405)	291 (279)	133 (126)	377	256	121	377	256	121
サービス業 (他に分類されないもの)	1,552 (1,274)	1,021 (822)	531 (452)	1,528 (1,250)	1,003 (804)	525 (446)	1,523 (1,293)	981 (812)	504 (443)	1,577	1,038	506	1,561	1,026	502
公務 (他に分類されないもの)	1,560 (1,553)	1,165 (1,159)	395 (394)	-	-	-	-	-	-	1,578	1,130	448	-	-	-

(注) () 内は、うち常用雇業者数※2

資料：経済センサス-基礎調査、経済センサス-活動調査（総務省）

※1 平成28年経済センサス-活動調査では、民営事業所のみが調査対象となっている。

※2 常用雇業者…雇用期間が1ヶ月以上、又は期間が定まっていない人

(個人業主や雇用期間が1カ月未満の臨時雇業者は含まない。)

※ 経済センサス-基礎調査は令和元年度より公表される調査結果が新規事業所に関する数値のみとなったため新たな比較掲載を行っていない。

※ 令和3年経済センサス-活動調査の数値は令和4年5月に公表された速報値。確報集計結果は作成時において未公表。

6 従業者規模別事業所数、従業者数【平成28年経済センサス-活動調査結果※1】

産業大分類	事業所数	従業者数	1～4人		5～9人		10～19人	
			事業所数	従業者数	事業所数	従業者数	事業所数	従業者数
総数	3,188	25,674 (21,559)	1,940	4,098 (2,051)	570	3,710 (2,995)	392	5,301 (4,661)
第1次産業	54	707 (546)	24	69 (53)	8	55 (35)	11	158 (120)
農林漁業	54	707 (546)	24	69 (53)	8	55 (35)	11	158 (120)
第2次産業	515	5,482 (4,630)	241	549 (255)	122	809 (597)	87	1,152 (953)
鉱業、採石業、 砂利採取業	2	34 (32)	-	-	1	9 (7)	-	-
建設業	309	2,189 (1,707)	160	341 (147)	75	494 (364)	52	691 (575)
製造業	204	3,259 (2,891)	81	208 (108)	46	306 (226)	35	461 (378)
第3次産業	2,619	19,485 (16,383)	1,675	3,480 (1,743)	440	2,846 (2,363)	294	3,991 (3,588)
電気・ガス・熱供給 ・水道業	6	231 (219)	1	1 (1)	1	5 (5)	-	-
情報通信業	19	115 (105)	14	28 (25)	1	5 (4)	2	29 (27)
運輸業、郵便業	92	1,406 (1,310)	33	79 (58)	15	102 (85)	21	262 (231)
卸売業、小売業	844	5,247 (4,241)	528	1,200 (644)	176	1,122 (936)	100	1,393 (1,263)
金融業、保険業	69	625 (594)	32	83 (67)	19	127 (120)	12	153 (150)
不動産業、物品賃貸業	163	426 (215)	151	257 (63)	7	40 (25)	2	31 (31)
学術研究、専門・技 術サービス業	111	606 (484)	79	161 (88)	12	71 (53)	12	160 (137)
宿泊業、飲食サービ ス業	350	2,112 (1,639)	218	475 (195)	73	485 (396)	40	538 (472)
生活関連サービス 業、娯楽業	325	1,422 (963)	266	483 (167)	29	179 (137)	17	243 (213)
教育、学習支援業	71	502 (372)	52	84 (32)	6	45 (38)	7	92 (86)
医療、福祉	266	4,846 (4,543)	73	157 (80)	63	423 (369)	65	854 (758)
複合サービス事業	55	424 (405)	47	126 (112)	5	30 (30)	-	-
サービス業 (他に分類されないもの)	248	1,523 (1,293)	181	346 (211)	33	212 (165)	16	236 (220)
公務 (他に分類されないもの)	-	-	-	-	-	-	-	-

(注) () 内は、うち常用雇用者数※2

※1 平成28年経済センサス-活動調査では、民営事業所のみが調査対象となっている。

※2 常用雇用者…雇用期間が1ヶ月以上、又は期間が定まっていない人
(個人業主や雇用期間が1カ月未満の臨時雇用者は含まない。)

※ 上記の従業者規模別事業所数、従業者数は、作成時において令和3年経済センサス-活動調査結果が未公表のため、平成28年経済センサス-活動調査結果による。

つづき

(単位：事業所、人)

産業大分類	20～29人		30～49人		50～99人		100人以上		出向・派遣 従業者のみ の 事業所
	事業所数	従業者数	事業所数	従業者数	事業所数	従業者数	事業所数	従業者数	
総数	120	2,884 (2,620)	86	3,233 (3,027)	49	3,183 (2,967)	19	3,265 (3,238)	12
第1次産業	4	101 (71)	5	191 (148)	2	133 (119)	-	-	-
農 林 漁 業	4	101 (71)	5	191 (148)	2	133 (119)	-	-	-
第2次産業	25	626 (579)	16	610 (568)	11	650 (609)	9	1,086 (1,069)	4
鉱業、採石業、 砂利採石業	1	25 (25)	-	-	-	-	-	-	-
建設業	10	252 (229)	7	241 (226)	3	170 (166)	-	-	2
製造業	14	349 (325)	9	369 (342)	8	480 (443)	9	1,086 (1,069)	2
第3次産業	91	2,157 (1,970)	65	2,432 (2,311)	36	2,400 (2,239)	10	2,179 (2,169)	8
電気・ガス・熱供給 ・水道業	1	28 (28)	1	48 (36)	2	149 (149)	-	-	-
情報通信業	1	21 (21)	1	32 (28)	-	-	-	-	-
運輸業、郵便業	7	164 (155)	11	402 (388)	4	227 (223)	1	170 (170)	-
卸売業、小売業	22	512 (477)	10	358 (325)	5	346 (280)	2	316 (316)	1
金融業、保険業	2	56 (56)	2	94 (89)	-	-	1	112 (112)	1
不動産業、物品賃貸業	1	23 (21)	2	75 (75)	-	-	-	-	-
学術研究、専門・技 術サービス業	2	40 (36)	3	102 (98)	1	72 (72)	-	-	2
宿泊業、飲食サービ ス業	8	181 (164)	9	312 (293)	2	121 (119)	-	-	-
生活関連サービス 業、娯楽業	7	178 (138)	2	82 (66)	4	257 (242)	-	-	-
教育、学習支援業	2	50 (43)	1	49 (49)	2	182 (124)	-	-	1
医療、福祉	30	715 (674)	17	627 (616)	13	838 (822)	4	1,232 (1,224)	1
複合サービス事業	2	46 (43)	-	-	-	-	1	222 (220)	-
サービス業 (他に分類されないもの)	6	143 (114)	6	251 (248)	3	208 (208)	1	127 (127)	2
公 務 (他に分類されないもの)	-	-	-	-	-	-	-	-	-

資料：経済センサス-活動調査（総務省）
（平成28年6月1日現在）

7 農林業

1 総農家数

(単位：戸)

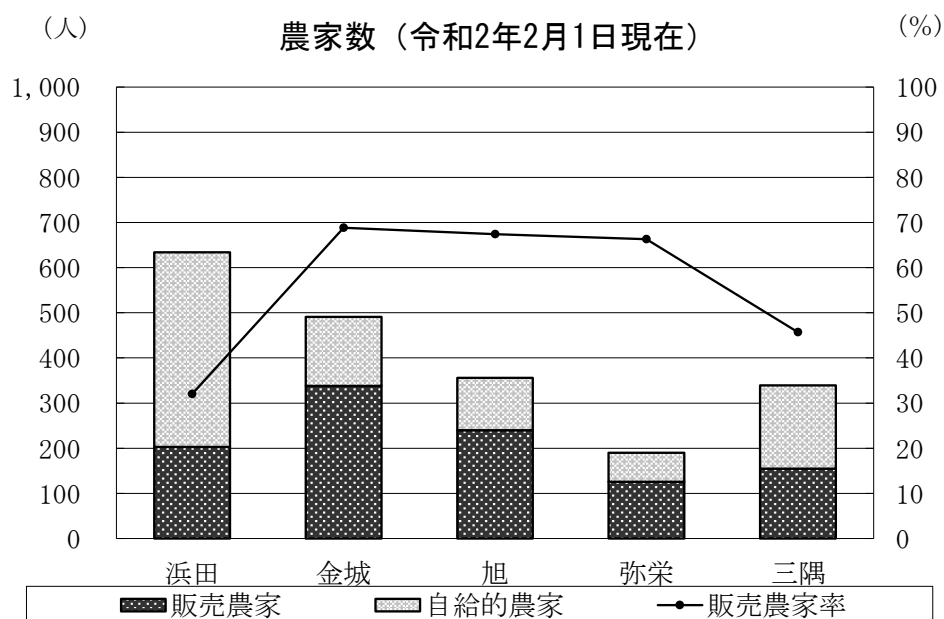
		総農家数 ※1	販売農家数 ※2	自給的農家数 ※3
浜田市		2,493	1,364	1,129
平成27年2月1日	浜田	779	263	516
	金城	590	418	172
	旭	462	317	145
	弥栄	230	165	65
	三隅	432	201	231
浜田市		2,010	1,062	948
令和2年2月1日	浜田	634	203	431
	金城	491	338	153
	旭	356	240	116
	弥栄	190	126	64
	三隅	339	155	184

資料：農林業センサス（農林水産省）

※1 農家＝経営耕地面積が10a以上の農業を営む世帯又は経営耕地面積が10a未満であっても、調査期日前1年間における農産物販売金額が15万円以上あった世帯

※2 販売農家＝経営耕地面積が30 a 以上又は調査期日前1年間における農産物販売金額が50万円以上の農家

※3 自給的農家＝経営耕地面積が30 a 未満で、かつ、調査期日前1年間における農産物販売金額が50万円未満の農家



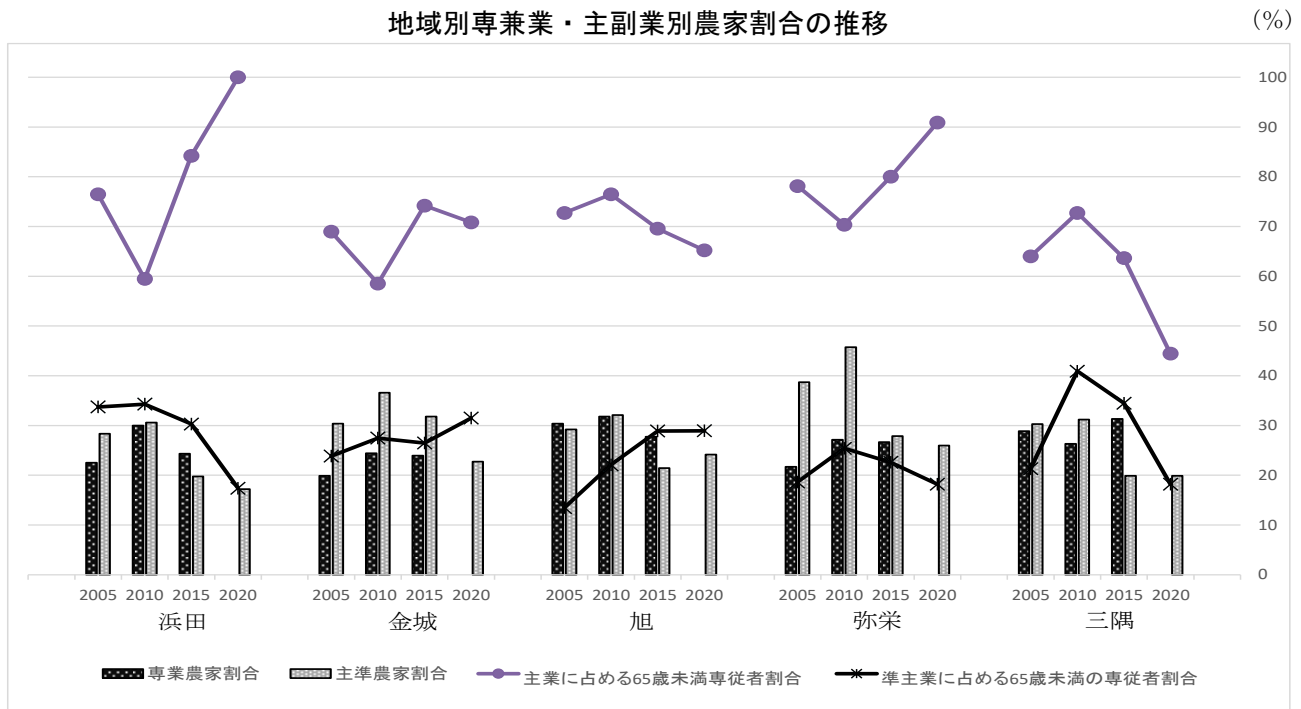
2 専兼業・主副業別農家数（販売農家）

		総数	専業農家	兼業農家	専業農家 (割合)	主業 経営体	準主業 経営体	副業的 経営体	主準農家 (割合)
平成17年2月1日 (2005年)	浜田市	1,943	471	1,472	24.2	153	443	1,347	30.7
	浜田	413	93	320	22.5	34	83	296	28.3
	金城	593	118	475	19.9	29	151	413	30.4
	旭	418	127	291	30.4	33	89	296	29.2
	弥栄	235	51	184	21.7	32	59	144	38.7
	三隅	284	82	202	28.9	25	61	198	30.3
平成22年2月1日 (2010年)	浜田市	1,659	462	1,197	27.8	150	423	1,086	34.5
	浜田	350	105	245	30.0	37	70	243	30.6
	金城	500	122	378	24.4	41	142	317	36.6
	旭	374	119	255	31.8	34	86	254	32.1
	弥栄	188	51	137	27.1	27	59	102	45.7
	三隅	247	65	182	26.3	11	66	170	31.2
平成27年2月1日 (2015年)	浜田市	1,364	359	1,005	26.3	99	240	1,025	24.9
	浜田	263	64	199	24.3	19	33	211	19.8
	金城	418	100	318	23.9	31	102	285	31.8
	旭	317	88	229	27.8	23	45	249	21.5
	弥栄	165	44	121	26.7	15	31	119	27.9
	三隅	201	63	138	31.3	11	29	161	19.9
令和2年2月1日 (2020年)	浜田市	1,075	2020年農林業センサスにおいて、専業農家と分類されても定年帰農等により年金収入に依存している高齢専業農家が存在するなど、農業の担い手となる実態を明らかにすることが困難となっているため、専兼業別農家数を把握する調査項目が廃止された。			80	159	836	22.2
	浜田	209				13	23	173	17.2
	金城	343				24	54	265	22.7
	旭	240				23	38	179	25.4
	弥栄	127				11	22	94	26.0
	三隅	156				9	22	125	19.9

資料：農林業センサス（農林水産省）

専業農家＝世帯員の中に兼業従事者（調査期日前1年間に他に雇用されて仕事に従事した者または自営農業以外の自営業に従事した者）が1人もいない農家
 兼業農家＝世帯員の中に兼業従事者が1人以上いる農家
 主業経営体＝農業所得が主（世帯所得の50%以上が農業所得）で、調査期日前1年間に自営農業に60日以上従事している65歳未満の世帯員がいる個人経営体
 準主業経営体＝農外所得が主（世帯所得の50%未満が農業所得）で、調査期日前1年間に自営農業に60日以上従事している65歳未満の世帯員がいる個人経営体
 副業的経営体＝調査期日1年間に自営農業に60日以上従事している65歳未満の世帯員がいない個人経営体

地域別専兼業・主副業別農家割合の推移



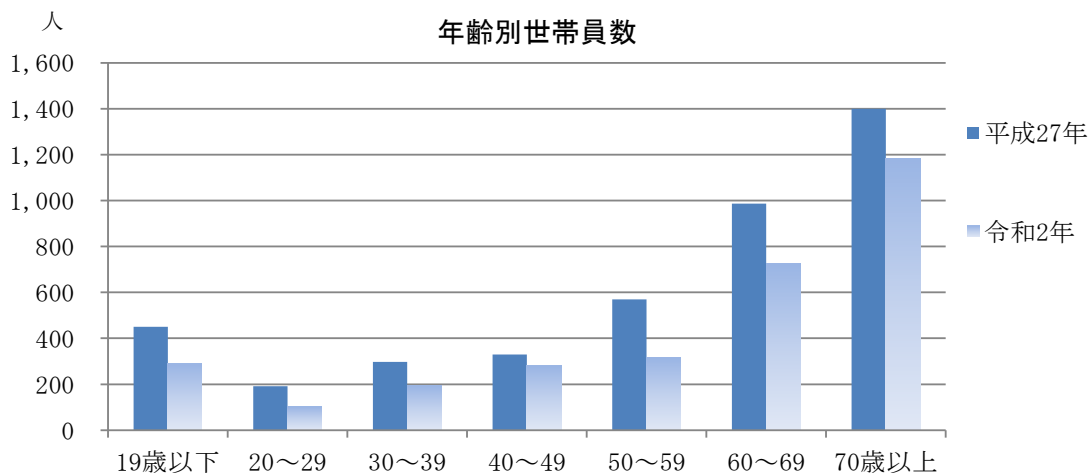
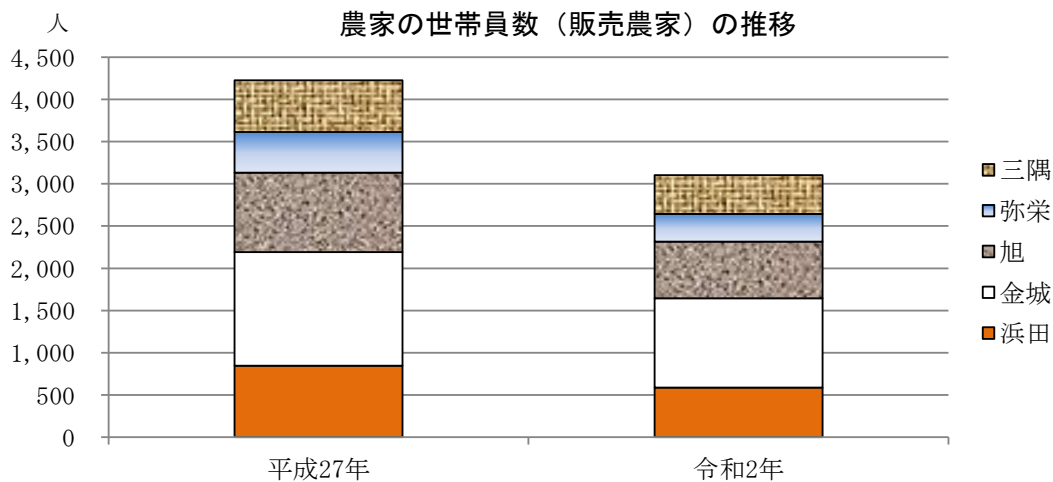
3 農家の世帯員（※）数（販売農家）

（単位：人）

		総 数		
		男	女	
平成27年2月1日	浜田市	4,227	2,103	2,124
	浜田	848	428	420
	金城	1,345	665	680
	旭	939	462	477
	弥栄	481	241	240
	三隅	614	307	307
令和2年2月1日	浜田市	3,104	1,592	1,512
	浜田	587	310	277
	金城	1,057	528	529
	旭	670	339	331
	弥栄	331	170	161
	三隅	459	245	214

資料：農林業センサス（農林水産省）

※ 世帯員＝原則として住居と生計を共にしている者。出稼ぎに出ている者は含み、勉学や就職のため別居している子弟及び住み込みの雇人は除く。



4 農業従事者・基幹的農業従事者の平均年齢(販売農家)

(単位：歳)

		農業従事者※1			基幹的農業従事者※2		
		男女の 平均年齢	男	女	男女の 平均年齢	男	女
平成27年2月1日	浜田市	62.6	61.2	64.3	71.8	71.6	72.1
	浜田	62.6	60.8	66.1	73.4	73.6	73.2
	金城	61.5	59.6	63.8	70.9	70.7	71.1
	旭	64.7	63.6	66.0	72.2	71.9	72.7
	弥栄	62.6	62.1	63.2	71.1	70.2	72.7
	三隅	64.0	63.7	64.6	72.7	72.6	73.5
令和2年2月1日	浜田市	64.8	63.7	66.4	72.7	72.7	72.6
	浜田	65.2	65.1	65.4	72.9	73.9	71.0
	金城	64.0	62.2	66.4	72.7	72.6	73.0
	旭	66.1	64.7	68.0	71.2	71.0	70.7
	弥栄	65.4	64.7	66.3	70.8	70.8	70.8
	三隅	65.4	64.8	66.3	74.3	74.4	74.0

資料：農林業センサス（農林水産省）

※1 農業従事者＝15歳以上の世帯員のうち、調査期日前1年間に自営農業に従事した者

※2 基幹的農業従事者＝15歳以上の世帯員のうち、ふだん仕事として主に自営農業に従事している者

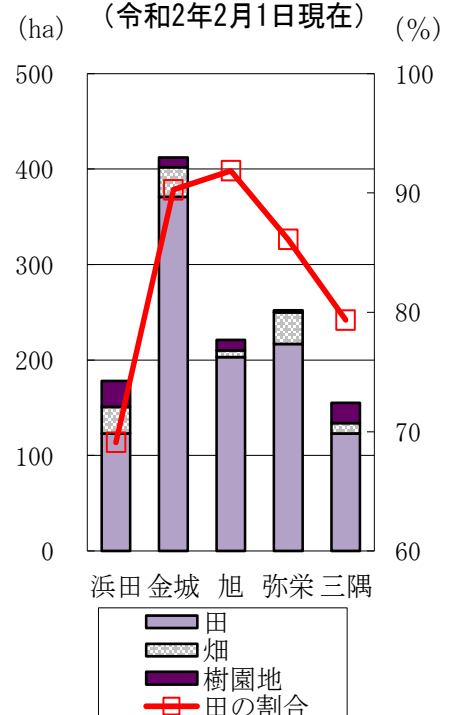
5 経営耕地面積（販売農家）

(単位：ha)

		経営耕地面積			
		総数	田	畑	樹園地
平成27年 2月1日	浜田市	1,194	1,057	82	54
	浜田	192	146	28	19
	金城	399	374	19	6
	旭	272	251	13	9
	弥栄	178	165	12	1
	三隅	152	122	11	19
令和2年 2月1日	浜田市	1,218	1,036	110	72
	浜田	178	123	28	27
	金城	411	371	31	10
	旭	221	203	7	11
	弥栄	252	217	33	2
	三隅	155	123	11	21

資料：農林業センサス（農林水産省）

販売農家の経営耕地面積
(令和2年2月1日現在)

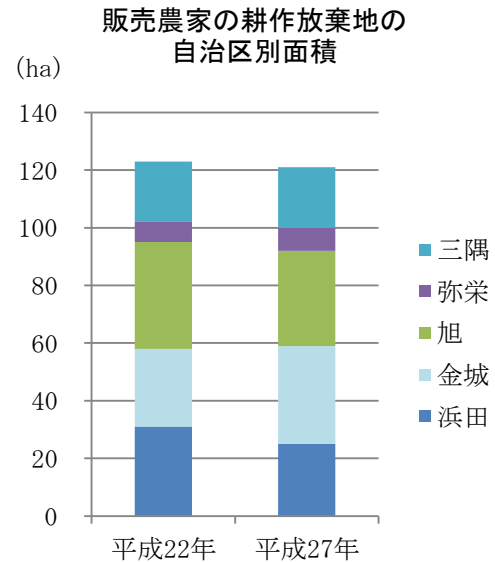


(注) 数値は公表値の単位が(a)だったため、(ha)に換算し、小数点第1位四捨五入。

6 耕作放棄地（※）（販売農家）

(単位：戸、ha)

		実農家数	面積
平成22年 2月1日	浜田市	568	123
	浜田	115	31
	金城	163	27
	旭	156	37
	弥栄	42	7
	三隅	92	21
平成27年 2月1日	浜田市	579	121
	浜田	101	25
	金城	184	34
	旭	163	33
	弥栄	49	8
	三隅	82	21



資料：農林業センサス（農林水産省）

(注) 数値は公表値の単位が(a)だったため、(ha)に換算し、小数点第1位四捨五入。

※ 耕作放棄地＝以前耕作していた土地で、過去1年以上作物を 作付け（栽培）せず、この数年の間に再び作付け（栽培）する意思のない土地

「食料・農業・農村基本計画」において、荒廃農地の再生利用や発生防止に努めることとされており、市町村・農業委員会が毎年現地調査を実施し、客観的な荒廃農地面積を把握していることから、2020年農林業センサスにおいて耕作放棄地面積を把握する調査項目が廃止された。

7 保有山林面積規模別林家数

(単位：戸、ha)

		林家数 ※1							保有山林面積 ※2
		総数	3ha未満	3～5ha	5～10ha	10～20ha	20～30ha	30ha以上	総数
平成27年 2月1日	浜田市	3,506	1,551	787	665	307	82	114	24,674
	浜田	1,290	620	291	210	106	23	40	8,521
	金城	690	237	175	161	67	22	28	6,275
	旭	524	217	111	116	47	16	17	3,742
	弥栄	280	88	67	66	37	8	14	2,182
	三隅	722	389	143	112	50	13	15	3,954
令和2年 2月1日	浜田市	3,160	1,384	706	599	286	76	109	23,112
	浜田	1,165	555	264	183	101	22	40	8,286
	金城	640	213	164	150	66	20	27	5,987
	旭	460	190	95	105	40	14	16	3,347
	弥栄	265	85	59	64	36	8	13	2,108
	三隅	630	341	124	97	43	12	13	3,384

資料：農林業センサス（農林水産省）

※1 林家＝保有山林面積が1ha以上ある世帯

※2 保有山林面積＝世帯又は会社等が単独で経営できる山林

(所有山林のうち、他に貸し付けている山林等を除いたものに、他から借りている山林等を加えたもの)

8 漁・水産業

1 2018年漁業センサスの結果

(1) 経営組織 (※1) 別経営体数

(単位：経営体、%)

	平成10年	平成15年	平成20年	平成25年	平成30年
総計	275	214 (△ 22.2)	193 (△ 9.8)	135 (△ 30.1)	123 (△ 8.9)
個人経営体 ※2	259	201 (△ 22.4)	184 (△ 8.5)	128 (△ 30.4)	115 (△ 10.2)
団体経営体 ※3	14	13 (△ 7.1)	9 (△ 30.8)	7 (△ 22.2)	7 (0.0)
会社	8	7 (△ 12.5)	5 (△ 28.6)	5 (0.0)	5 (0.0)
漁業協同組合	-	-	-	-	-
漁業生産組合	3	3 (0.0)	2 (△ 33.3)	2 (0.0)	2 (0.0)
共同経営	3	3 (0.0)	2 (△ 33.3)	- (△ 100.0)	-
その他	2	-	-	-	1

資料：漁業センサス（農林水産省）

(注) カッコ内の数値は前回からの増減率

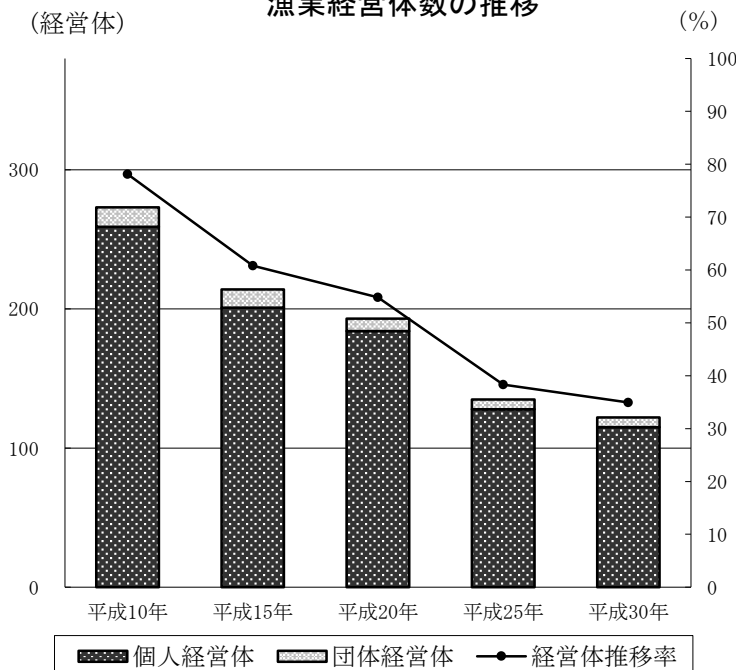
「その他」について、2008年漁業センサスから学校及び試験場は調査の対象外となった。

※1 経営組織・・・漁業経営体を経営形態別に分類する区分

※2 個人経営体・・・個人で漁業を自営する経営体

※3 団体経営体・・・個人経営対以外の漁業経営体をいい、会社、漁業協同組合、漁業生産組合共同経営、その他に区分

漁業経営体数の推移



◆漁業経営体・・・過去1年間に利潤又は生活の資を得るために、生産物を販売することを目的として、海面において水産動植物の採捕または養殖の事業を行った世帯または事業所（ただし、過去1年間における漁業の海上作業従事日数が30日未満の個人経営体は除く）

平成30年11月1日現在における漁業経営体数は123経営体で、平成25年（5年前）に比べ12経営体（8.9%）減少した。
平成10年（20年前）と比較すると、152経営体、割合にして4割以上減少している。

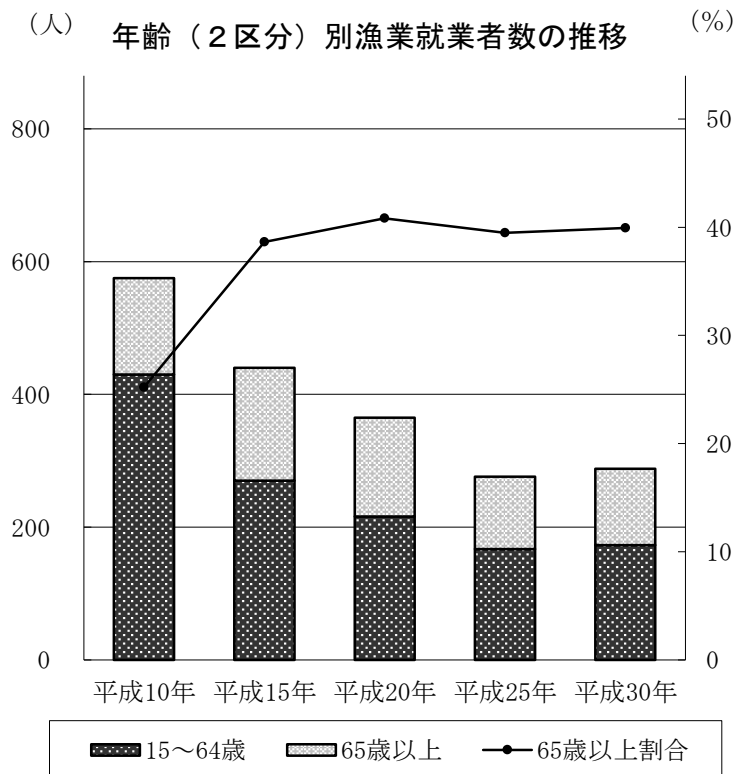
(2) 年齢別漁業就業者数

(単位：人)

	平成10年	平成15年	平成20年	平成25年	平成30年
総計	575	440	365	276	288
15～19歳	1	2	5	10	11
20～24歳	5	7	5	9	30
25～29歳	9	11	13	10	13
30～34歳	13	7	8	10	11
35～39歳	9	13	7	10	14
40～44歳	25	13	13	14	10
45～49歳	54	27	18	13	16
50～54歳	83	46	38	17	14
55～59歳	106	72	52	33	19
60～64歳	125	72	57	41	35
65歳以上	145	170	149	109	115

資料：漁業センサス（農林水産省）

※ 漁業就業者＝満15歳以上で過去1年間に漁業の海上作業に年間30日以上従事した者



平成30年11月1日現在における漁業就業者数は288人で、平成25年（5年前）に比べ12人増加した。

しかしながら、平成10年（20年前）と比較すると、287人、割合にして5割以上減少している。

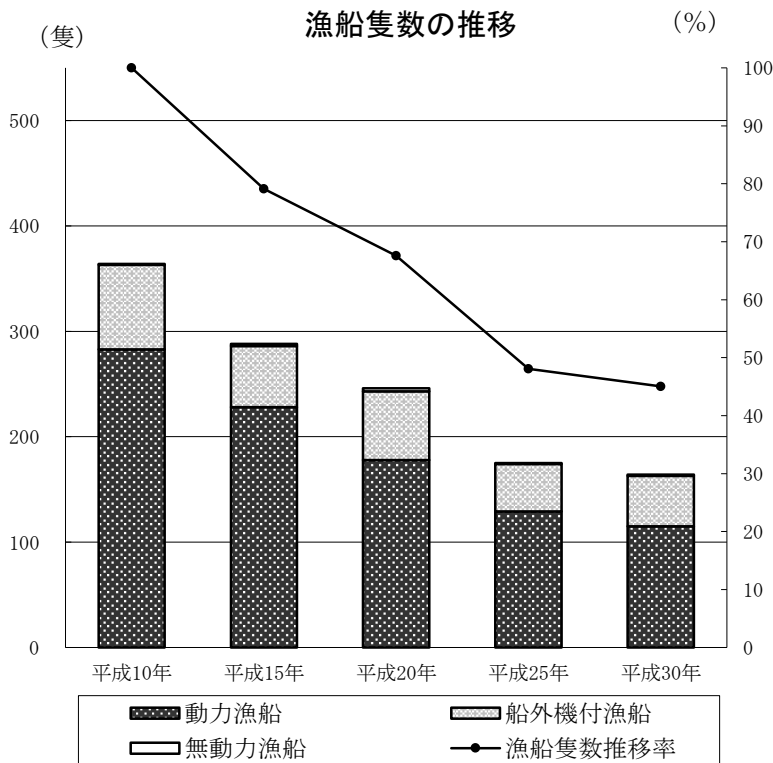
また、就業者における65歳以上の割合は、平成15年（10年前）から約4割という高い割合が続いている。

(3) 漁船隻数

(単位：隻)

	平成10年	平成15年	平成20年	平成25年	平成30年	
漁船総隻数	364	288	246	175	164	
無動力漁船隻数	1	2	3	1	1	
船外機付漁船隻数	80	58	65	45	48	
計	283	228	178	129	115	
動力漁船隻数	1 t 未 満	23	24	17	16	12
	1 ~ 3 t	128	97	81	58	54
	3 ~ 5 t	60	47	35	18	19
	5 ~ 10 t	29	22	19	13	7
	10 ~ 20 t	16	18	11	10	11
	20 ~ 30 t	-	-	-	-	-
	30 ~ 50 t	4	1	1	-	-
	50 ~ 100 t	16	16	12	12	10
	100 ~ 150 t	4	1	1	1	1
	150 ~ 200 t	3	2	1	1	1
	200 t 以 上	-	-	-	-	-

資料：漁業センサス（農林水産省）



平成30年11月1日現在における漁船隻数は164隻で、平成25年（5年前）に比べ11隻減少した。
平成10年（20年前）と比較すると、200隻、割合にして4割以上減少している。

(4) 主とする漁業種類別経営体数

(単位：経営体)

		平成10年	平成15年	平成20年	平成25年	平成30年
総計		275	214	193	135	123
底びき網	沖合底びき網	6	6	4	4	4
	小型底びき網	3	2	-	-	-
船びき網		-	-	-	-	-
まき網		4	3	2	2	2
刺網		-	-	1	1	1
大型定置網		2	2	1	-	1
小型定置網		2	1	2	1	1
はえ縄		14	13	5	4	4
釣	いか釣	129	73	41	33	27
	その他の釣	65	74	85	56	54
採貝・採藻		47	33	48	30	25
その他の漁業		3	6	3	4	4
海面養殖		-	1	1	-	-

資料：漁業センサス（農林水産省）

(5) 販売金額別経営体数

(単位：経営体)

		平成10年	平成15年	平成20年	平成25年	平成30年
総計		275	214	193	135	123
漁獲金額なし		2	-	-	-	-
100万円未満		81	68	89	70	71
100～500万円		138	110	80	53	39
500～1,000万円		32	19	11	5	5
1,000～2,000万円		6	2	4	1	1
2,000～5,000万円		3	6	2	-	-
5,000万円～1億円		3	-	1	-	1
1億円～10億円		10	9	5	5	5
10億円以上		-	-	1	1	1

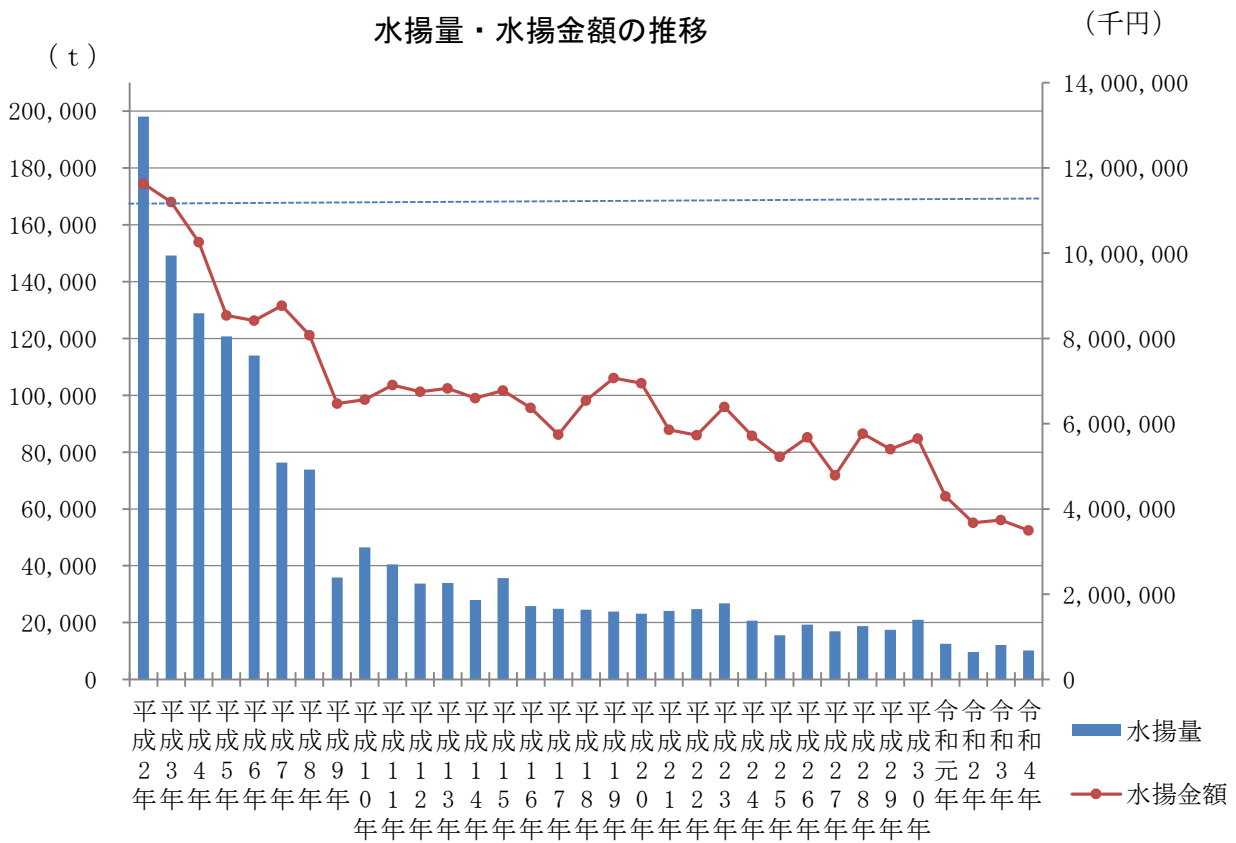
資料：漁業センサス（農林水産省）

2 水揚高

(単位：t、千円)

	水揚量	水揚金額
平成30年	21,054	5,652,462
令和元年	12,563	4,295,025
令和2年	9,657	3,675,184
令和3年	12,106	3,738,407
令和4年	10,184	3,495,015

資料：市水産振興課



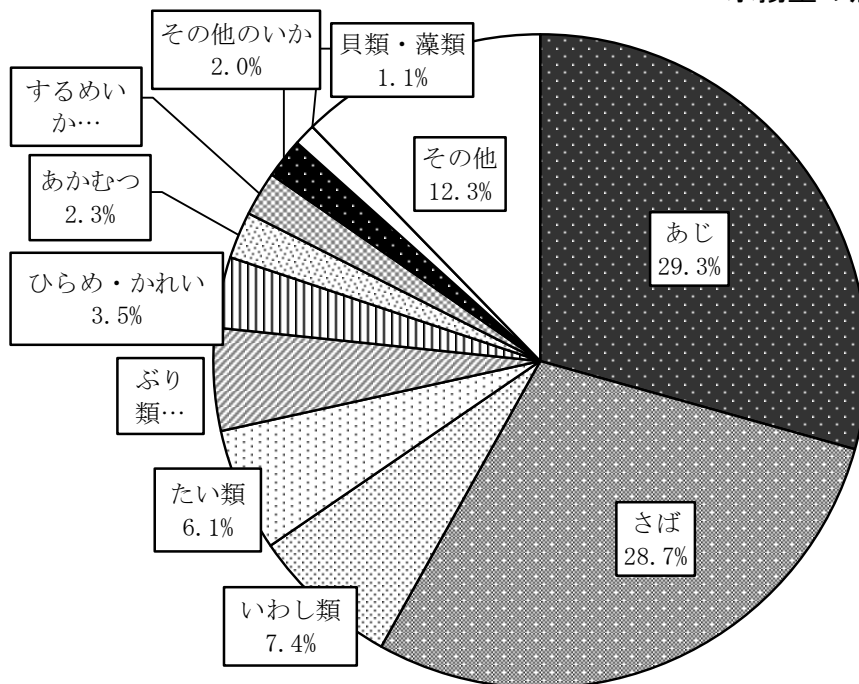
3 魚種別水揚量

(単位：t)

	平成30年	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年
総数	21,054	12,563	9,657	12,106	10,184
いわし類	850	82	207	512	750
あじ	5,920	3,684	3,041	3,714	2,989
さば	7,706	3,191	1,737	4,281	2,926
ひらめ・かれい	777	678	587	391	357
ふぐ	349	61	95	42	38
たい類	525	553	396	453	623
ほうぼう・かながしら	30	20	14	14	15
あかむつ	332	350	236	246	236
ぶり類	1,384	1,522	976	347	517
するめいか	410	203	226	231	224
その他のいか	726	295	354	527	202
貝類	39	40	28	30	17
藻類	7	9	33	57	93
その他	1,999	1,875	1,727	1,261	1,197

資料：市水産振興課

水揚量の魚種別割合

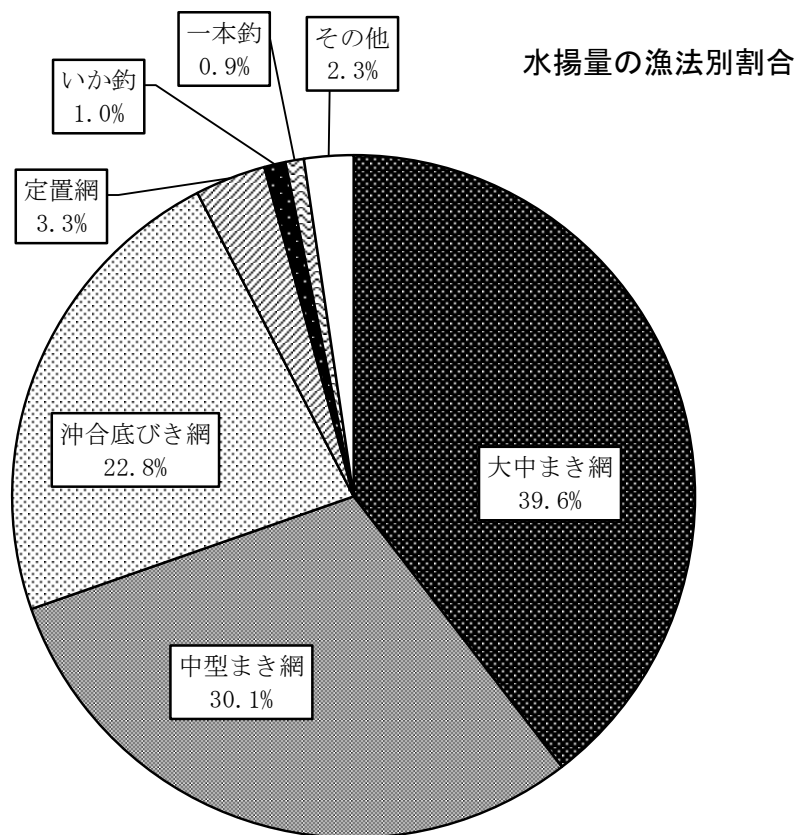


4 漁法別水揚量

(単位：t)

	平成30年	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年
総 数	21,054	12,563	9,657	12,106	10,184
大 中 ま き 網	6,767	3,525	3,330	3,785	4,029
中 型 ま き 網	9,283	5,005	2,806	5,102	3,064
沖 合 底 び き 網	3,706	3,207	2,724	2,394	2,321
定 置 網	479	352	251	297	341
一 本 釣	150	132	124	93	89
い か 釣	276	45	35	156	103
採 貝 藻	13	16	35	62	98
そ の 他 の 漁 業	176	66	72	29	22
陸 送	204	215	280	188	117

資料：市水産振興課



9 工業

1 製造業事業所数、従業者数及び製造品出荷額等の推移

(単位：事業所、人、万円)

	事業所数	従業者数	製造品 出荷額等	現金給与 総額	原材料 使用額	付加価値額
平成29年	111	2,909	6,743,607	872,712	4,038,887	2,337,040
平成30年	107	2,868	6,752,103	869,978	3,531,409	2,814,133
令和元年	102	2,698	6,855,848	815,625	3,654,610	2,811,298
令和2年	99	2,618	6,612,983	793,767	3,408,596	2,779,541
令和3年	84	2,662	6,545,206	808,818	3,681,249	2,410,964

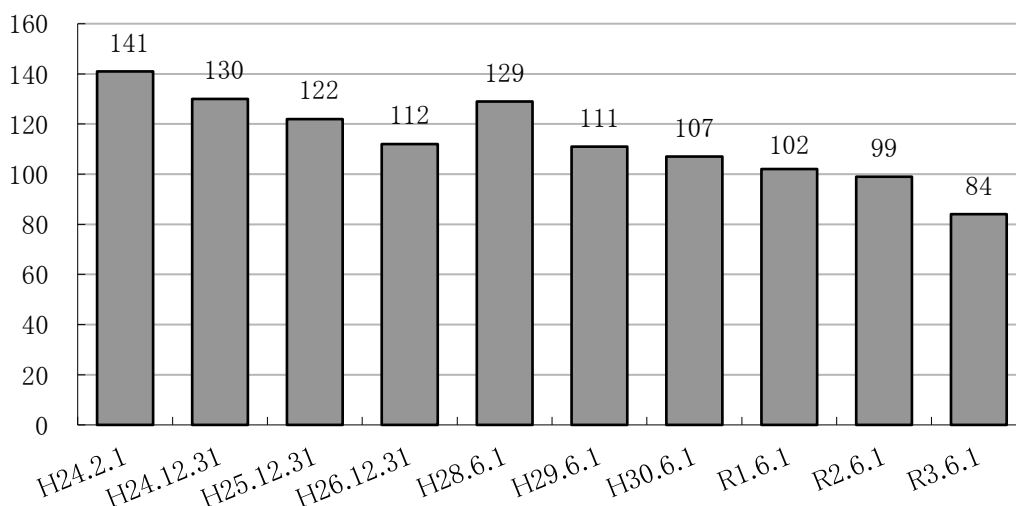
資料：工業統計調査（経済産業省）、経済センサス-活動調査（総務省）

- 調査期日**・・・ 毎年6月1日
 （製造品出荷額等、現金給与総額、原材料使用額、付加価値額については
 調査年の前年1月～12月の数値）
- 調査対象**・・・ 従業者4人以上の事業所
 製造業（日本標準産業分類大分類E-製造業）に属する事業所を対象
- 製造品出荷額等**・・・ 1年間における製造品出荷額、製造工程から出たくず及び廃物の出荷額、
 製造業以外の収入額
- 現金給与総額**・・・ 人件費（退職金を含む）及び人材派遣会社への支払額
- 原材料使用額**・・・ 原材料使用額、燃料使用額、電力使用額、委託生産費、製造等に
 関連する外注費、転売した商品の仕入額
- 付加価値額**・・・ 製造品出荷額等から原材料使用額や減価償却額などを差し引いた額

- ・ 令和3年の数値は個人経営を含まない。
- ・ 平成29年～令和2年は工業統計調査の数値、令和3年は経済センサス-活動調査の数値である。
- ・ 工業統計調査は令和4年4月1日付けで中止（廃止）となった。

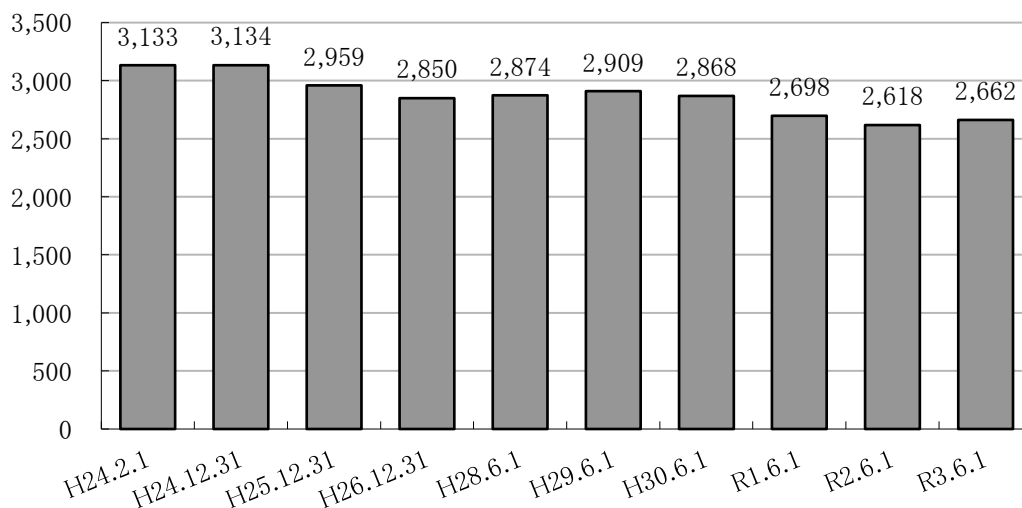
(1) 事業所数の推移（従業者4人以上の事業所）

(事業所数)



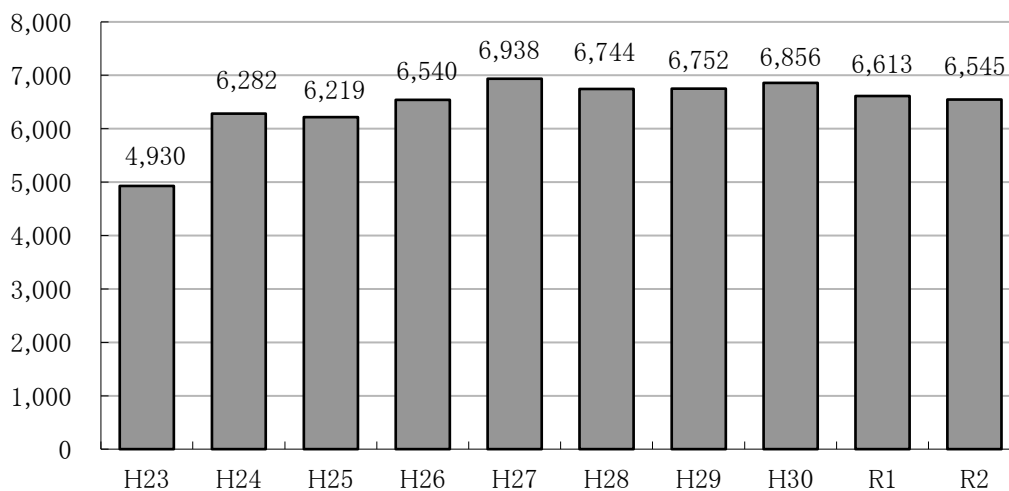
(2) 従業者数の推移（従業者4人以上の事業所）

(人)



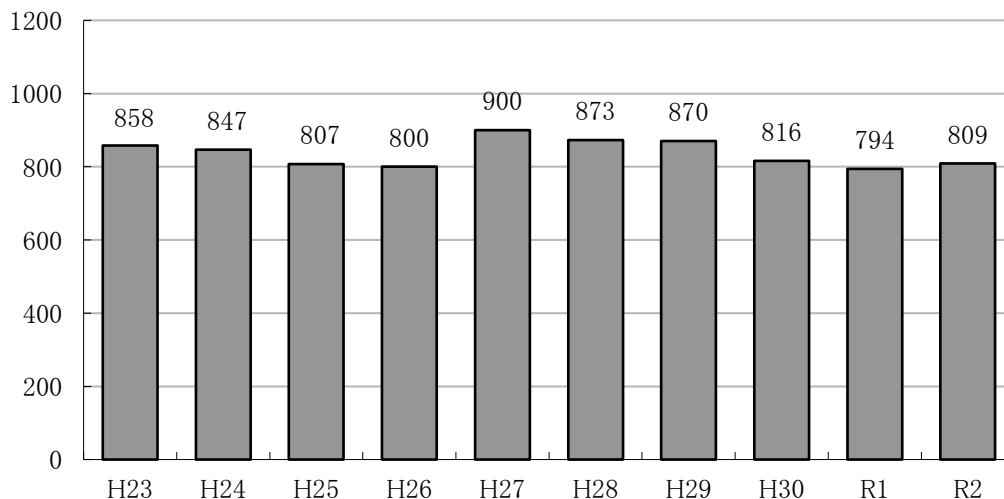
(3) 製造品出荷額等の推移（従業者4人以上の事業所） ※表示年の1年間

(千万円)



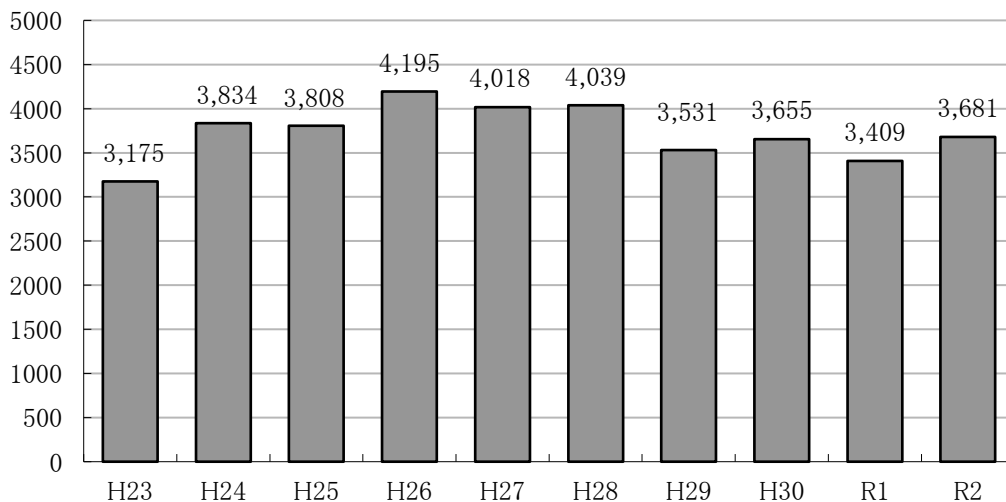
(4) 現金給与総額の推移（従業者4人以上の事業所）※表示年の1年間

(千万円)



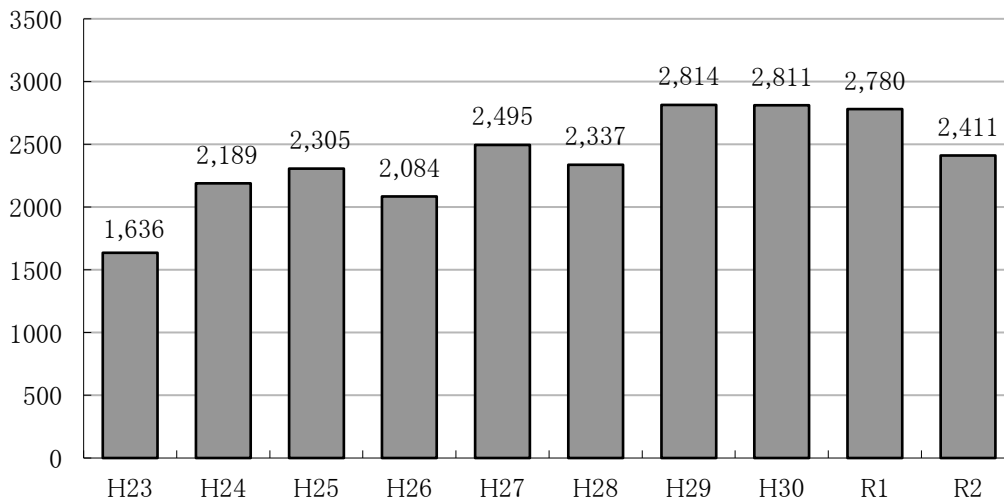
(5) 原材料使用額の推移（従業者4人以上の事業所）※表示年の1年間

(千万円)



(6) 付加価値額の推移（従業者4人以上の事業所）※表示年の1年間

(千万円)



2 産業別製造業事業所数、従業者数及び製造品出荷額等

(令和3年6月1日)

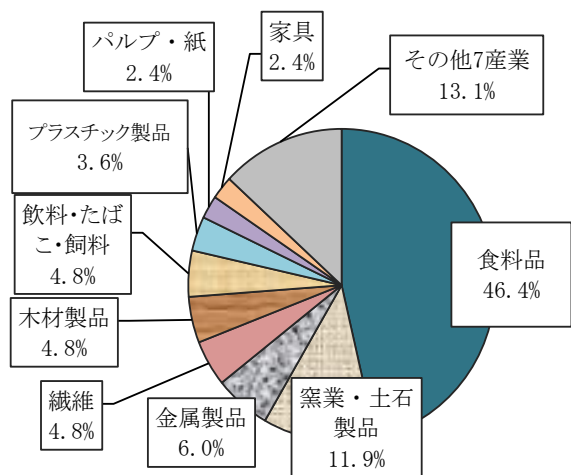
(単位：事業所、人、万円)

産業中分類	事業所数	従業者数	製造品出荷額等	現金給与総額	原材料使用額等	付加価値額
総数	84	2,662	6,545,206	808,818	3,681,818	2,410,964
食料品製造業	39	992	1,858,784	713,235	1,071,887	713,235
飲料・たばこ・飼料製造業	4	83	385,775	251,093	101,224	251,093
繊維工業	4	202	258,356	76,855	166,930	76,855
木材・木製品製造業	4	220	1,361,089	551,519	653,293	551,519
家具・装備品製造業	2	82	X	X	X	X
パルプ・紙・紙加工品製造業	2	19	X	X	X	X
印刷・同関連業	1	43	X	X	X	X
石油製品・石炭製品製造業	1	5	X	X	X	X
プラスチック製品製造業	3	44	34,137	16,307	16,199	16,307
ゴム製品製造業	3	243	X	X	X	X
窯業・土石製品製造業	10	129	370,596	168,417	181,691	168,417
金属製品製造業	5	294	760,982	220,325	482,595	220,325
電子部品・デバイス・電子回路製造業	1	19	X	X	X	X
電気機械器具製造業	2	56	X	X	X	X
輸送用機械器具製造業	2	227	X	X	X	X
その他の製造業	1	4	X	X	X	X

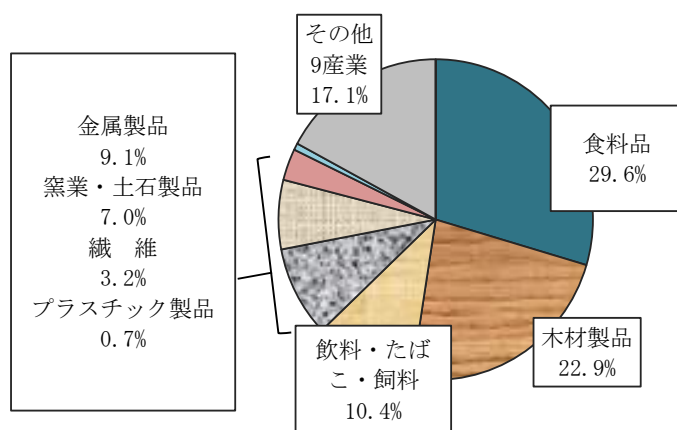
資料：経済センサス-活動調査（総務省）

※製造品出荷額等、現金給与総額、原材料使用額、付加価値額については調査年の令和2年1月～12月の数値

製造事業所数の割合



付加価値額の割合



10 商業

1 商業事業所数※、従業者数

(単位：事業所、人)

	事業所数			従業者数		
	総数	卸売業	小売業	総数	卸売業	小売業
平成24年2月1日 (経済センサス-活動)	789	152	637	4,462	1,073	3,389
平成26年7月1日 (商業統計調査)	771	159	612	4,308	1,097	3,211
平成28年6月1日 (経済センサス-活動)	760	167	593	4,674	1,211	3,463
令和3年6月1日 (経済センサス-活動)	626	156	470	4,149	1,205	2,944

資料：商業統計調査（経済産業省）、経済センサス-活動調査（総務省）

(注) 数値は民営事業所のみ。

※ 商業事業所＝日本標準産業分類に掲げる「大分類E-卸売・小売業」に属する事業所。

2 商品販売額

(単位：百万円)

	年間商品販売額		
	合計	卸売業	小売業
平成24年2月1日 (経済センサス-活動)	116,601	50,782	65,818
平成26年7月1日 (商業統計調査)	132,239	64,982	67,258
平成28年6月1日 (経済センサス-活動)	124,280	62,269	62,010
令和3年6月1日 (経済センサス-活動)	111,898	57,033	54,865

資料：商業統計調査（経済産業省）、経済センサス-活動調査（総務省）

(注) 年間商品販売額は万円単位から百万円単位に換算し、単位未満四捨五入。

3 事業所数、従業者数の推移

(1) 事業所数の推移

(単位：事業所)

	平成19年	平成21年	平成24年	平成26年	平成28年	令和3年
合計	1,035	1,041	789	771	760	626
卸売業	195	222	152	159	167	156
小売業	840	819	637	612	593	470

資料：商業統計調査（経済産業省）、経済センサス-基礎調査、経済センサス-活動調査（総務省）

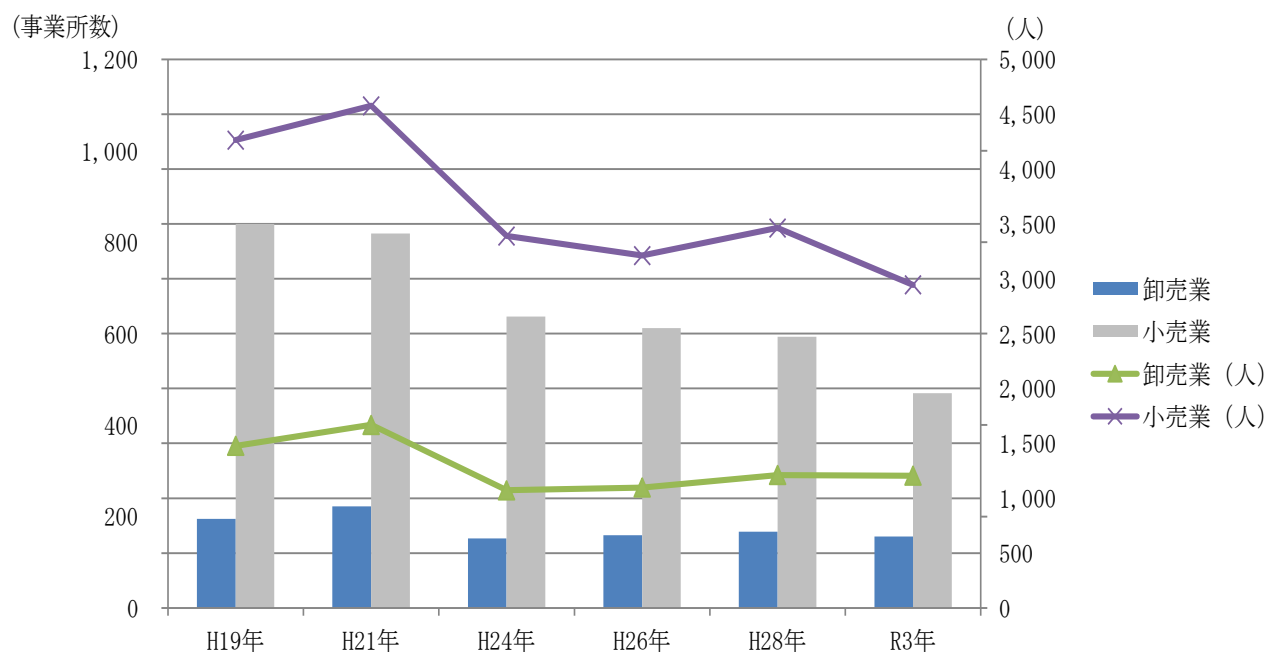
(2) 従業者数の推移

(単位：人)

	平成19年	平成21年	平成24年	平成26年	平成28年	令和3年
合計	5,741	6,245	4,462	4,308	4,674	4,149
卸売業	1,477	1,669	1,073	1,097	1,211	1,205
小売業	4,264	4,576	3,389	3,211	3,463	2,944

資料：商業統計調査（経済産業省）、経済センサス-基礎調査、経済センサス-活動調査（総務省）

卸売業・小売業における事業所数、従業者数の推移



平成21年経済センサス-基礎調査から、新しい調査方法を取り入れ、外観では把握困難な事業所が新たに捕捉されています。そのため、増減以外の要素が含まれており、それ以前の調査と単純に比較はできません。

また令和元年から調査方法の変更に伴い経済センサス基礎調査の公表結果が新規事業所に関するもののみとなったため、令和元年以降の経済センサス-基礎調査の数値については記載していません。

4 業種別商業事業所数、従業者数

(単位：事業所、人)

	産業分類	平成24年	平成26年	平成28年	令和3年
		(経済センサス-活動)	(商業統計調査)	(経済センサス-活動)	(経済センサス-活動)
事業所数	総 数	789	771	760	626
	卸 売 業 計	152	159	167	156
	小 売 業 計	637	612	593	470
	各 種 商 品 小 売 業	3	2	3	2
	織 物 ・ 衣 服 ・ 身 の 回 り 品 小 売 業	71	71	69	52
	飲 食 料 品 小 売 業	200	192	186	128
	機 械 器 具 小 売 業	92	98	101	89
	そ の 他 の 小 売 業	248	232	222	185
	無 店 舗 小 売 業	23	17	12	14
従業者数	総 数	4,462	4,308	4,674	4,149
	卸 売 業 計	1,073	1,097	1,211	1,205
	小 売 業 計	3,389	3,211	3,463	2,944
	各 種 商 品 小 売 業	204	144	202	8
	織 物 ・ 衣 服 ・ 身 の 回 り 品 小 売 業	199	225	210	146
	飲 食 料 品 小 売 業	1,292	1,093	1,298	1,265
	機 械 器 具 小 売 業	514	557	577	567
	そ の 他 の 小 売 業	1,076	1,101	1,098	873
	無 店 舗 小 売 業	104	91	78	85

資料：商業統計調査（経済産業省）、経済センサス-活動調査（総務省）

5 売り場面積

(単位：㎡)

	平成19年	平成24年	平成26年	平成28年	令和3年
浜田市	94,835	88,973	84,413	75,511	72,093

資料：商業統計調査（経済産業省）、経済センサス-活動調査（総務省）

11 観 光

1 観光客入り込み客数

(単位：人)

	令和2年	令和3年	令和4年
総 数	938,866	1,144,658	1,340,757
三 階 山	2,360	2,450	-
石見豊ヶ浦／国府海岸	50,600	61,060	89,150
浜 田 海 岸	56,440	61,520	71,270
折 居 海 岸	2,460	2,660	3,130
石見海浜公園	373,710	447,100	525,760
うち アクアス	211,037	257,719	330,079
世界こども美術館	22,233	26,638	38,627
はまだお魚市場 (旧しまねお魚センター)	-	90,804	161,566
浜田ゴルフリンクス	29,489	32,362	34,846
きんたの里	54,312	61,302	64,314
美 又 温 泉	54,125	56,491	59,479
かなぎウエスタンライディングパーク	22,214	27,189	25,273
エクス和紙の館	401	377	-
金城カントリークラブ	24,302	26,643	26,681
旭 温 泉	35,199	31,902	27,201
ふるさと体験村	-	-	-
三 隅 海 岸	2,440	1,070	-
三 隅 公 園	1,100	2,560	2,390
コワ温泉	7,397	13,714	3,561
アクアみすみ	54,866	63,099	55,291
石正美術館	5,868	8,615	8,179
三隅発電所ふれあいホール	2,504	3,137	5,679
道の駅ゆうひパーク三隅	77,152	71,568	83,094
市全域 釣り	58,710	48,890	46,110
浜っ子春まつり	-	-	-
浜っ子夏まつり	-	-	4,000
BB大鍋フェスティバル	-	2,500	3,500
石見の夜神楽週末公演	984	1,007	1,656
石見の元気まつり	-	-	-

(令和4年 月別内訳)

令和4年	1月	2月	3月	4月	5月	6月
総 数	48,732	30,847	92,461	119,100	182,622	101,230
三 階 山	-	-	-	-	-	-
石見畳ヶ浦／国府海岸	740	500	1,260	16,710	22,390	1,890
浜 田 海 岸	1,600	1,060	2,130	3,110	7,030	6,350
折 居 海 岸	30	10	30	60	320	260
石見海浜公園	15,560	9,630	38,960	44,720	79,470	39,500
うち アクアス	8,600	2,981	26,428	28,924	53,867	25,410
世界こども美術館	1,852	398	2,048	2,699	3,208	3,234
はまだお魚市場 (旧しまねお魚センター)	4,722	3,030	14,201	15,290	22,101	13,327
浜田ゴルフリンクス	2,491	2,132	2,724	2,931	3,584	3,037
きんたの里	3,743	1,362	5,423	5,204	6,709	4,875
美 又 温 泉	3,861	1,670	5,571	5,273	6,456	4,677
かなぎウエスタライディングパーク	713	387	1,485	2,901	5,599	2,046
エクス和紙の館	-	-	-	-	-	-
金城カントリークラブ	1,181	786	2,322	2,289	3,194	2,762
旭 温 泉	1,841	526	1,667	2,124	2,736	2,125
ふるさと体験村	0	0	0	0	0	0
三 隅 海 岸	0	0	0	0	0	0
三 隅 公 園	80	130	360	550	360	600
コワ温泉	1,181	1,017	911	452	0	0
アクアみすみ	2,594	4,133	4,601	4,793	4,617	6,322
石正美術館	453	214	693	628	651	480
三隅発電所ふれあいホール	3	3	16	260	809	496
道の駅ゆうひパーク三隅	4,454	2,707	6,983	8,255	9,416	6,376
市全域 釣り	1,620	1,130	940	700	3,860	2,730
浜っ子春まつり	-	-	-	-	-	-
浜っ子夏まつり	-	-	-	-	-	-
BB大鍋フェスティバル	-	-	-	-	-	-
石見の夜神楽週末公演	13	22	136	151	112	143

令和4年	7月	8月	9月	10月	11月	12月
総 数	122,591	211,114	114,358	135,136	115,788	66,778
三 階 山	-	-	-	-	-	-
石見畳ヶ浦／国府海岸	11,570	21,950	1,230	5,750	4,690	470
浜 田 海 岸	5,520	19,380	7,210	7,860	8,470	1,550
折 居 海 岸	1,030	1,100	210	30	30	20
石見海浜公園	53,080	97,400	44,400	51,190	33,530	18,320
うち アクアス	29,847	61,775	28,428	30,255	20,809	12,755
世界子ども美術館	2,705	9,237	2,400	5,166	3,265	2,415
はまだお魚市場 (旧しまねお魚センター)	13,047	17,991	14,084	17,204	15,578	10,991
浜田ゴルフリンクス	2,812	2,767	2,881	3,630	3,335	2,522
きんたの里	5,416	7,970	5,705	6,457	5,888	5,562
美 又 温 泉	4,373	5,929	4,843	5,912	5,842	5,072
かなぎウェスタンディングパーク	1,850	2,927	1,953	2,578	2,148	686
エクス和紙の館	0	0	0	0	0	0
金城カントリークラブ	2,107	2,128	2,407	2,991	3,106	1,408
旭 温 泉	2,152	3,037	2,059	2,838	3,177	2,919
ふるさと体験村	-	-	-	-	-	-
三 隅 海 岸	-	-	-	-	-	-
三 隅 公 園	80	80	70	30	30	20
コワ温泉	-	-	-	-	-	-
アクアみすみ	5,284	4,897	4,790	4,582	4,706	3,972
石正美術館	381	654	542	549	2,238	696
三隅発電所ふれあいホール	517	805	645	652	634	839
道の駅ゆうひパーク三隅	7,002	8,534	6,504	9,096	8,097	5,670
市全域 釣り	3,490	4,170	8,260	8,450	7,310	3,450
浜っ子春まつり	-	-	-	-	-	-
浜っ子夏まつり	-	-	4,000	-	-	-
BB大鍋フェスティバル	-	-	-	-	3,500	-
石見の夜神楽週末公演	175	158	165	171	214	196

資料：市観光交流課

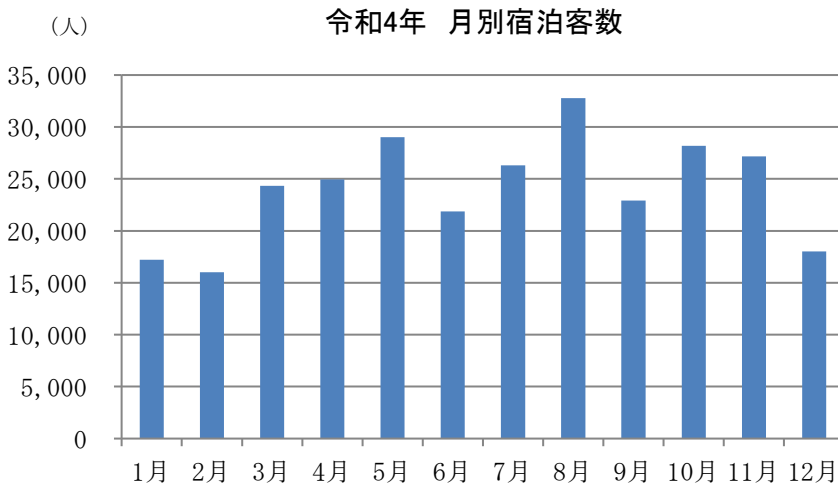
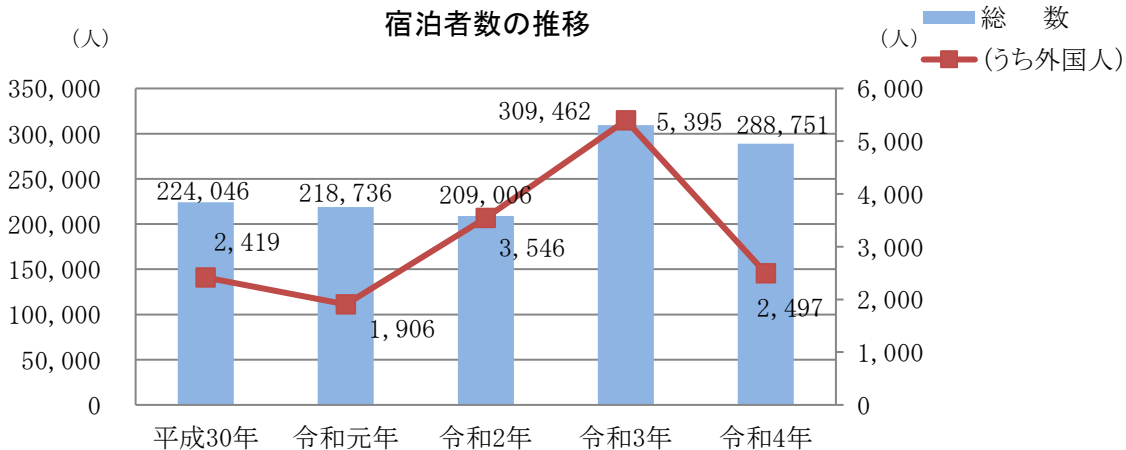
2 宿泊客数

(単位：人泊)

	令和2年	令和3年	令和4年
総数 (うち外国人)	209,006 (3,546)	309,462 (5,395)	288,751 (2,497)
1月	14,300 (188)	12,990 (278)	17,206 (268)
2月	13,942 (282)	15,274 (307)	16,020 (251)
3月	15,475 (158)	25,030 (392)	24,339 (218)
4月	8,897 (55)	33,292 (756)	24,939 (165)
5月	7,972 (85)	33,736 (957)	29,013 (276)
6月	13,090 (318)	24,283 (493)	21,872 (238)
7月	19,555 (691)	29,869 (650)	26,296 (395)
8月	24,316 (453)	26,748 (213)	32,791 (250)
9月	22,103 (311)	24,971 (403)	22,907 (123)
10月	24,666 (319)	28,191 (364)	28,180 (138)
11月	26,266 (410)	30,533 (328)	27,180 (93)
12月	18,424 (276)	24,545 (254)	18,008 (82)

資料：市観光交流課

(注) 宿泊施設43施設における延べ数。()内の数値は外国人宿泊客延べ数



12 運 輸

1 道路の状況

(単位：km、%)

		総 数			
		国 道	県 道	市町村道	
平成29年	実延長	1,908	89	310	1,509
	改良済延長 (改良率)	1,076 (56.4)	89 (100.0)	230 (74.1)	757 (50.2)
	舗装済延長 (舗装率)	1,756 (92.0)	89 (100.0)	308 (99.3)	1,359 (90.1)
平成30年	実延長	1,908	88	311	1,509
	改良済延長 (改良率)	1,078 (56.5)	88 (100.0)	231 (74.4)	759 (50.3)
	舗装済延長 (舗装率)	1,756 (92.0)	88 (100.0)	308 (99.3)	1,359 (90.1)
平成31年	実延長	1,900	88	311	1,501
	改良済延長 (改良率)	1,073 (56.5)	88 (100.0)	232 (74.6)	753 (50.1)
	舗装済延長 (舗装率)	1,749 (92.1)	88 (100.0)	308 (99.3)	1,352 (90.1)
令和2年	実延長	1,901	88	311	1,501
	改良済延長 (改良率)	1,075 (56.6)	88 (100.0)	232 (74.7)	754 (50.3)
	舗装済延長 (舗装率)	1,749 (92.1)	88 (100.0)	309 (99.3)	1,352 (90.1)
令和3年	実延長	1,901	88	311	1,501
	改良済延長 (改良率)	1,076 (56.6)	88 (100.0)	233 (75.0)	754 (50.3)
	舗装済延長 (舗装率)	1,749 (92.1)	88 (100.0)	309 (99.3)	1,352 (90.1)

(注) 自転車道、西日本高速道路株式会社管理を含まない。資料：島根県統計書

改良率及び舗装率は小数点第2位四捨五入。

数値は各年4月1日現在のもの

2 車種別保有自動車台数

(単位：台)

	平成29年	平成30年	平成31年	令和2年	令和3年
総 数	43,227	43,187	43,218	42,971	42,853
貨 物	2,758	2,751	2,770	2,740	2,792
乗 合	175	177	171	171	157
乗 用 車	15,835	15,752	15,657	15,562	15,320
普 通	6,317	6,420	6,583	6,680	6,723
小 型	9,518	9,332	9,074	8,882	8,597
特殊・大型	1,101	1,105	1,123	1,116	1,104
小型二輪車	423	410	414	413	454
軽自動車	22,935	22,992	23,083	22,969	23,026

(注) 数値は各年3月31日現在のもの

資料：島根県統計書

3 駅別乗客人員数等

(単位：人)

駅名	駅間 キロ程	1日平均乗車人員 (人/日)				
		平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
総数	34 km	1,525	1,252	1,237	1,177	955
久代	2	5	3	3	2	3
下府	4	345	79	87	87	80
浜田	4	761	765	744	692	543
西浜田	5	169	155	158	156	141
周布	4	77	82	89	92	68
折居	5	11	10	10	8	6
三保三隅	5	125	127	115	106	84
岡見	5	32	31	31	34	30

資料：島根県統計書

4 浜田港 出入船舶及び貨物取扱状況

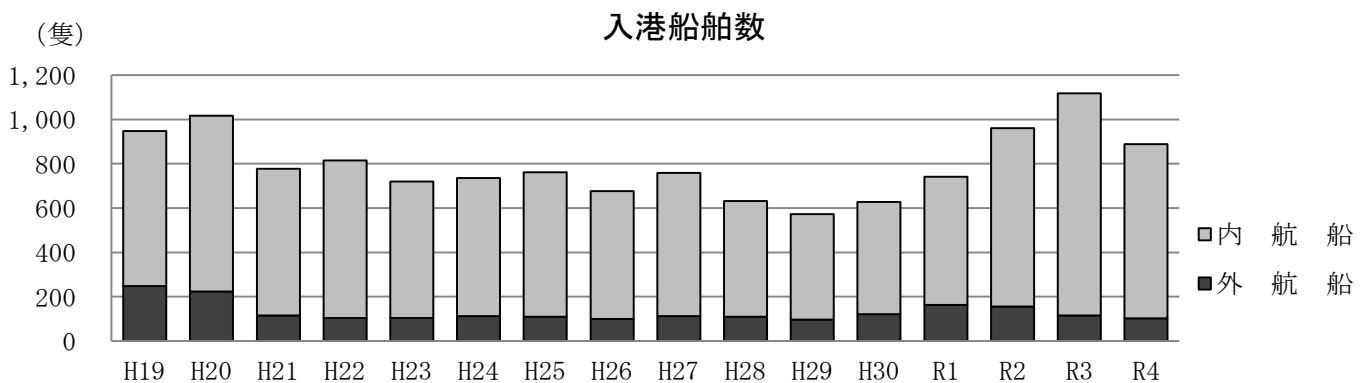
(1) 入港船舶

(単位：隻、t)

	外航船		内航船		合計	
	隻数	総トン数	隻数	総トン数	隻数	総トン数
平成30年	121	1,170,205	507	323,152	628	1,493,357
令和元年	163	1,354,759	578	367,890	741	1,722,649
令和2年	155	1,139,058	806	519,044	961	1,658,102
令和3年	115	953,182	1,003	430,203	1,118	1,383,385
令和4年	102	992,023	787	665,025	889	1,657,048

(注) 令和4年の数値は速報値

資料：浜田港湾振興センター



(2) 輸移出・輸移入貨物

輸 移 出

(単位: t)

	平成30年	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年
農 水 産 品	295	806	649	252	245
林 産 品	4,705	4,300	6,869	12,936	5,633
鉱 産 品	37,399	20,378	37,681	50,193	51,769
金属機械工業品	1,926	990	517	386	3,070
化学工業品	284	688	779	17,429	24,456
軽工業品	18,152	24,670	22,134	14,250	17,983
雑工業品	919	595	533	285	152
特 殊 品	7,834	12,806	21,575	2,028	1,823
合 計	71,514	65,233	90,737	97,759	105,131

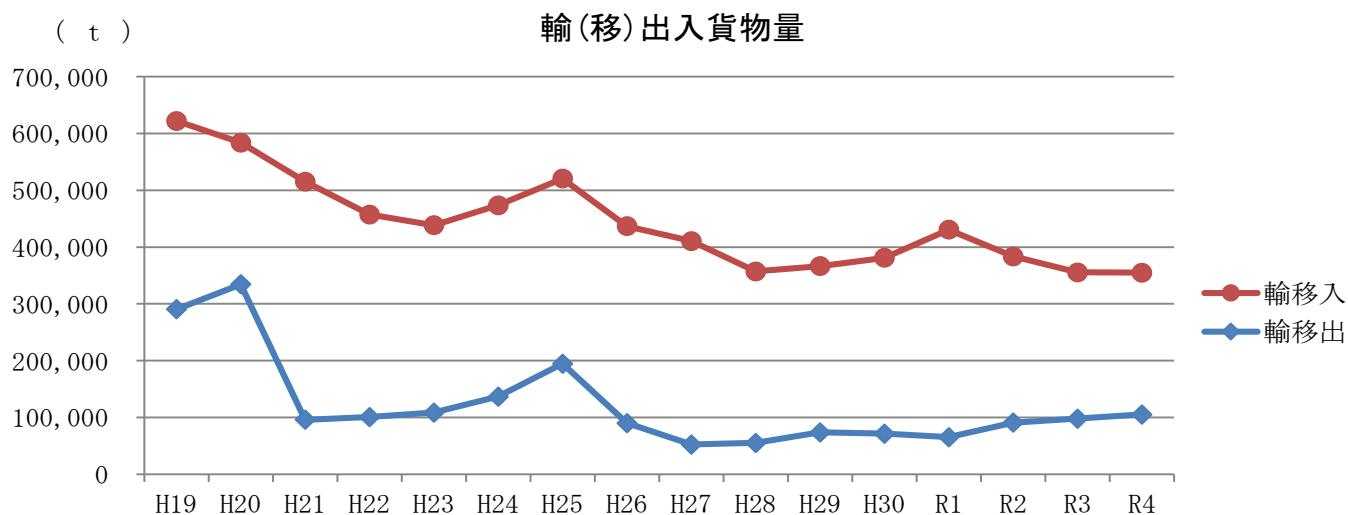
輸 移 入

(単位: t)

	平成30年	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年
農 水 産 品	1,007	1,904	6,449	3,397	2,484
林 産 品	148,948	155,500	100,011	114,133	106,682
鉱 産 品	86,705	90,267	85,636	85,836	97,884
金属機械工業品	2,313	6,215	4,768	4,364	4,863
化学工業品	125,825	166,224	166,524	142,435	140,069
軽工業品	2,008	1,535	1,057	1,885	1,256
雑工業品	4,069	155	256	3,497	87
特 殊 品	10,217	8,674	18,946	4	1,752
合 計	381,092	430,474	383,647	355,551	355,077

(注) 令和4年の数値は速報値

資料: 浜田港湾振興センター



13 社会福祉

1 老人福祉実施状況

(1) 高齢者クラブ連合会

(単位：クラブ、人)

		浜田市					
		浜田	金城	旭	弥栄	三隅	
平成30年度	クラブ数	60	26	6	6	7	15
	会員数	2,172	1,030	358	236	107	441
令和元年度	クラブ数	55	24	6	5	6	14
	会員数	1,878	845	351	210	91	381
令和2年度	クラブ数	50	22	6	4	5	13
	会員数	1,716	804	314	202	83	313
令和3年度	クラブ数	52	22	6	5	6	13
	会員数	1,705	782	314	215	81	313
令和4年度	クラブ数	47	22	6	5	6	8
	会員数	1,594	782	305	216	75	216

資料：市健康医療対策課

(2) 老人福祉施設(令和4年4月1日)

(単位：施設)

		浜田市					
		浜田	金城	旭	弥栄	三隅	
養護老人ホーム		4	1	0	1	1	1
特別養護老人ホーム		10	5	2	1	1	1
軽費老人ホーム (ケアハウス)		1	1	0	0	0	0

資料：市健康医療対策課

(3) その他高齢者向け施設(令和4年4月1日)

(単位：施設)

		浜田市					
		浜田	金城	旭	弥栄	三隅	
有料老人ホーム		8	4	2	1	1	0
認知症対応型共同生活介護 (グループホーム)		8	5	1	0	1	1
介護老人保健施設		4	1	1	1	0	1
サービス付き 高齢者向け住宅		1	0	0	0	0	1

資料：市健康医療対策課

(4) 介護医療院(令和4年4月1日)

(単位：施設)

		浜田市					
		浜田	金城	旭	弥栄	三隅	
介護医療院		1	1	0	0	0	0

資料：市健康医療対策課

2 保育所（園）・認定こども園数及び在籍者数

(単位：園、人)

	保育所（園）・認定こども園数			定 員			在 所 者 数			
	私 立			私 立			私 立			
	総 数	保育所（園）	認定こども園	総 数	保育所（園）	認定こども園	総 数	保育所（園）	認定こども園	
令和3年3月1日	浜田市	27	22	5	1,845	1,220	625	1,880	1,321	559
	浜田	17	13	4	1,405	870	535	1,439	955	484
	金城	4	4	-	160	160	-	162	162	-
	旭	1	-	1	90	-	90	75	-	75
	弥栄	2	2	-	40	40	-	34	34	-
	三隅	3	3	-	150	150	-	170	170	-
令和4年3月1日	浜田市	27	22	5	1,820	1,210	610	1,788	1,266	522
	浜田	17	13	4	1,390	860	530	1,369	923	446
	金城	4	4	-	160	160	-	139	139	-
	旭	1	-	1	80	-	80	76	-	76
	弥栄	2	2	-	40	40	-	29	29	-
	三隅	3	3	-	150	150	-	175	175	-
令和5年3月1日	浜田市	27	21	6	1,740	1,100	640	1,701	1,122	579
	浜田	17	12	5	1,330	770	560	1,330	815	515
	金城	4	4	-	150	150	-	124	124	-
	旭	1	-	1	80	-	80	64	-	64
	弥栄	2	2	-	40	40	-	24	24	-
	三隅	3	3	-	140	140	-	159	159	-

資料：市子ども・子育て支援課

3 放課後児童クラブ数及び登録児童数

(単位：クラブ、人)

年月日		放課後児童クラブ数	利 用 定 員	登 録 児 童 数
令和3年3月1日	浜田市	20	875	655
	浜田	14	645	475
	金城	2	70	42
	旭	1	40	45
	弥栄	1	20	20
	三隅	2	100	73
令和4年3月1日	浜田市	20	915	625
	浜田	14	685	440
	金城	2	70	51
	旭	1	40	43
	弥栄	1	20	70
	三隅	2	100	21
令和5年3月1日	浜田市	20	925	637
	浜田	14	695	459
	金城	2	70	52
	旭	1	40	38
	弥栄	1	20	24
	三隅	2	100	64

資料：市子ども・子育て支援課

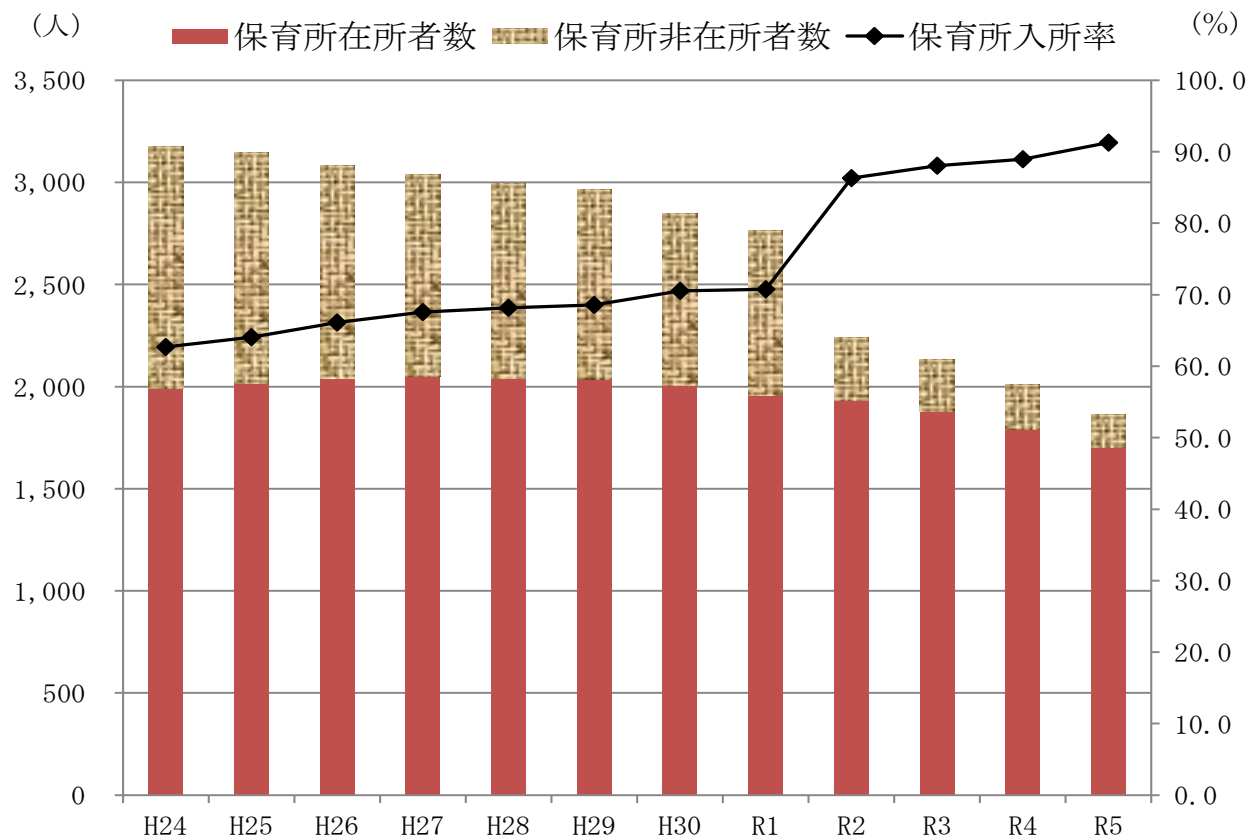
4 就学前児童数と保育所入所者数の比較

(単位：人、%)

	就学前児童数	保育所在所者数	保育所入所率
平成31年3月1日	2,762	1,954	70.7
令和2年3月1日	2,239	1,932	86.3
令和3年3月1日	2,135	1,880	88.1
令和4年3月1日	2,010	1,788	89.0
令和5年3月1日	1,864	1,701	91.3

(注) 就学前児童数は住民基本台帳に登録の0歳～6歳児人口資料：市総合窓口課
市子ども・子育て支援課

就学前児童数は減少傾向にあるが、保育所入所率は増加しており、働きながら子どもを育てている人の増加を表している。



5 生活保護法による保護状況

(1) 保護世帯数、人口 (単位：世帯、人、%)

		令和元年度	令和2年度	令和3年度
保護世帯数		373	351	334
保護人員		450	418	387
扶助別人員	生活	374	349	323
	住宅	295	274	251
	教育	19	13	9
	介護	100	89	78
	医療	378	353	305
	出産	2	1	2
	生業	5	4	4
	葬祭	11	11	7
保護率 (対人口千人比)		8.26	7.79	7.33

(注) 数値は月平均 (但し、出産、葬祭は年間の合計数値) 資料：市地域福祉課

(2) 保護費 (単位：千円)

		令和元年度	令和2年度	令和3年度
総計		56,350	52,618	44,996
扶助別保護費	生活	14,298	13,161	12,135
	住宅	4,610	4,195	3,830
	教育	167	121	72
	介護	1,883	1,745	1,064
	医療	35,198	33,183	27,708
	出産	72	34	32
	生業	55	94	53
	葬祭	67	85	102

(注) 数値は月平均 資料：市地域福祉課

6 国民健康保険の加入状況

(単位：世帯、人)

	世帯数	被保険者数
令和2年3月31日	6,969	10,003
令和3年3月31日	6,936	9,912
令和4年3月31日	6,714	9,458

資料：市保険年金課

7 国民年金の状況

(単位：人)

	被 保 険 者 数								
	第1号	任意加入	第3号	保険料免除者数					付加年金
				法定免除	申請免除 (全額)	若年者 納付猶予	申請免除 (一部)	学生 納付特例	
令和2年3月31日	3,973	61	2,060	573	550	136	107	653	172
令和3年3月31日	4,012	61	1,860	571	605	135	96	639	202
令和4年3月31日	3,869	59	1,719	578	582	138	107	594	206

つづき

(単位：人)

	受 給 権 者 数		
	老齢給付	障害給付	遺族給付
令和2年3月31日	18,989	1,249	90
令和3年3月31日	18,858	1,231	101
令和4年3月31日	18,831	1,228	96

資料：市保険年金課

8 国民健康保険の医療費状況

		被保険者 給付者数 (人)	給付件数 (件)	診療件数 (件)	診療等 日 数 (日)	医療費費用額 (円)	年 間 受診率 (%)	1人当り 費用額 (円)	1件当り 費用額 (円)
国 保 一 般	令和元年度	9,998	213,568	135,587	302,853	5,428,857,829	1,356.1	542,994	40,040
	令和2年度	9,912	201,856	127,990	280,402	5,212,098,650	1,291.3	525,837	40,723
	令和3年度	9,458	201,836	127,978	276,209	5,164,823,547	1,353.1	546,080	40,357
国 保 退 職	令和元年度	5	231	151	534	8,084,370	3,020.0	1,616,874	53,539
	令和2年度	0	5	4	4	24,760	0.0	0	6,190
	令和3年度	0	0	0	0	0	0.0	0	0

資料：市保険年金課

9 介護保険被保険者数及び認定状況

(単位：人)

	第1号 被保険者数	要介護（要支援）認定者数（第2号被保険者を含む）						
		総数	要支援	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
令和元年度	19,541	4,516	960	888	1,071	665	500	432
令和2年度	19,489	4,631	1,002	938	1,045	668	551	427
令和3年度	19,365	4,530	948	917	1,042	663	534	426

資料：浜田地区広域行政組合

10 介護保険給付費状況

(単位：千円)

	合計	居宅サービス に係る給付費	施設サービス に係る給付費	地域密着型 サービスに 係る給付費	高額 サービス等 費	高額医療合算 介護サービス 等費	その他諸費	特定入所者 介護サービス 等費
令和元年度	7,225,366	2,944,774	2,548,483	1,268,473	158,934	30,124	9,629	264,949
令和2年度	7,368,359	2,942,946	2,644,711	1,304,700	171,965	29,184	9,594	265,259
令和3年度	7,448,561	3,000,933	2,675,231	1,345,996	175,525	29,777	9,806	211,293

資料：浜田地区広域行政組合

14 教育・文化

1 幼稚園の状況

(単位：園、学級、人)

	園 数			学 級 数			教員数	園児数
	公立	私立		公立	私立			
平成30年5月1日	6	4	2	12	9	3	24	145
令和元年5月1日	6	4	2	10	7	3	21	129
令和2年5月1日	6	4	2	10	7	3	20	90
令和3年5月1日	6	4	2	10	7	3	19	80
令和4年5月1日	6	4	2	9	6	3	17	67

資料：学校基本調査（文部科学省）

2 小学校の状況

(単位：校、学級、人)

	学校数	学級数	教員数	児 童 数						
				総数	1年	2年	3年	4年	5年	6年
平成30年5月1日	16	150	243	2,553	426	440	419	423	423	422
令和元年5月1日	16	147	243	2,505	399	422	431	412	418	423
令和2年5月1日	16	151	242	2,488	396	400	426	429	421	416
令和3年5月1日	16	148	234	2,434	403	383	388	416	427	417
令和4年5月1日	16	143	237	2,401	386	406	385	385	414	425

資料：学校基本調査（文部科学省）

3 中学校の状況

(単位：校、学級、人)

	学校数	学級数	教員数	生 徒 数			
				総数	1年	2年	3年
平成30年5月1日	9	66	161	1,322	414	451	457
令和元年5月1日	9	66	160	1,278	415	412	451
令和2年5月1日	9	66	156	1,245	421	412	412
令和3年5月1日	9	66	157	1,233	405	415	413
令和4年5月1日	9	66	160	1,226	409	408	409

資料：学校基本調査（文部科学省）

4 高校卒業後の状況

(1) 進路別卒業生数 (単位：人、%)

	総数	進学		就職 〔一時的な仕事に就いた 場合を含む〕		その他
		進学者	進学率	就職者	就職率	人数
平成30年5月1日	324	245	76	78	24	1
令和元年5月1日	315	251	79	64	21	-
令和2年5月1日	316	232	73	66	21	18
令和3年5月1日	336	231	68	77	22	28
令和4年5月1日	298	214	71	60	20	24

(注) 高等学校全日制・定時制

資料：学校基本調査（文部科学省）

(2) 就職先別県外就職者数 (単位：%、人)

	県外 就職率	総数	北海道 東北	関東	信越 北陸	東海	近畿	中国	四国	九州 沖縄	その他
			平成30年5月1日	42.1	32	-	5	-	-	7	20
令和元年5月1日	20.6	13	-	-	-	-	5	8	-	-	-
令和2年5月1日	39.4	26	-	4	-	-	2	18	-	2	-
令和3年5月1日	37.7	29	-	3	-	1	10	14	-	1	-
令和4年5月1日	31.7	19	1	3	-	-	2	11	1	1	-

資料：学校基本調査（文部科学省）

(注) 県外就職率 = 県外就職者 / 高卒就職者数 (一時的就職を除く)

小数点第2位四捨五入

(注) 地域区分は下記のとおり

北海道・東北（北海道、青森、岩手、宮城、秋田、山形、福島）

関東（茨城、栃木、群馬、埼玉、千葉、東京、神奈川）

信越・北陸（新潟、富山、石川、福井、山梨、長野）

東海（岐阜、静岡、愛知、三重）

近畿（滋賀、京都、大阪、兵庫、奈良、和歌山）

中国（鳥取、島根、岡山、広島、山口）

四国（徳島、香川、愛媛、高知）

九州・沖縄（福岡、佐賀、長崎、熊本、大分、宮崎、鹿児島、沖縄）

5 図書館の利用状況

(単位：館、冊)

	館(室)数	蔵書冊数	貸出冊数
平成29年度	5	253,851	288,549
平成30年度	5	273,335	299,286
令和元年度	5	280,007	294,672
令和2年度	5	285,824	256,037
令和3年度	5	292,325	271,961

資料：浜田中央図書館

6 指定文化財

令和5年3月現在

(単位：件)

		浜田市					
		浜田	金城	旭	弥栄	三隅	
総	数	25	13	3	-	1	8
国	指 定	8	5	1	-	-	2
	国 宝	-	-	-	-	-	-
	重 要 文 化 財	1	1	-	-	-	-
	史跡・名勝天然 記念物	5	4	-	-	-	1
	重 要 民 俗 文 化 財	1	-	1	-	-	-
	重 要 無 形 文 化 財	1	-	-	-	-	1
	伝統的建造物 群・その他	-	-	-	-	-	-
県	指 定	17	8	2	-	1	6
	有 形 文 化 財	7	3	-	-	-	4
	史跡・名勝天然 記念物	6	4	1	-	1	-
	有 形 民 俗 文 化 財	1	-	1	-	-	-
	無 形 民 俗 文 化 財	3	1	-	-	-	2
	無 形 文 化 財	-	-	-	-	-	-

資料：市文化スポーツ課

7 市指定文化財

令和5年3月現在

(単位：件)

	浜田市					
	浜田	金城	旭	弥栄	三隅	
総数	73	44	11	1	1	16
絵画	8	7	-	-	-	1
彫刻	3	1	-	-	-	2
工芸品	9	7	1	-	-	1
書跡	2	1	-	-	-	1
典籍	1	1	-	-	-	-
古文書	12	8	2	-	-	2
考古資料	6	2	2	1	1	-
歴史資料	2	1	1	-	-	-
有形民俗文化財	3	3	-	-	-	-
無形民俗文化財	1	1	-	-	-	-
史跡	16	6	4	-	-	6
天然記念物	10	6	1	-	-	3

資料：市文化スポーツ課

8 国登録文化財

令和5年3月現在

(単位：件)

	総数	建造物
浜田市	2	2

資料：市文化スポーツ課

15 衛 生

1 ごみ排出量

	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
ごみ収集人口(人) ※1	56,086	55,210	54,334	53,645	52,557
年間ごみ排出量総計 (t)	19,543	19,572	19,430	19,370	19,070
年間収集量 (t)	12,393	12,125	11,946	11,722	11,663
燃やせるごみ	8,516	8,744	9,072	8,936	8,905
燃やせないごみ	768	536	398	431	415
資源ごみ	3,109	2,845	2,476	2,355	2,343
古紙	1,568	1,484	1,265	1,161	1,110
かん	176	181	170	180	172
びん	391	374	343	336	324
ペット・プラスチック容器包装	939	806	698	678	669
古着・古布 ※2	0	0	0	0	0
廃乾電池 ※3	35	0	0	0	68
年間直接搬入量 (t)	7,150	7,447	7,484	7,648	7,404
燃やせるごみ	6,251	6,878	6,887	6,972	6,693
燃やせないごみ	899	569	597	676	714
1人1日あたりごみ排出量 (g)	955	971	977	989	994

資料：市環境課

(注) 表示単位未満は、単純四捨五入のため合計は必ずしも一致しない。

※1 ごみ収集人口は各年度3月末現在の数値

(島根あさひ社会復帰促進センター入所者見込1,500人を含む)

※2 古着・古布は平成27年度末をもって事業終了のため、平成28年度から「0」。

※3 平成30、令和元年度及び令和2年度は廃乾電池のサイクル処理を行っていないため「0」。

2 ごみ処理の内訳と資源化率

(単位：t、%)

		平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
中間処理量	直接焼却	14,767	15,622	15,959	15,908	15,598
	直接資源化	1,603	1,484	1,265	1,161	1,178
	破碎・圧縮	3,173	2,466	2,206	2,301	2,294
最終処分量	直接埋立	72	0	0	58	158
	焼却残渣	398	466	485	532	483
	破碎・圧縮残渣	432	318	431	387	426
資源化量 ※1		4,483	4,466	4,027	3,927	3,781
処理合計 ※2		19,543	19,572	19,430	19,370	19,070
資源化率 ※3		22.9	22.8	20.7	20.2	19.8

資料：市環境課

※1 資源化量とは「1 ごみ排出量」の「資源ごみ」の数量から汚れなどの理由により資源化できなかったものの数量を除き、エコクリーンセンターの可燃ごみの焼却から発生した「スラグ」及び「メタル」と不燃ごみ処理場の不燃ごみから回収した「金属（鉄くず）」の数量を加えたもの

※2 処理合計とは年間ごみ排出量総計

※3 資源化率とは「処理合計」に対する「資源化量」の割合

16 住宅

1 県営住宅

(単位：戸)

	令和5年1月31日現在					
	浜田市	浜田	金城	旭	弥栄	三隅
総数	712	670	-	-	-	42
木造	30	12	-	-	-	18
簡易耐火平家	-	-	-	-	-	-
簡易耐火2階	-	-	-	-	-	-
準耐火2階	-	-	-	-	-	-
中層耐火	538	514	-	-	-	24
高層耐火	144	144	-	-	-	-

資料：島根県住宅供給公社浜田住宅管理事務所

2 市営住宅

(単位：戸)

	令和4年1月31日現在					
	浜田市	浜田	金城	旭	弥栄	三隅
総数	1,072	772	109	98	46	47
木造	71	-	1	15	46	9
簡易耐火平家	105	100	-	-	-	5
簡易耐火2階	76	32	-	11	-	33
準耐火2階	88	-	16	72	-	-
中層耐火	562	470	92	-	-	-
高層耐火	170	170	-	-	-	-

資料：市建築住宅課

3 新設住宅着工戸数

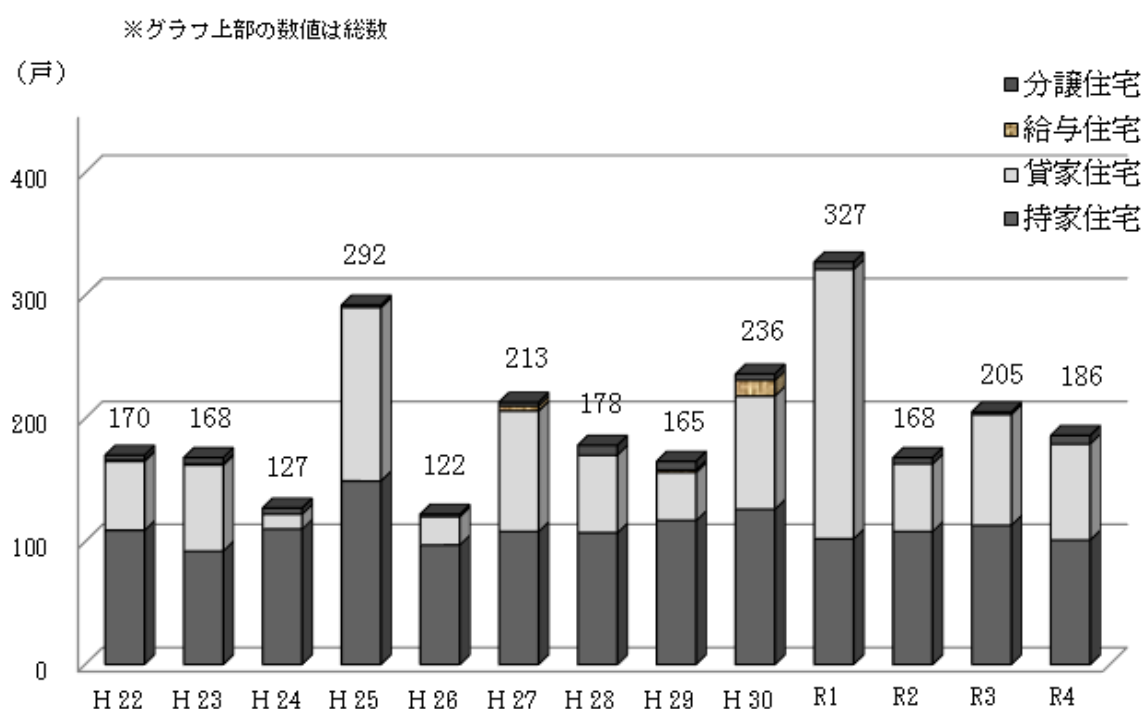
(単位：戸)

	総戸数	持家住宅	貸家住宅	給与住宅 ※1	分譲住宅 ※2
平成29年度	165	117	39	2	7
平成30年度	236	126	92	13	5
令和元年度	327	102	219	-	6
令和2年度	168	108	55	-	5
令和3年度	205	113	90	-	2
令和4年度	186	101	78	-	7

資料：島根県建築住宅課

※1 給与住宅…企業や官公庁などが給与の一部として与える住宅。社宅や官舎など。

※2 分譲住宅…分譲地に建設・販売される住宅。所有権を譲渡することを目的として建設される。



新設住宅着工の動きは景気変動に対し先行性があるとされており、景気動向指数の先行系列として利用されています。

17 交通・公安

1 運転免許保有者数

(単位：人)

	種 類	平成30年	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年
第一種免許	大 型	2,937	2,895	2,828	2,742	2,638
	中 型	26,261	25,685	25,215	24,719	24,306
	準 中 型	4,119	3,937	3,771	3,724	3,654
	普 通	745	1,134	1,547	1,854	2,141
	大型特殊	1	1	1	1	1
	けん引	-	-	-	-	-
	大型二輪	5	5	5	5	7
	普通二輪	31	31	31	27	27
	小型特殊	11	7	4	3	3
	原 付	579	514	461	400	360
	小 計	34,689	34,209	33,863	33,475	33,137
第二種免許	大型二種	442	441	430	415	386
	中型二種	438	412	389	360	332
	普通二種	12	12	21	28	34
	大特二種	2	1	2	1	1
	けん引二種	-	-	-	-	-
	小 計	894	866	842	804	753
合 計	35,583	35,075	34,705	34,279	33,890	

(注) 平成29年から準中型免許が追加。

資料：島根県警察本部

2 犯罪発生件数

(単位：件)

	平成30年	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年
総 数	181	146	119	198	121
凶悪犯	-	2	2	4	2
粗暴犯	9	13	8	14	12
窃盗犯	132	94	66	134	66
知能犯	8	12	14	16	13
風俗犯	4	4	3	2	2
その他	28	21	26	28	26

資料：島根県警察本部

3 違反種別別人身交通事故発生件数

(単位：件)

	総数	違反種別										死者	負傷者
		安全運 転義務 違反	交差 安全 義務 違反	点 行 通 行 反	横 歩 (自 転 車) 妨 害	断 者 追 違	越 反	信 無	号 視	飲 運	酒 転		
平成30年	68	37	2	7	2	4	-	1	14	1	2	75	
令和元年	52	35	5	5	-	1	-	-	2	2	2	55	
令和2年	51	27	1	2	-	4	-	-	17	-	1	58	
令和3年	49	31	1	6	-	2	-	-	9	-	1	59	
令和4年	44	28	2	7	-	4	1	-	-	1	2	44	

資料：島根県警察本部

4 事故当事者の年齢別状況

(単位：人)

	総数	16歳未満	16～19	20～29	30～39	40～49	50～59	60～69	70歳以上	不明
平成30年	68	-	4	12	11	8	7	11	15	-
令和元年	52	-	1	8	3	8	10	7	15	-
令和2年	51	-	2	10	9	6	9	6	9	-
令和3年	49	-	1	5	5	12	5	6	15	-
令和4年	44	-	1	5	3	6	8	9	12	-

資料：島根県警察本部

5 道路別人身交通事故発生状況

(単位：件)

	総数	国道			主 要 地 方 道	一 般 県 道	市 道	そ の 他
		総数	9号線	186号線				
平成30年	68	44	39	5	7	2	14	1
令和元年	52	30	23	7	5	1	14	2
令和2年	51	29	24	5	4	3	12	3
令和3年	49	29	24	5	2	4	9	5
令和4年	44	25	21	4	1	1	17	-

(注) 主要地方道は、浜田八重可部線、浜田美都線、浜田港線

資料：島根県警察本部

18 労働

1 一般職業紹介状況（学卒を除く、パートを含む）

（単位：件、人、％）

年次	新規求職 申込件数	月間有効 求職者数	新規求人数	月間有効 求人数	紹介件数	就職件数	就職率
平成30年	3,959	15,374	8,413	23,168	4,003	2,022	51.1
令和元年	4,004	16,176	8,452	23,339	3,699	1,914	47.8
令和2年	3,657	16,086	7,681	20,980	3,348	1,706	46.7
令和3年	3,583	15,630	8,850	24,189	3,334	1,702	47.5
令和4年	3,469	14,617	10,028	27,808	3,219	1,665	48.0

（令和4年の月別状況）

月別	新規求職 申込件数	月間有効 求職者数 ※1	新規求人数	月間有効 求人数 ※2	紹介件数	就職件数	就職率 ※3
令和4年1月	319	1,217	872	2,168	264	105	32.9
令和4年2月	281	1,255	804	2,267	379	137	48.8
令和4年3月	365	1,367	924	2,408	422	247	67.7
令和4年4月	450	1,409	899	2,332	277	149	33.1
令和4年5月	260	1,375	741	2,328	234	135	51.9
令和4年6月	290	1,335	867	2,372	274	153	52.8
令和4年7月	233	1,188	853	2,339	201	114	48.9
令和4年8月	270	1,209	790	2,340	200	108	40.0
令和4年9月	242	1,107	864	2,378	240	135	55.8
令和4年10月	270	1,078	862	2,329	263	136	50.4
令和4年11月	259	1,044	775	2,302	257	131	50.6
令和4年12月	230	1,033	777	2,245	208	115	50.0

資料：浜田公共職業安定所

※1 月間有効求職者数＝前月から繰り越された有効求職者数と当月の新規求職申込件数の合計

※2 月間有効求人数＝前月から繰り越された有効求人数と当月の新規求人数の合計

※3 就職率＝就職件数／新規求職申込件数としている。

2 雇用保険一般求職者給付状況（短時間を含む基本手当基本分）

（単位：件、人、千円）

年次	受給資格 決定件数	初回 受給者数	受給者 実人員	支給金額	支給終了者数
平成30年	1,068	773	3,175	339,709	520
令和元年	1,075	777	3,209	334,334	509
令和2年	1,030	901	3,658	403,747	533
令和3年	969	757	3,625	397,276	481
令和4年	887	681	2,997	325,380	495

（注）支給金額については、千円未満端数処理の関係上、月の合計と必ずしも一致しない。

（令和4年の月別状況）

月別	受給資格 決定件数	初回 受給者数	受給者 実人員	支給金額	支給終了者数
令和4年1月	81	35	239	26,010	43
令和4年2月	55	58	245	24,847	33
令和4年3月	82	60	252	31,123	46
令和4年4月	154	89	271	26,835	35
令和4年5月	85	62	231	22,236	34
令和4年6月	78	79	290	34,051	23
令和4年7月	49	49	284	29,447	36
令和4年8月	69	54	282	33,284	68
令和4年9月	63	56	251	28,608	45
令和4年10月	77	40	227	23,997	50
令和4年11月	48	54	222	24,365	42
令和4年12月	46	45	203	20,577	40

資料：浜田公共職業安定所

19 海上保安

1 海事関係違反、検挙件数

(単位：件)

	総数	海事関係 法令違反	漁業関係 法令違反	出入国 関係 法令違反	銃器・ 薬物関係 法令違反	海上環境 関係 法令違反	刑法犯	その他の 法令違反	立入検査 件数
平成30年	(19)	(9)	(1)	-	-	(9)	-	-	(31)
	54	26	10	-	-	11	4	3	363
令和元年	(9)	(3)	-	-	-	-	-	(6)	(28)
	57	33	15	-	-	3	4	2	365
令和2年	(6)	(6)	-	-	-	-	-	-	(12)
	81	74	4	-	-	3	-	-	222
令和3年	(5)	(5)	-	-	-	-	-	-	(5)
	24	3	12	-	1	5	3	-	148
令和4年	(3)	(3)	-	-	-	-	-	-	(6)
	38	3	21	-	-	4	7	3	128

(注) 大田市～益田市海域の数値

資料：浜田海上保安部

() 内は警告件数 立入検査件数の () 内は外国船

2 海難事故発生状況

(単位：件、人)

		平成30年	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年
船 舶	人員					
	死者	-	-	-	-	-
	負傷者	6	-	1	1	-
	機関故障	3	2	1	1	3
	乗揚	2	-	1	-	2
	浸水	-	-	1	2	1
	転覆	1	-	1	4	-
	衝突	3	1	1	-	6
	火災	-	-	1	-	1
	推進器障害	2	1	1	-	3
その他	5	1	4	4	1	
人身 事故	件数	18	18	10	16	16
	人数	21	20	12	17	28
	死亡	8	10	7	3	8

(注) 大田市～益田市海域の数値。

資料：浜田海上保安部

20 司 法

1 松江地方裁判所浜田支部の事件取扱状況

(単位：件)

	処 理	民 事			刑 事		
		総 数	訴 訟	その他	総 数	通 常	その他
平成29年度	新 受	370	39	331	40	28	12
	既 済	389	49	340	38	28	10
平成30年度	新 受	405	30	375	61	44	17
	既 済	387	40	347	48	29	19
令和元年度	新 受	448	30	418	62	41	21
	既 済	439	36	403	69	48	21
令和2年度	新 受	466	22	444	49	33	16
	既 済	457	24	433	47	31	16
令和3年度	新 受	406	16	390	75	49	26
	既 済	440	16	424	72	46	26

資料：松江地方裁判所

2 松江家庭裁判所浜田支部の事件取扱状況

(単位：件)

	処 理	総 数	家 事			
			調 停	審 判	人事訴訟	その他
平成29年度	新 受	1,352	83	1,213	1	55
	既 済	1,424	100	1,264	6	54
平成30年度	新 受	1,215	83	1,082	5	45
	既 済	1,213	86	1,075	2	50
令和元年度	新 受	1,252	74	1,152	0	26
	既 済	1,265	72	1,167	4	22
令和2年度	新 受	1,312	73	1,216	2	21
	既 済	1,317	63	1,229	2	23
令和3年度	新 受	1,418	52	1,341	1	24
	既 済	1,382	66	1,293	2	21

資料：松江地方裁判所

3 浜田簡易裁判所の事件取扱状況

(単位：件)

	処 理	民 事					刑 事		
		総 数	訴 訟	調 停	督 促	その他	総 数	通 常	その他
平成29年度	新 受	191	58	16	67	50	503	17	486
	既 済	189	63	12	65	49	497	12	485
平成30年度	新 受	180	50	8	81	41	611	4	607
	既 済	191	53	13	82	43	621	13	608
令和元年度	新 受	196	60	11	84	41	544	1	543
	既 済	198	59	12	86	41	541	1	540
令和2年度	新 受	114	35	12	43	24	466	5	461
	既 済	113	36	11	43	23	469	5	464
令和3年度	新 受	102	34	6	39	23	637	2	635
	既 済	103	34	7	38	24	635	2	633

資料：松江地方裁判所

(注) 民事訴訟は、通常訴訟、手形・小切手訴訟、少額訴訟、少額訴訟判決に対する異議申立、再審訴訟を含む。
刑事のその他は略式事件を含む。

21 消 防

1 火災の発生状況

令和4年12月31日現在

		平成30年	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年
発生件数 (件)	総 数	37	23	27	23	33
	建 物	12	7	12	10	10
	山林原野	9	7	5	4	6
	そ の 他	16	9	10	9	17
焼損面積	建 物 (㎡)	1,045	369	974	971	898
	山林原野 (a)	74	57	63	21	28
り災世帯 (世帯)	全 損	5	-	3	4	1
	半 損	-	-	-	1	-
	小 損	4	2	10	3	10
死 傷 者 (人)	死 者	3	-	1	4	-
	負 傷 者	2	1	4	2	2
損 害	見積額(千円)	33,179	8,721	35,709	69,606	146,771

資料：浜田市消防本部

2 原因別火災発生件数

令和4年12月31日現在

(単位：件)

	平成30年	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年
総 数	37	23	27	23	33
た ば こ	-	-	-	1	1
こ ん ろ	1	1	1	-	1
風 呂 か ま ど	-	-	1	-	-
ボ イ ラ ー	-	-	-	-	1
煙 突 ・ 煙 道	-	-	-	-	-
排 気 管	-	-	-	-	1
電 気 機 器	-	1	1	1	1
電 灯 ・ 電 話 等 の 配 線	-	-	-	-	1
配 線 器 具	-	-	1	1	-
火 あ そ び	3	-	-	-	-
マ ッ チ ・ ラ イ タ ー	-	-	-	1	-
た き 火	18	14	9	8	15
取 灰	-	-	-	-	1
火 入 れ	-	-	-	-	2
放 火	-	1	1	-	1
放 火 の 疑 い	-	-	-	1	1
そ の 他	11	2	9	3	5
不 明 ・ 調 査 中	4	4	4	7	2

資料：浜田市消防本部

3 消防施設

令和4年12月31日現在 (単位：人、台、基)

	消 防 本 部	消 防 団
人 員	126	804
化学消防ポンプ自動車	1	-
水槽付消防ポンプ自動車	1	-
消防ポンプ自動車	7	-
小型動力ポンプ付積載車 (軽積載車含む)	-	81
小型動力ポンプ	7	85
救急自動車	8	-
はしご付消防ポンプ自動車	1	-
救助工作車	1	-
指 揮 車	1	-
防災活動車	-	1
資機材搬送車	-	1
貯 水 槽 (公設)	267	
消 火 栓 (公設)	793	

資料：浜田市消防本部

(注) 消防本部は、浜田市消防本部、消防団は浜田市消防団を示す。
貯水槽、消火栓は水利の基準に適合するもの。

4 救急車出動件数

令和4年12月31日現在

(単位：件)

年次	区分	総 数	火 災	自 然 災 害 事 故	水 事	難 故	交 通 事 故	労 働 災 害 事 故	運 動 競 技 事 故	一 般 負 傷	加 害 事 故	自 損 行 為	急 病	その他
令和2年		(2,581)	(4)	-	(4)	(101)	(20)	(17)	(450)	(5)	(11)	(1,711)	(258)	
		2,754	5	-	13	112	21	17	476	8	15	1,812	275	
令和3年		(2,635)	(3)	-	(1)	(118)	(43)	(12)	(484)	(7)	(9)	(1,737)	(221)	
		2,839	11	-	5	137	45	12	506	9	16	1,863	235	
令和4年		(2,830)	(2)	-	(5)	(118)	(26)	(10)	(447)	-	(14)	(2,005)	(203)	
		3,054	4	-	18	132	27	10	491	1	23	2,135	213	

(注) ()内は、搬送人員

資料：浜田市消防本部

1件の出動で2名以上の搬送をする場合、及び、搬送人員なしの場合を含む。

付 録

浜田市の1日

世帯人口



1世帯当たり2人
令和5年3月1日現在

出生



1日に0.8人
令和4年

転入



1日に4.9人
令和4年

転出



1日に5.4人
令和4年

死亡



1日に2.7人
令和4年

結婚



2.6日に1組（戸籍受理分）
令和4年

離婚



5.3日に1組（戸籍受理分）
令和4年

火災



11.1日に1件
令和4年

救急出動



1日に8.4件
令和4年

人身交通事故



8.3日に1件
令和4年

市内官公署・その他の機関

● 浜田市役所・各支所

名 称	所 在 地	電話番号
浜田市役所	殿町 1 番地	22-2612
浜田市金城支所	金城町下来原 171 番地	42-1234
浜田市旭支所	旭町今市 637 番地	45-1234
浜田市弥栄支所	弥栄町長安本郷 542 番地 1	48-2111
浜田市弥栄支所 杵束出張所	弥栄町木都賀イ 526 番地 4	48-2101
浜田市三隅支所	三隅町三隅 1434 番地	32-2800

● 広域行政組合

名 称	所 在 地	電話番号
浜田地区広域行政組合総務課 (エコクリーンセンター)	江津市波子町口 321-1	(0855)53-5081
浜田地区広域行政組合介護保険課	殿町 1 番地 (浜田市役所北分庁舎 1 階)	25-1520

● 国・県の地方機関

名 称	所 在 地	電話番号
自衛隊島根地方協力本部浜田出張所	殿町 83 番地 191	22-1334
浜田区検察庁	田町 116 番地 1	22-0376
浜田簡易裁判所	殿町 980 番地	22-0678
松江家庭裁判所浜田支部	殿町 980 番地	22-0678
松江地方裁判所浜田支部	殿町 980 番地	22-0678
松江地方法務局浜田支局	田町 116 番地 1	22-0959
浜田税務署	殿町 1177 番地	22-0360
浜田税関支署	長浜町 1785 番地 16	27-0366
日本年金機構 浜田年金事務所	原井町 908 番地 26	22-0670
浜田労働基準監督署	田町 116 番地 9	22-1840
浜田公共職業安定所	殿町 21 番地 6	22-8609
浜田保健所	片庭町 254 番地	29-5537
島根森林管理署浜田森林事務所	田町 116 番地 8	22-0664
中国地方整備局境港湾・空港整備事務所浜田港出張所	熱田町 11 番地 1	24-7380
中国地方整備局浜田河川国道事務所	相生町 3973 番地	22-2480
島根あさひ社会復帰促進センター	旭町丸原 380 番地 15	45-8171
浜田海上保安部	長浜町 1785 番地 16	27-0770
島根県浜田合同庁舎	片庭町 254 番地	29-5505
浜田特別地域気象観測所 (無人)	大辻町 235 番地 3	

● 消 防 署

名 称	所 在 地	電話番号
浜田市消防本部	原井町 908 番地 11	22-0119
浜田消防署	原井町 908 番地 11	22-1229
桜ヶ丘出張所	下府町 1821 番地 53	23-0119
東部消防署	金城町七条イ 631 番地 4	42-0119
金城出張所	金城町七条イ 631 番地 4	42-0119
旭出張所	旭町丸原 1534 番地 6	45-8119
西部消防署	三隅町向野田 3156 番地	32-0119
弥栄出張所	弥栄町木都賀イ 493 番地 1	48-2119

● 診 療 所

名 称	所 在 地	電話番号
浜田市休日応急診療所	田町 757 番地 3	25-1123
浜田市国民健康保険大麻診療所	西村町 1031 番地 5	26-0014
波佐診療所	金城町波佐イ 441 番地 1	44-0001
あさひ診療所	旭町丸原 138 番地 1	45-0002
弥栄診療所	弥栄町木都賀イ 530 番地 1	48-5001

● 警察関係

名 称	所 在 地	電話番号
浜田警察署	黒川町 3748 番地 10	22-0110
浜田駅前交番	浅井町 58 番地 7	22-2400
西交番	原井町 943 番地 4	22-0416
長浜駐在所	長浜町 1371 番地 3	27-0296
周布駐在所	周布町イ 39 番地 3	27-1103
内村駐在所	内村町 683 番地 9	27-0823
上府駐在所	上府町イ 20 番地 12	28-0007
唐鐘駐在所	国分町 1819 番地 23	28-0181
今福駐在所	金城町今福 74 番地 1	42-0302
雲城駐在所	金城町下来原 168 番地 8	42-0041
波佐駐在所	金城町波佐イ 367 番地 4	44-0033
今市駐在所	旭町今市 643 番地 1	45-0001
和田駐在所	旭町本郷 362 番地 46	45-0409
都川連絡所	旭町都川 908 番地 6	47-0004 ※
杵束連絡所	弥栄町木都賀イ 492 番地 14	48-2103 ※
弥栄駐在所	弥栄町長安本郷 552 番地 9	48-2007
三隅駐在所	三隅町向野田 3155 番地 2	32-0001
岡見駐在所	三隅町岡見 586 番地 1	32-0408
島根県西部運転免許センター	竹迫町 2385 番地 3	23-7900

※ 浜田警察署へ転送されます。

● 小 学 校

名 称	所 在 地	電話番号
浜田市立原井小学校	港町 208 番地	22-0863
浜田市立雲雀丘小学校	原井町 1045 番地	22-1141
浜田市立松原小学校	浅井町 1415 番地 2	22-0262
浜田市立石見小学校	黒川町 3738 番地ノ 4	22-0512
浜田市立美川小学校	内田町 1020 番地	27-0802
浜田市立周布小学校	周布町イ 63 番地ノ 3	27-1006
浜田市立長浜小学校	長浜町 1 番地	27-0221
浜田市立国府小学校	下府町 2164 番地 81	28-0028
浜田市立三階小学校	竹迫町 2396 番地 2	23-2400
浜田市立雲城小学校	金城町下来原 1541 番地 5	42-0006
浜田市立今福小学校	金城町今福 1425 番地 5	42-0304
浜田市立波佐小学校	金城町波佐イ 558 番地 2	44-0028
浜田市立旭小学校	旭町丸原 1517 番地 4	45-0014
浜田市立弥栄小学校	弥栄町長安本郷 325 番地 1	48-2210
浜田市立三隅小学校	三隅町古市場 450 番地	32-4040
浜田市立岡見小学校	三隅町岡見 4743 番地	32-0403

● 中 学 校

名 称	所 在 地	電話番号
浜田市立第一中学校	黒川町 3745 番地	22-0946
浜田市立第二中学校	原井町 963 番地 15	22-1268
浜田市立第三中学校	日脚町 572 番地	27-1150
浜田市立第四中学校	内田町 1050 番地	27-0813
浜田市立浜田東中学校	下府町 699 番地	28-3210
浜田市立金城中学校	金城町下来原 1402 番地 6	42-0044
浜田市立旭中学校	旭町今市 1354 番地	45-0076
浜田市立弥栄中学校	弥栄町木都賀イ 2735 番地	48-2239
浜田市立三隅中学校	三隅町古市場 1991 番地	32-0062

● 幼 稚 園

名 称	所 在 地	電話番号
公立 浜田市立浜田幼稚園 ※1	熱田町 820 番地 1	27-0575
私立 夕日ヶ丘聖母幼稚園	殿町 55 番地 1	22-3328

※1 令和 5 年 4 月 1 日から石見・長浜・美川・原井幼稚園を 1 園に統合

● 保 育 所

名 称	所 在 地	電話番号
私立 ちどり保育所	松原町 239 番地 1	22-0986
私立 浜田ひかり保育所	原町 79 番地 4	23-0986

名 称		所 在 地	電話番号
	聖バルナバ保育園	浅井町 260 番地	23-1239
	美川保育園	内村町 809 番地 1	27-3919
	周布保育園	周布町イ 328 番地 2	27-1120
	つくし保育園	佐野町イ 359 番地 5	42-0565
	れんげ保育園	熱田町 566 番地 22	26-1353
	あおい保育園	大辻町 87 番地 1	23-5874
	みのり保育園	相生町 1391 番地 11	23-5686
	ちどり第 2 保育所	長浜町 699 番地 3	24-7311
	上府保育園	上府町イ 2488 番地 5	25-5100
	みのり第 2 保育園	相生町 3973 番地 5	25-7771
	今福保育園	金城町今福 1422 番地 3	42-1769
	くもぎ保育園	金城町七条イ 977 番地 11	42-0009
	波佐保育園	金城町波佐イ 550 番地 4	44-0449
	おぐに保育園	金城町小国イ 142 番地 1	44-0136
	三保保育園	三隅町湊浦 352 番地	32-0372
	三隅保育所	三隅町向野田 604 番地	32-0044
	岡見保育所	三隅町岡見 515 番地 1	32-1382

● 認定こども園

名 称		所 在 地	電話番号
私立	みなと子ども園	港町 263 番地 1	22-1121
	こくふ子ども園	国分町 2205 番地 3	24-8531
	ながさわ子ども園	長沢町 1655 番地 7	23-1491
	日脚保育園	日脚町 771 番地	27-1064
	うみかぜこども園	久代町 882 番地	24-8444
	あさひ子ども園	旭町丸原 155 番 15	45-8181
	やさかこども園	弥栄町木都賀イ 539 番地 5	48-2613

● 放課後児童クラブ

名 称	所 在 地	電話番号
杉の子学級放課後児童クラブ	黒川町 3738 番地 4	22-0523
杉の子第 2 学級放課後児童クラブ	黒川町 3738 番地 4	22-6833
杉の子第 3 学級放課後児童クラブ	黒川町 3738 番地 4	22-5113
ふたば学級放課後児童クラブ	港町 208 番地	23-0911
ひまわり学級放課後児童クラブ	周布町イ 63 番地 3	27-4073
ひまわり第 2 学級放課後児童クラブ	日脚町 1053 番地 8	26-1607
さくら学級放課後児童クラブ	竹迫町 2396 番地 2	23-3390
さくら第 2 学級放課後児童クラブ	竹迫町 2396 番地 2	23-3392
くすのき学級放課後児童クラブ	浅井町 1415 番地 2	23-0003
かもめ学級放課後児童クラブ	下府町 2164 番地 81	28-2270
かぜの子学級放課後児童クラブ	下府町 2164 番地 81	28-1722

名 称	所 在 地	電話番号
とびうお学級放課後児童クラブ	長浜町 1 番地	27-0311
若潮学級放課後児童クラブ	原井町 1045 番地	22-1140
山ぼと学級放課後児童クラブ	内田町 1117 番地 2	26-0787
雲城地区児童クラブ	金城町七条イ 982 番地	42-2329
今福地区児童クラブ	金城町今福 1422 番地 3	42-0562
今市児童クラブ	旭町今市 615 番地	45-0180
やさか児童クラブ	弥栄町長安本郷 325 番地 1	48-2439
三隅小児童クラブ	三隅町古市場 450 番地	32-3211
岡見小児童クラブ	三隅町岡見 516 番地	32-3360

● 子育て・青少年育成

名 称	所 在 地	電話番号
浜田市子育て世代包括支援センター	野原町 859 番地 1	22-1253
浜田市青少年サポートセンター	殿町 22 番地	25-0985

● 図書館

名 称	所 在 地	電話番号
浜田市立中央図書館	黒川町 3748 番地 1	22-0480
浜田市立金城図書館	金城町下来原 171 番地	42-1823
浜田市立旭図書館	旭町今市 637 番地	45-1439
浜田市立弥栄図書館	弥栄町木都賀イ 526 番地 4	48-2258 (杵束まちづくり センターへ)
浜田市立三隅図書館	三隅町古市場 2002 番地	32-0338

● 環境・水道

名 称	所 在 地	電話番号
浜田市不燃ごみ処理場	生湯町 935 番地	28-3147
浜田浄苑	治和町口 742 番地 1	27-2797
美川浄水場	内村町 934 番地	27-0690

● まちづくりセンター

名 称	所 在 地	電話番号
浜田まちづくりセンター	殿町 6 番地 1	22-9358
石見まちづくりセンター	黒川町 131 番地 2	22-1380
石見まちづくりセンター 細谷分館	三階町 2130 番地 1	22-7531
石見まちづくりセンター 長見分館	長見町 956 番地 2	22-5323
石見まちづくりセンター 後野分館	後野町 779 番地 2	23-2419
石見まちづくりセンター 佐野分館	佐野町イ 337 番地 1	42-0689
石見まちづくりセンター 宇津井分館	宇津井町 529 番地	42-1309
長浜まちづくりセンター	熱田町 1441 番地 18	27-4614
周布まちづくりセンター	周布町イ 374 番地	27-0058

名 称	所 在 地	電話番号
大麻まちづくりセンター	西村町 1038 番地 8	27-0897
美川まちづくりセンター	内村町 592 番地 1	27-3657
美川まちづくりセンター 東分館	鍋石町 530 番地 3	27-3828
美川まちづくりセンター 西分館	田橋町 494 番地 2	27-3503
国府まちづくりセンター	国分町 1981 番地 136	28-1270
国府まちづくりセンター 宇野分館	宇野町 281 番地 3	28-2646
国府まちづくりセンター 有福分館	下有福町 20 番地 1	28-2841
久佐まちづくりセンター	金城町久佐イ 575 番地 7	42-2666
今福まちづくりセンター	金城町今福 105 番地 2	42-2083
美又まちづくりセンター	金城町追原 176 番地	42-1704
雲城まちづくりセンター	金城町下来原 171 番地	42-2076
波佐まちづくりセンター	金城町波佐イ 441 番地 1	44-0146
小国まちづくりセンター	金城町小国イ 160 番地 1	44-0254
今市まちづくりセンター	旭町今市 641 番地 1	45-1757
木田まちづくりセンター	旭町木田 219 番地 13	45-1105
和田まちづくりセンター	旭町和田 1284 番地	45-1918
都川まちづくりセンター	旭町都川 889 番地	47-0001
市木まちづくりセンター	旭町市木 2919 番地 2	47-0077
安城まちづくりセンター	弥栄町長安本郷 544 番地 1	48-2917
杵束まちづくりセンター	弥栄町木都賀イ 526 番地 4	48-2258
岡見まちづくりセンター	三隅町岡見 516 番地	32-2298
三保まちづくりセンター	三隅町湊浦 120 番地	32-0314
白砂まちづくりセンター	三隅町折居 883 番地	32-1288
三隅まちづくりセンター	三隅町向野田 581 番地	32-0500
黒沢まちづくりセンター	三隅町下古和 1518 番地	35-1509
井野まちづくりセンター	三隅町井野へ 1816 番地 2	34-0007

● 社会福祉協議会

名 称	所 在 地	電話番号
社会福祉法人浜田市社会福祉協議会	野原町 859 番地 1	22-0094
金城支所	金城町下来原 1541 番地 20	42-2300
旭支所	旭町今市 637 番地	45-0188
弥栄支所	弥栄町木都賀イ 526 番地 4	48-2313
三隅支所	三隅町向野田 581 番地	32-0401

● 商工会議所・商工会

名 称	所 在 地	電話番号
浜田商工会議所	田町 1668 番地 浜田商工会館 2 階	22-3025
石央商工会 本 所	金城町下来原 1409 番地 2	42-0070
国府支所	国分町 2205 番地 16	28-0109

旭支所	旭町今市 627 番地 4	45-0056
弥栄支所	弥栄町木都賀イ 588 番地	48-2130
三隅支所	三隅町向野田 3150 番地	32-0214

● 高齢者福祉施設等

名 称		所 在 地	電話番号
養護老人ホーム	養護老人ホーム 松風園	西村町 1031 番地 1	27-1025
	養護老人ホーム 長寿苑	旭町今市 1039 番地	45-0181
	養護老人ホーム 寿光苑	弥栄町長安本郷 442 番地 2	48-2150
	養護老人ホーム ミレ岡見	三隅町岡見 700 番地	32-3900
特別養護老人ホーム	特別養護老人ホーム 偕生園	黒川町 196 番地 1	23-5755
	特別養護老人ホーム たんぼぼの里	長浜町 1900 番地	26-0002
	特別養護老人ホーム 美川苑	内村町 365 番地 7	26-0333
	特別養護老人ホーム 福寿草	治和町 40 番地 5	24-7366
	特別養護老人ホーム ロング・レン	長沢町 1428 番地 6	25-5269
	特別養護老人ホーム かなぎ園	金城町七条イ 1046 番地 5	42-1888
	特別養護老人ホーム くざの里	金城町久佐イ 560 番地 1	42-2024
	特別養護老人ホーム あさひ園	旭町本郷 362 番地 6	45-8231
	特別養護老人ホーム 弥栄苑	弥栄町木都賀イ 539 番地 1	48-2511
	特別養護老人ホーム ミレ岡見	三隅町岡見 700 番地	32-3900
ケアハウス	ケアハウス美川	内村町 567 番地	27-5000
有料老人ホーム	グランドケアホームはまぼうふう	久代町 1 番地 7	24-8585
	共生の家	相生町 3937 番地	22-3030
	花みずきの家	港町 275 番地 3	23-8730
	とびの郷ゆうなぎ	治和町 214 番地 1	27-4882
	懐燕	金城町下来原 973 番地 1	42-3188
	サンガーデン輝らら	金城町今福 1473 番地 1	42-3201
	浜田市あさひやすらぎの家	旭町本郷 362 番地 23	45-8231 (あさひ園)
	浜田市やさかやすらぎの家	弥栄町木都賀イ 530 番地 4	48-2511 (弥栄苑)
認知症対応型共同生活介護 (グループホーム)	グループホームはまぼうふう	久代町 1 番地 7	28-3371
	グループホームひなたぼっこ・相生	相生町 1445 番地 2	①28-7313 ②28-7567
	グループホームみんなの家	熱田町 1227 番地	25-5151
	グループホームみかわ	内村町 365 番地 4	26-0348
	グループホーム美川の郷	内村町 843 番地	25-5002
	グループホームさくら	金城町七条ハ 564 番地 1	42-0500
	グループホームふじいさんち	弥栄町木都賀口 291 番地	48-2939
	グループホームゆうな	三隅町河内 465 番地 3	32-4550
介護老人	介護老人保健施設 夕陽ヶ丘	国分町 955 番地 1	24-8800

名 称		所 在 地	電話番号
保健施設	介護老人保健施設 さざんか	金城町七条ハ 403 番地	42-2200
	介護老人保健施設 旭・やすらぎの郷	旭町本郷 362 番地 10	45-1001
	介護老人保健施設 アゼーリみずすみ	三隅町河内 451 番地 1	32-3911
サービス付き高齢者向け住宅	心の里 はるにれ	三隅町三隅 382 番地 1	32-4007
介護医療院	殿町介護医療院	殿町 83 番地 31	28-7518

国勢調査の概要

1 調査の目的及び沿革

国内の人及び世帯の実態を把握し、各種行政施策その他の基礎資料を得ることを目的とする。
第1回調査は大正9年に行われ、令和2年調査は21回目に当たり、実施100年目の節目となる。

2 根拠法令

統計法（平成19年法律第53号）第5条第2項、国勢調査令（昭和55年政令第98号）、国勢調査施行規則（昭和55年総理府令第21号）、国勢調査の調査区の設定の基準等に関する省令（昭和59年総理府令第24号）

3 調査期日

令和2年10月1日午前零時現在

4 調査地域

歯舞群島、色丹島、国後島及び択捉島、並びに島根県隠岐郡隠岐の島町にある竹島を除く本邦全域

5 調査対象

令和2年国勢調査は、調査時において、本邦内に常住している者について行われた。ここで「常住している者」とは、当該住居に3か月以上にわたって住んでいるか、又は住むことになっている者をいい、3か月以上にわたって住んでいる住居又は住むことになっている住居のない者は、調査時現在居た場所に「常住している者」とみなした。

ただし、次の者については、それぞれ次に述べる場所に「常住している者」とみなしてその場所で調査した。

1. 学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する学校、同法第124条に規定する専修学校、同法第134条第1項に規定する各種学校又は就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号）第2条第7項に規定する幼保連携型認定こども園に在学している者で、通学のために寄宿舎、下宿その他これらに類する宿泊施設に宿泊している者は、その宿泊している施設

2. 病院又は診療所（患者を入院させるための施設を有するものに限る。）に引き続き3か月以上入院し、又は入所している者はその入院先、それ以外の者は3か月以上入院の見込みの有無に関わらず自宅

3. 船舶（自衛隊の使用する船舶を除く。）に乗り組んでいる者で陸上に生活の本拠を有する者はその生活の本拠、陸上に生活の本拠の無い者はその船舶

なお、後者の場合は、日本の船舶のみを調査の対象とし、調査時に本邦の港に停泊している船舶のほか、調査時前に本邦の港を出港し、途中外国の港に寄港せず調査時後5日以内に本邦の港に入港した船舶について調査する。

4. 自衛隊の営舎内又は自衛隊の使用する船舶内の居住者は、その営舎又は当該船舶が籍を置く地方総監部（基地隊に配属されている船舶については、その基地隊本部）の所在する場所

5. 刑務所、少年刑務所又は拘置所に収容されている者のうち死刑の確定した者及び受刑者並びに少年院又は婦人補導院の在院者は、その刑務所、少年刑務所、拘置所、少年院又は婦人補導院

本邦内に常住している者は、外国人を含めてすべて調査の対象としたが、次の者は調査から除外した。

1. 外国政府の外交使節団・領事機関の構成員（随員を含む。）及びその家族

2. 外国軍隊の軍人・軍属及びその家族

なお、調査の対象となる世帯の世帯主又は世帯員には、調査票に掲げる事項について報告することが統計法第13条で義務付けられている。（統計法第13条参照、国勢調査令第10条参照）

6 調査項目

(1) 世帯に関する事項

氏名、男女の別、出生の年月、世帯主との続き柄、配偶の関係、国籍、現在の住居における居住期間、5年前の住居の所在地、在学、卒業等教育の状況、就業状態、所属の事業所の名称及び事業の種類、仕事の種類、従業上の地位、従業地又は通学地、従業地又は通学地までの利用交通手段

(2) 世帯に関する事項

世帯の種類、世帯員の数、住居の種類、住宅の建て方

7 用語の説明

(1) 世帯の種類について

昭和60年以降の調査では、世帯を次のとおり「一般世帯」と「施設等の世帯」に区分している。

一般世帯	・住居と生計を共にしている人の集まり又は一戸を構えて住んでいる単身者（ただし、これらの世帯と住居を共にする単身の住み込みの雇人については、人数に関係なく雇主の世帯に含めている。） ・上記の世帯と住居を共にし、別に生計を維持している間借りの単身者又は下宿屋などに下宿している単身者 ・会社・団体・商店・官公庁などの寄宿舎、独身寮などに居住している単身者	
施設等の世帯	寮・寄宿舎の学生・生徒	学校の寮・寄宿舎で起居を共にし、通学している学生・生徒の集まり（世帯の単位：棟ごと）
	病院・療養所の入院者	病院・療養所などに、すでに3か月以上入院している入院患者の集まり（世帯の単位：棟ごと）
	社会施設の入所者	老人ホーム、児童保護施設など入所者の集まり（世帯の単位：棟ごと）
	自衛隊営舎内居住者	自衛隊の営舎内又は艦船内の居住者の集まり（世帯の単位：中隊又は艦船ごと）
	矯正施設の入所者	刑務所及び拘置所の被収容者並びに少年院及び婦人補導院の在院者の集まり（世帯の単位：建物ごと）
	その他	定まった住居を持たない単身者や陸上に生活の本拠（住所）を有しない船舶乗組員など（世帯の単位：一人一人）

(2) 世帯の家族類型について

「世帯の家族類型」は、一般世帯を、その世帯員の世帯主との続き柄により、「親族のみの世帯」、「非親族を含む世帯」、「単独世帯」に区分している。

(3) 3世代世帯について

世帯主との続き柄が、祖父母、世帯主の父母（又は世帯主の配偶者の父母）、世帯主（又は世帯主の配偶者）、子（又は子の配偶者）及び孫の直系世代のうち、三つ以上の世代が同居していることが判定可能な世帯をいい、それ以外の世帯員がいるか否かは問わない。（4世代以上が住んでいる場合も含む。また、世帯主の父母、世帯主、孫のように、子（中間の世代）がいない場合も含む。）

(4) 高齢者単身世帯について

65歳以上の人一人のみの一般世帯をいう。

(5) 高齢夫婦世帯について

夫65歳以上、妻60歳以上の夫婦1組のみの一般世帯をいう。

(6) 母子世帯・父子世帯について

「母子世帯」は未婚、死別又は離別の女親と、その未婚の20歳未満の子供のみから成る一般世帯をいい、「父子世帯」は未婚、死別又は離別の男親と、その未婚の20歳未満の子供のみから成る一般世帯をいう。

(7) 住居の種類について

一般世帯について、住居を次のとおり区分している。

住宅	一つの世帯が独立して家庭生活を営むことができる建物（完全に区画された建物の一部を含む。） 一戸建ての住宅はもちろん、アパート、長屋などのように独立して家庭生活を営むことができるような構造になっている場合は、各区画ごとに1戸の住宅となる。
住宅以外	寄宿舎・寮など生計を共にしない単身者の集まりを居住させるための建物や、病院・学校・旅館・会社・工場・事務所などの居住用でない建物（なお、仮小屋など臨時応急的に造られた住居などもこれに含まれる。）

(8) 住宅の所有の関係について

住宅に居住する一般世帯について、住宅の所有の関係を、次のとおり区分している。

主世帯	持ち家	居住する住宅がその世帯の所有である場合。なお、所有する住宅は登記の有無を問わず、また、分割払いの分譲住宅などで支払が完了していない場合も含む。
	公営の借家	その世帯の借りている住宅が、都道府県営又は市（区）町村営の賃貸住宅やアパートであって、かつ給与住宅でない場合
	都市再生機構・公社の借家	その世帯の借りている住宅が、都市再生機構又は都道府県・市区町村の住宅供給公社・住宅協会・開発公社などの賃貸住宅やアパートであって、かつ給与住宅でない場合 ※ 雇用・能力開発機構の雇用促進住宅（移転就職者用宿舎）も含む。
	民営の借家	その世帯の借りている住宅が、「公営の借家」、「都市再生機構・公社の借家」及び「給与住宅」でない場合
	給与住宅	勤務先の会社・官公庁・団体などの所有又は管理する住宅に、職務の都合上又は給与の一部として居住している場合 ※ 家賃の支払の有無を問わず、また、勤務先の会社又は雇主が借りている一般の住宅に住んでいる場合も含む。
間借り	他の世帯が住んでいる住宅（持ち家、公営の借家、都市再生機構・公社の借家、民営の借家、給与住宅）の一部を借りて住んでいる場合	

(9) 住宅の建て方

各世帯が居住する住宅を、その建て方により、次のとおり区分している。

一戸建	1建物が1住宅であるもの（なお、店舗併用住宅の場合でも、1建物が1住宅であればここに含む。）
長屋建	二つ以上の住宅を一棟に建て連ねたもので、各住宅が壁を共通にし、それぞれ別々に外部への出入口をもっているもの（いわゆる「テラス・ハウス」も含む）
共同住宅	棟の中に二つ以上の住宅があるもので、廊下・階段などを共用しているものや二つ以上の住宅を重ねて建てたもの ※ 1階が店舗で、2階以上が住宅になっている建物も含む。 ※ 建物の階数により「1・2階建」、「3～5階建」、「6～10階建」、「11～14階建」、「15階建以上」に5区分している。また、平成17年調査から世帯が住んでいる階についても、建物の階数と同様に五つに区分している。
その他	上記以外で、例えば、工場や事務所などの一部に住宅がある場合

*資料：『調査結果で用いる用語の解説』（総務省統計局ホームページ）

1.人口、面積、人口密度、世帯数

	人口	世帯数	面積	人口密度
浜田市	54,592	24,370	690.68	79
浜田	39,370	17,970	162.59	242
金城	4,088	1,536	164.30	25
旭	3,510	1,131	128.57	27
弥栄	1,168	493	105.50	11
三隅	6,456	3,240	128.46	50

単位：面積はkm2、人口密度は1km2当たりの人口数
資料：令和2年国勢調査結果（総務省統計局） 人口等基本集計 第1-1表

2.男女別人口、人口性比及び世帯の種類別世帯数、世帯人員

	人口 総数	世帯数		世帯数 総数	世帯人員		世帯人員 総数	世帯人員	
		男	女		一般世帯	施設等の世帯		一般世帯	施設等の世帯
浜田市	54,592	27,298	27,294	24,370	23,821	549	54,592	51,063	3,529
浜田	39,370	19,131	20,239	17,970	17,924	46	39,370	38,054	1,316
金城	4,088	1,930	2,158	1,536	1,521	15	4,088	3,792	296
旭	3,510	2,215	1,295	1,131	1,119	12	3,510	2,455	1,055
弥栄	1,168	547	621	493	489	4	1,168	1,036	132
三隅	6,456	3,475	2,981	3,240	2,768	472	6,456	5,726	730

資料：令和2年国勢調査結果（総務省統計局） 人口等基本集計 第1-1表

3.年齢、男女別人口、年齢別割合、平均年齢

	男女（総数）						男（総数）						女（総数）					
	浜田市	浜田	金城	旭	弥栄	三隅	浜田市	浜田	金城	旭	弥栄	三隅	浜田市	浜田	金城	旭	弥栄	三隅
総数（年齢）	54,592	39,370	4,088	3,510	1,168	6,456	27,298	19,131	1,930	2,215	547	3,475	27,294	20,239	2,158	1,295	621	2,981
0～4歳	1,776	1,366	132	90	26	162	898	677	63	52	11	95	878	689	69	38	15	67
5～9歳	2,058	1,566	148	115	33	196	1,043	794	78	63	18	90	1,015	772	70	52	15	106
10～14歳	2,106	1,605	183	101	33	184	1,083	841	85	47	17	93	1,023	764	98	54	16	91
15～19歳	2,229	1,826	119	52	20	212	1,229	1,019	60	29	11	110	1,000	807	59	23	9	102
20～24歳	2,172	1,654	78	206	21	213	1,277	876	47	198	11	145	895	778	31	8	10	68
25～29歳	2,271	1,573	103	323	24	248	1,324	795	62	286	11	170	947	778	41	37	13	78
30～34歳	2,303	1,657	135	250	22	239	1,277	848	63	204	11	151	1,026	809	72	46	11	88
35～39歳	2,737	1,976	210	246	34	271	1,477	1,000	111	190	19	157	1,260	976	99	56	15	114
40～44歳	3,159	2,277	234	229	59	360	1,737	1,192	129	162	32	222	1,422	1,075	105	67	27	138
45～49歳	3,546	2,685	202	219	53	387	1,922	1,376	110	162	28	246	1,624	1,309	92	57	25	141
50～54歳	3,135	2,394	204	154	59	324	1,713	1,267	105	108	35	198	1,422	1,127	99	46	24	126
55～59歳	3,314	2,436	239	166	79	394	1,680	1,202	116	98	35	229	1,634	1,234	123	68	44	165
60～64歳	3,658	2,538	326	220	88	486	1,975	1,331	173	129	56	286	1,683	1,207	153	91	32	200
65～69歳	4,189	2,913	398	227	103	548	2,050	1,385	198	126	53	288	2,139	1,528	200	101	50	260
70～74歳	4,711	3,325	414	242	132	598	2,288	1,605	204	121	68	290	2,423	1,720	210	121	64	308
75～79歳	3,431	2,446	264	177	84	460	1,487	1,036	126	86	35	204	1,944	1,410	138	91	49	256
80～84歳	2,911	2,083	220	169	88	351	1,109	802	77	60	29	141	1,802	1,281	143	109	59	210
85～89歳	2,416	1,518	263	168	112	355	806	518	81	53	47	107	1,610	1,000	182	115	65	248
90～94歳	1,332	802	147	122	69	192	343	211	31	35	15	51	989	591	116	87	54	141
95～99歳	400	228	57	30	23	62	71	32	9	5	5	20	329	196	48	25	18	42
100歳以上	55	28	9	2	6	10	6	5	-	-	-	1	49	23	9	2	6	9
年齢「不詳」	683	474	3	2	-	204	503	319	2	1	-	181	180	155	1	1	-	23
平均年齢	51	50	55	50	61	55	49	48	52	45	58	51	54	52	58	59	64	58
15歳未満	5,940	4,537	463	306	92	542	3,024	2,312	226	162	46	278	2,916	2,225	237	144	46	264
15～64歳	28,524	21,016	1,850	2,065	459	3,134	15,611	10,906	976	1,566	249	1,914	12,913	10,110	874	499	210	1,220
65歳以上	19,445	13,343	1,772	1,137	617	2,576	8,160	5,594	726	486	252	1,102	11,285	7,749	1,046	651	365	1,474
75歳以上	10,545	7,105	960	668	382	1,430	3,822	2,604	324	239	131	524	6,723	4,501	636	429	251	906
85歳以上	4,203	2,576	476	322	210	619	1,226	766	121	93	67	179	2,977	1,810	355	229	143	440
年齢別割合	15歳未満	11	12	11	9	8	9	11	12	12	7	8	8	11	11	11	7	9
	15～64歳	53	54	45	59	39	50	58	58	51	71	46	58	48	50	41	39	34
	65歳以上	36	34	43	32	53	41	30	30	38	22	46	33	42	39	48	50	59
	75歳以上	20	18	24	19	33	23	14	14	17	11	24	16	25	22	29	33	40
85歳以上	8	7	12	9	18	10	5	4	6	4	12	5	11	9	16	18	23	15

年齢「不詳」を除いて算出。
資料：令和2年国勢調査結果（総務省統計局） 人口等基本集計 第2-7表

4.一般世帯における年齢、男女別高齢者単独世帯数（単身者数）

	一般世帯（単独世帯）										（再掲）			
	総数	64歳未満	65～69歳	70～74歳	75～79歳	80～84歳	85～89歳	90～94歳	95～99歳	100歳以上	年齢「不詳」	65歳以上	75歳以上	85歳以上
単独世帯の総数	9,361	4,962	659	846	691	720	589	302	40	2	550	3,849	2,344	933
男	4,910	3,265	379	378	185	148	108	52	9	1	385	1,260	503	170
女	4,451	1,697	280	468	506	572	481	250	31	1	165	2,589	1,841	763

資料：令和2年国勢調査結果（総務省統計局） 人口等基本集計 第7-2表

5.配偶関係, 年齢, 男女別15歳以上人口

	総数 (男女別)						男						女					
	総数 (配偶関係)	未婚	有配偶	死別	離別	配偶関係 「不詳」	総数 (配偶関係)	未婚	有配偶	死別	離別	配偶関係 「不詳」	総数 (配偶関係)	未婚	有配偶	死別	離別	配偶関係 「不詳」
総数 (15歳以上年齢)	47,969	11,267	26,519	6,229	3,296	658	23,771	7,182	13,594	972	1,638	385	24,198	4,085	12,925	5,257	1,658	273
15~19歳	2,229	2,210	11	-	2	6	1,229	1,217	6	-	2	4	1,000	993	5	-	-	2
20~24歳	2,172	1,881	176	-	33	82	1,277	1,128	84	-	19	46	895	753	92	-	14	36
25~29歳	2,271	1,366	748	2	105	50	1,324	876	340	2	72	34	947	490	408	-	33	16
30~34歳	2,303	900	1,216	1	150	36	1,277	579	587	-	83	28	1,026	321	629	1	67	8
35~39歳	2,737	770	1,719	5	213	30	1,477	514	835	3	106	19	1,260	256	884	2	107	11
40~44歳	3,159	795	2,004	10	316	34	1,737	551	997	4	159	26	1,422	244	1,007	6	157	8
45~49歳	3,546	774	2,272	22	423	55	1,922	509	1,164	6	206	37	1,624	265	1,108	16	217	18
50~54歳	3,135	596	2,060	45	386	48	1,713	416	1,074	11	178	34	1,422	180	986	34	208	14
55~59歳	3,314	515	2,325	88	352	34	1,680	386	1,068	13	185	28	1,634	129	1,257	75	167	6
60~64歳	3,658	446	2,637	216	321	38	1,975	357	1,391	40	158	29	1,683	89	1,246	176	163	9
65~69歳	4,189	404	3,057	356	330	42	2,050	304	1,458	78	182	28	2,139	100	1,599	278	148	14
70~74歳	4,711	315	3,364	676	305	51	2,288	227	1,757	126	148	30	2,423	88	1,607	550	157	21
75~79歳	3,431	129	2,217	873	173	39	1,487	71	1,192	132	72	20	1,944	58	1,025	741	101	19
80~84歳	2,911	88	1,504	1,179	101	39	1,109	27	856	174	42	10	1,802	61	648	1,005	59	29
85~89歳	2,416	50	894	1,381	55	36	806	13	567	196	21	9	1,610	37	327	1,185	34	27
90~94歳	1,332	21	279	974	25	33	343	6	193	137	4	3	989	15	86	837	21	30
95~99歳	400	6	33	352	5	4	71	1	23	46	1	-	329	5	10	306	4	4
100歳以上	55	1	3	49	1	1	6	-	2	4	-	-	49	1	1	45	1	1
平均年齢	57	36	60	82	56	55	54	37	61	80	55	50	60	34	59	82	57	61
(再掲) 65歳以上	19,445	1,014	11,351	5,840	995	245	8,160	649	6,048	893	470	100	11,285	365	5,303	4,947	525	145
(再掲) 75歳以上	10,545	295	4,930	4,808	360	152	3,822	118	2,833	689	140	42	6,723	177	2,097	4,119	220	110
(再掲) 85歳以上	4,203	78	1,209	2,756	86	74	1,226	20	785	383	26	12	2,977	58	424	2,373	60	62

配偶者「不詳」を除いて算出。
資料：令和2年国勢調査結果（総務省統計局） 人口等基本集計 第4-3表

6.世帯の種類, 世帯人員別世帯数, 世帯人員及び1世帯当たり人員

	浜田市	浜田	金城	旭	弥栄	三隅
(総数) 世帯数	24,370	17,970	1,536	1,131	493	3,240
(総数) 世帯人員	54,592	39,370	4,088	3,510	1,168	6,456
一般世帯						
世帯数, 総数	23,821	17,924	1,521	1,119	489	2,768
世帯数, 世帯人員が1人	9,361	7,138	396	448	179	1,200
世帯数, 世帯人員が2人	7,278	5,425	545	311	173	824
世帯数, 世帯人員が3人	3,613	2,726	269	166	79	373
世帯数, 世帯人員が4人	2,183	1,675	158	119	32	199
世帯数, 世帯人員が5人	953	691	90	48	16	108
世帯数, 世帯人員が6人	280	181	38	19	5	37
世帯数, 世帯人員が7人以上	153	88	25	8	5	27
世帯人員	51,063	38,054	3,792	2,455	1,036	5,726
1世帯当たり人員	2.14	2.12	2.49	2.20	2.12	2.07
施設等の世帯						
世帯数, 総数	549	46	15	12	4	472
世帯数, 世帯人員が1~4人	477					
世帯数, 世帯人員が5~29人	34					
世帯数, 世帯人員が30~49人	15					
世帯数, 世帯人員が50人以上	23					
世帯人員, 総数	3,529	1,316	296	1,055	132	730
世帯人員, 世帯人員が1~4人	506					
世帯人員, 世帯人員が5~29人	438					
世帯人員, 世帯人員が30~49人	637					
世帯人員, 世帯人員が50人以上	1,948					
(再掲) 間借り・下宿などの単身者	168					
(再掲) 会社などの独身寮の単身者	666					

1世帯当たり人員は小数点第3位を四捨五入して掲載。
資料：令和2年国勢調査結果（総務省統計局） 人口等基本集計 第6-1表、第6-2表、第6-3表 小地域集計 第5-1表、第5-2表

7.施設等の世帯の種類, 世帯人員別世帯数, 世帯人員

施設等の世帯の種類	世帯数					世帯人員				
	総数	世帯人員が 1~4人	世帯人員が 5~29人	世帯人員が 30~49人	世帯人員が 50人以上	総数	世帯人員が 1~4人	世帯人員が 5~29人	世帯人員が 30~49人	世帯人員が 50人以上
寮・寄宿舎の学生・生徒	5	-	1	3	1	260	-	7	115	138
病院・療養所の入院者	8	-	2	3	3	444	-	12	133	299
社会施設の入所者	61	11	31	9	10	1,442	40	419	389	594
矯正施設の入所者	9	-	-	-	9	917	-	-	-	917
その他	466	466	-	-	-	466	466	-	-	-

資料：令和2年国勢調査結果（総務省統計局） 人口等基本集計 第6-1表、第6-2表

8.男女別施設等の世帯人員（60歳以上）

	施設等の世帯		
	総数	男	女
60～64歳	104	90	14
65～69歳	127	88	39
70～74歳	143	80	63
75～79歳	147	65	82
80～84歳	247	71	176
85～89歳	398	101	297
90～94歳	380	77	303
95～99歳	189	25	164
100歳以上	27	1	26
年齢「不詳」	105	105	-
(再掲) 65歳以上	1,658	508	1,150
(再掲) 75歳以上	1,388	340	1,048
(再掲) 85歳以上	994	204	790

資料：令和2年国勢調査結果（総務省統計局） 人口等基本集計 第7-2表

9.世帯人員別一般世帯数、一般世帯人員（6歳未満・18歳未満世帯員別あり）

	総数	世帯人員が1人	世帯人員が2人	世帯人員が3人	世帯人員が4人	世帯人員が5人	世帯人員が6人	世帯人員が7人以上
一般世帯数	23,821	9,361	7,278	3,613	2,183	953	280	153
一般世帯人員	51,063	9,361	14,556	10,839	8,732	4,765	1,680	1,130
うち6歳未満世帯員のいる一般世帯数	1,633	-	35	470	559	379	112	78
うち6歳未満世帯人員	6,868	-	70	1,410	2,236	1,895	672	585
うち18歳未満世帯員のいる一般世帯数	4,025	2	216	1,161	1,434	803	259	150
うち18歳未満世帯人員	16,331	2	432	3,483	5,736	4,015	1,554	1,109

資料：令和2年国勢調査結果（総務省統計局） 人口等基本集計 第7表

10.世帯の家族類型、世帯人員別一般世帯数(3世代世帯別あり)

世帯の家族類型	総数	A 親族のみの世帯														B 非親族を含む世帯	C 単独世帯	世帯の家族類型「不詳」	(再掲) 3世代世帯			
		1 核家族世帯				2 核家族以外の世帯																
		(1) 夫婦のみの世帯	(2) 夫婦と子供から成る世帯	(3) 男親と子供から成る世帯	(4) 女親と子供から成る世帯	(5) 夫婦と両親から成る世帯	(6) 夫婦とひとり親から成る世帯	(7) 夫婦、子供と両親から成る世帯	(8) 夫婦、子供とひとり親から成る世帯	(9) 夫婦から成る親族（親、子供を含まない）	(10) 夫婦から成る世帯（親を含まない）	(11) 夫婦から成る世帯（子供を含まない）	(12) 夫婦、子供、親と他の親族から成る世帯	(13) 兄弟姉妹のみから成る世帯	(14) 他に分類されない世帯							
一般世帯数	23,821	14,318	12,103	5,337	4,638	310	1,818	2,215	128	500	267	489	74	193	43	107	137	277	130	9,361	12	1,280
世帯人員が1人	9,361	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	9,361	-	-
世帯人員が2人	7,278	7,182	7,023	5,337	-	260	1,426	159	-	-	-	-	-	-	-	-	122	37	88	-	8	-
世帯人員が3人	3,613	3,589	2,869	-	2,506	39	324	720	-	500	-	-	-	63	-	-	15	142	20	-	4	120
世帯人員が4人	2,183	2,173	1,551	-	1,485	8	58	622	128	-	-	283	7	114	17	-	-	73	10	-	-	462
世帯人員が5人	953	946	573	-	563	3	7	373	-	-	116	146	2	56	14	20	-	19	7	-	-	358
世帯人員が6人	280	275	76	-	74	-	2	199	-	-	84	51	1	18	5	35	-	5	5	-	-	200
世帯人員が7人以上	153	153	11	-	10	-	1	142	-	-	67	9	1	5	7	52	-	1	-	-	-	140

資料：令和2年国勢調査結果（総務省統計局） 人口等基本集計 第10表

11.住居の種類・住宅の所有の関係別一般世帯数、一般世帯人員及び1世帯当たり人員

住居の種類・住宅の所有の関係		世帯数	世帯人員	1世帯当たり人員	
総数		23,821	51,063	2.14	
住宅に住む一般世帯	主世帯	23,065	50,199	2.18	
	持ち家	公営・都市再生機構・公社の借家	22,830	49,763	2.18
		公営・都市再生機構・公社の借家	15,561	37,126	2.39
		民営の借家	1,489	2,982	2.00
		給与住宅	4,620	7,656	1.66
	間借り	1,160	1,999	1.72	
	住宅以外に住む一般世帯	235	436	1.86	
住居の種類「不詳」	756	864	1.14		
		-	-	-	

1世帯当たり人員は小数点第3位を四捨五入して掲載。

資料：令和2年国勢調査結果（総務省統計局） 人口等基本集計 第18-4表、第18-5表、第18-6表

12.住宅の建て方別一般世帯数、一般世帯人員

		総数 (住宅の建て方)				
		一戸建	長屋建	共同住宅	その他	
一般世帯数総数		23,821	-	-	-	-
うち住宅に住む一般世帯	主世帯	23,065	16,359	423	6,242	41
	持ち家	22,830	16,175	414	6,200	41
	公営・都市再生機構・公社の借家	15,561	15,325	39	184	13
	民営の借家	1,489	46	125	1,318	-
	給与住宅	4,620	716	227	3,663	14
	間借り	1,160	88	23	1,035	14
一般世帯人員総数		51,063	-	-	-	-
うち住宅に住む一般世帯	主世帯	50,199	38,998	750	10,345	106
	持ち家	49,763	38,639	738	10,280	106
	公営・都市再生機構・公社の借家	37,126	36,617	82	397	30
	民営の借家	2,982	123	203	2,656	-
	給与住宅	7,656	1,709	409	5,497	41
	間借り	1,999	190	44	1,730	35
		436	359	12	65	-

資料：令和2年国勢調査結果（総務省統計局） 人口等基本集計 第19-4表、第19-5表

13.世帯員別65歳以上世帯員のいる一般世帯数、一般世帯人員、65歳以上世帯人員

65歳以上世帯員がいる一般世帯	総数（世帯人員）	世帯人員が1人	世帯人員が2人	世帯人員が3人	世帯人員が4人	世帯人員が5人	世帯人員が6人	世帯人員が7人以上
世帯数	23,821	3,849	4,926	1,905	742	344	186	124
世帯人員	51,063	3,849	9,852	5,715	2,968	1,720	1,116	918
65歳以上世帯人員	17,787	3,849	8,283	3,346	1,234	544	304	227

資料：令和2年国勢調査結果（総務省統計局） 人口等基本集計 第26-1表、第26-2表、第26-3表

14.住居の種類・住宅の所有の関係、住宅の建て方、65歳以上世帯員の有無別一般世帯数

住居の種類・住宅の所有の関係	総数 (住宅の建て方)	住宅に住む一般世帯の総数 (住宅の建て方)				
		一戸建	長屋建	共同住宅	その他	
一般世帯数	23,821	23,065	16,359	423	6,242	41
一般世帯人員	51,063	50,199	38,998	750	10,345	106
うち65歳以上世帯員がいる一般世帯数	12,076	12,044	11,004	178	850	12
うち65歳以上世帯員がいる一般世帯人員	26,138	26,062	24,457	279	1,294	32
うち65歳以上世帯人員	17,787	17,742	16,459	217	1,049	17

資料：令和2年国勢調査結果（総務省統計局） 人口等基本集計 第31-5表、第31-6表、第31-7表

15.夫婦の種類、住居の種類・住宅の所有の関係別夫婦のみの世帯数

住居の種類・住宅の所有の関係	夫婦のみの世帯	うち高齢夫婦世帯	(再掲)	(再掲)	(再掲)	
			いずれかが60歳以上の夫婦のみの世帯	いずれかが65歳以上の夫婦のみの世帯	夫婦とも65歳以上の高齢夫婦世帯	
総数	5,337	3,428	4,165	3,575	3,124	
住宅に住む一般世帯	主世帯	5,325	3,422	4,159	3,569	3,119
	持ち家	5,296	3,413	4,144	3,558	3,112
	公営・都市再生機構・公社の借家	4,396	3,159	3,787	3,275	2,899
	民営の借家	234	135	166	149	115
	給与住宅	555	107	171	120	89
	間借り	111	12	20	14	9
	29	9	15	11	7	

資料：令和2年国勢調査結果（総務省統計局） 人口等基本集計 第33-2表

16.国籍、男女別外国人数(総人口及び日本人-特掲)

	総数 (国籍)	韓国、朝鮮	中国	フィリピン	タイ	インドネシア	ベトナム	インド	ネパール	イギリス	アメリカ	ブラジル	その他	(別掲)	(別掲)	(別掲)
														総人口	日本人	日本人・外国人の別
総数	651	79	114	115	8	27	213	1	2	2	15	31	44	54,592	53,624	317
男	216	44	41	33	-	16	28	1	1	1	7	20	24	27,298	26,919	163
女	435	35	73	82	8	11	185	-	1	1	8	11	20	27,294	26,705	154

「その他」に無国籍及び国名「不詳」を含む。

資料：令和2年国勢調査結果（総務省統計局） 人口等基本集計 第44-1表

17.男女別人口、年齢別割合、平均年齢(外国人—特掲)—町丁・字等

大字・字・丁目 町名	総数	(男女別)		(年齢区分別)						平均年齢	(再掲) 外国人
		男	女	15歳未満	15~64歳	65歳以上	75歳以上	85歳以上	年齢 「不詳」		
	54,592	27,298	27,294	5,940	28,524	19,445	10,545	4,203	683	51	651
外ノ浦町	55	27	28	5	16	34	9	5	-	60	-
松原町	625	296	329	53	303	268	156	56	1	55	11
殿町	978	483	495	106	527	335	185	75	10	51	9
田町	462	252	210	48	290	117	57	21	7	45	1
琵琶町	135	72	63	16	72	44	24	8	3	52	1
朝日町	761	375	386	70	439	215	127	42	37	47	10
牛市町	130	56	74	11	62	56	33	10	1	55	5
紺屋町	190	85	105	17	104	67	40	11	2	50	12
天満町	206	110	96	12	107	85	44	14	2	51	-
新町	70	32	38	3	38	28	22	7	1	58	-
錦町	109	56	53	14	53	42	23	8	-	51	2
蛭子町	123	64	59	13	63	46	25	6	1	53	2
栄町	88	49	39	10	44	34	21	10	-	53	-
片庭町	443	201	242	68	216	159	82	28	-	50	9
港町	1,269	610	659	117	618	517	277	116	17	53	2
京町	115	57	58	4	62	49	25	7	-	56	-
高田町	234	122	112	22	114	94	63	18	4	55	-
真光町	100	39	61	6	47	47	33	16	-	59	-
大辻町	216	98	118	8	90	118	52	16	-	62	-
瀬戸ヶ島町	232	112	120	31	96	104	44	12	1	53	-
元浜町	416	214	202	19	194	201	114	35	2	59	24
原町	116	54	62	12	56	48	24	7	-	54	3
清水町	267	132	135	29	148	84	44	11	6	50	1
瀬戸見町	228	111	117	24	110	94	46	14	-	54	2
生湯町	694	323	371	104	343	245	119	19	2	50	1
長沢町	3,574	1,767	1,807	476	2,053	998	521	158	47	47	24
浅井町	1,452	667	785	133	806	496	297	97	17	52	21
黒川町	1,444	708	736	178	766	473	279	106	27	49	17
相生町	1,819	916	903	196	1,069	441	244	91	113	46	9
竹迫町	1,230	666	564	152	784	259	118	35	35	45	4
杉戸町	262	113	149	21	134	107	51	23	-	55	2
高佐町	280	152	128	45	155	74	37	14	6	46	3
河内町	105	56	49	12	43	50	27	9	-	54	1
野原町	918	517	401	75	731	81	42	11	31	34	23
原井町	797	383	414	78	483	219	126	44	17	48	52
三階町	175	81	94	7	82	86	42	21	-	60	-
長見町	95	47	48	3	31	61	33	12	-	65	-
後野町	338	176	162	21	149	168	72	24	-	59	2
佐野町	257	123	134	23	114	120	58	17	-	57	-
宇津井町	56	29	27	1	16	39	23	9	-	70	-
熱田町	3,197	1,550	1,647	361	1,604	1,222	665	246	10	53	43
長浜町	1,835	820	1,015	217	903	710	405	154	5	53	56
周布町	1,457	739	718	241	838	357	156	51	21	45	18
日脚町	1,726	816	910	227	982	513	234	72	4	47	52
治和町	1,029	493	536	160	537	331	190	81	1	48	18
津摩町	283	137	146	15	109	155	91	34	4	63	4
吉地町	61	30	31	5	19	37	15	9	-	61	-
穂出町	68	30	38	5	35	28	17	6	-	54	1
西村町	464	207	257	40	212	212	119	50	-	57	1
折居町	51	23	28	4	21	26	12	6	-	57	-
鍋石町	44	25	19	1	22	21	12	6	-	63	-
櫛田原町	34	13	21	-	10	24	13	8	-	68	-
田橋町	146	78	68	7	68	71	30	15	-	58	-
横山町	106	49	57	7	47	52	23	15	-	58	-
内村町	841	372	469	78	373	390	239	123	-	57	3
内田町	482	233	249	46	231	205	87	31	-	52	10
井野町	X	X	X	X	X	X	X	X	X	X	X
上府町	1,327	650	677	234	776	313	140	51	4	43	3
国分町	2,046	954	1,092	313	1,009	721	372	134	3	50	15
久代町	326	132	194	15	104	207	136	80	-	67	2
下府町	1,631	799	832	182	873	552	298	94	24	51	4
宇野町	244	113	131	16	112	116	70	25	-	60	-
下有福町	170	83	87	11	69	90	37	10	-	59	-
大金町	108	56	52	6	39	63	33	13	-	63	1
笠柄町	630	298	332	103	395	124	52	19	8	42	2
金城町久佐	440	206	234	53	174	211	111	60	2	57	3
金城町今福	368	175	193	35	145	188	110	58	-	59	1
金城町追原	154	70	84	6	64	84	43	18	-	62	1
金城町入野	104	51	53	4	42	58	25	8	-	61	-
金城町宇津井	41	19	22	3	17	21	11	6	-	61	1
金城町上来原	183	90	93	12	71	100	60	24	-	62	-
金城町下来原	987	482	505	169	522	295	154	68	1	47	7
金城町七条	1,245	556	689	142	599	504	292	159	-	54	18
金城町波佐	268	136	132	20	105	143	75	37	-	61	-
金城町長田	142	73	69	12	63	67	28	11	-	58	-
金城町小国	156	72	84	7	48	101	51	27	-	66	2

※井野町は秘匿地域で、数値は櫛田原町に合算されている。

(次ページへつづく)

大字・字・丁目 町名	総数	(男女別)		(年齢区分別)						平均年齢	(再掲) 外国人
		男	女	15歳未満	15～64歳	65歳以上	75歳以上	85歳以上	年齢 「不詳」		
旭町坂本	59	26	33	3	24	32	18	9	-	62	-
旭町坂本日南	23	9	14	1	7	15	9	8	-	67	-
旭町坂本上ノ谷	23	11	12	-	11	12	4	-	-	60	-
旭町坂本四ノ戸	13	6	7	2	6	5	5	1	-	54	-
旭町坂本八ツ木	X	X	X	X	X	X	X	X	X	X	X
旭町今市	538	248	290	56	225	256	161	66	1	57	1
旭町今市小谷城	49	21	28	8	24	17	6	1	-	48	1
旭町今市森谷	46	21	25	7	15	24	10	3	-	54	-
旭町今市下城	83	28	55	4	12	66	48	28	1	73	-
旭町今市旭ヶ丘	37	19	18	7	21	9	7	3	-	44	-
旭町今市福屋	76	36	40	6	35	35	25	11	-	61	-
旭町今市栄	17	7	10	2	8	7	2	1	-	52	-
旭町今市加古屋	57	31	26	3	33	21	16	6	-	56	-
旭町今市新町	88	41	47	11	41	36	21	6	-	53	-
旭町今市草ノ谷	28	16	12	3	12	13	8	1	-	54	-
旭町今市神代屋	57	28	29	5	24	28	18	6	-	61	-
旭町丸原	1,732	1,384	348	187	1,394	151	61	25	-	37	16
旭町丸原上城	16	7	9	-	6	10	4	3	-	65	-
旭町丸原丸原町	32	16	16	3	8	21	8	3	-	61	-
旭町丸原寺廻り	20	8	12	2	8	10	4	2	-	56	-
旭町丸原後谷	48	22	26	11	27	10	1	-	-	38	1
旭町丸原高杉谷	X	X	X	X	X	X	X	X	X	X	X
旭町丸原柳	65	30	35	8	25	32	18	4	-	58	2
旭町丸原十門台	124	62	62	41	74	9	5	2	-	33	1
旭町丸原岩地谷	102	65	37	15	68	19	7	3	-	41	-
旭町丸原御神本	39	23	16	4	14	21	11	5	-	59	-
旭町丸原小場田	19	10	9	6	11	2	1	1	-	39	-
旭町丸原南高台2	917	917	-	-	900	17	2	2	-	36	11
旭町丸原南高台	350	224	126	97	253	-	-	-	-	30	1
旭町木田	211	96	115	12	93	106	53	24	-	62	-
旭町木田木田8	20	9	11	2	10	8	3	3	-	58	-
旭町木田木田7	11	6	5	-	5	6	4	2	-	67	-
旭町木田木田1	47	19	28	2	20	25	14	6	-	62	-
旭町木田木田2の下	10	5	5	-	4	6	4	-	-	71	-
旭町木田木田2の上	14	6	8	1	8	5	3	2	-	59	-
旭町木田木田4	28	13	15	-	14	14	5	2	-	65	-
旭町木田木田3	26	13	13	5	11	10	5	2	-	51	-
旭町木田木田6	40	18	22	2	14	24	7	2	-	61	-
旭町木田木田5	15	7	8	-	7	8	8	5	-	70	-
旭町山ノ内	22	11	11	-	10	12	8	5	-	69	-
旭町和田	123	64	59	2	45	76	49	14	-	65	-
旭町和田下和田	18	11	7	-	10	8	6	-	-	63	-
旭町和田上和田	42	20	22	-	19	23	17	5	-	64	-
旭町和田柏尾谷	X	X	X	X	X	X	X	X	X	X	X
旭町和田和田町	29	16	13	2	8	19	10	3	-	63	-
旭町和田大石谷	19	7	12	-	5	14	10	5	-	71	-
旭町和田天津谷	15	10	5	-	3	12	6	1	-	70	-
旭町重富	95	48	47	7	42	46	25	13	-	60	-
旭町重富上重富	41	20	21	-	20	21	11	7	-	66	-
旭町重富下重富	54	28	26	7	22	25	14	6	-	56	-
旭町本郷	303	138	165	26	86	191	137	97	-	66	2
旭町本郷下本郷	203	88	115	16	49	138	105	73	-	68	2
旭町本郷戸川	58	33	25	10	25	23	14	8	-	52	-
旭町本郷上本郷	42	17	25	-	12	30	18	16	-	72	-
旭町都川	210	99	111	6	58	145	73	31	1	68	-
旭町都川都川1	23	10	13	-	10	12	9	4	1	69	-
旭町都川都川2	43	20	23	-	10	33	18	8	-	71	-
旭町都川都川3	27	14	13	-	7	20	9	4	-	69	-
旭町都川都川4	59	27	32	6	14	39	19	7	-	63	-
旭町都川都川5	47	24	23	-	14	33	14	4	-	70	-
旭町都川都川7	11	4	7	-	3	8	4	4	-	75	-
旭町来尾	24	15	9	-	9	15	11	5	-	72	-
旭町来尾上来尾	X	X	X	X	X	X	X	X	X	X	X
旭町来尾十通り	X	X	X	X	X	X	X	X	X	X	X
旭町来尾中来尾	X	X	X	X	X	X	X	X	X	X	X
旭町市木	193	86	107	7	79	107	72	33	-	65	1
旭町市木越木	46	24	22	2	20	24	14	6	-	62	-
旭町市木平松	20	9	11	-	9	11	8	2	-	65	-
旭町市木貝崎	28	12	16	1	11	16	12	6	-	68	-
旭町市木内ヶ原	18	8	10	-	8	10	7	4	-	68	-
旭町市木早水	30	10	20	-	13	17	12	7	-	70	1
旭町市木中郡	51	23	28	4	18	29	19	8	-	61	-

※旭町坂本八ツ木は秘匿地域で、数値は旭町坂本四ノ戸に合算されている。

※旭町丸原高杉谷は秘匿地域で、数値は旭町丸原後谷に合算されている。

※旭町来尾十通りは秘匿地域で、数値は旭町来尾中来尾に合算されている。

(次ページへつづく)

大字・字・丁目 町名	総数	(男女別)		(年齢区分別)						平均年齢	(再掲) 外国人
		男	女	15歳未満	15～64歳	65歳以上	75歳以上	85歳以上	年齢 「不詳」		
弥栄町長安本郷	215	102	113	25	89	101	60	37	-	57	2
弥栄町三里	52	24	28	1	18	33	25	14	-	69	2
弥栄町程原	X	X	X	X	X	X	X	X	X	X	X
弥栄町大坪	31	18	13	2	13	16	9	3	-	61	-
弥栄町稲代	59	28	31	5	25	29	14	6	-	60	-
弥栄町高内	61	30	31	2	26	33	16	7	-	61	3
弥栄町門田	39	21	18	1	16	22	11	4	-	64	-
弥栄町小坂	93	46	47	6	35	52	25	14	-	62	3
弥栄町栃木	90	47	43	7	34	49	31	11	-	62	-
弥栄町木都賀	454	196	258	37	177	240	169	104	-	62	4
弥栄町野坂	74	35	39	6	26	42	22	10	-	60	1
弥栄町田野原	X	X	X	X	X	X	X	X	X	X	X
三隅町岡見	1,625	1,023	602	121	896	565	334	152	43	53	55
三隅町古市場	912	517	395	64	473	317	150	49	58	52	24
三隅町湊浦	290	131	159	39	127	124	62	20	-	54	1
三隅町西河内	526	254	272	40	255	231	119	43	-	57	1
三隅町折居	128	66	62	8	65	55	31	12	-	58	-
三隅町東平原	134	66	68	17	66	51	30	14	-	53	-
三隅町三隅	960	455	505	104	439	407	244	105	10	55	2
三隅町向野田	746	422	324	99	398	156	64	23	93	43	6
三隅町河内	300	148	152	16	114	170	120	75	-	64	3
三隅町矢原	27	10	17	1	7	19	12	7	-	66	-
三隅町下古和	141	63	78	5	62	74	41	14	-	62	1
三隅町黒沢	57	26	31	-	23	34	19	12	-	68	3
三隅町上古和	X	X	X	X	X	X	X	X	X	X	X
三隅町井川	13	6	7	-	3	10	5	2	-	73	-
三隅町芦谷	78	35	43	4	20	54	31	13	-	66	-
三隅町井野	424	210	214	13	142	269	147	69	-	67	1
三隅町室谷	95	43	52	11	44	40	21	9	-	55	-

※弥栄町程原は秘匿地域で、数値は弥栄町三里に合算されている。
 ※三隅町上古和秘匿地域で、数値は三隅町黒沢に合算されている。

「総数」に日本人・外国人の別「不詳」を含む。「外国人」に無国籍及び国名「不詳」を含む。
 資料：令和2年国勢調査結果（総務省統計局） 小地域集計 第2表、第3表

18.浜田市町別等面積

大字・町名 字・丁目名	面積 (㎡)
外ノ浦町	952,114,279
松原町	202,751,644
殿町	502,682,049
田町	174,741,845
琵琶町	27,755,133
朝日町	133,768,799
牛市町	31,874,595
紺屋町	35,628,144
天満町	71,564,594
新町	19,124,521
錦町	21,781,495
蛭子町	34,228,221
栄町	15,609,305
片庭町	95,227,237
港町	616,696,416
京町	19,318,770
高田町	40,966,904
真光町	26,050,336
大辻町	102,997,945
瀬戸ヶ島町	371,851,070
元浜町	89,658,548
原町	25,759,858
清水町	164,730,860
瀬戸見町	67,126,231
生湯町	4,056,926,156
長沢町	1,936,493,687
浅井町	888,362,038
黒川町	1,296,998,879
相生町	1,797,676,629
竹迫町	572,150,899
杉戸町	189,448,480
高佐町	1,560,426,021
河内町	4,550,347,086
野原町	1,283,681,837
原井町	2,500,961,574
三階町	10,821,953,971
長見町	15,655,882,547
後野町	11,208,492,002
佐野町	5,512,544,192

大字・町名 字・丁目名	面積 (㎡)
宇津井町	4,509,397,503
熱田町	2,738,411,894
長浜町	2,312,858,121
周布町	1,444,644,911
日脚町	1,671,893,815
治和町	1,607,928,793
津摩町	466,879,138
吉治町	1,574,476,615
穂出町	875,958,677
西村町	7,745,188,316
折居町	713,584,461
鍋石町	7,308,147,318
櫛原町	3,028,634,153
田橋町	4,360,117,781
横山町	4,259,941,185
内村町	10,183,162,647
内田町	2,898,327,199
井野町	1,713,415,305
上府町	10,528,500,339
国分町	3,278,187,584
久代町	2,997,918,667
下府町	3,762,403,862
宇野町	6,589,239,030
下有福町	1,740,111,026
大金町	7,021,934,867
笠柄町	115,364,718
金城町久佐	20,511,471,369
金城町今福	10,812,879,013
金城町追原	10,981,451,396
金城町入野	8,414,525,970
金城町宇津井	2,873,025,816
金城町上来原	9,912,393,681
金城町下来原	9,751,125,115
金城町七条	13,691,427,779
金城町波佐	46,784,381,024
金城町長田	10,040,295,829
金城町小国	20,521,363,912
旭町坂本	11,213,788,953
旭町今市	10,044,593,132

大字・町名 字・丁目名	面積 (㎡)
旭町丸原	8,604,388,490
旭町木田	7,104,209,919
旭町山ノ内	4,331,575,011
旭町和田	8,783,303,133
旭町重富	2,806,984,316
旭町本郷	10,192,617,940
旭町都川	31,910,594,244
旭町来尾	12,181,315,851
旭町市木	21,448,563,210
弥栄町長安本郷	2,771,889,614
弥栄町三里	17,898,230,318
弥栄町程原	12,229,137,543
弥栄町大坪	3,386,868,195
弥栄町稲代	1,927,460,306
弥栄町高内	2,704,080,322
弥栄町門田	13,272,972,796
弥栄町小坂	9,266,722,148
弥栄町栃木	12,664,393,773
弥栄町木津賀	17,840,872,899
弥栄町野坂	3,649,372,308
弥栄町田野原	7,802,058,979
三隅町岡見	23,042,099,378
三隅町古市場	3,549,679,773
三隅町湊浦	506,547,396
三隅町西河内	2,714,260,368
三隅町折居	3,563,579,408
三隅町東平原	5,718,536,460
三隅町三隅	4,597,935,297
三隅町向野田	6,867,779,703
三隅町河内	8,577,201,641
三隅町矢原	12,747,623,294
三隅町下古和	6,351,166,451
三隅町黒沢	14,253,003,398
三隅町上古和	5,515,343,581
三隅町井川	1,204,813,072
三隅町芦谷	8,060,608,888
三隅町井野	25,235,774,757
三隅町室谷	5,264,035,537
(無人)	12,166,032,537
総計	711,389,337,965

※町別等面積は、政府統計の総合窓口(e-stat)の統計地理情報システムから令和2年国勢調査(小地域)データをダウンロードした際に提供される境界データにより取得したため、合計値の市面積数値は国土地理院公表の市面積数値と一致していない。



市章

波頭の図案化したものをもって「浜」を象徴し、中央の星は十字星で輝く前途を表し、同時に全体として「田」の文字を表徴しています。

統計はまだ

令和5年6月

編集 総務部総務課

発行 浜田市

〒697-8501 島根県浜田市殿町1番地

電話(0855)25-9120 (直通)

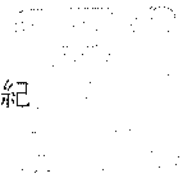
<http://www.city.hamada.shimane.jp/>

E-mail : soumu@city.hamada.lg.jp

令和5年6月9日

総務文教委員長 永見利久様
福祉環境委員長 小川稔宏様

議会広報広聴委員会
委員長 三浦大紀



ぎかいポストに寄せられた意見等への対応協議について

ぎかいポストに寄せられた意見について、別添意見等一覧表を提供いたします。

お忙しいところ恐縮ですが、貴委員会にて議会としての対応をご協議いただき、協議経過及び結果を令和5年6月29日（木）正午までにご報告くださいますようお願いいたします。

報告いただいた内容は、はまだ議会だより Vol.70（令和5年9月1日発行予定）に掲載予定です。

ぎかいポストに寄せられた意見等対応報告

総務文教委員会

意見	対応経過及び結果
浜田市陸上競技場の駐車場が少ない。小学校の陸上大会の観戦の際車が入れない	
<p>地域の買い物困難者対策として提案</p> <ul style="list-style-type: none">・ 東北の事例（宮城県栗原市） <p>障がい者自立支援センターの就労支援として買い物困難地域に県、市、支援センター（浜田では石見福祉会）そして地場スーパーマーケットが協働で買物困難地域の支援をする。</p> <p>障がいのある方々の働く場の提供。</p> <p>「移動式スーパー」俗に言う移動販売。7月から週2回稼働で進めているらしいです。</p> <p>特にこの地域にも独居老人や免許返納された方々でルートをつくりそんな計画ができないかと思っています。</p> <p>地域コミュニティの復活 やさしい地域</p> <p>そんな事実現できれば提案いたします。</p>	

令和5年度 地域井戸端会 総務文教委員会関係の意見

○テーマ（子どもたちと地域の関わりについて）に対する意見

【浜田まちづくりセンター（5/17）】佐々木

- ・子ども（児童・生徒）の人数が少ない。
- ・ボランティア活動は、孫がいる間に関わることが多い。
- ・不登校について、浜田市として独自の学校をつくってはどうか。（不登校特例校を説明）

【国府まちづくりセンター（5/17）】永見

- ・国府地区はサン・ビレッジ浜田があり、地域資源を活かした体験と教育を進めるべきだし、浜田にも多くの地域資源があるので郷育を進めるべき。
- ・昔あった、子ども会を行ってほしい。
- ・子どもが楽しみ、学ぶことが出来るような取組に対して事業化し、市内団体等の教育、体験活動に対しソフト事業で助成してほしい。
- ・登下校の見守りを継続してほしい。
- ・地域の職場体験を通じ地域の産業を知り、調べることで子供達に役立たせるためにもっと機会を増やすべき。

【美川まちづくりセンター（5/19）】肥後

- ・第3中学校へ通う子ども達の送迎に困っている。当初は夫婦で送迎できていたが、勤務時間に変化があり送迎が難しくなったので、スクールバスを前倒しして運行してほしい。
- ・子どもの教育は当事者・学校・地域の三者でするものだと考えている。今はできていないのではないか。

【長浜まちづくりセンター（5/19）】三浦

- ・ソフト事業を充実させてほしい
各地域で様々な活動がされているが行政支援は特段ない。まちづくり推進委員会を通じたもののみ。まちづくり推進委員会を通さないと申請できないのはどうか。例えば未成線の散策などのイベントには地域の人しか来ない（来にくい）。営利目的でない活動に対して支援する策があっても良いのでは。若者に対する活動支援の充実を。ハコモノより効果あり。
- ・地域の情報がわからない
地域との関わりが自分の地元（県外）にはあったが、浜田では小さな地域の祭りがどのように行われているかわからない。子ども会単位が集まりやすい環境。逆に、地元では、地域井戸端会などはやっていないし（知らない）、市議会を身近に感じられる。

【周布まちづくりセンター（5/19）】西田

○子供会の減少について

令和5年度 地域井戸端会 総務文教委員会関係の意見

- ・地域の関りや公園等の不備が影響しているのか？
- ・公園は、幼児・高学年の遊びの違いで別が良い。
- ・周布地区は、子供会の役割を自主的に継続しこれが現在の活動に生きている。
- ・活発化の種は、子どもの参加を促す仕掛け。
- ・子どもの希望を活かす活動内容と保護者の同伴が必要。

【大麻まちづくりセンター (5/22)】 芦谷

- ・大麻地区は小学生3人、中学生6人、未就学児いなく、この先子どもはほとんどいなくなる。それに対しどう危機意識を持つか。
- ・子どもたちと地域の関わりをどうつくるのか、子どもの親は若い世代で、若い人とどうかかわるか、どう地域課題に関わるか。
- ・次世代とまちづくりセンターとのかかわりをどうつくるのか、まちづくりセンターにどう興味を持ってもらうか、地域への意識をどう高めるか、仕組みづくりが必要である。
- ・まちづくりセンターとして、夏休みに耐火煉瓦を使ったピザ窯をつくることにしている。
- ・まちづくりセンター、地区社協、婦人会などの役員が被っている。若い人が入るようにする必要がある。
- ・家庭環境や意識の問題がある。高齢者の上から目線では通用しない。若い人に寄り添う必要がありとにかく若い人の参画である。
- ・有償ボランティアの次代で、役員などに手当を出す必要がある。
- ・三中トークをやると地域の良さが出てくる。中学生が地域に興味を持ってくる。

【子育て世代包括支援センターすくすく (5/25)】 大谷

- ・幼児を遊ばせる公園が少ないと感じる。
- ・広島等の都市部にもない特殊なアイススケート場は浜田のPR施設として少々の赤字でも存続させるべき。利用しない大人の声ではなく、声なき子どもたちのためにも維持すべき。県大生等にPRができておらずもったいない。
- ・浜田は海や山がすぐ近くにあり、これらを活用したスポーツ王国を目指し定住につなげるべき。
- ・観光を考えると郷土資料館など月曜定休は改善すべき。

【小国まちづくりセンター (5/19)】 佐々木

- ・子ども達に元気をもらいたい。小国にしかできない行事が出来たらよい。
- ・サポートしている人が高齢化している。高齢者の知識を子ども達に伝えたいがどう進めればよいか。
- ・子ども達は保育園2人、小学校2人、中学校1人。小国保育園の灯をともし続けたい。
- ・地域の事業は親子で参加できる事業にしたい。

令和5年度 地域井戸端会 総務文教委員会関係の意見

- ・支所の紹介で浜田や金城の他地域からのセンター利用がある。(金城防災自治課に小国の職員がいる)
- ・家だけに任せるのではなく、地域で子どもを見守りたい。地域が良い背中を見せたい。

【美又まちづくりセンター (5/22)】 西田

○子供の現状

- ・保育園や学校が地域の拠点となっていた。
- ・戸数の減少とともに子供も減少。
- ・若者の留まる、居たいと思える魅力が乏しい。

○地域課題

- ・娯楽、遊び場が狭い。
- ・子供というより町内会継続が不安。

【波佐まちづくりセンター (5/24)】 芦谷

- ・青少年健全育成をしてほしいと言われているが、何をしたいのかが分からない。
- ・保育園が在園児(20人定員)である。その内地元は4名、広島から2名通ってきている。地元の子供がどんどん少なくなっている。このままだと保育園を存続していくことが難しい。浜田地域から子どもに来てほしい。
→特徴ある保育が必要。
- ・地域外から保育園児を連れくるために車はあるが、運転手がない。
- ・小学生と地域の方と田植えの活動をしている。
- ・保護者はこの地域で暮らしていて良かったと思っている。
- ・とにかく子どもを産む世代が少ない。

【久佐まちづくりセンター (5/26)】 佐々木

- ・子どもの人権条例を進めてほしい。
- ・学校統合で子どもの顔が見えなくなり、関われなくなった。
- ・まちづくりセンターを子どもが集う場所にしたい。

○回答が必要

- ・久佐小学校のグラウンドを整備してほしい。一年中使えるグラウンドにしたい。グラウンドゴルフを子どもを巻き込んで行いたい。地域の運動会も行っている。
- ・まちづくりセンターを夏休みの子どもの居場所にしたい。必要な道具を整備してほしい。(卓球台・カローリング・フロアーで遊べるもの)

【今福まちづくりセンター (5/31)】 大谷

- ・子どもが少なく、中学校もなくなった。若者の働く場と子ども支援にもっと力を入れてほしい。

令和5年度 地域井戸端会 総務文教委員会関係の意見

- ・高校の寮費が高い。中央高校は38,000円だが浜高は50,000円。
- ・給食費は所得関係なく無料にしてほしい。

【雲城まちづくりセンター (6/3)】 肥後

- ・市街地にしか不登校児童・生徒が通う施設がないのは不公平ではないか。通うのに不都合がある。例えばまちづくりセンターで支援しても良いのではないか。
- ・親子で参加するイベントを実施していかなければいけない。子どもだけではなく、親が参加したくなる様にして地域の方とつながることでお互いの顔が見える関係になれる。

【和田まちづくりセンター (5/17)】 芦谷

- ・平日に子どもの姿がなく地域の見守りがしにくい。少子化の影響で子どもとのふれあいの機会が少ない。子どもがいない。もっと家庭の大人がふれあいの場を考えて行く必要がある。
- ・学校統合により和田地区はバス通学。学校支援に対し地域の参加、協力ができている。まちづくりセンターの協力体制ができている。
- ・地域で子どもを守っている行事が多い。(成人式、入学式、卒業式などの放送が流れている)
- ・少子高齢化に対し、ITができること、外部人材でカバーすることなどを探る必要がある。
- ・地域づくりや子育ては、親だけで学校だけではなく、地域のすべてで多くの人と一緒に進める必要がある。
- ・子どもだけではなく、接点のなさそうな世代やグループとのかかわりを持つことが必要である。
- ・我が子でなくても関わりを持たれている、場所としてふるさとではなく、人とのふれあいがふるさととしての思い出に残る。
- ・コロナ時代に育った子どもたちには、いまどう思っているのか、考えておく必要がある。
- ・昨年、旭小学校、みどりの少年団とのふれあいとして、彼岸花の植栽などしている。
- ・大学や就職などで、県外ではなく地元の大学、地元企業に残ってもらいたい、都会に出ると地元に戻ってこられない。

【今市まちづくりセンター (5/23)】 三浦

▶文化の継承の機会提供が少ない

- ・神楽など引き継げなくなっている。守っていききたい。
- ・保護者世代にも伝わっていないので、さらに子供には難しい。神楽は比較的受け入れられているが、田ばやしなどは厳しい。

▶団体活動が難しくなっている

令和5年度 地域井戸端会 総務文教委員会関係の意見

- ・団体スポーツができない。
- ・文化活動はスポーツよりも難しい。理科教室などがあると嬉しい。理数離れ対策にもなるのでは。
- ・コロナ明けのサポートが難しい。
- ▶まちセンに関係構築を期待したい
 - ・自分の頃を思い出すと公民館活動に参加していた。
 - ・保護者の取り込みが課題。連鎖的に巻き込む。
 - ・物事を教えてもらう機会があると嬉しい。
- ▶子供たちが忙しい
 - ・事業への参加が難しい＝関わりが少ないからどこの子どもか分からない＝地域のおじさん、おばさんに関われない。
- ▶子供会のこと（存在だけでなくそもそもの目的）を知らない保護者が多い
 - ・連絡先が分からないので一軒一軒情報伝達する必要がある。
 - ・個人情報取得・管理が難しい。学校は子供会に関与しないので。
- ▶団地の方々へのコンタクトが取りづらい
 - ・構造上、声がかげづらい。
 - ・まとめて暮らしているエリアの人たちとの関係構築は地域の課題。民生委員に相談してくれたら協力できる部分ある。

【木田まちづくりセンター（5/27）】肥後

- ・中学生までの子どもがおられる世帯が木田には4世帯しかいない。テーマに沿った話がしにくい。
- ・地域で生まれ育った子ども達が、帰ってきたい地域にならないと地域の将来が見えない。

【都川まちづくりセンター（5/28）】佐々木

- ・地域での行事、たとえば陶芸教室などに子どもにも入ってもらった。（夏休みの宿題の手伝いに）
 - ・部活動が自由になり、勝つ喜びがなくなり、体力格差にもつながっているのではないか。一流選手も出にくくなる。
- 持ち帰るもの
- ・地域で子ども達との関わる行事や居場所の取組を行っても、距離があるため、その場所まで子ども達を送迎が必要になってくる。その対応をどうするのか。
 - ・7人の子どもが住んでいるが、この地域の良さを知ってもらって卒業してもらいたい。伝える機会があれば案内したい。地域では企画力がないので教えてもらいたい。
 - ・学校教育のなかのテーマで地域を回ってもらい、ふるさと教育の一環で学校に取組んでももらいたい。

令和5年度 地域井戸端会 総務文教委員会関係の意見

【市木まちづくりセンター（5/30）】西田

- ・他町で就学する子供達
未就学児 6人（1人以外は邑南町へ）
小中学生 2人（共に邑南町へ）
- ・子供の声が聞こえるのは盆正月。（帰省同伴児童）
- ・地域の活動
過去には、ほたる祭りはダンスで子供を呼んでいた。
個人活動では、田植えや稲刈りなどの体験行事へ広島から児童を招いている。

【安城まちづくりセンター（5/25）】三浦

- ▶学校を通しての地域活動は行っている
 - ・小学生：低学年だと弥栄の季節を感じる会。（家庭科、総合学習）
 - ・神楽：クラブ活動としての発表会（保育園からやっている）
 - ・中学生：自分たちで地域学習の機会があって、地域を回って話を聞くなどの活動で関わりがある。
- ▶地域に帰った時には集落によって差がある
 - ・寺組は子供会がない。声をあげる人がいない。
 - ・旅行、盆踊り、運動会、クリスマス会など、やっている集落（西の郷、野坂）とやっていないところとの地域差がある。
- ▶それぞれのステージで差がある
 - ・高校になってくると通学、下宿になるとどうしても関係希薄になる。
 - ・地域の方々の顔は知っている。（挨拶する関係）
- ▶部活動が少ない
 - ・中学校：合唱、陸上の二つ。以前は柔道などで村外に出ているケースがあった。
 - ・サッカー、水泳などは習いに出ているので、地域外で過ごす子どもたち多い。
- ▶地域活動は、高齢者&子供をターゲットにするとやりやすい
 - ・まちセンでの計画は、3世代交流を意識。
 - ・夏：川遊び・・・小学生32名/40名、手伝いも十分
 - ・冬は餅つき・・・児童クラブと一緒に開催
 - ・家庭料理もいいコンテンツだが、料理は学校に入って家庭科の授業でやる。
 - ・学習支援を行っている。学習の習慣化が目的。学校帰りに寄れるが、一度帰ると親の都合で送迎が難しくなる。
 - ・「やいち」にも子どもたちがやってくる。
- ▶浜田高校への進学は寮生になることが必須
 - ・商業への通学にはバスの時間がちょうど良いが（6人）、浜田高校へは間に合わない。
 - ・定期券補助は受けていても交通費の負担は大きい。

【黒沢まちづくりセンター（5/19）】大谷

令和5年度 地域井戸端会 総務文教委員会関係の意見

- ・神楽伝承の場は地域の大人と小中学生の相互理解や文化継承への有意義な機会となっているので、学校でも神楽文化に触れる機会を増やしてほしい。
- ・子どもたちが伝統文化に触れる機会を増やしてほしい。
- ・スポーツなど子どもが学べる間口を拡げ定住につなげてほしい。

【三隅まちづくりセンター (5/23)】 永見

- ・子供会の活動など地域での関わり、地域資源の活用。
- ・子供たちの居場所づくり。(公園整備)
- ・小中高のボランティア活動、学校教育でもボランティアの大切さを訴える。
- ・少子化問題を市の全課が連携した取組みが必要。
- ・子どもを産み育てる環境の取組について。
- ・子供たちの住みやすい環境をと要望したが、行政の対応がなかった。

【三保まちづくりセンター (5/24)】 永見

- ・小中学校での、地元の歴史、文化、産業等の学習についての内容について、行政や議員も理解してほしい。
- ・子ども達の教育に関わる先生の人数は不足している。対応を考えているのか(教員不足)。
- ・子ども達、学童、児童クラブが6年生まであり、地域の人と接する時間が少なく、現状、地域の人と関りはなくなった、よって意図的、目的をもって小さい頃から行っている地域の人と接する機会を多くするべきだ。
- ・子どもが増える施策を望む。

【白砂まちづくりセンター (5/26)】 西田

○子供との交流が地域の活性化に

- ・子供会年間計画を作成しセンターとともに活動(クリスマス、餅つき、花火大会など)
- ・行事へ小学生を呼び込む…学校との一体化(他校との交流、運動会で異世代交流、屋内での運動会)
- ・センター起案で体験や交流(神楽練習、野菜作りや農業を通じて)

【岡見まちづくりセンター (5/29)】 三浦

- ・まちセンと子どもたちとの関わり方は深い。登校の見守りもしている(7年間)。コロナで関わりが少なくなっている。マスクや会話を減らしたことは大きく変わった。
- ・中電の社宅がある。小学生が2家族3名。毎回、所長に家族手当を出してほしいと言ってきた。学校がないところに人は住まない。家族は来ない。もっとPRしてほしい。そのための企業ではないか。7年前は12名いた。前は家族で来ていた事例も多かった。地域でもしっかり応援する。固定資産税だけの話ではない。

令和5年度 地域井戸端会 総務文教委員会関係の意見

- ・発電所関係の船籍原簿が浜田にあることで税金が落ちている。
- ・三隅保育所に勤務。子どもの数は減っている。子どもたちが少ない中でも育つ環境を作ることが大事。地域との接点増やそうという取り組みしている。状況改善も必要だけど、今いるこどもたちをどう育てていくかが重要。地域の方が保育所や小学校に関わることはいろいろできる。
- ・保育園のすぐそばにまちづくりセンターがあるのは良い。小さな地域だからこそできることがある。田植えや芋の苗植えなど。知っているから声かけやすい関係性。みんなに関わろうとしているのが良い。コロナ前は宮の祭などを町ぐるみでやっている姿があった。
- ・隣町から見て、神楽の練習などに関わっているのが良い。
- ・放課後デイサービスに対して爆発的に予算が増えている。それだけ増えているのは需要があるか、儲かるか。整理すべきでは。地域間格差があるのも問題。
- ・中学生の部活動が義務化ではなく自由になった（なぜ）。地域活動も位置付けてもらえば良いのでは。生徒たちがそこに出られるか。中学校くらいになると地域に出てきにくくなる。
- ・まちづくりには新しい考え方も必要。子どもたちに関わってもらおうと新しい視点が入ってくる。

○自由意見

- ・まちづくり交付金について、片庭は70万円出ているが、使い道に困っている。もっと有意義な活用ができないか。（浜田）
- ・公共施設再配置実施計画の問題点を指摘（国府）
- ①中期財政計画の数字は甘すぎる。計画時より様様な要因が大きく変化しており、短期で見直し、修正を行うべき。
- ②ハコモノ（取得・建設）は利用者想定数を調査している場合とそうでない場合があるが何故なのか。本来ハコモノは必要ないのでは。
例 まちなか交流プラザ⇒調査実施
長沢まちづくりセンター⇒調査していない
- ・櫛田原町から内村町本郷橋までコミュニティバスが運行して折り返して帰っているが、空いたバスを美川～3中へ通学するのに困っている中学生の送迎に使う等、臨機応変な対応方法を取れないものか。（美川）
- ・財政の危機感がないのでは。行財政改革をさらに推し進めなければならないと思うのだが。（美川）
- ・まちづくりセンターの役割は何か？
行事を企画しても人が集まらないと言うのは魅力がないから来ないということ。学校としてのカリキュラムでやることとまちづくりセンターの行事は異なる。まちづくりの拠点というが、まちづくりとは何か。浜田市をよくしようとする活動と条例に書いてある。誰でもどこでも実行できる。まちづくりセンターがなくてもできる。近くの人には来るけど、来ない人の方が多い。各自治会館とか集会所が

令和5年度 地域井戸端会 総務文教委員会関係の意見

あるが。長沢のサブセンターが本当に必要か？想定される利用者数など、どういう需要があるか調査していない。違和感がある。(長浜)

- ・公共施設の延べ床面積が増えていることに対する問題意識を再配置計画の見直しが必要ではないか。単価の変動が大きく影響している。まちづくり社会教育課担当課の回答では、長沢のサブセンターの見積もりを取っていないということだった。どうか。建築住宅課にも確認している。(長浜)
- ・財産の位置付けが不明確
公共施設総合管理計画は普通財産と行政財産が混同している。総量で管理するべき。増えるからやりたくないのでは。(長浜)
- ・周布地区住民に対する防災基地の説明。(周布)
- ・防災用の標高標示の早期表示。(周布)
- ・飲酒問題について、有無の解明。(周布)
- ・長沢サブセンターの建設費が当初の計画案より大幅に多くなった理由は。公共施設の削減計画が達成できていない。箱物ハード事業からソフト事業の重視への転換が必要では。(石見)
- ・三桜酒造跡地公共活用検討委員は誰が決めるのか。(二反田)
- ・周布川防災拠点が高いところだが、低いところに福祉施設を作るのはおかしいのではないか。(二反田)
- ・地元で働く場所がない。中高生に地元の職業(職場)について知ってもらうことが必要なのでは？(二反田)
- ・郷土資料館に行った。あの状況を見たら、提供した方は悲しむ。早急に対応すべき。(小国)
- ・そもそも資料館が市街地にいるのだろうか。空き施設の利用も考えるべきではないか。(小国)
- ・当地のように高齢化率が高い地区に「気遣って」ほしい。予算のバランスを考えて、思いやりのある施策を願う。(小国)
- ・浜田港にかなりの費用を投資しているイメージがある。今後の漁獲、市場等に不安がある。潜水艦を呼ぶことも提案したい。(小国)
- ・今年度から金城支所の整備に入るが、なるべく早く金城支所の整備をしてほしい。できれば、小さくてもよいので、現在地に建て替えてコンパクトな施設を考えてほしい。(小国)
- ・若者の留まる、居たいと思える魅力の創出。(美又)
- ・無線放送でのラジオ体操実施。(美又)
- ・支所に人が少ない。特に地元のことがわかる職員が少ないので、災害時など心配。(波佐)
- ・邑南町のように、まちづくりセンターに市職員を1人配置してほしい。(波佐)
- ・市退職後に地域のことを積極的に活動してほしい。(波佐)
- ・全国で大きな地震が起きている。浜田地震から150年がたち、可能性が高くなっ

令和5年度 地域井戸端会 総務文教委員会関係の意見

- てきているのではないか。(100年周期)浜田市は大きな地震への対応を考えているのか。また、その際食料自給率も低いため心配。(久佐)
- ・空き家対策を進めてほしい。高知県梶原町の取組事例。(久佐)
 - ・久佐の佐々岡邸を保護してほしい。門も石垣も他にはない。残してもらいたい。また、久佐の地芝居「松竹座」も支援し守ってほしい。(久佐)
 - ・敬老乗車券の上限額を引き上げてほしい。(久佐)
 - ・敬老乗車券の名前を一考してほしい。(久佐)
 - ・若者に生活支援費を出したらどうだろうか。(久佐)
 - ・まちづくり総合交付金の見直しを検討してほしい。(今福)
 - ・きんたの森(団地)の防災無線が使えていない。電波受信状況が悪いというのが本当なのか。(雲城)
-
- ・賃金が低いので、賃金の高い都会、地域へ子どもを送り出している、大企業が都会に集中しすぎて、島根県と都会との賃金格差を少しでも縮め、日本全体の賃金格差をなくす必要がある。(和田)
 - ・住み慣れた地域に空き家がある、空き家問題をどうにかする必要がある。(和田)
 - ・地域づくりはできることをできる人が行うことが必要。(和田)
 - ・活動に参加する人が減った。同じ人が参加している。(和田)
 - ・和田の未来を考える会で住み続けるために農地を守っていききたい。(和田)
 - ・和田の桃はとても評判が良い。農業の視点より、地域振興の位置付けで取り組んでいききたい。(和田)
→農業お試し体験などをして移住に続けていききたい。
 - ・あいのりタクシーが使いやすいといい。利用しづらい・・・好きな時に出かけられない。(今市)
→好きな時に出かけられない。曜日・時間が決まっているから。タクシー補助は費用がかかりすぎて現実的ではない。
→みんなが使いやすい仕組みが必要。
→あいのりタクシー補助は一律？申請？
→利用上限額の撤廃、高速バスで利用できるようになったのは嬉しい。
 - ・旭→浜田のバスがいっぱい(今年は多い)。補助席利用しなくてはいけない。(今市)
 - ・各種団体の役員のなり手不足によって、解散の危機にまでつながっている。(今市)
 - ・人口減少によって経営が成り立たなくなっていて、公共交通、金融機関、商店などが無くなるなど、生活基盤が減少してきている。(この先支所もなくなるのかな)
(今市)
-
- ・運転できなくなった時の移動手段が心配。(今市)
 - ・コロナによって様々な事業ができなくなっていて、人間関係が希薄になっている。(今

令和5年度 地域井戸端会 総務文教委員会関係の意見

市)

- ・文化と暮らしの伝承が家族間でもできていない。(今市)
- ・若い人は物質的な豊かさを求め、都会に出る人も多い。ほかの豊かさをPRして若者の参加を促す仕掛けも必要。(幸せの物差しはひとつじゃない)(今市)
- ・自分ごとにできる仕掛けづくり。(今市)
- ・通学路でも法定速度を守らない車が多い。(今市)
- ・自治会、まちづくり組織などの役員に若い人がなりにくく、高齢な方が役員を務めている状況。ITC活用の仕方、スマホ教室などを行い、使いこなせるようになることで会議や連絡などの負担軽減を図ることが出来ると思うので運営を含む助成などを検討してもらいたい。(今市)
- ・旭町からJAの支店が撤退し更にはATMも故障が多くて、特に高齢者は困っている。(今市)
- ・交通手段が少ない。今後は免許返納者が増えていくので何らかの移動手段の確保を検討していただきたい。(今市)
- ・高齢化により草刈り作業の維持が困難。国府海岸などは市内全域の企業や団体がボランティア清掃などを行うが中山間地の保全のためにボランティアする団体はない。市民の中山間地(旧那賀郡)に対する無関心、温度差を感じる。中山間地の保全にも目を向けて企業、団体がボランティアで環境整備など行う仕組みづくりができればよいと思う。(今市)
- ・米軍機の騒音問題を旭町の問題ではなく全市的な問題として捉え考えてほしい。(今市)

○良い取組

- ・行政連絡員の提案で、集落のLINEグループを作っている。安否確認や災害時の避難の手助けにもなる。(今市)
- ・市が空き家を解体処分する補助制度ができないものか。現行制度以上を求める。(木田)
- ・市の箱物事業全体について危惧。福屋跡地の1F使用目的の分かりにくさ。浜田城資料館、神楽伝承館、瀬戸ヶ島埋立地の現状など。(木田)
- ・議会として消防団員確保に向けて取り組んでほしい。(木田)
- ・不登校児童・生徒や障害のある子ども達に対して放課後デイサービス事業に3億円の予算がついているが、市街地ばかりで中山間地にないのは公平でないのではないか。(木田)
- ・元市職員の飲酒隠蔽事件についての市民への説明が不足していると感じる。なかったのならないと明言してほしい。(木田)
- ・空き家バンクに入居を検討される方向けに、地域活動への参加を条件にするとホームページ上で明示可能か。(木田)
- ・市職員と住民の顔が見える関係を築いてほしい。議会が攻め立てるばかりでなく一緒になって職員の後押しをしつつ、馴れ合いでなくチェック機能を有する議会議員となってほしい。(木田)

令和5年度 地域井戸端会 総務文教委員会関係の意見

- ・まちづくり総合交付金に面積割をつくってもらったが、「寒冷地加算」を追加で検討してもらいたい。(都川)
 - ・あいのりタクシーは利用者が多くなっている。買い物や病院だけでなく、規制を緩めて、娯楽などにも利用できるようにしてもらいたい。(ひな人形を見に行くのはだめだった)(都川)
 - ・補助金の「ひもづき」を緩めてもらいたい。市街地と周辺部では環境が違うため、同じ制度でも負担が違う。(都川)
 - ・集落維持などにボランティア受入れを検討。(市木)
 - ・地域に根付く新たな人材募集を検討。(市木)
 - ・地域活動などを広く市内へ広報方策を検討。(市木)
 - ・空家バンク貸し付け条件の見直し。(市木)
 - ・ほたるの里として地域が行ってきたこれまでの活動を広く広報することが今後生きる。(産業)
 - ・地域の閉鎖的発言や行動が地域になじめない原因ではないかとの発言があり、地域の方々と共に気づきを得た。(市木)
-
- ・放課後デイサービスにおける不登校児童のサポートはどうなっているのか。(安城)
 - ・弥栄地域内の保育園が統合した。朝晩の送り迎えが厳しい。小松ファームなどで働く人たちも送り迎えが負担になった。(安城)
 - ・子どものころは親の働く姿を見ながら育ってきた。会社勤めだとなかなか叶わない。年に一度会社に呼ぶなどしているところもあるが。小学校の高学年になれば米作りに参加しながら、ものづくりの大変さを知った。学校教育との兼ね合いもあるが、そういう機会をたくさん作るべきだ。(安城)
 - ・学校がバリアを張っている感じがする。保護者以外の大人と小学生との距離を遠くさせている。プライベートブランドで学校給食に米を納品していた。当時は栄養士とのコミュニケーションがあった。それをやめたら、学校との関係がなくなった。子どもとオーケストラを一緒にやろうと企画をしたが、けんもほろろ。一緒にやろうという理解・姿勢を見せてほしい。住民側からの提案も柔軟に聞いてほしい。(安城)
 - ・空き教室はないと教育委員会は言う。未利用教室であると。おかしい。(安城)
 - ・不登校児童とは、校門をくぐれない子達のこと。≠授業を受けていない。その数は新学期になったらリセットされる。正確に把握できているとは言えない。(安城)
 - ・飲酒は懲戒免職の扱いだった。処分がされていない。(安城)
 - ・人口減少で集落の維持が心配。(安城)
 - ・相談窓口があってもそこに来る人ばかりではない。出向いて情報を収集することが大事。(安城)
 - ・高齢化が進む旧那賀郡の地域に興味を持ち関わろうとする若者が地域に関わって

令和5年度 地域井戸端会 総務文教委員会関係の意見

くれることで地域が活性化される。(安城)

- ・一日議会の学生が利用できる移動手段の構築してほしい。(安城)
- ・草刈り作業をする人が高齢化している。何らかの対策を検討してほしい。(安城)

・子どもが幼くても将来を思い、先々入学を想定する中学や高校の事は考えている。他市や他県からも入学者が現れるような特色のある学校づくりを目指してほしい。(黒沢)

・保育や学校の関係者と地域住民との直接的に関わりが減少しているので機会を増やしてほしい。(黒沢)

・ハコモノの取得・建設問題(郷土資料館、4号荷さばき所、まちなか交流プラザ、三桜酒造跡地取得問題等)。(三隅)

・町内会で役員のみ手がない。(三隅)

⇒市の職員が地域の運営にもっと関わるべきである。

・飲酒隠蔽問題(三隅)

・公共交通問題、地域の現状に合った運行を。(三保)

・運休等が起こった場合などJRの列車ダイヤの正確な情報を携帯電話以外で周知してほしい。(三保)

・子どもとの交流や地域間交流へ活用できる移動車両確保。(白砂)

・空家バンク活用者へのサポートを強化。(白砂)

・学校にいけない子(中学)が岡見でも3名いる。そのうち1人はセンターに親と一緒に来て話すこともある。(岡見)

・不登校児童の実数はどう変化しているのか。(岡見)

・ヤングケアラーの実態が正確に把握できていないと聞いた@魅力化コンソーシアム。(岡見)

・一般教養は学校で学べる。生きる術を地域で教えるべき。(岡見)

・親御さんの支援が必要。子ども以上に親が悩んでいるのでは。窓口作るだけではだめ。悩みがあったときに助けを求められる何か家庭支援ができないのか。場所があることが地域の力ではないのか。(岡見)

・ご飯を食べられない家族もある。実態は厳しい。(岡見)

・豊か・貧しさの感じ方は様々。(岡見)

・資料館は郷土資料館館長が反対している。(岡見)